

店頭デリバティブ取引に類する複雑な仕組債の 取引に係るご注意

- 本仕組債は、デリバティブ取引に類するリスク特性を有しています。そのため、法令・諸規則等により、商品内容や想定される損失額等について十分にご説明することとされています。

※ 商品内容や想定される損失額等について、説明を受けられたか改めてご確認ください。

- 弊社によるご説明や、本仕組債の内容等を十分ご理解の上、お取引いただきますようお願いいたします。

- お取引内容及び商品に関するご確認・ご相談や苦情等につきましては、お取引店までお申し出ください。なお、お取引についてのトラブル等は、以下のADR^(注)機関における苦情処理・紛争解決の枠組みの利用も可能です。

〔 特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター 〕

電話番号 0120-64-5005（フリーダイヤル）

（注）ADR とは、裁判外紛争解決制度のことで、訴訟手続によらず、民事上の紛争を解決しようとする紛争の当事者のため、公正な第三者が関与して、その解決を図る手続をいいます。

早期償還条項付 他社株転換条項付 デジタルクーポン円建債券の契約締結前交付書面

(この書面は、金融商品取引法第 37 条の 3 の規定によりお渡しするものです。)

この書面は、円貨建て外国仕組み債券であるバークレイズ・バンク・ピーエルシー 2018 年 3 月 5 日満期 早期償還条項付 他社株転換条項付デジタルクーポン円建社債(アルプス電気株式会社)(以下「本債券」といいます。)のお取引について、そのリスクや留意点等をご理解いただくため、金融商品取引法第 37 条の 3 の規定に従い説明する「契約締結前交付書面」です。下記の内容をあらかじめよくお読みいただき、ご不明な点はお取引開始前にご確認ください。

- 本債券のお取引は、主に募集・売出しや当社が直接の相手方となる等の方法により行います。
- 本債券は、早期償還判定日の対象銘柄の後場終値が早期償還判定水準以上の場合はその直後の利払日に額面金額 100%で早期償還されます。さらに、早期償還されず、かつ観測期間中の対象銘柄の後場終値が一度でもロックイン判定水準以下になり、最終償還判定日における対象銘柄の後場終値が当初価格未満であった場合、満期償還時に現金ではなく、対象銘柄を受け取ることとなるため、満期償還額は当初投資された額面金額を下回る可能性があります。
- 本債券は、対象銘柄の株価水準や金利水準の変化、本債券の発行者の信用状況に対応して価格が変動すること等により、損失が生ずるおそれがあります。
- 本債券は金融商品取引所その他の日本国内外の取引所に上場されておらず、また満期償還金額及び売却金額は償還対象株式の市場価格に連動すること等から、流動性(換金性)が低く、本債券の買手を見つけることが困難であるため、当社は原則として本債券の償還期日前の途中売却は受付けておりません。そのため、本債券保有者がその希望する時期に、本債券をその満期償還日前に売却することが困難となるおそれがあります。

- 本債券を購入する場合は、取引の仕組みやリスクについて十分ご理解のうえ、自らの投資に関する知識・経験、金融資産、投資目的等に照らして適切であると判断する場合にのみご自身の責任においてお取引を行って下さい。

手数料など諸費用について

- ・ お取引に際しては、購入対価のみをお支払いいただきます。

本債券のお取引は、金利、金融商品市場における相場その他の指標の変動を直接の原因として損失が生じるおそれがあります

(早期償還リスク)

・ 本債券は、一定の条件が満たされた場合、いずれかの早期償還日に本債券の額面でそのすべてについて償還されることがあります。本債券が満期償還日より前に償還された場合、当該償還の日までの利息を受け取ることができますが、当該償還の日から後のかかる満期償還日前の償還がなされなければ受領するはずであった利息を受領することができなくなります。さらに、かかる満期償還日前の償還の時点での一般実勢レートで再投資した場合に、かかる満期償還日前の償還がなされない場合に得られる本債券の利息と同等の利回りを得られない可能性があります。

(元本リスク)

・ 期中に早期償還の適用を受けず、かつ観測期間中の対象銘柄の後場終値が一度でもロックイン判定水準以下になり、最終償還判定日における対象銘柄の後場終値が当初価格未満であった場合、満期償還時に現金ではなく対象銘柄を受け取ることとなるため、満期償還額は当初投資された額面金額を下回る（最小でゼロとなる）可能性があります。また、満期償還額は額面金額を上回ることではないため、キャピタルゲインを期待して投資すべきではありません。さらに、本債券所有期間中に、対象銘柄の配当を得ることはできません。

(価格変動リスク)

・ 本債券の市場価格は、基本的に市場の金利水準および対象銘柄の株価の水準の変化に対応して変動します。金利が上昇する過程では債券価格は下落し、逆に金利が低下する過程では債券価格は上昇する傾向があります。また、対象銘柄の株価水準が上昇する過程では債券価格は上昇し、逆に対象銘柄の株価が低下する過程では債券価格は下落することが予想されます。さらに、対象銘柄の

株価の予想変動率（ある期間に予想される価格変動の幅と頻度）の上昇は債券価格を下げる方向に作用し、逆に予想変動率の下落は債券価格を上げる方向に作用します。また、評価日の前後で本債券の価格が変動するケースが多いと考えられ、評価日に早期償還されないことが決定した場合は本債券の価格が下落する傾向があるものと予想されます。ただし、対象銘柄の株価、円金利水準、対象銘柄の株価の予想変動率によってはかかる傾向が変化するため、以上の傾向が逆転する可能性もあります。償還日より前に換金する場合には市場価格での売却となりますので、投資元本を割り込み、損失（元本毀損）が生じるおそれがあります。また、市場環境の変化により流動性（換金性）が著しく低くなった場合、売却価格に悪影響を及ぼすおそれがあります。

- ・金利水準は、中央銀行が決定する政策金利、市場金利の水準（例えば、既に発行されている債券の流通利回り）や金融機関の貸出金利等の変化に対応して変動します。

(信用リスク)

- ・本債券の発行者であるパークレイズ・バンク・ピーエルシーの業務、財産の状況又は信用状況に変化が生じた場合、例えば、本債券の元本や利子の支払いの停滞若しくは支払不能の発生または特約による元本の削減などの悪影響を生じ、あるいは本債券の価格が下落するなどの可能性があり、その結果、お客様に損失（元本毀損）が生じるおそれがあります。なお、金融機関が発行する債券は、信用状況が悪化して破綻のおそれがある場合などには、発行者の本拠所在地国の破綻処理制度が適用され、所管の監督官庁の権限で、債権順位に従って元本や利子の削減や株式への転換等が行われる可能性があります。ただし、適用される制度は発行者の本拠所在地国により異なり、また今後変更される可能性があります。

(中途売却リスク)

- ・本債券は金融商品取引所その他の日本国内外の取引所に上場されておらず、また満期償還金額及び売却金額は償還対象株式の市場価格に連動すること等から、流動性(換金性)が低く、本債券の買手を見つけることが困難であるため、当社は原則として本債券の償還期日前の途中売却は受付けておりません。そのため、本債券保有者がその希望する時期に、本債券をその満期償還日前に売却することが困難となるおそれがあります。

(利率変動リスク)

本債券の利率は、初回利払日に支払われる利息については固定利率が適用されますが、次回利払日以降に支払われる利息については、対象銘柄の株価の水準により適用される利率が変動します。

本債券のお取引は、クーリング・オフの対象にはなりません

- ・ 本債券のお取引に関しては、金融商品取引法第 37 条の 6 の規定の適用はありません。

本債券に係る金融商品取引契約の概要

当社における本債券のお取引については、以下によります。

- ・ 本債券の募集若しくは売出しの取扱い又は私募の取扱い
- ・ 当社が自己で直接の相手方となる売買
- ・ 本債券の売買の媒介、取次ぎ又は代理

本債券に関する租税の概要

個人のお客様に対する課税は、以下によります。

- ・ 本債券の利子については、利子所得として課税されます。
- ・ 本債券を売却したことにより発生する利益は、原則として、非課税となります。
- ・ 本債券の償還により発生する利益は、原則として、雑所得として課税されます。

平成 28 年 1 月 1 日より金融所得課税の一体化の拡充（公社債（一部を除く。）・公募公社債投資信託の利子、収益分配金、譲渡益及び償還益の課税方式が申告分離課税となり、公社債・公募公社債投資信託の利子、収益分配金、譲渡損益及び償還損益について、上場株式等の配当等及び譲渡損益との損益通算が可能となる）等の実施が予定されています。また、将来、更に税制が変更される可能性があります。

法人のお客様に対する課税は、以下によります。

- ・ 本債券の利子、売却したことにより発生する利益、償還により発生する利益については、法人税に係る所得の計算上、益金の額に算入されます。

また、個人、法人いずれかのお客様に係らず、国外で発行される円貨建て債券の利子については、その発行地等の税制により現地源泉税が課税されることがあります。

なお、詳細につきましては、税理士等の専門家にお問合せください。

譲渡の制限

国外で発行される円貨建て債券については、現地の振替制度等により譲渡の制限が課される場合があります。

当社が行う金融商品取引業の内容及び方法の概要

当社が行う金融商品取引業は、主に金融商品取引法第 28 条第 1 項の規定に基づく第一種金融商品取引業であり、当社において有価証券(本債券を含みます。)のお取引や保護預けを行われる場合は、以下の方法によります。

- 国外で発行される円貨建て債券のお取引にあたっては、外国証券取引口座の開設が必要となります。また、国内で発行される外貨建て債券のお取引にあたっては、保護預り口座又は振替決済口座の開設が必要となります。
- お取引のご注文をいただいたときは、原則として、あらかじめ当該ご注文に係る代金又は有価証券の全部又は一部(前受金等)をお預けいただいた上で、ご注文をお受けいたします。
- 前受金等を全額お預けいただいていない場合、当社との間で合意した日までに、ご注文に係る代金又は有価証券をお預けいただきます。
- ご注文にあたっては、銘柄、売り買いの別、数量、価格等お取引に必要な事項を明示していただきます。これらの事項を明示していただけなかったときは、お取引ができない場合があります。また、確認書をご提出いただく場合があります。
- ご注文いただいたお取引が成立した場合には、取引報告書をお客様にお渡しいたします(郵送又は電磁的方法による場合を含みます。)

当社の概要

商 号 等	株式会社 SBI 証券 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第 44 号
本 店 所 在 地	〒106-6019 東京都港区六本木 1-6-1
加 入 協 会	日本証券業協会、一般社団法人金融先物取引業協会、一般社団法人第二種金融商品取引業協会
指定紛争解決機関	特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター 〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町 2-1-1 3 電話番号：0120-64-5005 受付時間：月曜～金曜 9:00～17:00(祝日等を除く。)
資 本 金	47,937,928,501 円(平成 27 年 6 月 30 日現在)
主 な 事 業	金融商品取引業
設 立 年 月	昭和 19 年 3 月
連 絡 先	カスタマーサービスセンター(0120-104-214)又はお取引のある取扱店にご連絡ください。

以上

■「証券・金融商品あっせん相談センター（FINMAC）」のご紹介

特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター（FINMAC）は、株式、債券、投資信託等、金融商品取引法の特定第 1 種金融商品取引業務に係る指定紛争解決機関として金融庁の指定・認定および裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律（ADR 促進法）に基づく認証を受け、中立的な立場で苦情・紛争を解決します。

特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター（FINMAC）は、

- （１）お客様からの金融商品取引業に関するご相談・苦情の窓口
- （２）金融商品取引に関するお客様と証券会社との紛争を解決するための窓口

として、金融商品取引業者等の業務に対するお客様からの様々なご相談・苦情や紛争解決あっせん手続きの申立てを受付けています。（あっせんは、損害賠償請求額に応じ 2 千円から 5 万円をご負担していただきます。）

あっせん手続き実施者（あっせん委員）は、公正・中立な立場の弁護士が担当し、迅速かつ透明度の高い解決を図ります。

名称	特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター（FINMAC）
所在地	〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町 2-1-13 第三証券会館
電話番号	0120-64-5005
受付時間	9：00～17：00（土・日・祝日等を除く）

○その他留意事項

日本証券業協会のホームページ

（<http://www.jsda.or.jp/shiraberu/foreign/meigara.html>）に掲載している外国の発行者が発行する債券のうち国内で募集・売出しが行われた債券については、金融商品取引法に基づく開示書類が英語により記載されています。

2015 年 8 月

発行登録追補目論見書

（「償還について」および「最悪シナリオを想定した想定損失額」と題する書面を含む。）



バークレイズ・バンク・ピーエルシー

バークレイズ・バンク・ピーエルシー 2018 年 3 月 5 日満期
早期償還条項付 他社株転換条項付デジタルクーポン円建社債
(アルプス電気株式会社)

－ 売 出 人 －

株式会社 SBI 証券

1. 本社債は、1933 年合衆国証券法（その後の改正を含み、以下「合衆国証券法」といいます。）に基づき登録されておらず、今後登録される予定也没有ありません。合衆国証券法の登録義務を免除された一定の取引による場合を除き、合衆国内において、又は米国人に対し、米国人の計算で、若しくは米国人のために、本社債の募集、売出し又は販売を行ってはありません。本段落において使用された用語は、合衆国証券法に基づくレギュレーション S により定義された意味を有しております。

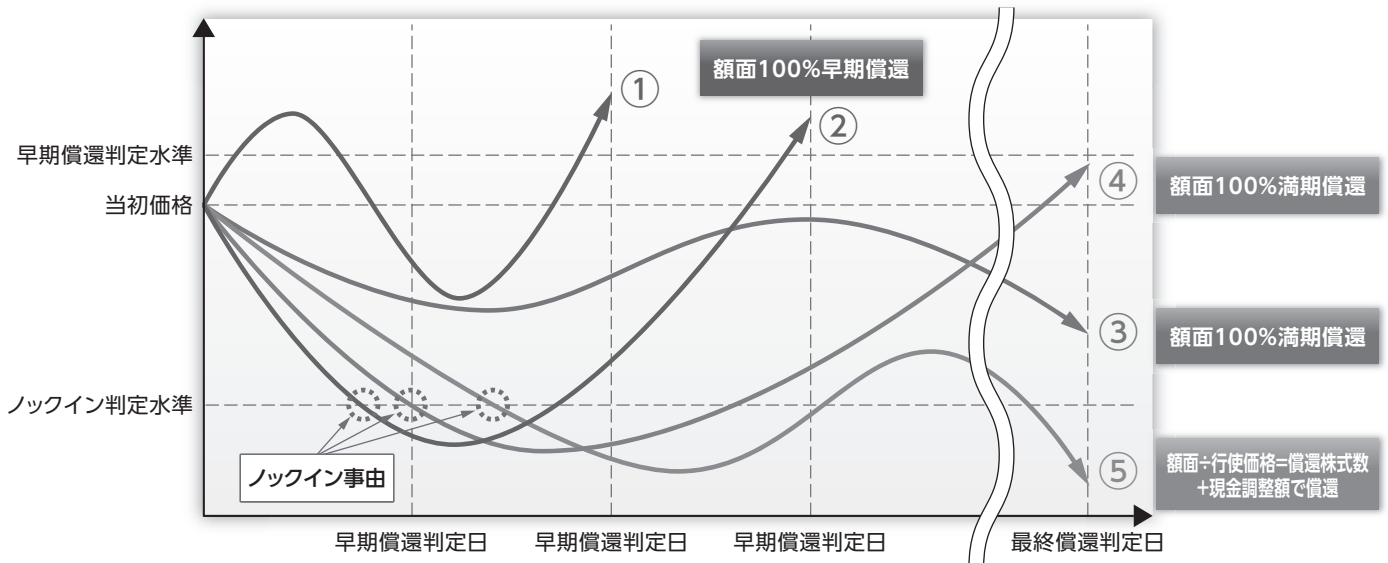
The Notes have not been and will not be registered under the United States Securities Act of 1933, as amended (the “Securities Act”), and may not be offered or sold within the United States or to, or for the account or benefit of, U.S. persons except in certain transactions exempt from the registration requirements of the Securities Act. Terms used in this paragraph have the meanings given to them by Regulation S under the Securities Act.

2. この特記事項の直後に挿入される本社債に関する「償還について」と題する書面及び「最悪シナリオを想定した想定損失額」と題する書面は、本社債の売出人である株式会社 SBI 証券の作成に係るものであり、目論見書の一部を構成するものではありません。

償還について

以下の記載は、本債券の仕組みをご検討いただく際の補足資料として作成したものです。あくまで参考資料としてお読みください。

償還決定方法



①、② 額面100%で早期償還

ノックイン事由の発生の有無にかかわらず、早期償還判定日において、「対象株式終値 $\geq$ 早期償還判定水準」の場合、額面100%で早期償還となります。

③ ノックイン事由が発生せず、満期償還を迎える

期中に一度も、対象株式終値がノックイン判定水準以下にならなければ額面100%で満期償還となります。

④ ノックイン事由が発生したが、額面100%で満期償還

期中に一度でも、対象株式終値がノックイン判定水準と等しいかまたはこれを下回り、最終償還判定日において、「対象株式終値 $\geq$ 当初価格」の場合、額面100%で満期償還となります。

⑤ ノックイン事由が発生し、額面割れで満期償還

期中に一度でも、対象株式終値がノックイン判定水準と等しいかまたはこれを下回り、最終償還判定日において、「対象株式終値 < 当初価格」の場合、「額面金額 $\div$ 行使価格」で計算される償還株式数と現金調整額で満期償還となります。

※詳細については、目論見書の「社債の要項の概要」の「2.償還及び買入れ」をご確認ください。

<アルプス電気(6770 JT) 参考株価動向>



出所：Bloomberg、2012年8月1日から2015年7月31日

最悪シナリオを想定した想定損失額

満期償還時の想定損失額

以下は、本債券の価格に影響を与える主な金融指標(アルプス電気株式会社(銘柄コード:6770 JT))の変化によって生じる、本債券の想定される損失額(以下「想定損失額」という)のシミュレーションです(将来における実際の損失額を示すものではありません。)

<想定損失額(過去データ)>

以下の観測期間におけるアルプス電気の株価の想定最大下落率(期間中の最高値(終値)と最安値(終値)の比較を示したものであり、時間的推移は考慮していません。)は、以下の通りです。

観測期間	期間	アルプス電気株価		最大下落率
		最大値	最小値	
2013/8/1~2015/7/31	2年	4,030.00	696.00	-82.73%
2013/2/1~2015/7/31	2.5年	4,030.00	518.00	-87.15%
2012/8/1~2015/7/31	3年	4,030.00	352.00	-91.27%

本債券の満期償還時におけるアルプス電気の株価が上記の過去データでの最大下落率と同様に91.27%下落したと想定した場合、満期償還時における本債券の想定損失額は額面に対して91.27%相当になります。上記想定最大下落率を超えて最終評価価格が更に下落した場合、損失額は上記想定損失額を上回る可能性があります。ただし、投資元本金額を上回る損失が発生することはありません。アルプス電気の株価が0になった場合、本債券の想定損失額は額面に対して100%相当になります。ただし、投資元本金額を上回る損失が発生することはありません。

<満期償還時の想定損失額>

- ・下記シミュレーションは、ノックイン事由が発生した場合の、対象株式のパフォーマンスと償還時における損益の関係を示したものです。
- ・本債券は、ノックイン事由が発生した場合で、かつ、評価日の対象株式終値がその当初価格未満であった場合には、対象株式の交付および現金調整額(もしあれば)の支払により償還されます。なお、ノックイン事由が発生した場合であっても、評価日の終値が当初価格以上となった場合は額面金額での償還となります。

対象株式の当初価格からの下落率	実質償還金額(円)	想定損失額(円)
0%	500,000	0
-10%	450,000	-50,000
-20%	400,000	-100,000
-30%	350,000	-150,000
-40%	300,000	-200,000
-50%	250,000	-250,000
-60%	200,000	-300,000
-70%	150,000	-350,000
-80%	100,000	-400,000
-90%	50,000	-450,000
-100%	0	-500,000

中途売却時の想定損失額

本債券の流通市場は確立されておらず、原則、中途売却はできません。仮に売却出来た場合でも本債券の市場価格は、主としてアルプス電気の株価および円金利の変動や発行者等の信用状況の悪化等の要因により影響を受けて下落しますので、売却損が生じる場合があります。なお、投資元本の全額を毀損する可能性はありますが、投資元本を上回る損失が発生することはありません。

■過去におけるアルプス電気株価の最大下落率から想定される中途売却損失額について

本債券の中途売却時におけるアルプス電気の株価が、上記「満期償還時の想定損失額」の最大下落率と同様に91.27%下落した場合の本債券の売却価格は、中途売却価格に伴い発生する費用やその他の金融指標の変化等により影響を受けて変動しますので、額面に対して91.27%を上回る中途売却損失額が発生する可能性があります。

■上記の損失額を超える中途売却損失額について

中途売却時における損失額はアルプス電気の株価が上記最大下落率を超えて更に下落する可能性がある事に加え、中途売却に伴い発生する費用やその他の金融指標の変化等により影響を受けて変動しますので、上記中途売却損失額を更に上回る可能性があります。

ご注意事項

想定損失額は、あくまでも過去における対象株式株価の変化によって生じる、本債券の想定される損失額のシミュレーション結果です。将来において対象株式株価が上記の過去データに基づく最大下落率を超えて下落した場合、または、発行体のデフォルト等の信用リスク要因、もしくは、その他の要因により、本債券の満期償還時における実際の損失額は、上記の過去データに基づく想定損失額から更に拡大する可能性があります。想定損失額については受取利息は考慮していません。

*上記はいずれも税金については考慮しておりませんので、ご注意ください。

【表紙】

【発行登録追補書類番号】 27-外 22-3

【提出書類】 発行登録追補書類

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成 27 年 8 月 17 日

【会社名】 バークレイズ・バンク・ピーエルシー
(Barclays Bank PLC)

【代表者の役職氏名】 デピュティ・グループ・ファイナンス・ディレクター
(Deputy Group Finance Director)
マーク・マーソン
(Mark Merson)

【本店の所在の場所】 英国 ロンドン市 E14 5HP チャーチル・プレイス 1
(1 Churchill Place, London E14 5HP, United Kingdom)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 平 川 修

【代理人の住所又は所在地】 東京都港区元赤坂一丁目 2 番 7 号 赤坂Kタワー
アンダーソン・毛利・友常法律事務所

【電話番号】 03-6888-1000

【事務連絡者氏名】 弁護士 福 田 淳
同 長谷川 敬 洋
同 田 中 貴 大
同 村 上 遼

【連絡場所】 東京都港区元赤坂一丁目 2 番 7 号 赤坂Kタワー
アンダーソン・毛利・友常法律事務所

【電話番号】 03-6888-1000

【発行登録の対象とした
売出有価証券の種類】 社債

【今回の売出金額】 300,000,000 円

【発行登録書の内容】

提出日	平成 27 年 8 月 4 日
効力発生日	平成 27 年 8 月 12 日
有効期限	平成 29 年 8 月 11 日
発行登録番号	27-外 22
発行予定額又は発行残高の上限	発行予定額 10,000 億円

【これまでの売出実績】
 (発行予定額を記載した場合)

番号	提出年月日	売出金額	減額による 訂正年月日	減額金額
27-外 22-1	平成 27 年 8 月 14 日	1,020,000,000 円	該当なし。	
27-外 22-2	平成 27 年 8 月 14 日	1,760,000,000 円		
実績合計額		2,780,000,000 円	減額総額	0 円

【残額】 997,220,000,000 円
 (発行予定額－実績合計額－減額総額)

(発行残高の上限を記載した場合)

番号	提出年月日	売出金額	償還年月日	償還金額	減額による 訂正年月日	減額金額
該当なし。						
実績合計額		該当なし。	償還総額	該当なし。	減額総額	該当なし。

【残高】 該当なし。
 (発行残高の上限－実績合計額＋償還総額－減額総額)

【安定操作に関する事項】 該当なし。

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
 (東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)

目 次

	頁
第一部 証券情報	1
第 1 募集要項	1
第 2 売出要項	1
1 売出有価証券	1
2 売出しの条件	3
第 3 第三者割当の場合の特記事項	33
第二部 公開買付けに関する情報	34
第三部 参照情報	35
第 1 参照書類	35
1 有価証券報告書及びその添付書類	35
2 四半期報告書又は半期報告書	35
3 臨時報告書	35
4 外国会社報告書及びその補足書類	35
5 外国会社四半期報告書及びその補足書類並びに外国会社半期報告書及びその補足書類 ..	35
6 外国会社臨時報告書	35
7 訂正報告書	35
第 2 参照書類の補完情報	35
第 3 参照書類を縦覧に供している場所	35
第四部 保証会社等の情報	36
第 1 保証会社情報	36
第 2 保証会社以外の会社の情報	36
第 3 指数等の情報	37
「参照方式」の利用適格要件を満たしていることを示す書面	38
有価証券報告書に記載すべき事項に関し重要な事実が発生したことを示す書面	39
事業内容の概要及び主要な経営指標等の推移	141

注) 本書において、別段の記載がある場合を除き、下記の用語は下記の意味を有する。

「発行会社」、「当行」又は
「計算代理人」
「パークレイズ・グループ」
「英国」又は「連合王国」
「円」又は「円貨」

パークレイズ・バンク・ピーエルシー
パークレイズ・ピーエルシー及びその子会社
グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国
日本の法定通貨

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

該当なし。

第2【売出要項】

1【売出有価証券】

【売出社債（短期社債を除く。）】

銘 柄	パークレイズ・バンク・ピーエルシー2018年3月5日満期 早期償還条項付 他社株転換条項付 デジタルクーポン円建社債（アルプス電気株式会社）（以下「本社債」という。） (注1)		
売出券面額の総額又は売出 振替社債の総額	300,000,000円	売出価額の総額	300,000,000円
記名・無記名の別	無記名式	各社債の金額	500,000円
償還期限	2018年3月5日（ロンドン時間）（以下「満期日」という。）（注2）		
利 率	額面金額に対して、 (1) 2015年9月4日（その日を含む。）から2015年12月5日（その日を含まない。）まで：年 10.0% (2) 2015年12月5日（その日を含む。）から満期日（その日を含まない。）又は（場合により） 早期償還日（その日を含まない。）まで： 利率判定評価日（以下に定義される。）において観察された株価終値（以下に定義され る。）により以下のとおり変動する。 (a) 利率判定評価日において観察された株価終値が利率判定水準（以下に定義され る。）以上の場合： 年 10.0% (b) 利率判定評価日において観察された株価終値が利率判定水準未満の場合： 年 0.10% 利息は、毎月30日の12ヶ月で構成される1年360日を基準として計算される。		
売出しに係る社債 の所有者の住所及び 氏名又は名称	株式会社SBI証券 （以下「売出人」という。） 東京都港区六本木一丁目6番1号		
摘 要	(1) 利払日 利息は、（本社債が下記「2 売出しの条件、<u>社債の要項の概要</u>」に規定されるとおり 期限前に償還されない限り）2015年9月4日（以下「利息開始日」という。）（その日を含 む。）から満期日（その日を含まない。）までの期間、本書に記載される適用利率でこれ を付し、2015年12月5日（第1回利払日）（その日を含む。）から満期日（その日を含む。） までの毎年3月5日、6月5日、9月5日及び12月5日（ロンドン時間）（以下「利払日」とい う。）に、利息開始日（その日を含む。）又は（場合により）直前の利払日（その日を含 む。）から翌利払日（その日を含まない。）までの期間（以下「利息計算期間」という。） について、円貨で後払いする。		

	利払日が営業日（以下に定義される。）でない場合には、当該利払日は「修正翌営業日調整」（以下に定義される。）により調整される。但し、かかる調整の結果、社債権者に対して支払われるべき金額が増額又は減額されることはない。
(2) 信用格付	本社債に関し、金融商品取引法第66条の27に基づく登録を受けた信用格付業者から提供され、又は閲覧に供される信用格付はない。
(3) その他	その他の本社債の条件については、「2 売出しの条件」を参照のこと。

(注1) 本社債は、パークレイズ・バンク・ピーエルシーにより、発行会社の2014年6月24日付グローバル・ストラクチャード・セキュリティーズ・プログラム及び下記(注3)に記載のマスター代理人契約に基づき、2015年9月3日に発行される予定である。本社債が証券取引所に上場される予定はない。

(注2) 各本社債の満期償還は、満期日において、下記「2 売出しの条件、社債の要項の概要、2. 償還及び買入れ (1) 満期償還」に従い、額面金額の支払又は交付株式数（以下に定義される。）の対象株式（以下に定義される。）の交付及び（もしあれば）現金調整額（以下に定義される。）の支払によりなされる。満期日前の償還については下記「2 売出しの条件、社債の要項の概要、2. 償還及び買入れ (2) 早期償還事由発生後の期限前償還」、「2 売出しの条件、社債の要項の概要、2. 償還及び買入れ (3) 発行会社課税事由、通貨障害事由、法の変更、ヘッジ障害、異常な市場障害及び支払不能の届出の発生後の期限前償還及び／又は調整」、「2 売出しの条件、社債の要項の概要、2. 償還及び買入れ (5) 違法性及び実行不能性」及び「2 売出しの条件、社債の要項の概要、6. 債務不履行事由」を参照のこと。

(注3) 本社債は、発行会社、計算代理人兼フレンチ・クリアードIPAとしてのパークレイズ・バンク・ピーエルシー、発行・支払代理人兼名義書換代理人兼交換代理人としてのザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロン（発行・支払代理人兼名義書換代理人兼交換代理人としてのザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロンを以下「発行・支払代理人」、「名義書換代理人」又は「交換代理人」といい、文脈上必要な場合は、ルクセンブルク代理人（以下において定義する。）、フランクフルト代理人（以下において定義する。）及び発行会社により任命されることのある追加の支払代理人と併せて「支払代理人」といい、また文脈上必要な場合は、ニューヨーク代理人（以下において定義する。）及び発行会社により任命されることのある追加の名義書換代理人と併せて「名義書換代理人」という。）、ニューヨークにおける登録機関（以下「ニューヨーク登録機関」という。）兼ニューヨーク市における代理人（以下「ニューヨーク代理人」という。）としてのザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロン、フランクフルトにおける代理人（以下「フランクフルト代理人」という。）としてのザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロン、ルクセンブルクにおける代理人（以下「ルクセンブルク代理人」という。）兼ルクセンブルクにおける登録機関（以下「ルクセンブルク登録機関」といい、ニューヨーク登録機関と併せて、また個別に「登録機関」という。）としてのザ・バンク・オブ・ニューヨーク（ルクセンブルク）エスエー、計算代理人としてのパークレイズ・キャピタル・セキュリティーズ・リミテッド、フランスIPAとしてのビーエヌピー・パリバ・セキュリティーズ・サービスズ、スイスIPAとしてのビーエヌピー・パリバ・セキュリティーズ・サービスズ、パリ、スウェーデンIPAとしてのスウェーデン・ハンデルスバンケンA B (publ)、フィンランドIPAとしてのスカンディナビスカ・エンスキルダ・バンケンA B (publ)、ノルウェーIPAとしてのスカンディナビスカ・エンスキルダ・バンケンA B (publ)、デンマークIPAとしてのスカンディナビスカ・エンスキルダ・バンケンA B (publ)、並びにCREST代理人としてのコンピューターシェア・インベスター・サービスズ・ピーエルシーの間において2015年5月18日付で締結されたマスター代理人契約（以下「マスター代理人契約」という。この用語には、随時補足及び／又は変更及び／又は修正再表示及び／又は置換されるマスター代理人契約を含む。）に従い、マスター代理人契約の利益を享受して発行される社債券（以下「本社債券」又は「本社債」といい、この用語は、(i) 包括形式により表章される本社債券（以下「包括社債券」又は「包括社債」という。）に関して、当該本社債券の指定通貨における最低の指定券面額の単位（適用ある条件決定補足書に規定する。）、(ii) 包括社債券との交換（又は一部交換）により発行される確定社債券、及び(iii) 包括社債券を意味する。）のシリーズの1つである。

本社債券の所持人（以下「本社債権者」という。）及び利付無記名式確定社債券に付された利息の支払のための利札（以下「利札」という。）の所持人（以下「利札所持人」という。）は、マスター代理人契約及び適用ある条件決定補足書の諸条項の全てについて通知を受けているものとみなされ、それらの利益を享受し、それらに拘束されるものである。下記「2 売出しの条件、社債の要項の概要」における記載の一部は、マスター代理人契約の詳細な条項の概要であり、その詳細な条項に基づくものである。

本社債権者及び利札所持人は、2015年5月15日付で発行会社により発行された約款（Deed of Covenant）（本社債の発行日までになされた補足及び／又は変更及び／又は修正再表示及び／又は置換を含む。）の利益を享受する権利を有する。

2【売出しの条件】

売出価格	額面50万円 につき50万円 (注1)	申込期間	2015年8月17日から 2015年9月3日まで
申込単位	額面50万円単位	申込証拠金	なし
申込受付場所	売出人の日本における本店、 各支店及び各営業所(注2)	受渡期日	2015年9月4日 (日本時間)
売出しの委託を受けた者の 住所及び氏名又は名称	該当なし	売出しの委託契約の内容	該当なし

(注1) 本社債の申込人は、受渡期日に売出価格を日本円にて支払う。

(注2) 本社債の申込み及び払込みは、売出人の定める「外国証券取引口座約款」(以下「約款」という。)に従ってなされる。各申込人は、売出人からあらかじめ約款の交付を受け、約款に基づく取引口座の設定を申し込む旨記載した申込書を提出する必要がある。売出人との間に開設した外国証券取引口座を通じて本社債を取得する場合、約款の規定に従い本社債の券面の交付は行わない。

(注3) 本社債は、1933年合衆国証券法(その後の改正を含み、以下「合衆国証券法」という。)に基づき登録されておらず、今後登録される予定もない。本社債は、合衆国税法の適用を受ける。合衆国証券法の登録義務を免除された一定の取引による場合を除き、合衆国内において、又は米国人(U.S. Person)に対し、米国人の計算で、若しくは米国人のために、本社債の募集、売出し又は販売を行ってはならない。この(注3)において使用された用語は、合衆国証券法に基づくレギュレーションSにより定義された意味を有する。

社債の要項の概要

1. 利息

(1) 本社債には、2015年9月4日(以下「利息開始日」という。)(その日を含む。)から満期日(その日を含まない。)までの期間について、本社債が(以下に規定されるとおり) 期限前償還の対象とならない限り、額面金額に対して利息が付され、かかる利息は、2015年12月5日(第1回利払日)(その日を含む。)から満期日(その日を含む。)までの毎年3月5日、6月5日、9月5日及び12月5日(ロンドン時間)(以下「利払日」という。)に、利息開始日(その日を含む。)又は(場合により)直前の利払日(その日を含む。)から翌利払日(その日を含まない。)までの期間(以下「利息計算期間」という。)について後払いされる。

利払日が営業日でない場合には、当該利払日は修正翌営業日調整により調整される。但し、かかる調整の結果、社債権者に対して支払われるべき金額が増額又は減額されることはない。

(2) あらゆる期間(利息計算期間であるか否かを問わない。以下「計算期間」という。)における本社債の利息額の計算に関しては、1年360日を基準とし、支払がなされる計算期間内の暦日数を360で除した数は、以下の算式により計算される。

$$[360 \times (Y2-Y1)] + [30 \times (M2-M1)] + (D2-D1)$$

360

「Y1」とは、計算期間の初日を含む年を数字で表記したものをいう。

「Y2」とは、計算期間に含まれる最終日の翌日を含む年を数字で表記したものをいう。

「M1」とは、計算期間の初日を含む暦月を数字で表記したものをいう。

「M2」とは、計算期間に含まれる最終日の翌日を含む暦月を数字で表記したものをいう。

「D1」とは、計算期間の最初の暦日を数字で表記したものをいう。但し、当該数字が31である場合には、30とする。

「D2」とは、計算期間に含まれる最終日の翌日の暦日を数字で表記したものをいう。但し、当該数字が31であり、かつD1が29より大きい場合には、30とする。

- (3) 各利息計算期間に支払われる額面金額当たりの利息額は、1円未満を四捨五入する。利息は本要項第3項の規定に従って支払われる。利息の発生は、本社債が償還される日（期限前に償還される日を含む。）に停止する。但し、各本社債の適式の呈示に対し、元本の支払が不当に留保又は拒否された場合はこの限りでない。

適用利率の決定

本社債の利率は以下に従って決定される。

- (1) 2015年9月4日（その日を含む。）から2015年12月5日（その日を含まない。）に終了する利息計算期間につき、年10.0%とし、2015年12月5日に支払われる額面金額当たりの利息額は12,639円とする。
- (2) 2015年12月5日（その日を含む。）から満期日（その日を含まない。）又は（場合により）早期償還日（その日を含まない。）までの利息計算期間につき、以下のとおり決定される。
- (i) 利率判定評価日において観察された株価終値が利率判定水準以上の場合、年10.0%とし、各利払日に支払われる額面金額当たりの利息額は12,500円とする。
- (ii) 利率判定評価日において観察された株価終値が利率判定水準未満の場合、年0.10%とし、各利払日に支払われる額面金額当たりの利息額は125円とする。

2. 償還及び買入れ

(1) 満期償還

ア 後記の規定に従い期限前に償還又は買入消却される場合を除き、本社債は、発行会社によって、額面金額につき以下に従って満期日に償還される。

- (i) ①ノックイン事由が発生しなかった場合、又は②ノックイン事由が発生し、最終価格が行使価格以上であった場合、各本社債は額面金額（以下「満期償還額」という。）で償還される。
- (ii) ノックイン事由が発生し、最終価格が行使価格未満であった場合、各本社債は（額面金額／行使価格）以下の単元株数の最大整数倍に相当する数（以下「交付株式数」という。）の対象株式の交付により償還される。但し、単元株数に満たない数（以下「単元未満株数」という。）の対象株式については、以下の計算に従い、日本円で支払われる（以下「現金調整額」という。）。

単元未満株数×最終価格

但し、上記の計算により算定された額面当たりの金額は、計算代理人が決定するところに従い、1円未満を四捨五入する。

イ 受渡障害事由

計算代理人の意見において、対象株式又はその一部の交付が、受渡障害事由が発生し満期日において継続していることを理由として、不可能若しくは実行不能である（又は不可能若しくは実行不能となるおそれがある）場合、満期日は、かかる受渡障害事由が存在しない直後の関連決済日まで繰り下げられる。但し、以下の規定に従う。

- (i) 発行会社は、交付が不可能若しくは実行不能ではない（又は不可能若しくは実行不能となるおそれがない）対象株式を交付するよう努力する。
- (ii) 発行会社は、自己の選択する他の商業的に合理的な方法を用いて対象株式の一部又は全部を交付することにより本社債に関する自己の債務を弁済することを選択できる。この場合、満期日は、発行会社が当該他の商業的に合理的な方法による対象株式の交付に関連して適切とみなす日とする。
- (iii) 対象株式に関して、現物決済に代えて、また他の規定にかかわらず、発行会社は、障害現金決済日において障害現金決済価格を当該本社債権者に対し支払うことにより、本社債に関する自己の債務を弁済することを選択できる。

計算代理人は、可及的速やかに、本社債権者に対し、受渡障害事由が発生しており、通知に記載する方法により（但し、本要項第3項に従う。）障害現金決済価格が支払われる旨を通知する。但し、いずれの場合も本要項第10

項に従う。受渡障害事由の発生により対象株式の交付又は障害現金決済価格の支払が遅延した場合において、本社債権者は、追加金額を請求する権利を有せず、かかる遅延について発行会社及び／又は計算代理人は責任を負わない。

ウ 株式調整又は障害

(ア) 潜在的調整事由

発行会社は、潜在的調整事由が発生していることを、いつでも決定することができる。かかる発行会社による潜在的調整事由の決定の後、計算代理人は、当該潜在的調整事由が、対象株式の理論価値を希薄化又は凝縮化する効果を有するか否かを判断し、かかる希薄化又は凝縮化が生じる場合には、計算代理人は、(i) 当該潜在的調整事由による希薄化又は凝縮化の効果を適切に反映するように計算代理人が決定する、本社債の行使、受渡、支払又は他の条件に関連する調整（以下「本件調整」という。）を行い、(ii) 本件調整の効力発生日を決定する。計算代理人は、オプション取引所が当該オプション取引所で取引される対象株式に関するオプションに対して行う当該潜在的調整事由に関する本件調整を参照して、適切な本件調整を決定することができる（但し、義務ではない。）。

潜在的調整事由発生後の本社債の要項の調整は、発行会社若しくはその関連会社、又は潜在的調整事由の結果として受領する対象株式若しくはその他の有価証券の引受け、取得若しくは受領につき責任を負う外国投資家により、又はこれらの者に代わって支払われるべき一切の公租公課、賦課金、手数料又は登録の経済的費用を考慮する。当該計算は、計算代理人により誠実に決定され実行される。

前記にかかわらず、発行会社は、代替的に、本要項第10項に従い社債権者に通知した上で、計算代理人が潜在的調整事由につき本件調整を行うことの代わりとして、当該潜在的調整事由による希薄化又は凝縮化の効果を反映するために、社債権者に対して一つ若しくは複数の追加の本社債（以下「調整事由に係る社債」という。）を交付すること及び／又は社債権者に対して現金による金額（以下「調整事由に係る金額」という。）を支払うことを選択することができる。発行会社が調整事由に係る社債の交付を選択した場合、かかる調整事由に係る社債は、本社債と同様の（又は実質的に同様の）計算代理人が決定する関連する条件にて発行される。発行会社は当該通知に、交付される本社債の数及び／又は支払われる現金の金額、並びにかかる交付及び／又は支払がなされる方法について記載する。

(イ) 合併事由

合併事由（計算代理人が決定する。）の発生の後、発行会社は、その裁量により、本要項第2項(3)を準用し、本要項第2項(3)に基づき、本社債につき調整、償還、消却及び／又はその他の必要な措置を行う。

(ウ) 国有化、支払不能及び上場廃止

国有化、支払不能及び上場廃止（計算代理人が決定する。）の発生の後、発行会社は、その裁量により、本要項第2項(3)を準用し、本要項第2項(3)に基づき、本社債につき調整、償還、消却及び／又はその他の必要な措置を行う。

(エ) 公開買付

公開買付（計算代理人が決定する。）の発生の後、発行会社は、その裁量により、本要項第2項(3)を準用し、本要項第2項(3)に基づき、本社債につき調整、償還、消却及び／又はその他の必要な措置を行う。

(オ) 市場障害事由発生後の障害日の帰結

計算代理人の意見において、評価日が障害日である場合には、評価日は、その直後の障害日でない予定取引日とする。但し、予定評価日の直後の8予定取引日のいずれかの日が障害日でない場合に限る。当該直後の8予定取引日のすべての日が障害日である場合、当該8予定取引日後の日は、かかる日が障害日であることにかかわらず評価日とみなされ、また、計算代理人は商業的に合理的な方法により、当該障害日がなければ当該8予定取引日後の日において実勢価格であったであろう対象株式の当該本取引所の取引価格又は市場相場価格（以下「取引価格」という。）を決定する。但し、関連する利払日、満期日又は（場合により）指定期限前償還日は、

評価日と決定された当該日の5営業日後まで延期される。かかる延期に関して、発行会社はいかなる追加金額の支払義務も負わない。

エ 調整

発行会社が、適切な調整が本要項第2項(3)に従い行なわれうるか否かを計算代理人が決定することを要求した場合、発行会社は、自己が適切と考えない調整を行なう義務を負わず、計算代理人、発行会社又はその他の当事者のいずれも、発行会社が当該調整を行い又は行なわないことにつき責任を負わない。

特に、本要項に定める規定により、対象株式発行会社又はその対象株式に影響を与える事由に関して調整が要求されているということにかかわらず、発行会社は、当該規定に従い調整が行なわれる際に、対象株式に関するオプション又は先物が、先物又はオプション取引所において取引され、当該事由に関して取引オプション又は先物に基づく権利に対し先物又はオプション取引所による調整が行なわれない場合、当該調整を行なわない権利を留保する。

オ 調整の通知

計算代理人による本要項に基づくすべての決定は、明白な誤りがある場合を除き、最終的なものであり、本社債権者、発行・支払代理人及び発行会社を拘束する。発行会社は、可及的速やかに調整及び当該調整が実施される日を、本要項第10項に基づいて公告し又は公告がなされるようにしなければならない。但し、係る公告の懈怠又は未受領は調整の有効性及び拘束力に影響を及ぼさない。

(2) 早期償還事由発生後の期限前償還

早期償還評価日における株価終値が早期償還判定水準以上である場合、発行会社は、本要項第2項(1)イ及び第3項に従うことを条件として、社債権者に2営業日前までに（かかる通知期間を以下「早期償還通知期間」という。）取消不能の通知（かかる通知を以下「早期償還通知」という。）を行った上で、各本社債（の全部又は一部）を額面当たり50万円にて、早期償還日において、発生した利息を付して償還することができる。

疑義を避けるために付言すれば、当該利息計算期間に適用される利息額は当該早期償還日において支払われるべきものとする。

(3) 発行会社課税事由、通貨障害事由、法の変更、ヘッジ障害、異常な市場障害及び支払不能の届出の発生後の期限前償還及び／又は調整

発行会社課税事由（本要項第5項に定義される。）及び／又は通貨障害事由（本要項第16項に定義される。）及び／又は法の変更（本要項第16項に定義される。）及び／又はヘッジ障害（本要項第16項に定義される。）及び／又は異常な市場障害（本要項第16項に定義される。）及び／又は支払不能の届出（本要項第16項に定義される。）（以下「追加障害事由」という。）が発生した場合には、以下の規定に従う。

ア 発行会社は、計算代理人に、かかる事由が本社債に及ぼす経済的効果を考慮するため、また当該本社債を保有することによる社債権者に対する経済的効果を実質的に維持するために本要項及び本社債に関連するその他の規定に対して適当な調整を行うことの可否を判断するよう要請することができる。計算代理人が、かかる調整が可能であると判断した場合、発行会社はかかる調整の発効日を決定し、かかる調整を実施するために必要な手続をとる。発行会社は、調整の内容及び発効日が決定された後、合理的な範囲で可及的速やかに、本要項第10項に従いかかる調整について社債権者に通知する。

イ 計算代理人が、商業上合理的な結果をもたらし、かつ当該本社債を保有することによる社債権者に対する経済的効果を実質的に維持することができるような調整を行うことが不可能と判断した場合には、計算代理人はその旨発行会社に通知し、上記アに従ったいかなる調整も行われず、かかる調整に代えて、発行会社は、本要項第10項に従い本社債権者に対し10営業日前までに（かかる通知期間を以下「期限前償還通知期間」という。）取消不能の通知（かかる通知を以下「追加障害事由償還通知」という。）を行った上で、期限前償還通知期間の最終日（かかる日を以下「期限前現金償還日」という。）において期限前償還額（本要項第16項に定義される。）により当該シリーズの本社債のすべてを償還することができる（この場合、発行会社は、かかる償還に

先立って、（本社債の償還と併せて考えた場合に）かかる追加障害事由が本社債に及ぼす効果を考慮する上で
適当と思われる調整を、本要項又は本社債に関連するその他の規定に対して行うこともできる。）。

(4) 買入れ及び消却

発行会社又はそのいずれかの子会社は随時、公開市場その他において、いかなる価格においても本社債（但し、当該社債に関する満期が到来していない一切の利札が当該社債券に添付されており、又は当該社債券とともに提出されることを条件とする。）を買入れることができる。

前記のとおり発行会社若しくはそのいずれかの子会社により又は発行会社若しくはそのいずれかの子会社に代わって買入れが行われた本社債はすべて、これを満期が到来していない一切の利札とともに発行・支払代理人に提出することにより消却のために提出することができ（但し、これは義務ではない。）、そのように提出された場合、発行会社により償還されたすべての本社債とともに、直ちに（当該社債券に添付された、又は当該社債券とともに提出された、満期が到来していない一切の利札とともに）消却される。前記のとおり消却のために提出されたあらゆる社債は、再発行又は再販売することはできず、かかる社債に関する発行会社の義務は免除される。

(5) 違法性及び実行不能性

発行会社が、(i)財政的、政治的若しくは経済的状況の変化、若しくは為替レートの変動の結果、又は(ii)発行会社若しくは関連する子会社若しくは関連会社が、政府、行政若しくは司法関係の当局若しくは権限を有する機関の適用する現行若しくは将来の法律、規程、規則、判決、命令若しくは指令若しくはそれらの解釈を誠実に遵守した結果として、本社債に基づく発行会社の義務の全部又は一部の履行が、違法若しくは実行不能となったか又は違法若しくは実行不能となることが相当程度見込まれると判断した場合には、発行会社はその裁量により、本要項第10項に従って社債権者に通知した上で、本社債を償還又は消却することができる。

発行会社が本項に従って本社債を償還又は消却することを決定した場合、各本社債は期限前償還額にて支払期日が到来する。支払は本要項に従い、本要項第10項により社債権者に通知される方法で行われる。

(6) 対象株式の株価終値の過去の推移

下記の表は、2012年から2014年までの各年及び2014年9月から2015年8月までの各月の対象株式の東京証券取引所における株価終値の最高値と最安値を表したものである。これは、投資家に対する参考のために対象株式発行会社についての公に入手可能な情報を提供するという目的のために記載するものであり、この対象株式の株価終値の過去の推移は、将来の動向を示唆するものではなく、本社債の時価を示すものでもない。また、過去の下記の期間において対象株式の株価終値が下記のように変動したことによって、対象株式の株価終値が本社債の存続期間中に同様に推移することを示唆するものではない。

＜アルプス電気株式会社株価終値の過去推移＞

株価（単位：円、2012年から2014年の年次毎）

年	最高値（円）	最安値（円）
2012年	761	352
2013年	1,212	468
2014年	2,528	1,088

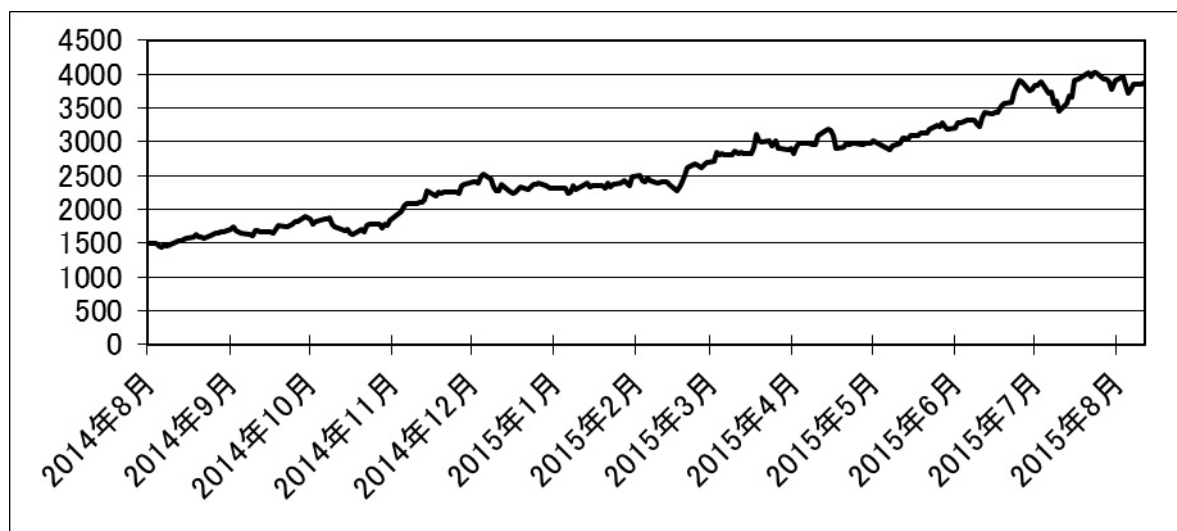
株価（単位：円、2014年9月から2015年8月の月次毎）

年 月	最高値（円）	最安値（円）	年 月	最高値（円）	最安値（円）
2014年9月	1,892	1,620	2015年3月	3,115	2,708
2014年10月	1,877	1,634	2015年4月	3,190	2,836
2014年11月	2,374	1,975	2015年5月	3,280	2,892
2014年12月	2,528	2,236	2015年6月	3,915	3,200
2015年1月	2,477	2,232	2015年7月	4,030	3,450
2015年2月	2,690	2,281	2015年8月	3,970	3,710

（注）但し、2015年8月は2015年8月11日まで。2015年8月11日の対象株式の東京証券取引所における株価終値は3,880円であった。

出典：ブルームバーグ・エルピー

下記のグラフは、対象株式の2014年8月1日から2015年8月11日までの東京証券取引所における日々の株価終値の推移を示したものである。これは、投資家に対する参考のために対象株式発行会社についての公に入手可能な情報を提供するという目的のために記載するものであり、この対象株式の株価終値の過去の推移は、将来の動向を示唆するものではなく、本社債の時価を示すものでもない。また、過去の当該期間において、対象株式の株価終値がグラフのように変動したことによって、対象株式の株価終値が本社債の存続期間中に同様に変動することを示唆するものではない。



3. 支払及び決済

(1) 支払

本社債に関する元利金の支払は、以下の規定に従い、米国外に所在する支払代理人の指定事務取扱店舗において（元本の支払の場合及び償還後の利息の場合には）関連する社債券、又は（償還後の利息以外の利息の場合には）関連する利札（適宜）を呈示及び提出すること（又は、支払われるべき金額若しくは受領可能資産の一部の支払若しくは交付の場合には、それらに裏書すること）と引き換えに、また決済条件に従うことを条件として行われ、(a) 支払の場合には、（該当する場合には、非米国実質所有の証明を行うことを条件として）口座開設銀行宛てに振り出される、関連通貨で支払われる小切手により、又は（所持人の選択により）口座開設銀行における当該通貨建ての口座（日本の非居住者に対する日本円での支払の場合、非居住者口座とする。）への振込みにより、また (b) 交付の場合には、社債権者に通知される方法により行われる。

無記名式の本社債の所持人は、本項に従ってなされる振込みが支払期日後に当該所持人の口座に到達したことによりかかる社債につき支払われるべき金額の受領が遅れたことについて、利息その他の支払を受ける権利を有さない。

本社債券には、発行・支払代理人により又は発行・支払代理人に代わって、当該社債券についてなされた各支払及び交付が記録され、かかる記録はその支払又は交付がなされたことの明白な証拠となる。

無記名式確定社債券への交換が不当に留保又は拒否された場合を除いて、いかなる無記名式包括社債券に関しても、交換日後に期限が到来する支払又は交付は、なされないものとする。

本要項において、「交換日」とは、交換を要求する通知がなされた日から60暦日以上経過した日で、発行・支払代理人の指定事務取扱店舗が所在する都市及び（該当する場合には）関連決済システムが所在する都市において銀行が営業している日をいう。

本社債又は利札に関して特定の金額が支払われるべきものと明示されている、又はその他の方法で支払われるべきものと決定されているその日が、(i)営業日、且つ(ii)（確定社債券の場合に限り）社債券又は利札の呈示場所において、商業銀行及び外国為替市場が支払の決済を行い、通常の業務（外国為替及び外貨預金取引を含む。）を営んでいる土日以外の日でない場合には、その支払は(i)営業日、且つ(ii)（確定社債の場合に限り）社債券又は利札の呈示場所において、商業銀行及び外国為替市場が支払の決済を行い、通常の業務（外国為替及び外貨預金取引を含む。）を営んでいる土日以外の日に該当する直後の日まで行われず、かかる社債券又は利札の所持人は、かかる支払遅延について追加の支払を受ける権利を有さない。

なお、当初の発行・支払代理人の名称及びその指定事務取扱店舗は以下に記載するとおりである。

発行・支払代理人

ザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロン

(The Bank of New York Mellon)

英国 ロンドン E14 5AL ワン・カナダ・スクエア

(One Canada Square, London E14 5AL, United Kingdom)

(2) 決済

発行会社は、本要項第2項(1)イ及び本項の他の条項に従うことを条件として、関連する現物交付日において、各本社債に関しては、関連決済システムの規則に従い関連決済システムにおける当該本社債の口座に対して、またその他のすべての社債については当該社債権者が発行会社に対して受領可能資産交付指図書又は行使通知（適宜）において通知する口座に対して当該社債権者の費用及び危険負担にて、当該受領可能資産の交付を行い、又はかかる交付を手配する。社債権者が発行会社に対して、発行会社及び／又は関連決済システム（該当する場合）が必要とされている受領可能資産の交付を実施できるようにするために十分な指図を適時に行わない場合には、かかる交付の期日はそれに応じて延期される。発行会社及び関連決済システム（該当する場合）は、自身が受領した指図が十分なものであるか否か、及びかかる指図が特定の日における交付を可能とするのに適時に受領されているか否かを決定する。本項において、受領可能資産の「交付」とは、発行会社（又は関連する交付を実施するために発行会社の手配するその他の者）が当該受領可能資産の移転を行うために必要とされる手続の実施を意味し、「交付する」もそれに応じて解釈される。かかる手続が実施された後は、発行会社は、決済システムの決済期間、登録機関の行為又は不作為、その他に起因するものであるかを問わず、受領可能資産の移転の遅延又は不履行につき責任を負わず、社債権者又はその他の者による受領可能資産又はそれに対する権利の取得又は移転の合法性について責任を負わない。

受領可能資産を構成するコンポーネントの端数が発行会社によって（又は発行会社に代わって）交付されることはない。同一の社債権者により同時に償還又は行使が行われる本社債は、交付されるべき受領可能資産の総額を決定するために合算される。但し、同一の社債権者に関する受領可能資産総額については、計算代理人が決定する方法により、当該参照資産又は受領可能資産のその他のコンポーネントの単位未満を切り捨てる。受領可能資産に、受領可能

資産を構成するコンポーネントの端数が含まれる場合には、当該社債権者は、かかる端数の代わりに、計算代理人が決定する現金による金額を受領する権利を有する。

当該コンポーネント及び受領可能資産に関する配当又は権利の基準日が当該現物交付日より前である場合には、社債権者は、当該受領可能資産のコンポーネントについて宣言若しくは支払が行われる配当を受領する権利、又は受領可能資産のコンポーネントに関連若しくは起因するその他の権利を受ける権利を有さない。

行使価格、租税、決済費用、又は社債権者により発行会社に対して支払われるべきその他の金額が、当該現物交付日の前に発行・支払代理人の銀行口座に（発行会社を受取人として）貸記されていない場合には、発行会社は、償還又は行使の対象の本社債につき、当該社債権者に対する受領可能資産の交付若しくは交付の手配又は支払（その性質を問わない。）を行う義務を負わず、かかる本証券に関して交付された証券行使通知及び関連する受領可能資産交付指図書（該当する場合）はその後すべての目的において無効となる。

発行会社は、関連する現物交付日において当該受領可能資産を社債権者に交付する（又はかかる交付を手配する）よう努める。社債権者が、受領可能資産の交付について、適用ある条件決定補足書に記載されているのと異なる場所又は方法にて実施されるよう要請した場合には、発行会社は、払戻しがなされない追加費用が発生しないことを条件として、受領可能資産をかかる場所及び／又は方法にて交付するよう手配することができるが、これは義務ではない。発行会社は、以下の規定に従うことを条件として、関連する現物交付日において、社債権者に対する（若しくは社債権者宛ての）、又は社債権者が受領可能資産交付指図書において指定する銀行若しくは証券会社に対する、受領可能資産に関連する譲渡書類（参照資産がエクイティ・ユニットの場合には、当該エクイティ・ユニットに関する譲渡書類）の交付又はかかる交付の手配を行う。

すべての受領可能資産は、当該社債権者の危険負担により交付される。

(3) 決済条件

発行会社が、本社債に関して社債権者により充足されるべき決済条件が、決済が予定されていた当初の日付以前に充足されていないと判断した場合には、当該決済金額又は受領可能資産の支払又は交付は、決済条件のすべてが完全に充足される日付まで、期限が到来しない（かかる決済金額又は受領可能資産を以下「条件付決済金額」という。）。かかる遅延又は延期の結果として追加額の支払又は交付が行われることはない。

社債権者が充足すべき決済条件には、(a) 発行会社、発行・支払代理人及び／又は関連決済システムが社債権者に対して（又は社債権者に宛てて）必要な期間内に当該決済金額又は受領可能資産の支払又は交付を実施するために必要とする一切の指図、証明及び情報を、発行会社、発行・支払代理人及び関連決済システム（適宜）が受領していること、(b) 租税及び決済費用並びに支払われるべきその他の金額（社債権者により支払われるべき行使価格を含むがこれに限らない。）の控除に関して適用される条件、(c) 本要項に従って適宜、適式に記入された行使通知、決済方法選択通知、受領可能資産交付指図書その他適用ある通知を預託していること、並びに(d) 関連する本社債の預託、呈示又は提出（適宜）が含まれるが、これらに限らない。

社債権者が充足すべき決済条件が、満期日、最終現物償還日、選択的現金償還日、選択的現物償還日、選択的現金消却日、期限前現金償還日、早期償還日、早期現物償還日、期限前消却日、期限前現物消却日、実際の行使日又は自動的行使日又は現物交付日（適宜）から、計算代理人が決定する決済日数に相当する暦日数が経過した日（以下「社債決済締切日」という。）における、(i)（本社債が決済済み証券でない場合は）ロンドン時間午前10時、又は(ii) ルクセンブルク若しくはブリュッセル時間午前10時、又は計算代理人が関連決済システムに関して適当と決定するその他の時刻までに充足されていない場合には、当該決済条件を充足することは不可能となる。社債決済締切日より、当該社債権者は、条件付決済金額の支払又は交付を受ける権利を有さず、それらに関して発行会社に対する請求権を有さない。

(4) 支払及び決済の延期

利息計算期間について支払われるべき利息、決済金額又は受領可能資産が評価日及び／又は平均化調整日を参照して決定される場合で、かかる評価日及び／又は平均化調整日が市場障害、価格障害又は関連する本要項若しくは適用ある条件決定補足書に記載のその他の障害の影響を受けているときは、かかる評価日及び／又は平均化調整日は、関連する本要項又は適用ある条件決定補足書に記載のとおり延期されることがある。評価日及び／又は平均化調整日の延期に関して、関連する利払日、満期日、最終現物償還日、選択的現金償還日、選択的現物償還日、選択的現金消却日、期限前現金償還日、早期償還日、早期現金消却日、早期現物償還日、早期現物消却日、期限前消却日、期限前現物消却日、行使現金決済日、行使現物決済日又は現物交付日（適宜）は、関連する本要項又は適用ある条件決定補足書に記載のとおり延期されることがある。発行会社が、かかる延期を理由に追加額の支払又は交付を行うことはない。

4. 本社債の地位

本社債及びそれに関する利払は発行会社の無担保かつ非劣後の債務を構成し、本社債間において同順位である。本社債及びそれに関する利払に基づく発行会社の支払義務は、発行会社のその他の現在及び将来の無担保・非劣後の債務（強制的かつ一般的に適用される法律の規定により優先権が認められる債務を除く。）と同順位である。本社債は、発行会社の預金を証明するものではなく、いかなる政府又は政府機関によっても保証されていない。

5. 課税

発行会社が租税に関する源泉徴収又は控除を行うことが法律により要求される場合その他本要項に開示されている場合を除き、社債権者は、利息の支払、利息額、若しくは本社債の所有、譲渡、売却、償還、権利執行若しくは消却、又は決済金額及び／若しくは本社債に関するその他の支払（適宜）に起因し、或いはそれらに関連して支払われるべき一切の租税を支払わなければならない。発行会社は、社債権者が負担するかかる租税について責任を負わず、その他の方法でかかる租税に関する金額を支払う義務を負わない。

本社債に関する支払はすべて、英国（又は英国の、若しくは英国内に所在する、課税権限を有する当局若しくは行政下部機関（それぞれを「税務当局」という。））により賦課、徴収、回収、源泉徴収又は査定されるあらゆる性質の現在又は将来の租税に関する源泉徴収又は控除のない状態で、かかる源泉徴収又は控除を行うことなく、支払われる。但し、かかる源泉徴収又は控除が法律上要求される場合はこの限りではない。

英国の税務当局が源泉徴収又は控除を要求する場合、発行会社は、かかる源泉徴収又は控除の後で社債権者が受領できる純額を、かかる源泉徴収又は控除が存在しなければかかる社債権者が受領しえた金額と等しくするために必要な追加額（以下「追加額」という。）を支払う。前記にかかわらず、以下のいずれかに該当する場合は、本社債について追加額は支払われない。

- (a) 社債権者が単に本社債又は利払を保有するという事実以外に英国と特定の関係を有することによりかかる社債について租税の支払義務を負う場合、かかる社債権者又はその代理を務める第三者に対しては、追加額は支払われない。
- (b) 社債権者が、法律上の要件を遵守し若しくはかかる要件を第三者に遵守させることにより、又は、関連する本社債若しくは利払が支払を受けるために呈示された場所において非居住者である旨の申告その他同様の非課税の申請を課税当局に対して行い又はかかる申告を第三者に行わせることによりかかる控除又は源泉徴収を合法的に回避しえたにもかかわらずそのように回避していない場合、かかる社債権者又はその代理を務める第三者に対しては、追加額は支払われない。
- (c) 米国内国歳入法（その後の改正を含む。）第1471条乃至第1474条、同法に関する現在若しくは将来の規則若しくは公式解釈、同法第1471条b項に基づき締結される協定、又は同法のこれらの条項の実施に関連して締結される政府間協定に基づき適用される財務若しくは規制に関する法律、規則若しくは慣習に基づき、かかる控除又は源泉徴収が要求される場合。

- (d) 社債券が、かかる支払の最初の支払期日（発行・支払代理人が支払われるべき金員の全額にかかる支払期日以前に適式に受領していない場合には、かかる金員の全額が適式に受領された日）から30暦日を過ぎてから支払を受けるために呈示された場合。但し、社債権者が当該社債券にかかる30日間の最終日に支払を受けるために呈示した場合に追加額を受ける権利を有していたと思われる場合を除く。
- (e) かかる源泉徴収又は控除が特定の個人に対する支払に課されており、欧州理事会指令（2003/48/EC）若しくは貯蓄所得に対する課税に関する2000年11月26日から27日に開催されたECOFIN理事会の決定を実施するその他の指令又はかかる指令を実施し若しくは遵守し、若しくはかかる指令に適合させるための法律に従って行う必要がある場合。
- (f) 社債券又は利札が、かかる源泉徴収又は控除が適用されない別の支払代理人に当該社債券又は利札を呈示することによりかかる源泉徴収又は控除を回避しえた社債権者により、或いはかかる社債権者の代理人により、支払を受けるために呈示された場合。
- (g) 無記名式確定社債券に関して、社債券又は利札の呈示を受ける発行・支払代理人又は支払代理人が満足できる限度で、かかる社債権者が適用ある証明、身分証明又は報告要件を充足することにより、或いは非居住者である旨の申告その他同様の非課税の申請を関連する課税当局に対して行うことによりかかる源泉徴収又は控除を回避することができない旨が証明されていない場合。

かかる源泉徴収又は控除が法律により要求される場合、本社債に関する支払に対する源泉徴収又は控除の適用は、それが発行会社により、若しくは発行会社のために行われる場合は「発行会社課税事由」とみなされる。

本要項において（Ⅰ）「元本」は本社債に関して支払われるべきあらゆるプレミアム、決済金額、及び本要項第2項に従って支払われるべき元本の性質を有するその他一切の金額を含むものとみなされ、（Ⅱ）「利息」は一切の利息額及び本要項第1項（又はこれに対する変更若しくは補足）に従って支払われるべきその他一切の金額を含むものとみなされ、（Ⅲ）「元本」及び／又は「利息」は本項に基づいて支払われるべきあらゆる追加額を含むものとみなされる。

6. 債務不履行事由

以下のいずれかの事由が発生し継続している場合、本社債のいずれかの所持人は、かかる社債が、期限前償還額にて償還されるべき旨を発行・支払代理人に対してその指定事務取扱店舗宛てに通知することができ、かかる社債はそれにより直ちに償還期限が到来する（なお、計算代理人は、債務不履行事由の発生後のいずれかの時点で期限前償還額を計算する際、かかる債務不履行事由が本社債の時価に及ぼす影響を無視するものとする。）。

- (a) 本社債の利息が支払期日から14暦日以内に支払われていない場合。但し、発行会社は、かかる金額（以下「留保金額」という。）が強制的な法律、規則又は正当な管轄権を有する裁判所の命令を遵守するために支払われなかった場合には、債務不履行とはみなされない。かかる法律、規則又は命令の有効性又は適用性について疑義が存在する場合、発行会社は、かかる14暦日の間に独立した法律顧問から発行会社に与えられた助言に従って行為した場合には、債務不履行とはみなされない。
- (b) 本要項第2項(1)イ及び第3項の規定を損うことなく、発行会社が交付の期日において、本社債の一部の行使又は償還（失効日におけるものを除く。）に関して受領可能資産の交付をせず、かかる交付の不履行が、社債権者が発行会社にかかる不履行の通知を行ってから30暦日以内に治癒されない場合。但し、（Ⅰ）社債権者により充足されるべき決済条件が交付の期日若しくはかかる不履行通知の日付において充足されていない場合、（Ⅱ）発行会社が本要項第2項(1)イに従って障害現金決済価格を支払うことを選択している場合、又は（Ⅲ）本要項第10項に従って社債権者に通知がなされている場合には、本(b)により債務不履行事由が発生することはなく、不履行の通知は有効とみなされないものとする。
- (c) 発行会社が本社債のその他の条項に違反した場合で、かかる違反が本社債の所持人の利益を実質的に損なう方法によるものであり、且つ当該違反が、発行済みの本社債の額面金額又は数（適宜）の少なくとも10分の1を保有し、違反の治癒を要請する社債権者から発行会社が違反の通知を受領してから30暦日以内に治癒されない場合。

- (d) 発行会社を清算する旨の命令がなされた場合又はその旨の有効な決議が可決された場合（かかる社債の所持人の特別決議により事前に承認された条件での再建、合併又は吸収合併の計画に関連する場合を除く。）。

7. 時効

発行会社に対する、本社債及び／又は利札（本項においては利札引換券は含まれない。）にかかる支払に関する請求は、それらについての適切な支払日から10年（元本の場合）又は5年（利息の場合）以内に行われなければならない限り、時効消滅し、無効となる。

8. 社債券の交換

社債券又は利札が紛失、盗失、毀損、汚損又は破損した場合、かかる社債券又は利札は、適用される一切の法令及び関連証券取引所又はその他の関連当局の規制要件に従って、発行・支払代理人、又は発行会社が随時かかる目的のために指定し、その指定につき社債権者に通知するその他の支払代理人若しくは名義書換代理人の指定事務取扱店舗において、交換に関して発生する料金、経費及び租税を請求者が支払った上で、また発行会社が要求する証拠、担保及び補償その他の条件に従って、交換することができる。本社債券又は利札が毀損又は汚損した場合には、代わりの社債券又は利札が発行される前に当該社債券又は利札を提出しなければならない。

9. 追加の発行

発行会社は随時その自由裁量で、社債権者又は利札所持人の同意を得ることなく、本社債と同様の条件が適用されるあらゆるシリーズの追加の社債を設定及び発行することができ、かかる社債は当該シリーズの社債に統合され、それらとともに一つのシリーズを構成する。

10. 通知

(1) 社債権者に対する通知

社債権者に対するあらゆる通知は、以下のいずれかに従ってなされた場合に、適式になされ効力を有するものとみなされる。

- (a) 英国で一般に刊行されている日刊新聞（「フィナンシャル・タイムズ」となる予定）において公告された場合。この場合、最初に公告された日において通知がなされたものとみなされる。
- (b) （本社債が関連証券取引所に上場されており、又は関連当局により取引を認められている場合は）当該証券取引所又はその他の関連当局の規則及び規制に従って通知がなされた場合。この場合、かかる規則及び規制に従って最初に送信又は公告がなされた日に通知がなされたものとみなされる。
- (c) 上記で要求されている公告又は郵送に代えて、社債権者に対する通知を関連決済システムに対して送付することができるが、適用ある場合には、前(b)項に従って要求される公告その他の要件も遵守することを条件とする。この場合、（その後の公告又は郵送にかかわらず、）該当する関連決済システムに転送されるよう発行・支払代理人に対して最初に送信された日において通知がなされたものとみなされる。

前(a)項又は(b)項に従って要求される公告を行うことができない場合、通知は、欧州で刊行されているその他の主要な英文の日刊新聞において公告された場合に、その最初の公告日において有効に行われたものとみなされる。

利札の所持人は、あらゆる目的上、本項に従って社債権者に送付された通知の内容について通知を受けたものとみなされる。

前記にかかわらず、発行会社又は計算代理人が本社債に関連する事由の発生に伴う調整又は償還について公告せず、又は通知を行わなかった場合でも、かかる調整又は償還の有効性又は効力に影響を及ぼすものではない。

(2) 発行会社及び代理人に対する通知

あらゆるシリーズの本社債について、発行会社及び／又は代理人に対する一切の通知は、マスター代理人契約に規定された住所に宛てて、又は本項に従って社債権者に送付される通知により発行会社及び／又は代理人が指定するその他の者又は場所に宛てて送付されるものとする。

(3) 通知の有効性

いずれかの通知が有効であり又は適式に完成され、適切な様式でなされているか否かについての判断は、発行会社及び関連決済システムにより、発行・支払代理人と相談の上でなされ、かかる判断は発行会社、諸代理人及び社債権者に対して決定的かつ拘束力を有するものである。

無効、不完全又は適切な様式でないと判断された通知は、発行会社及び関連決済システム（該当する場合）が別途合意しない限り、無効となる。本規定は、新たな又は訂正された通知を交付するために通知を交付する者の権利を損なうものではない。

発行会社、支払代理人、登録機関又は名義書換代理人は、かかる通知が無効、不完全又は適切な様式でないと判断された場合には、当該通知を提出した社債権者に迅速にその旨を通知するべく、一切の合理的な努力を尽くす。自身の側に過失又は故意の不正行為がない場合には、発行会社、関連決済システム又は代理人（適宜）のいずれも、通知が無効、不完全若しくは適切な様式でない旨の社債権者に対する通知又は判断に関連して自身が行った行為又は不作為につきいかなる者に対しても責任を負わない。

11. 変更及び集会

(1) 本要項の変更

発行会社は、社債権者の同意を得ることなく、本要項に対して、発行会社の単独の意見において社債権者の利益を実質的に損なわない変更、或いは形式的、軽微若しくは技術的な性質の変更、又は明白な誤りを訂正するため若しくは発行会社が設立された法域における強制的な法律の規定を遵守するため若しくは本要項中に含まれる瑕疵ある規定を是正、訂正若しくは補足するための変更を行うことができる。

かかる変更の一切は社債権者に対して拘束力を有し、かかる変更の一切は、本要項第10項に従ってその後可及的速やかに社債権者に通知される。かかる通知を送付しなかった或いはかかる通知を受領しなかったとしても、それらはかかる変更の有効性に影響しない。

(2) 社債権者集会

マスター代理人契約には、特別決議（マスター代理人契約に定義される。）による本要項又はマスター代理人契約の変更の承認を含め、社債権者の利益に影響する事項を審議するための社債権者の集会の招集に関する規定が含まれている。社債権者には、少なくとも21暦日（通知が送付された日及び集会が開催されることとなっている日を除く。）前に、集会の日時及び場所を明記した通知が送付される。

かかる集会は、発行会社又は当該時点において発行済みの本社債の額面金額の10%以上を保有する社債権者により、招集することができる。社債権者集会の定足数（特別決議（以下において定義する。）を可決するための集会の場合を除く。）は、本社債の過半数（保有又は代表される本社債の額面金額又は数量を基準として）を保有又は代表する2名以上の者とする。但し、かかる集会の議事に（とりわけ）下記(i)乃至(viii)の議案の審議が含まれる場合には、定足数は当該時点において発行済みの本社債の額面金額の75%以上又は（延会の場合は）25%以上を保有又は代表する2名以上の者とする。(i)本社債の満期日若しくは償還日、本社債の行使日若しくは失効日、或いは本社債に関する利息若しくは利息額の支払日を変更すること、(ii)本社債の額面金額若しくは本社債の償還若しくは行使につき支払われるべきプレミアムを減額若しくは消却すること、(iii)本社債に関する利率を引き下げ、若しくは本社債に関する利率若しくは利息の金額を算定する方法若しくは基準、若しくは本社債に関する利息額を算定する基準を変更すること、(iv)適用ある条件決定補足書に、利率の上限及び／若しくは下限、若しくは取引可能金額若しくは受領可能資産の上限及び／若しくは下限が定められている場合には、かかる上限及び／若しくは下限を引き下げること、(v)決済金額若しくは受領可能資産を算定する方法若しくは基準を変更すること（要項に定められている変更を除く。）(vi)本社債の支払通貨若しくは表示通貨を変更すること、又は(vii)社債権者集会に必要な定足数若しくは特別決議の可決に必要な過半数に関する規定を変更すること。マスター代理人契約には、発行済みの本社債の額面金額の90%以上を保有する所持人により、又はかかる所持人に代わって署名された書面による決議は、あらゆる目的上、適式に招集及び開

催された社債権者集会において可決された特別決議と同様に効力を有するものとみなされる旨規定されている。かかる書面による決議は一つの文書として作成することも、同じ形式の複数の文書として作成することもでき、各文書は1名又は複数名の社債権者により又はかかる社債権者に代わって署名されるものとする。

マスター代理人契約の条件に従い適式に招集及び開催された集会において、かかる集会で投じられた票の75%以上の過半数により可決された決議を特別決議とする。かかる集会において適式に可決された特別決議は、自身が集会に出席していたか否かにかかわらず、すべての社債権者に対して拘束力を有する。

12. 諸代理人

(1) 諸代理人の任命

発行・支払代理人、支払代理人、登録機関、名義書換代理人及び計算代理人は、発行会社の代理人としてのみ行為するものであり、社債権者（又は所持人）に対していかなる義務も負わず、また社債権者（又は所持人）のために或いは社債権者（又は所持人）との間で、代理人又は信託の関係を有さない。発行・支払代理人、支払代理人、登録機関、名義書換代理人、計算代理人又は発行会社のいずれも、発行・支払代理人、支払代理人、登録機関、名義書換代理人、計算代理人又は発行会社としての自身の義務及び職務につき、社債権者（又は所持人）の受託者又は顧問として行為するものではない。発行会社は随時、既に任命した発行・支払代理人、その他の支払代理人、登録機関、名義書換代理人又は計算代理人を変更又は解任し、追加の又は別の支払代理人又は名義書換代理人を任命する権利を有する。但し、発行会社が常に、(a) 発行・支払代理人1名、(b)（記名式社債券に関しては）登録機関1名、(c)（記名式社債券に関しては）名義書換代理人1名、(d)（本要項により要求される場合には）1名又は複数の計算代理人、(e) 欧州の主要都市2つ以上に指定事務取扱店舗を有する支払代理人、(f) 本社債が上場されるその他の証券取引所により要求されるその他の代理人、及び(g)（(e)又は(f)に従って既に条件が満たされている場合を除き）無記名式確定社債券に関して、EC理事会指令（2003/48/EC）若しくは2000年11月26日から27日に開催されたECOFIN理事会の決定を実施するその他の指令又はかかる指令を施行若しくは遵守する法律若しくはかかる指令に従うために導入される法律に従って税金の源泉徴収又は控除を行う義務を負わない、欧州連合加盟国内に指定事務取扱店舗を有する支払代理人1名を擁していることを条件とする。代理人の解任及び代理人の指定事務取扱店舗の変更に関する通知は、本要項第10項に従って社債権者に送付される。

(2) マスター代理人契約の変更

発行会社は、それが社債権者の利益を実質的に損うものでないと発行会社が判断した場合、又はかかる変更が形式的、軽微若しくは技術的な性質のものであるか、明白な誤りを訂正するため、適用法の強制的な規定を遵守するため、或いはマスター代理人契約に含まれる瑕疵ある規定を是正、訂正若しくは補足するために変更が行われる場合に限り、マスター代理人契約の変更を認め、又は同契約に対する違反若しくは違反の予定、若しくは同契約の不遵守を宥恕若しくは承認することができる。

かかる変更は社債権者に対して拘束力を有し、変更後可及的速やかに本要項第10項に従って社債権者に通知される。但し、かかる通知が送付されなかった又は社債権者により受領されなかった場合でも、かかる変更の有効性又は拘束力に影響を及ぼすものではない。

(3) 発行会社及び諸代理人の責任

発行会社又は諸代理人のいずれも、（国内外の）法律の制定、（国内外の）公共機関の介入、戦争、ストライキ、封鎖、ボイコット又はロックアウトその他同様の事象又は状況に起因する損失又は損害につき、責任を負わない。ストライキ、封鎖、ボイコット及びロックアウトに関する責任の制限は、当事者のいずれかがかかる措置を講じた場合又はそれらの対象となった場合にも適用されるものとする。発行会社又は諸代理人のいずれかが、かかる事由の発生により支払又は交付の実施を妨げられる場合、当該事象又は状況が解消されるまでの間、かかる支払又は交付を延期できるものとし、この場合、かかる延期につき追加額の支払又は交付を行う義務は生じない。

(4) 計算代理人による決定

計算代理人は、本要項に従ってその裁量を行使し、一定の決定、検討、判断、選択及び計算を行うことを要求される場合がある。すべての場合において、計算代理人は誠実に、また商業上合理的な方法でその裁量を行使し、かかる決定及び計算を行うものとし、（明白な又は証明された誤謬がある場合を除いて）かかる決定及び計算は、最終的なものであり、発行会社、諸代理人及び社債権者に対して法的拘束力を有する。

(5) 発行会社による決定

発行会社は、本要項に従ってその裁量を行使し、一定の決定、検討、判断、選択及び計算を行うことを要求される場合がある。すべての場合において、発行会社は誠実に、また商業上合理的な方法でその裁量を行使し、かかる決定及び計算を行うものとし、（明白な又は証明された誤謬がある場合を除いて）かかる決定及び計算は、最終的なものであり、諸代理人及び社債権者に対して法的拘束力を有する。

13. 1999年（第三者の権利に関する）契約法

いかなる者も、1999年（第三者の権利に関する）契約法に基づいて本社債の条件を実施する権利を有さない。

14. 準拠法及び管轄

- (a) 関連する別紙の規定に従うことを条件として、本社債、利札及びマスター代理人契約、並びにそれらに起因又は関連して生じる一切の契約外の義務は、イングランド法に準拠し、同法に従って解釈される。
- (b) 関連する別紙の規定に従うことを条件として、本社債、利札及び／又はマスター代理人契約に起因又は関連して生じる一切の紛争については、イングランドの裁判所がその専属的管轄権を有し、したがってそれらに起因又は関連して生じるあらゆる訴訟又は法的手続（以下「法的手続」という。）はかかる裁判所に提起される。

15. 様式、額面、所有権及び譲渡

(1) 様式、額面

本社債は、各本社債の額面50万円の無記名式で発行され、記名式社債券に交換することはできない。

本社債は当初、包括様式により発行され、特定の事由が生じた場合に限り確定様式の本社債券に交換することができ、包括様式の社債券は当該包括社債券の要項に従って確定社債券に交換される。かかる事由が生じた場合、発行会社は本要項第10項に従って迅速に社債権者に通知する。

(2) 所有権

社債券及び利札の所有権はマスター代理人契約の規定に従って交付により移転する。

発行会社及び関連する諸代理人は、（法律により別途要求されるか、又は正当な管轄権を有する裁判所により別途命令を受けた場合を除き）あらゆる無記名式社債券又は利札の所持人（以下において定義される。）を、あらゆる目的上（かかる社債券の支払期日超過の有無を問わず、また所有権、信託若しくはかかる社債券に対する持分に関する通知、かかる社債券面上（又はそれを表章する包括社債券面上）の書き込み、又はかかる社債券の盗失若しくは紛失にかかわらず）その完全な所有者とみなし、そのように扱い、いかなる者も所持人をそのように扱うことにつき責任を負わない。

本要項において、「社債権者」とは、無記名式社債券の持参人又は記名式社債券がその名義において登録されている者をいい、「所持人」とは、無記名式社債券又は利札に関しては当該無記名式社債券又は利札の持参人をいい、記名式社債券に関しては記名式社債券がその名義において登録されている者をいう。

(3) 無記名式社債券の譲渡

前記の規定に従うことを条件として、無記名式本社債券及び利札の所有権は、交付により移転する。

16. 定義

「異常な市場障害」とは、

約定日以降における、本社債に基づく発行会社の義務の全部又は一部の履行を妨げたと発行会社が決定する、異常な事象又は状況（（国内外の）法律の制定、（国内外の）公共機関の介入、自然災害、戦争、ストライキ、封鎖、ボイコット又はロックアウトその他同様の事象又は状況を含むがこれらに限らない。）をいう。

「受渡障害事由」とは、

計算代理人の意見において、発行会社が管理できない事由で、その結果、発行会社が対象株式を交付できないものをいう。

「営業日」とは、

ロンドン及び東京において商業銀行及び外国為替市場が支払の決済を行い、通常の業務（外国為替及び外貨預金取引を含む。）を営んでいる日をいう。

「合併事由」とは、

対象株式に関する以下の事由をいう。

- ① 発行済の対象株式の20%以上を譲渡することになる、又は譲渡を取消不能の形で確約することになる対象株式の種類変更その他の変更。
- ② 対象株式発行会社と他法人との新設合併若しくは吸収合併又は株式交換（対象株式発行会社が存続会社となり、発行済の対象株式の20%未満の種類変更その他の変更となる新設合併若しくは吸収合併又は株式交換を除く。）。
- ③ 対象株式の20%以上（買付人が所有若しくは支配する対象株式を除く。）を譲渡することとなる、又は譲渡を取消不能の形で確約することとなる、いずれかの法人による対象株式の公開買付、株式交換等の勧誘、提案又はその他の事由。
- ④ 対象株式発行会社又はその子会社と他法人との新設合併若しくは吸収合併又は株式交換であって、対象株式発行会社が存続会社となり、発行済の対象株式全部の種類変更その他の変更とはならず、当該合併又は株式交換直前の対象株式の株主が合併又は株式交換直後に保有する対象株式の総数（当該他法人が所有又は支配する対象株式を除く。）が、発行済対象株式総数の50%未満となるもの。

いずれの場合も、計算代理人が、当該事由が発生していることを決定する日は、満期日以前に限る。

「株価終値」とは、

ある予定取引日において、当該予定取引日の評価時刻現在の対象株式の価格をいう。

「観察期間」とは、

発行日の翌予定取引日（その日を含む。）から最終評価日（その日を含む。）までの期間をいう。

「関連決済日」とは、

予定取引日、並びに証券保管振替機構、ユーロクリア及びクリアストリームが決済指図の受理及び執行のために営業している日（又は、受

渡障害事由が発生していなければそのように営業していたと思われる日)をいう。

「期限前償還額」とは、

本社債の期限前償還又は消却に関して、期限前償還又は消却が発生させた事由の発生後の本社債の市場価値の比例按分額として計算代理人が決定する、決済通貨建ての額面金額をいう。計算代理人は、本社債の期限前償還又は消却が発生させた事由の発生後、合理的に可能な限り早期に、計算代理人が適当と判断する要素を参照してかかる金額を決定する。かかる要素には、①当該時点における、参照資産の市場価格又は価値及びその他の関連する経済変数（金利、また適用ある場合には外国為替レート等）、②本社債が予定満期日若しくは失効日及び／又は予定早期償還日若しくは行使日まで償還されなかったと仮定した場合の本社債の残存期間、③本社債が予定満期日若しくは失効日及び／又は予定早期償還日若しくは行使日まで償還されなければ適用されたと思われる、当該時点における元本保護の価額、④内部の価格決定モデル、並びに⑤その他の市場参加者が本社債と同様の証券の買値として提示しうる価格が含まれるが、これらに限らない。計算代理人は、上記の市場価値を決定する際、ヘッジ・ポジション及び／又は関連する資金調達関連の取決めの解約に関連して発行会社又はその関連会社が負担し又は負担することとなる、一切の費用、料金、手数料、発生額、損失、源泉徴収額及び経費に関する控除を反映するために当該金額を調整することができる。

「決済済み証券」とは、

関連決済システムの共同預託機関、コモン・セーフキーパー若しくはカストディアンが保有する、又は関連決済システムのノミニーの名義で登録されている包括社債券である社債券をいう。

「公開買付」とは、

法人又は自然人が対象株式発行会社の発行済株式総数の10%超100%未満（計算代理人が政府機関又は自主規制機関への届出又はその他計算代理人が関連性を認める情報に基づき決定する。）を購入し、又は転換その他の方法により取得し、若しくは取得する権利を有することとなる、法人又は自然人による買収の申入れ（テイクオーバー・オファー）、株式公開買付の申入れ（テンダー・オファー）若しくは株式交換の申入れ（エクスチェンジ・オファー）又はそれらの勧誘、提案又はその他の事由をいう。

「行使価格」とは、

当初価格の100.00%に相当する円貨額（小数第3位を四捨五入して第2位まで求める。）をいう。

「国有化」とは、

対象株式の全部又は対象株式発行会社の資産の全部若しくは実質的に全部が国有化され、公用徴収され、又はその他の態様により政府機関、行政当局若しくは政府団体に強制的に譲渡されることをいう。

「障害現金決済価格」とは、

計算代理人が本社債の市場価値の比例按分額として決定する、決済通貨建ての額面金額をいう。計算代理人は、障害現金決済日において、又はその後合理的に可能な限り早期に、計算代理人が適当と判断する要素を参照してかかる金額を決定する。かかる要素には、①当該時点

における、適式に交付されている受領可能資産を構成する参照資産の市場価格又は価値及びその他の関連する経済変数（金利、また適用ある場合には外国為替レート等）、②本社債が予定満期日若しくは失効日及び／又は予定早期償還日若しくは行使日まで償還されなかったと仮定した場合の本社債の残存期間、③本社債が予定満期日若しくは失効日及び／又は予定早期償還日若しくは行使日まで償還されなければ適用されたと思われる、当該時点における元本保護の価額、④内部の価格決定モデル、並びに⑤その他の市場参加者が本社債と同様の証券の買値として提示しうる価格が含まれるが、これらに限らない。計算代理人は、上記の市場価値を決定する際、ヘッジ・ポジション及び／又は関連する資金調達関連の取決めの解約に関連して発行会社又はその関連会社が負担し又は負担することとなる、一切の費用、料金、手数料、発生額、損失、源泉徴収額及び経費に関する控除を反映するために当該金額を調整することができる。

「障害現金決済日」とは、	障害現金決済価格の支払を選択する旨の通知を行なった日から5関連決済日後の日又はその他当該通知に記載する日をいう。
「最終価格」とは、	計算代理人が決定する、最終評価日における株価終値をいう。
「最終評価日」とは、	満期日の5予定取引日前の日をいう。
「先物又はオプション取引所」とは、	計算代理人が決定する、対象株式に関するオプション契約又は先物契約における関連する取引所をいう。
「市場障害事由」とは、	以下の事由が発生又は存在していることをいう。 ① 当該評価時刻に終了する1時間においていつでも、計算代理人が重大であると決定する取引障害 ② 当該評価時刻に終了する1時間においていつでも、計算代理人が重大であると決定する取引所障害 ③ 早期終了 ④ 対象株式に関する先物、オプション契約若しくはデリバティブ契約の取引を実行し、又はその時価を取得する機能を失い、又は毀損する事由であって、計算代理人が重要であると決定する事由
「支払不能」とは、	対象株式発行会社の任意若しくは強制的清算、破産、支払不能、解散、終了若しくは整理又は対象株式発行会社に影響を与える類似の手続により、①対象株式全部について管財人、清算人若しくはこれらと同様の者に対する譲渡が強制された場合、又は②対象株式を保有する者がかかる株式の譲渡を法律上禁じられた場合、又は③対象株式発行会社が、解散、終了若しくは消滅（場合による。）した場合をいう。
「支払不能の届出」とは、	支払不能若しくは破産の宣告、若しくは破産法、支払不能法若しくは債権者の権利に影響を与える他の類似の法律に基づく他の何らかの救済を求める手続を、対象株式発行会社が提起し、若しくは対象株式発行会社の設立地若しくは本店所在地の法域において対象株式発行

会社に対して支払不能、再生手続若しくは規制に関する主たる管轄権を有する規制当局、監督当局その他これらに類似の職務を有する者によってかかる手続が対象株式発行会社に対して提起され、若しくは対象株式発行会社がかかる手続に同意すること、又は対象株式発行会社の整理若しくは清算の申立てを対象株式発行会社が自ら提出し若しくは上記の規制当局、監督当局若しくは類似の職務を有する者によりかかる申立てが提出され、若しくは対象株式発行会社がかかる申立てに同意すること、又は対象株式発行会社が、対象株式発行会社の解散若しくは終了に関する決議を可決し若しくは通知を公表すること、又は対象株式発行会社によって支払不能若しくは破産の宣告若しくは破産法、支払不能法その他債権者の権利に影響を与える類似の法律に基づく他の何らかの救済を求める手続が対象株式発行会社に対して提起され、若しくは、債権者によって対象株式発行会社の整理若しくは清算の申立てが提出され、かつ、各場合について、当該提起若しくは提出の15日以内に、当該手続が棄却、取消、延期若しくは制限されないことをいう。

「修正翌営業日調整」とは、

当該日が営業日でない場合に、翌営業日が当該日となる（但し、それにより翌暦月にずれ込む場合には、当該日は直前の営業日に繰り上げられる。）調整方法をいう。

「障害日」とは、

当該本取引所がその通常取引セッションの間に取引を行うことができない、又は市場障害事由が生じている予定取引日をいう。

「上場廃止」とは、

対象株式について、対象株式が本取引所において（合併事由又は公開買付以外の）何らかの理由により上場又は取引されないこととなり、又はされなくなり、それと同時に、本取引所と同じ国に所在する取引所若しくは相場表示システムにすぐには再上場又は再取引されない旨を当該本取引所が、当該本取引所の規則に従い発表することをいう。疑義を避けるために付言すれば、本取引所が米国に所在する場合で、対象株式がニューヨーク証券取引所、NYSE MKT LLC、ナスダック・グローバル・セレクト・マーケット又はナスダック・グローバル・マーケット（又はこれらの承継者）のいずれにおいてもすぐには再上場又は再取引されない場合も上場廃止に該当する。なお、対象株式がかかる取引所又は相場表示システムにおいて直ちに再上場又は再取引される場合は、その取引所又は相場表示システムが「本取引所」とみなされる。

「潜在的調整事由」とは、

以下のいずれかの事由又は対象株式発行会社による以下のいずれかに関する条件の公表をいう。

- ① 対象株式の分割、併合若しくは種類変更（合併事由を除く。）、又は既存株主に対する無償発行、資本組入れ発行。
- ② 対象株式の現存株主に対する(A)追加の対象株式の分配、発行若しくは配当、(B)対象株式を保有する者に対する支払と同順位若しくは当該支払に比例して、対象株式発行会社の配当及び／若しくは残余財産の支払を受ける権利を付与するその他の株式若しくは有

価証券の分配、発行若しくは配当、(C)会社分割等の理由により対象株式発行会社が取得若しくは保有する（直接的か間接的かを問わない。）他の発行会社の株式若しくはその他の有価証券の分配、発行若しくは配当、又は(D)その他の有価証券、新株購入権若しくは新株予約権若しくはその他の資産の分配、発行若しくは配当であって、いずれの場合においてもそれらの対価（金銭かどうかを問わない。）が計算代理人の決定する実勢の市場価格を下回る場合。

- ③ 対象株式1株当たりの金額が、特別配当として特徴付けられるべきであると計算代理人が決定した場合。
- ④ 全額払い込まれていない対象株式に関する対象株式発行会社による払込催告。
- ⑤ その原資が利益から又は資本からによるか、及び買戻しの対価が金銭、有価証券その他であるかを問わない、対象株式発行会社又はその子会社による対象株式の買戻し。
- ⑥ 対象株式発行会社に関して、一定の事由の発生時に優先株式、ワラント、債務証券又は新株引受権をその市場価値（計算代理人が決定する。）を下回る価格で分配することを定めるライツプラン又は敵対的買収防衛策に基づき、対象株式発行会社の普通株式又はその他の資本株式から何らかの株主権利が分配され、又は分離されることとなる事由。但し、当該事由の結果行われた調整は、当該権利の消却時に再調整されるものとする。
- ⑦ 対象株式の理論価値を希薄化又は凝縮化する効果を有するその他の事由。

「早期終了」とは、

取引所営業日において予定終了時前に当該本取引所が取引を終了することをいう。但し、本取引所が、①当該取引所営業日における本取引所の通常取引セッションにおける実際の終了時刻及び②当該取引所営業日の評価時刻における取引実行のために本取引所のシステムに入力されるべき注文の提出期限のいずれか早い時間の1時間前までに、当該早期終了時刻のアナウンスをした場合を除く。

「早期償還事由」とは、

早期償還評価日における株価終値が、早期償還判定水準以上である場合をいう。

「早期償還判定水準」とは、

当初価格の105.00%に相当する円貨額（小数第3位を四捨五入して第2位まで求める。）をいう。

「早期償還評価日」とは、

2015年12月5日の利払日（同日を含む。）から2017年12月5日の利払日（同日を含む。）までの各利払日の5予定取引日前の日をいう。

「早期償還日」とは、

2015年12月5日（同日を含む。）から2017年12月5日（同日を含む。）までの利払日をいう。

「対象株式」又は「参照資産」とは、

対象株式発行会社の普通株式をいう（ロイター銘柄コード:6770.T）。

「対象株式発行会社」とは、	アルプス電気株式会社をいう。
「単元株数」とは、	100株の対象株式の単元株数をいう。但し、本取引所により決定される対象株式の単元株数の変更に従う。
「通貨障害事由」とは、	任意のシリーズの本社債に関して、一つ又は複数の通貨に影響を及ぼす事象の発生又はかかる事象の公的な宣言で、決済通貨に関する義務を履行し又はその他の方法でかかるシリーズの本社債の支払・決済又はヘッジを行う発行会社の能力が著しく阻害され又は損われると発行会社が裁量により判断するものをいう。
「当初価格」とは、	計算代理人が決定する2015年9月4日（以下「当初価格決定日」という。）現在の株価終値をいう。
「取引障害」とは、	本取引所における対象株式の取引に関して、本取引所の値幅制限を超える株価変動その他の理由により、本取引所その他による取引の停止若しくは毀損若しくは当該取引に課せられた制限をいう。疑義を避けるために付言すれば、①当該本取引所の値幅制限を越える株価変動、②注文の不均衡、又は③買い呼び値と売り呼び値の不一致は、計算代理人が決定する取引障害の趣旨において取引の停止又は制限とみなされる。
「取引所営業日」とは、	本取引所における取引が予定終了時よりも早く終了する日を含み、本取引所においてその通常取引セッションの間に取引が行われる予定取引日をいう。
「取引所障害」とは、	市場参加者が一般に本取引所において対象株式の取引を実行し、又はその時価を取得する機能を失い、又は毀損する事由（計算代理人により決定される。但し、早期終了にかかる事由を除く。）をいう。
「ノックイン事由」とは、	計算代理人が決定する、観察期間中のいずれかの予定取引日において、株価終値がノックイン判定水準以下であることをいう。
「ノックイン判定水準」とは、	当初価格の70.00%に相当する円貨額（小数第3位を四捨五入して第2位まで求める。）をいう。
「評価時刻」とは、	評価日における当該本取引所の予定終了時をいう。当該本取引所が予定終了時より早く終了し、特定の評価時刻が通常取引セッションの実際の終了時刻の後である場合には、評価時刻は、当該実際の終了時刻とする。
「評価日」とは、	①当初価格の決定に関しては当初価格決定日、②利息計算期間についての利率の決定に関しては、かかる利息計算期間に関する利率判定評価日、③早期償還事由が発生しているか否かの決定に関しては、当該早期償還日の直前の早期償還評価日、また④満期償還額又は対象株式の交付株式数及び現金調整額の決定に関しては観察期間中のあらゆる予定取引日をいう。なお、かかる日が予定取引日でない場合、直後の予定取引日を評価日とする。

「ヘッジ障害」とは、

発行会社及び／又はそのいずれかの関連会社が、商業的に合理的な努力を尽くした上で、(A)本社債に関する発行及び自身の債務の履行に係る価格リスクをヘッジするために発行会社が必要と判断する取引若しくは資産の取得、設定、再設定、代替、維持、解約若しくは処分を行うことができない場合、又は(B)かかる取引若しくは資産による利益を換価、回収、受領、還流、移転若しくは送金することができない事態をいう。

「ヘッジ・ポジション」とは、

発行会社又はその関連会社が個別に又はポートフォリオ・ベースで本社債に関する発行会社の義務をヘッジするために購入、売却、加入又は継続する一つ又はそれ以上の①証券、オプション、先物、デリバティブ若しくは外国為替に関するポジション若しくは契約、②株式貸借契約、又は③その他の商品若しくは合意をいう。

「法の変更」とは、

本社債の約定日（2015年8月11日）以降、①適用される法律、規則、規程、命令、判決若しくは手続（税法、並びに適用ある規制当局、税務当局及び／又は取引所の規則、規程、命令、判決又は手続を含むがこれらに限らない。）の採択若しくは公布若しくは変更、又は②正当な管轄権を有する裁判所、法廷若しくは規制当局（米国商品先物取引委員会又は関連する取引所若しくは取引施設を含むがこれらに限らない。）による適用される法律若しくは規則の公式又は非公式の解釈の公表、変更若しくは公示（税務当局が講じたあらゆる措置を含む。）により、発行会社が、(i)約定日において関連するヘッジ当事者が想定していた方法での発行会社及び／若しくはその関連会社による本社債に関連するヘッジ・ポジション、若しくは本社債に係る証券、オプション、先物、デリバティブ若しくは外国為替に関する契約の保有、取得、取引、若しくは処分が、違法となるか、若しくは違法となることが相当程度見込まれるか、若しくは違法となったか、又は(ii)発行会社若しくはそのいずれかの関連会社が(x)本社債に基づく自身の義務の履行において（租税債務の増加、税制上の優遇措置の減少、その他の当該会社の課税状況に対する不利な影響による場合を含むがこれらに限らない。）、若しくは(y)本社債に関連するヘッジ・ポジション、若しくは本社債に係る証券、オプション、先物、デリバティブ若しくは外国為替に関する契約の取得、設定、再設定、代替、維持、解約若しくは処分において、負担する費用が著しく増加することになると判断した場合をいう。

「本取引所」とは、

東京証券取引所その承継者、又は対象株式の取引が臨時に場所を移して行われている代替の取引所若しくは相場表示システム（但し、計算代理人が、かかる臨時の代替取引所若しくは相場表示システムにおいて対象株式に関して元の取引所における場合に匹敵する程の流動性がある旨決定することを条件とする。）をいう。

「予定終了時」とは、

本取引所及び予定取引日に関し、当該予定取引日における当該本取引所の週日の予定された終了時刻をいう。時間外又は通常取引セッション外の他の取引は考慮しない。

「予定取引日」とは、	本取引所がその通常取引セッションのために取引を行う予定の日をいう。
「予定評価日」とは、	障害日を生じさせた事由の発生がなければ評価日となるべきであった元の日をいう。
「利率判定水準」とは、	当初価格の85.00%（小数第3位を四捨五入して第2位まで求める。）をいう。
「利率判定評価日」とは、	2016年3月5日以降の各利払日の5予定取引日前をいう。

課税上の取扱い

課税一般について

以下に記載された情報は、現在本社債について適用される税法及び慣行の完全な要約ではない。本社債に関する取引（購入、譲渡、償還、消却及び／又は行使を含む）、本社債に対する金利又はプレミアムの発生又は受領、受領可能資産の交付及び本社債の所持人の死亡は、見込み投資家に税務上の影響を与える可能性がある。税務上の影響は、とりわけ見込み投資家の税務上の居住地及び／又は地位によって異なりうる。それゆえ本社債の見込み投資家は、本社債に関する取引により生ずる税務上の取扱い、又は各自が税務上居住者とされる、若しくは納税の義務を負っている法域における税法上の影響について、各自の税務顧問に助言を求めるべきである。とりわけ、関係課税当局が本社債に基づく支払をどのように特徴付けるかについては、いかなる表明もなされない。

本社債の買主及び／又は売主は、本社債の発行価格又は購入価格（異なる場合）に加えて、印紙税及びその他の税の支払を要求される可能性がある。

1. 英国の租税

以下は、英国の現行の税法及び英国歳入税関庁の公表済みの実務に基づく一般的な記載であり、英国の課税に関する特定の側面のみに関連して、発行会社が英国の現行の法律及び実務につき理解している事項を要約したものである。下記は、すべての事項を網羅したものではない。また、本社債の実質所有者のみに関するものであり、特別規則の適用対象となる、特定のクラスの納税者（本社債の取引を業とする者、特定のプロ投資家及び発行会社と関係を有する者）に対しては適用されない。

本社債の保有者になろうとする者で、英国以外の法域で課税される可能性のある者又は課税状況について確信が持てない者は、各自で専門家の助言を受けるべきである。

(1) 源泉徴収税

(i) 発行会社のみによる利息の支払

発行会社は、発行会社が2007年所得税法（以下「本件法」という。）の第991条に定義される銀行である限り、かつ、本社債に対する利息が本件法第878条に定義される通常の業務過程において支払われる限り、英国の租税に関して源泉徴収又は控除を行うことなく利息を支払うことができる。

(ii) 特定の本社債権者への利息の支払

本社債の利息は、その支払が行われる時点において発行会社が以下のいずれかに該当すると合理的に確信できる場合にも、英国の租税に関して源泉徴収又は控除を行うことなくこれを支払うことができる。

- (a) 本社債につき支払われる利息を実質的に受ける権利を有する者が、かかる利息の支払に関して英国法人税の課税対象となっていること。
- (b) 支払が本件法第936条に記載の課税が免除される団体又は者の区分の一つに対してなされること。

但し、英国歳入税関庁が、（かかる利息の支払が、支払が行われる時点において「除外される支払」に該当しないと同庁が確信する合理的な根拠を有する場合において）税金を控除した上で利息を支払うよう指示した場合はこの限りではない。

(iii) その他の源泉徴収

その他の場合には、他の非課税若しくは免除規定を利用できる場合、又はかかる免除について適用される二重課税防止条約により英国歳入税関庁から別途の指示を受けた場合を除いて、基準税率により、本社債の利息の支払から英国の所得税に関して一定の額の源泉徴収を行うことを要する場合がある。

さらに、他の非課税若しくは免除規定を利用できる場合、又はかかる免除について適用される二重課税防止条約により英国歳入税関庁から別途の指示を受けた場合を除いて、英国の課税上、かかる支払が利息に該当しないものの、年次の支払又は（現物決済が可能な社債券の場合は）「マニュファクチャード・ペイメント」のいずれかに該当する場合には、基準税率により、本社債の支払から英国の所得税に関して一定の額の源泉徴収を行うことを要する場合がある。

(2) 報告要件

英国歳入税関庁は、特定の状況においては、本社債に関する情報を取得する権限を有する。かかる情報には、本社債の実質所有者（又は本社債がその者のために保有されている者）の詳細、本社債から生じた支払を受ける者又はその可能性がある者の詳細、並びに本社債に関する取引に関連する情報及び書類が含まれる。特に、本社債の所持人、本社債から生じた支払を行う者（又はかかる支払の仲介を行う者）、又はかかる支払を受領する者（又はかかる支払を受領する権利を有する者）、その他の者を代理して本社債に関する取引を実行する者、又はかかる取引の当事者となっている者、及び一定の登録機関又は管理機関による情報の提供が必要とされる場合がある。特定の状況においては、英国歳入税関庁が取得した情報が他国の税務当局に提供される場合がある。

本社債の見込み所持人においては、貯蓄所得に対する課税に関するEU指令に関する下記の開示も参照されたい。

貯蓄所得に対する課税に関するEU指令（以下「本件貯蓄指令」という。）

本件貯蓄指令では、EU加盟国は、その法域で設立された者から他のEU加盟国に居住する個人又は他のEU加盟国で設立された特定のその他の種類の法人に対して（又はそれらの者のために）行われた利息及びこれに類する所得の支払について、その支払の詳細をかかる他のEU加盟国の税務当局に提供することを要求されている。但し、移行期間中は、オーストリア及びルクセンブルクは、当該期間中に異なる選択をしない限り、この要件に代えて、源泉徴収制度を適用する（但し、一定の条件を満たした場合には、利息又はその他の所得の実質所有者は、税金の源泉徴収が行われないよう請求する手段をとることができる。）。ルクセンブルク政府は、2015年1月1日より、源泉徴収税制度ではなく自動的な情報交換を選択する旨を公表している。

欧州連合理事会は、施行された場合に上記の本件貯蓄指令を改正し、その要件の範囲を拡大することとなる指令（以下「改正指令」という。）を採択している。改正指令は、（特に、有価証券に関して支払われるべき所得について、追加の種別が含まれるようにするために）本件貯蓄指令が対象としている支払の範囲、及び支払について報告を行わなければならない状況又は源泉徴収により支払われなければならない状況の範囲を拡大することとなる。例えば、(i) EU加盟国において実質的に管理されているが実効性のある課税の対象となっていない法人若しくは法的な組織、又は(ii) EU外で（また、本件貯蓄指令と同様の法令を採択している第三国又は領域の外で）設立され若しくは実質的に管理されている個人、法人若しくは法的な組織に対して（又はそれらの者のために）行われた支払であって、EU加盟国に居住する個人に間接的な利益をもたらすものが、改正後の本件貯蓄指令の適用範囲に該当する。改正指令では、EU加盟国は、2016年1月1日までに改正指令を遵守するために必要な自国の法律（かかる法律は2017年1月1日以降適用されなければならない。）を採択することを要求されている。

自身の税務ポジションについて疑義のある投資家は、専門的アドバイザーに相談するべきである。

2. 日本国の租税

本社債に投資しようとする申込人は、各申込人の状況に応じて、本社債に投資することによるリスクや本社債に投資することが適当か否かについて各自の財務・税務顧問に相談する必要がある。

日本国の租税に関する現行法令（以下「日本の税法」という。）上、本社債は公社債として取り扱われるべきものと考えられるが、その取扱いが確定しているわけではない。仮に日本の税法上、本社債が公社債として取り扱わ

れなかった場合には、本社債に対して投資した者に対する課税上の取扱い、以下に述べるものと著しく異なる可能性がある。また、将来、日本の税務当局が本社債の性質に関する取扱いを新たに取り決め、又は日本の税務当局が日本の税法について従前と異なる解釈をするなどした結果、本社債に対して投資した者の課税上の取扱いが、以下に述べるものと著しく異なる可能性がある。

以上を前提として、本社債の利息は、一般的に利息として取り扱われるものと考えられる。日本国の居住者である個人及び内国法人が支払を受ける本社債の利息は、それが国内における支払の取扱者を通じて支払われる場合には、日本の税法上源泉税を課される。居住者においては、当該源泉税の徴収により課税関係は終了する。内国法人においては、当該利息は課税所得に含められ、日本国の所得に関する租税の課税対象となる。但し、当該法人は当該源泉税額を、一定の制限の下で、日本国の所得に関する租税から控除することができる。上記にかかわらず、2016年1月1日以後に日本国の居住者が支払を受ける本社債の利息は、日本の税法上申告分離課税の対象となる。

日本国の居住者である個人が本社債を譲渡した場合の取扱いは明確ではない。社債の利子の利率のうち最も高いものを最も低いもので除した割合が100分の150以上である社債（利子を付さない期間があるものを含む。）については、租税特別措置法第37条の16および租税特別措置法施行令第25条の15に基づきその譲渡に関する損益は総合課税の対象となる。本社債は、利子の利率のうち最も高いものを最も低いもので除して計算した割合が100分の150以上になる可能性があるため、譲渡益が譲渡所得として総合課税の対象となる可能性がある。また、内国法人が本社債を譲渡した場合には、その譲渡による譲渡損益はその内国法人のその事業年度の日本国の租税の課税対象となる所得の金額を構成する。上記にかかわらず、日本国の居住者である個人が2016年1月1日以後に本社債を譲渡した場合には、その譲渡により生ずる所得は、課税対象となる。

本社債の償還が対象株式（端数株の調整金等が現金で支払われる場合にはこれを含む。）によってなされる場合、交付期日における対象株式の本取引所の株価終値（新金融商品会計適用法人については、対象株式による償還が確定した日（本社債の場合、評価日）における同終値（＝対象株式の取得価額））に交付される株式数を乗じて計算される金額及び（もしあれば）現金調整額が本社債の取得価額を超える場合のその差額は償還差益として取り扱われる。償還差益が日本国の居住者に帰属する場合の所得税法上の取扱いは明確ではないが、日本国の居住者の場合は、償還差益は雑所得として取り扱われ、総合課税の対象となる。また、償還差益が日本国の内国法人に帰属する場合は、償還差益は課税所得に含められ、日本国の所得に関する租税の課税対象となる。上記にかかわらず、日本国の居住者が2016年1月1日以後に本社債の償還を受けた場合には、その償還差益は、申告分離課税の対象となる。その場合、償還差損については、一定の条件の下で、他の社債や上場株式等の譲渡所得等と損益通算を行うことができる。

対象株式による償還の場合で、当該株式及び（もしあれば）現金調整額の時価が本社債の取得価額を下回る場合の償還差損は、日本国の居住者の場合は、所得税法上は償還差損は課税上ないものとみなされる。内国法人の場合は、償還差損は損金の額として法人税及び地方税の課税所得の計算に算入される。

なお、本社債の償還が対象株式によってなされる場合、原則として、租税特別措置法通達（所得税関係）37の10-9の3のとおり、償還の日における対象株式の株価終値が対象株式の取得価額となる。

本社債に関するリスク要因

本社債への投資は、対象株式の株価の動向により直接的に影響を受ける。株式投資にかかるリスクに耐え、かつ、そのリスクを評価し得る経験豊富な投資家のみが、本社債の投資に適している。本社債への投資を予定する投資家は、本社債へ投資することが適当か否かを判断する際に、以下のリスク要因を検討すべきである。なお、本リスク要因中に使用される用語の定義については上記「社債の要項の概要 16. 定義」を参照のこと。

元本リスク

各本社債の満期における償還は、ロックイン事由が発生し、最終価格が行使価格未満であった場合、交付株式数の対象株式の交付及び（もしあれば）現金調整額の支払をもって行われる。かかる場合、本社債について満期日に

受領される財産的価値（以下「満期償還価値」という。）は、対象株式の株価により直接影響を受け、したがって、当初投資された元本金額を下回り、対象株式発行会社につき破産手続が開始された場合などに最小価値で0（ゼロ）となる可能性がある。

投資利回りリスク

本社債の満期償還において、上記「元本リスク」記載のとおり、本社債の満期償還価値が額面金額を下回る場合には、本社債の投資利回りがマイナスになる（すなわち、投資家が損失を被る）可能性がある。また、市場状況の変化により、将来、本社債よりも有利な条件の類似する社債が同一の発行会社から発行される可能性もある。また、対象株式の株価が本社債発行後上昇したとしても、本社債の満期償還は額面金額（元本）の償還と利息の支払によって行われるので、投資家は対象株式の株価の上昇分を享受することができない。したがって、本社債への投資は、対象株式に直接投資した場合に比べ、投資利回りが低くなる可能性もある。

利率変動リスク

本社債の利率は、2015年12月5日の利払日に支払われる利息については固定利率が適用されるが、2016年3月5日以降の各利払日については、株価終値の水準により適用される利率が変動する。関連する各利率判定評価日の株価終値が利率判定水準未満の場合、関連する利払日に支払われる利息について適用される利率は、年率0.10%となる。

早期償還による再投資リスク

本社債は、一定の条件が満たされた場合、いずれかの早期償還日に本社債の額面金額で償還されることがある。本社債が満期日より前に償還された場合、投資家は、当該償還の日（いずれも当日を含まない。）までの利息を受け取るが、当該償還の日から後のかかる期限前償還がなされなければ受領するはずであった利息を受領することができなくなる。さらに、かかる償還額をその時点での一般実勢レートで再投資した場合に、投資家は、かかる期限前償還がなされない場合に得られる本社債の利息と同等の利回りを得られない可能性がある。

株式償還リスク

各本社債の満期償還は、交付株式数の対象株式の交付及び（もしあれば）現金調整額の支払により行われる場合があるが、発行会社は本社債の償還のため必要となる可能性のある対象株式を現在保有していない。発行会社は、当該株式につき流動性が欠如する場合には、株式市場より必要な株式を迅速に調達できなくなる可能性があり、本社債の償還に支障が生じることもあり得る。また、市場障害事由又は受渡障害事由の発生により、その受渡決済ができない場合があり得る。

調整事由等による調整

本社債の存続期間中、当初価格、行使価格、ノックイン判定水準、早期償還判定水準、利率判定水準及び／又は交付株式数等は、潜在的調整事由、合併事由等の事由の発生により調整されることがある。

配当

各本社債の償還が交付株式数の対象株式の交付及び（もしあれば）現金調整額の支払によりなされた場合においても、その交付前に発生した対象株式の配当が支払われることはない。したがって、本社債の投資利回りも、対象株式を保有した場合の投資利回りとは異なる。

発行会社及び対象株式発行会社の信用リスク

本社債の利息及び償還金額の支払は発行会社の義務となっている。したがって、発行会社の財務状況の悪化などにより発行会社が本社債の利息又は償還金額を支払わず、又は支払うことができない場合には、投資家は損失を被

り又は投資元本を割り込むことがある。また、各本社債の償還は交付株式数の対象株式の交付及び（もしあれば）現金調整額の支払により行われる場合があるため、対象株式発行会社の信用低下により、投資家は損失を被り又は投資元本を割り込むことがある。

対象株式発行会社の情報開示

本社債の発行会社、売出人及びユーロ市場における引受人は、対象株式発行会社の開示された企業情報に関し独自の調査を行っておらず、その正確性及び完全性について何ら保証するものではない。対象株式発行会社による企業情報開示に虚偽記載等があった場合には、対象株式の株価の下落につながる可能性があり、本社債の財産的価値の下落にもつながる可能性がある。

不確実な流通市場

本社債の流通市場は確立されていない。発行会社、計算代理人ならびに日本国における売出しに関連する売出人は、売出された本社債につき買取る義務を負うものではない。また、発行会社及び売出人は、特に必要が認められない限り、本社債権者向けに流通市場を創設するため本社債の売買を行う予定もない。本社債は非流動的であるため、満期日前の本社債の中途売却価格は、対象株式の株価、発行会社の財務状況、一般市場状況やその他の要因により、当初の投資額を著しく下回る可能性がある。また、市場環境の変化により流動性（換金性）が著しく低くなった場合、売却することができない可能性がある。

中途売却価格に影響する要因

償還前の本社債の価値及び中途売却価格は、償還前の本社債の価値及び中途売却価格に複雑な影響を与える様々な要因に影響される。但し、かかる要因の影響が相互に作用し、それぞれの要因を実質上打ち消す可能性がある。

① 対象株式の株価

一般的に、対象株式の株価の下落は本社債の価値に悪影響を与えると予想され、また、対象株式の株価の上昇は、本社債の価値に良い影響を及ぼすと予想される。

② 対象株式の株価の予想変動率

予想変動率とは、ある期間に予想される価格変動の幅と頻度の基準を表わす。一般的に、対象株式の株価の予想変動率の上昇は本社債の価値に悪影響を与え、予想変動率の下落は本社債の価値に良い影響を及ぼす。しかし、かかる影響の度合いは対象株式の株価水準や本社債の償還日までの期間によって変動する。

③ 配当利回りと株式保有コスト

対象株式の配当利回りの上昇、あるいは株式保有コストの下落は、本社債の価値を下落させる方向に作用し、逆に対象株式の配当利回りの下落、あるいは株式保有コストの上昇は、本社債の価値を上昇させる方向に作用すると予想される。

④ 金利

一般的に、円金利が上昇すると本社債の価値に悪影響を与える。円金利が下落すると本社債の価値に良い影響を及ぼす。但し、かかる影響の度合いは、対象株式の株価水準や本社債の償還日までの期間によって変動する。

⑤ 本社債の発行会社及び対象株式発行会社の格付

本社債の価値は、投資家による発行会社及び対象株式発行会社の信用度の一般的な評価により影響を受けると予想される。通常、かかる認識は、格付機関から付与された格付により影響を受ける。本社債の発行会社及び対象株式発行会社に付与された格付が下落すると、本社債の価値は減少し、格付が上昇すると価値が増加する可能性がある。

⑥ 発行会社の財務・信用状況

発行会社の経営・財務・信用状況の悪化により、本社債の価値は悪影響を受ける。

対象株式の株価に影響を与える市場活動

計算代理人、売出人及びそれらの関係会社は、通常業務の一環として、自己勘定又は顧客勘定で株式現物、先物及びオプション市場での取引を定期的に行うことができる。計算代理人、売出人及びそれらの関係会社は、法規制上問題のない範囲で、株式現物、先物又はオプションの売買によりトレーディング・ブック上のエクスポージャー及びオフ・バランス・ポジションをヘッジし、また、エクスポージャーの存続期間中の市況の変化に伴いヘッジを調整（増減）することがある。かかる取引、ヘッジ活動及びヘッジ活動の中止は、対象株式の株価及びその予想変動率に影響を与える可能性があり、その影響を通じて、行使価格、満期償還の方法及び本社債の中途売却価格に影響を及ぼす可能性がある。

課税

日本の税務当局は本社債についての日本の課税上の取扱いについて明確にしていない。上記の「課税上の取扱い 2. 日本国の租税」の項を参照のこと。本社債に投資しようとする投資家は、各投資家の状況に応じて、本社債に投資することによるリスクや本社債に投資することが適当か否かについて各自の会計・税務顧問に相談することが望ましい。

潜在的利益相反

本社債については、発行会社であるパークレイズ・バンク・ピーエルシーが計算代理人を務める。場合によっては、発行会社としての立場と、本社債の計算代理人としての立場の利害が相反することがありうる。計算代理人としてのパークレイズ・バンク・ピーエルシーは、計算代理人としての職務を忠実に遂行し、合理的な判断を下す義務を負っているが、このような潜在的な利益相反が起こりうることに留意する必要がある。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

（発行会社のような）パークレイズ・グループの銀行又は投資会社が破綻する又はその可能性がある場合における規制措置が、本社債の価値に重大な悪影響を与える可能性がある

銀行再建・破綻処理指令（「BRRD」）は、金融機関及び投資会社並びにその子会社及び一定の持株会社の再建並びに破綻処理に関するEU規模の体制について定めている。BRRDは、金融機関の破綻が広範囲の経済システム及び金融システムに及ぼす影響を最小化する一方で、金融機関の重要な金融機能及び経済機能の継続性を確保するため、EEAの全ての加盟諸国に対し、その破綻処理当局が健全性に問題のある又は破綻している金融機関に早期かつ迅速に十分な介入を行うためのツールを提供するよう義務付けている。英国では、BRRDが定める大多数の要求は、2009年英国銀行法（その後の改正を含む。）（「英国銀行法」）によって国内法となっている。英国でのBRRDの施行は、2015年1月1日時点におけるペイルイン・ツールの導入を含むものである。ペイルイン・ツールに関するより詳しい情報については、下記の「英国の破綻処理当局は発行会社及び本社債に関してペイルイン・ツールを行使することができ、その結果として、本社債の保有者は投資の一部又は全額を失うこととなる可能性がある。」の項目を参照のこと。英国は、特にTLACに関する主要指針を国際的に調整するためのFSBによる今後の進展があるまで、MREL制度の導入を保留している。下記の「自己資本及び適格債務の最低基準（「MREL」）」の項目を参照のこと。

英国銀行法に基づき、多数の英国当局には、英国の銀行又は投資会社及びその一定の関連会社に関し、同じグループに属する銀行が破綻する又は破綻の可能性があるとして判断される場合において広範な措置を実行できるよう大きな権限が付与されている。発行会社に関連してこれらの措置が実行されることにより、本社債の価値が重大な悪影響を受ける可能性がある。

英国銀行法に基づき、イングランド銀行（又は一定の状況においては英国財務省）には、PRA、FCA及び英国財務省と適宜協議の上、特別破綻処理制度（「SRR」）の一環として、大きな権限が付与されている。これらの権限により、（発行会社のような）英国の銀行及びその一定の関連会社（例えばパークレイズ・ピーエルシーを含む。）（そ

れぞれが該当する事業体である。) に関して、破綻処理の条件が満たされると英国の破綻処理当局が確信する状況において、英国の破綻処理当局は、破綻処理措置を実行することができる。SRRに基づき英国の破綻処理当局が採用することができる安定化に関するオプションには、以下に掲げるものが備わっている。

- (i) 該当する事業体の事業の全部又は一部の民間部門への譲渡、
- (ii) 該当する事業体の事業の全部又は一部の、イングランド銀行が設立した「承継銀行」への譲渡、
- (iii) 資産管理機関への譲渡、
- (iv) ベイルイン・ツール、及び
- (v) 該当する事業体の一時的な国有化

これらの安定化に関するオプションは、1つ又は複数の「安定化に関する権限」の行使を通じて実現される。かかる権限には、(i)株式の譲渡を命じる権限（この命令に従い、該当する事業体が発行した有価証券の全部又は一部がその購入を業とする者、承継銀行又は（特定の該当する事業体の場合）英国政府に譲渡される可能性がある。）(ii) ベイルイン・ツールの行使を含む破綻処理権限、(iii)該当する事業体の財産、権利及び債務の全部又は一部をその購入を業とする者又はイングランド銀行に譲渡させる権限、並びに(iv)EEA国外の国（第三国）の法律に基づく類似の特別破綻処理措置の効力を承認する第三国の権限が含まれる。株式譲渡の命令は、該当する事業体が発行する株式及び債券並びにそれらの株式及び債券を対象とするワラントを含む広範な有価証券に及ぶ可能性があり、そのため本社債に適用される可能性がある。また、英国銀行法に基づき、英国の破綻処理当局には、特定の状況において契約上の取り決めを変更する権限、破綻処理権限の行使に伴い発生する可能性のある執行又は解除権を差し止める権限、及び英国銀行法に基づく権限を有効に行使することができるように（場合によっては遡及的効力をもって）英国の法律を適用しない若しくは修正する権限を付与されている。

破綻処理権限が行使された場合、又は行使することが示唆された場合、本社債の価値に重大な悪影響が及び、本社債の保有者が本社債に対する投資の価値の一部又は全額を失うことにつながる可能性がある。

SRRは発行会社が破産手続前の段階で発動されるよう策定された制度であり、本社債の保有者は、英国の破綻処理当局による破綻処理権限の行使を予測することができない可能性がある。

安定化に関するオプションは、該当する事業体に関する破産手続が開始される前の段階で行使されることが想定されたものである。安定化に関するオプションの目的は、該当する事業体の事業の全部又は一部が幅広い公共の利益に関して懸念を生じさせるような財政難に陥る又はその可能性が高い場合において、かかる状況に対応することにある。したがって、英国の破綻処理当局が (i)（発行会社のような）英国の銀行又は投資会社が破綻する又はその可能性が高いと確信し、(ii)英国の銀行若しくは投資会社による対策又は英国の銀行若しくは投資会社に関してなされる対策によって上記(i)の条件を満たさなくなることは合理的に可能性が低いと判断し（但し、安定化に関する権限は考慮しないものとする。）、(iii)一定の公共の利益（特別破綻処理の目的の一部である、英国の金融システムの安定化、英国銀行制度に対する国民の信頼及び預金者の保護等）を考慮して、安定化に関する権限の行使が必要であると判断し、また、(iv)英国の銀行又は投資会社の清算によっては特別破綻処理の目的を同程度に達成することはできないと判断した場合、安定化に関するオプションが行使される可能性がある。英国の破綻処理当局は、（発行会社のような）英国の銀行グループ会社に関してその権限を行使しようとする場合には、(A)同じ銀行グループに属する英国の銀行又は投資会社に関して、上記(i)乃至(iv)の条件が満たされること（又は、同じ銀行グループに属するEEA国若しくは第三国の金融機関若しくは投資会社に関して、かかるEEA国若しくは第三国の破綻処理当局が、その法域において適用ある破綻処理の条件が満たされると確信すること）、及び(B)かかる英国の銀行グループ会社に関する権限の行使が公共の利益を考慮して必要であること等の一定の基準が満たされることを確信しなければならない。安定化に関する他の権限を採用する場合には、さらに、採用される安定化に関する権限によって異なる「特別条件」に従う。

2015年5月26日、欧州銀行監督局（「EBA」）は、金融機関が監督当局及び破綻処理当局によって「破綻している、あるいは破綻すると思われる（failing or likely to fail）」と見なされる条件に関する最終ガイドラインを公表した。このガイドラインは、2016年1月1日より適用される予定である。このガイドラインは、監督当局及び破綻処理当局がかかる決定を行うに当たって適用すべき客観的な判断要素及び基準を定めたものであり、さらに、こうした状況において監督当局と破綻処理当局との間で行う協議及び情報交換の方法についての指針も与えている。

英国銀行法は上記の破綻処理権限を行使するための上記の条件について規定しており、またEBAの上記ガイドラインは金融機関が破綻している、あるいは破綻すると思われるか否かの決定における客観的な判断要素を定めているが、英国の破綻処理当局が、発行会社及び/又はパークレイズ・グループのその他のメンバーに影響を及ぼす破産手続前の特定の状況において、また破綻処理権限を行使するか否かを決定するにあたって、かかる条件についていかにして判断するかは、不明確である。

英国の破綻処理当局はまた、破綻処理権限の行使の決定について、本社債の保有者に事前に通知する義務を負わない。そのため本社債の保有者は、かかる権限の潜在的行使について、またその行使の結果、発行会社、パークレイズ・グループ及び本社債に及ぶ潜在的影響について予測できない可能性がある。

英国の破綻処理当局による破綻処理権限の行使に対し、不服を申し立てる本社債の保有者の権利は、非常に制限される可能性がある。

本社債の保有者は、英国の破綻処理当局が破綻処理権限を行使することを決定した場合に、その決定に対し、不服を申し立てる権利、停止を求める権利又は司法手続若しくは行政手続等による見直しを求める権利を非常に制限される可能性がある。

英国の破綻処理当局は発行会社及び本社債に関してベイルイン・ツールを行使することができ、その結果として、本社債の保有者は投資の一部又は全額を失うこととなる可能性がある。

英国の破綻処理当局は、(i) 通常の破産手続における債権の優先順位を尊重し、かつ、(ii) 該当する事業体の株主及び債権者が通常の破産手続の場合と比べて不利な取扱いを受けない方法（いわゆる「清算価値保障」）で株主及び無担保債権者（本社債の保有者を含む。）に損失を分配することによって破綻処理の対象となっている金融機関の資本再構成を実行できるようにするため、ベイルイン・ツールを行使することができる。保証の対象となっている範囲の債務等の一定の債務は、ベイルイン・ツールの対象から除外される。また、英国銀行法に基づき、英国の破綻処理当局には、規定された一定の理由（財政の安定に関する理由を含む。）により、かつ、特定の条件に従い、任意の債務又は債務の種類を除外する権限が付与されている。

ベイルイン・ツールには、破綻処理中の銀行の債務の削減又は繰延べを目的として、債務免除又は契約条件の変更を行う権限と、債務を別の形式又は種類に転換する権限が含まれる。当該権限の行使によって、本社債について支払うべき元本、利息又はその他の金額の全部又は一部が削減され、あるいは発行会社又はその他の者の株式又はその他の証券若しくはその他の債務に転換される場合がある（本社債の要項の変更によって行われる場合も含まれる。）が、いずれの場合においても、英国の破綻処理当局による当該権限の行使を実行するために行われるものである。

SRRに基づく介入及びベイルイン・ツールの行使に関する法令上の条件が満たされている場合、英国の破綻処理当局は、本社債の保有者の承諾を得ることなく当該権限を行使することが予想される。

破綻処理権限の行使（発行会社及び本社債に関するベイルイン・ツールの行使及び当該行使の提案を含む。）は、本社債の保有者の権利、本社債に対する投資の価格又は価値、及び/又は発行会社の本社債に基づく義務を履行する能力に重大な悪影響を与える可能性があり、本社債の保有者が本社債に対する投資の一部又は全額を失うことにつながる可能性がある。さらに、破綻処理措置が講じられた後に行われた評価に従い「清算価値保障」に基づく補償の請求が行われた場合でも、本社債の保有者が破綻処理によって被った損害の全額に相当する補償が行われる可能性は低く、本社債の保有者が当該補償を迅速に受けられるという保証もない。

保証された預金はペイルイン・ツールの対象から除外されており、その他優先預金（及び保証された預金）は、発行会社が発行する社債よりも優先順位が高いため、かかる社債は、発行会社の（その他優先預金のような）その他の一定の非劣後債務よりもペイルインの対象となる可能性が高い。

BRRDの要求する改正の一つとして、英国の関連法令の改正が行われ（1986年英国倒産法を含む。）、破産手続における優先順位に関して法定の序列が設定された。（i）第一に、金融サービス補償機構に基づき保証されている預金（保証された預金）は、「通常の」優先債権として既存の優先債権と同順位とし、（ii）第二に、EEA銀行のEEA支店又は非EEA支店における個人及び零細企業、中小企業のその他全ての預金（その他優先預金）は、「通常の」優先債権の次の「第2順位」の優先債権とする。また、EU預金保険指令（2015年7月までに国内法として施行予定）は、法人預金（預金者が公共部門機関又は金融機関である場合を除く。）や一時的な大口預金を含めて広い範囲の預金を対象とするため、保証される預金の種類及び額を拡大するものである。これらの変更によって、優先債権者の種類の規模が拡大されることとなる。これらの優先預金は、本社債の保有者を含む発行会社のその他の無担保優先債権者よりも破産手続における優先順位が高い。さらに、保証された預金は、ペイルイン・ツールの対象から除外される。その結果、英国のペイルイン権限が英国の破綻処理当局によって行使された場合、本社債は、発行会社のその他優先預金等のその他の非劣後債務と比較して、ペイルインの対象となる可能性が高くなる。

自己資本及び適格債務の最低基準（「MREL」）

ペイルイン・ツール及びその他の破綻処理ツールの実効性を補助するため、BRRDは、全ての金融機関が個別のMREL要件を満たすことを要求している。これは、全ての債務及び自己資本の割合として計算され、破綻処理当局によって定められる。MRELに含むことが認められる項目には、金融機関の自己資本及び「適格債務」が含まれる。英国はMREL制度の導入を2016年1月1日まで延期することを選択した。

EBA及び欧州委員会は、MRELを決定するための基準、計算方法及び関連する法案を策定しなければならない。EBAは一定の提案について協議を行ったが、これらは草稿段階のもので今後修正される可能性があるため、MREL要件が各金融機関に及ぼす詳細な影響は、最終的な法案が可決されるまで不明確なままとなる。また、FSBがグローバルなシステム上重要な銀行（「G-SIBs」）（2014年11月にFSBが公表したG-SIBsの最新一覧表によれば、バークレイズも含まれる。）に関するTLACの国際的な新基準について2014年11月に公表した提案が、当局によるMREL体制の導入方法に影響を与えるかも不明である。

法案は引き続き検討段階にあるため、発行会社又はバークレイズ・グループが負うこととなる義務の最終的な範囲とその内容を予想することはできず、これらが導入された場合に、発行会社又はバークレイズ・グループに与える影響を予想することもできない。仮にFSB及びEBAの提案が現在の形で実施されることとなった場合には、発行会社及び／又はバークレイズ・グループのその他のメンバーは、所定の期間内に新たな要件を満たすためにMREL適格債務を発行し、かつ／又はバークレイズ・グループ内における自己資本及び資金調達額及び種類を変更しなければならなくなる可能性がある。市場障害が生じている期間、又はバークレイズ・グループが必要とする資金調達の種類について激しい競争がある場合には、MREL目標達成のためにバークレイズ・グループがMREL適格債務を増加させるための条件がより困難かつ／又は高コストになる可能性がある。さらに、一般的には、これらの提案はバークレイズ・グループのコストを増加させる可能性があり、また資産の売却及び／又はその他の総資産圧縮につながる可能性がある。これらの提案は全て、バークレイズ・グループの業績、財務状態及び将来の見通しに悪影響を与える可能性があり、その結果、本社債の価値に悪影響を与える可能性がある。

信用格付機関による発行会社の信用格付の引き下げは、本社債の流動性又は時価に悪影響を及ぼす可能性がある。信用格付の引き下げは、とりわけ、信用格付機関が使用する格付方法の変更を要因として生じうる。欧州の銀行及び銀行グループに対する暗黙の政府支援の水準に関して信用格付機関の見解に変更があった場合、格付の引き下げにつながる可能性がある。

発行会社に付与された格付は、信用格付機関が格付の根拠に関する状況によって正当化されると判断した場合には、信用格付機関により完全に撤回され、保留され、又は引き下げられる可能性がある。格付は時間と共に変化する数多くの要因の影響を受けうるものである。かかる要因には、発行者の戦略及び経営能力、発行者の財務状態（資本、資金調達及び流動性に関するものを含む。）、発行者の主要市場における競争及び経済の状況、発行者が事業を営む業界への政治的支援の水準、並びに発行者の法的構造、事業活動及び債権者の権利に影響を及ぼす法律上及び規制上の枠組のそれぞれに対する信用格付機関の評価が含まれる。信用格付機関は特定の業界又は政治的若しくは経済的地域に属する発行者に適用する格付方法を修正する可能性もある。発行者の信用格付に影響を及ぼす要因が悪化（適用する格付方法の変更による場合を含む。）したと信用格付機関が判断する場合、信用格付機関は発行者及び／又は発行者の証券に付与された格付を引き下げ、保留し、又は撤回する可能性がある。特に、ムーディーズ、スタンダード&プアーズ及びフィッチは、2015年に銀行の格付（発行会社及びバークレイズ・ピーエルシーを含む。）に適用される修正格付方法をそれぞれ公表し、その結果、発行会社の格付及びバークレイズ・ピーエルシーの格付に対して信用格付措置が取られた。発行会社又はバークレイズ・ピーエルシーの格付に対する格付方法や格付措置は、信用格付機関によって、将来さらに修正される可能性がある。

発行会社が1つ又は複数の格付を維持しないと決定した場合、あるいは信用格付機関が発行会社の信用格付を撤回し、保留し、又は引き下げた場合、あるいはかかる撤回、保留又は引き下げが見込まれる場合（あるいは信用格付機関が引き下げ、保留又は撤回を意図して発行会社の信用格付を「クレジット・ウォッチ」に指定した場合）、かかる事由は、上記の要因の結果として発生したかその他により発生したかにかかわらず、本社債の流動性又は時価に悪影響を及ぼしうる。

第3【第三者割当の場合の特記事項】

該当なし。

第二部【公開買付けに関する情報】

該当なし。

第三部【参照情報】

第1【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

1【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 2014年度（自平成26年1月1日 至平成26年12月31日）

平成27年5月29日 EDINETにより関東財務局長に提出

2【四半期報告書又は半期報告書】

該当なし。

3【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の規定に基づく臨時報告書を平成27年7月13日に関東財務局長に提出。

4【外国会社報告書及びその補足書類】

該当なし。

5【外国会社四半期報告書及びその補足書類並びに外国会社半期報告書及びその補足書類】

該当なし。

6【外国会社臨時報告書】

該当なし。

7【訂正報告書】

訂正報告書（上記1の有価証券報告書の訂正報告書）を平成27年8月13日に関東財務局長に提出。

第2【参照書類の補完情報】

該当なし。

第3【参照書類を縦覧に供している場所】

株式会社東京証券取引所

（東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第四部【保証会社等の情報】

第1【保証会社情報】

該当なし。

第2【保証会社以外の会社の情報】

アルプス電気株式会社の情報

1【当該会社の情報の開示を必要とする理由】

(1) 対象株式発行会社の名称及び住所

アルプス電気株式会社

東京都大田区雪谷大塚町1番7号

(2) 理 由

アルプス電気株式会社は対象株式発行会社であり、前記「第一部 証券情報、第2 売出要項、2 売出しの条件、社債の要項の概要、2. 償還及び買入れ、(1) 満期償還」記載の条件に従い、ノックイン事由が発生し、最終価格が行使価格未満であった場合には、各本社債は交付株式数の対象株式の交付及び（もしあれば）現金調整額の支払により償還される。さらに、本社債に関して、2015年12月5日（その日を含む。）から満期日（その日を含まない。）又は（場合により）早期償還日（その日を含まない。）までの利息計算期間に適用される利率及び本社債に関して早期償還事由が発生しているか否かは、対象株式の株価終値に基づいて決定される。したがって、当該会社の企業情報は本社債の投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される。但し、本社債の発行会社、ディーラー、売出人、その他の本社債の発行に係る関係者は独自に当該会社の情報に関しいかなる調査も行っておらず、以下に記載される情報（以下に言及される書類に含まれる情報を含む。）の正確性及び完全性について何ら保証するものではない。なお、以下に記載した情報は公開の情報より抜粋したものである。

(3) 当該会社の株式の内容

種類：	普通株式
発行済株式数（平成27年8月5日現在）：	188,674,255株
上場金融商品取引所名又は	東京証券取引所（市場第一部）
登録認可金融商品取引業協会名：	
内容：	単元株式数は100株

2【継続開示会社たる当該会社に関する事項】

(1) 当該会社が提出した書類

イ. 有価証券報告書及びその添付書類

事業年度（第82期）（自平成26年4月1日 至平成27年3月31日）

平成27年6月19日 関東財務局長に提出

ロ. 四半期報告書又は半期報告書

四半期会計期間（第83期第1四半期）（自 平成27年4月1日 至 平成27年6月30日）

平成27年8月5日 関東財務局長に提出

ハ. 臨時報告書

上記イ. の有価証券報告書提出後、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を平成27年6月22日に関東財務局長に提出

ニ. 訂正報告書

該当なし。

(2) 上記書類の写しを縦覧に供している場所

名 称	所 在 地
アルプス電気株式会社 本店	東京都大田区雪谷大塚町1番7号
アルプス電気株式会社 関西支店	大阪府吹田市泉町三丁目18番14号
株式会社東京証券取引所	東京都中央区日本橋兜町2番1号

3 【継続開示会社に該当しない当該会社に関する事項】

該当なし。

第3 【指数等の情報】

該当なし。

「参照方式」の利用適格要件を満たしていることを示す書面

会社名 パークレイズ・バンク・ピーエルシー

代表者の役職氏名 デビュティ・グループ・ファイナンス・ディレクター
マーク・マーソン

- 1 当社は1年間継続して有価証券報告書を提出しております。
- 2 当社は、本邦において発行登録書の提出日（平成27年8月4日）以前5年間にその募集又は売出しに係る有価証券届出書又は発行登録追補書類を提出することにより発行し、又は交付された社債券の券面総額又は振替社債の総額が100億円以上であります。

（参考）

（平成26年6月24日（発行日）の募集）

パークレイズ・バンク・ピーエルシー第6回円貨社債(2014)

券面総額又は振替社債の総額

150億円

有価証券報告書に記載すべき事項に関し重要な事実が発生したことを示す書面

パークレイズ・バンク・ピーエルシーは、2015 年 7 月 29 日に中間決算（上半期決算報告書）を発表しました。以下はその抄訳です。

注

本書中の「パークレイズ」、「グループ」は、パークレイズ・ピーエルシーおよびその子会社を表し、「パークレイズ・バンク・ピーエルシー・グループ」はパークレイズ・バンク・ピーエルシーおよびその子会社を表します。「当グループ」はパークレイズ・バンク・ピーエルシーおよびその子会社を表します。別途記載のない限り、損益計算書の分析では 2015 年 6 月 30 日に終了した 6 ヶ月間の数値と 2014 年 6 月 30 日に終了した 6 ヶ月間の比較数値を、貸借対照表の分析では 6 月 30 日現在の数値と 2014 年 12 月 31 日現在の比較数値を記載しています。英語原文の「£m」および「£bn」はそれぞれ百万ポンドおよび十億ポンド、英語原文の「\$m」および「\$bn」はそれぞれ百万米ドルおよび十億米ドル、英語原文の「€m」および「€bn」はそれぞれ百万ユーロおよび十億ユーロを表します。

2014 年度第 2 四半期より前の比較数値は、当グループの組織変更や、変更後の組織構造に基づく本社の業績の構成要素の再配分を反映して修正再表示されています。これらの修正再表示の詳細は 2014 年 7 月 10 日の英文プレスリリースに記載されており、<http://www.barclays.com/barclays-investor-relations/results-and-reports> からご確認いただけます。

調整後税引前利益、調整後株主帰属利益および調整後の業績指標は、各期間の業績比較のベースの整合性を高める目的で表示しています。重要性は高いが基礎となる業績を代表するものではないと考えられる項目が調整の対象となっています。調整後の指標から除外されている項目は、当グループ自身の信用度の影響、のれんの減損、英国顧客への補償に係る引当金、米国リーマン買収資産に係る利益、金融ベンチマークに関連する調査と訴訟に係る引当金、スペイン事業の売却に係る損失、教育・社会的住宅供給・地方自治体(ESHLA)の評価修正、ならびに確定退職給付負債の一部に係る評価益です。経営者はグループレベルで調整対象項目の見直しを実施し、事業部門別業績では、これらの項目を除外して表示しています。法定の業績に対する調整は、グループレベルでのみ行っています。

英文プレスリリースで使用している用語のうち、該当する規制当局の指針または国際財務報告基準(IFRS)で定義されていない用語は、英文プレスリリースの「Glossary」で説明しており、www.Barclays.com/results からご確認いただけます。

2015 年 7 月 28 日付で取締役会に承認された本書中の情報は、2006 年会社法第 434 条の意義の範囲内における法定財務書類を構成するものではありません。2014 年 12 月 31 日終了事業年度の法定財務書類は、米国証券取引所(SEC)に提出されたパークレイズ・ピーエルシーおよびパークレイズ・バンク・ピーエルシーの様式 20-F に係る合同年次報告書に関して要求される特定の情報ならびに 2006 年会社法第 495 条に基づく無限定適正意見の監査報告書を含んでいます(2006 年会社法第 498 条に基づく記載は含まれません)。当該財務書類は、2006 年会社法第 441 条に準拠して英国会社登記所に提出されています。

これらの業績は、公表後、実務上可能な限り速やかに SEC に様式 6-K として提出されます。SEC への提出後、様式 6-K のコピーはパークレイズの本国ウェブサイトの Investor Relations、www.barclays.com/investorrelations および SEC のウェブサイト <http://www.sec.gov> から入手可能となります。

パークレイズは債券発行市場において頻繁に債券を発行しており、正式な投資家向け説明会やその他の臨時会合を通じて定期的に投資家の皆様とお会いしています。これまでと同様に、パークレイズは、次の四半期においても全世界の投資家の皆様と当グループの業績やその他の問題について協議する機会を設ける所存です。

作成の基礎

パークレイズ・ピーエルシーの 2015 年 6 月 30 日終了期間の決算報告書にはより詳細な開示が含まれています。同決算報告書には、パークレイズ・バンク・ピーエルシーと実質的に同一である、リスク・エクスポージャー、事業部門別業績およびパークレイズ・ピーエルシーの要約連結財務書類に対する注記の一部も含まれています。

パークレイズ・バンク・ピーエルシーはパークレイズ・ピーエルシーの完全所有子会社であり、パークレイズ・ピーエルシーは当グループの最終的な親会社です。パークレイズ・バンク・ピーエルシー・グループとパークレイズ・ピーエルシー・グループの事業内容は基本的に同一ですが、唯一の違いはパークレイズ・ピーエルシーが持株会社であることです。パークレイズ・バンク・ピーエルシーとパークレイズ・ピーエルシーの報告の相違は持株会社によって生じ、これによって資金調達構造が異なります。重要な相違点は以下の記載の通りです。

商品の種類	パークレイズ・ ピーエルシー (百万ポンド)	パークレイズ・ バンク・ピーエルシー (百万ポンド)	相違の主な原因
優先株式	-	5,846	パークレイズ・バンク・ピーエルシーが発行した優先株式およびキャピタル・ノートは、パークレイズ・バンク・ピーエルシーの株式資本に含まれ、また、パークレイズ・ピーエルシー・グループの財務書類に非支配持分として表示されます。
その他の株主資本	-	487	
非支配持分	6,294	2,153	
自己株式	(82)	-	従業員株式制度のため、およびトレーディング目的で保有するパークレイズ・ピーエルシー株式は、パークレイズ・バンク・ピーエルシーにおいて、それぞれ売却可能投資およびトレーディング・ポートフォリオ資産として認識されます。パークレイズ・ピーエルシーにおいては、株主資本からこれらの自己株式を控除します。
資本償還準備金	394	24	パークレイズ・ピーエルシー株式またはパークレイズ・バンク・ピーエルシー株式の償還または交換によって生じます。

パークレイズ・バンク・ピーエルシーのコンティンジェント・キャピタル・ノート(CCN)

パークレイズ・バンク・ピーエルシーは、2 シリーズの CCN を発行しました。これらはいずれも保有者に利息と元本を支払います。ただし、パークレイズ・ピーエルシーの連結上の CRD IV の CET 1 比率(FSA による 2012 年 10 月の移行に関する発表文)が 7%を下回った場合には、いずれの債券も連結上、消却されます。CCN の支払クーポンは、このようなリスクのない類似債券に対する市場金利を上回る金利です。

これらの金融商品の会計処理は、パークレイズ・ピーエルシーの連結財務書類とパークレイズ・バンク・ピーエルシーの連結財務書類では、以下の点で異なります。

- 7.675%の CCN の発行の場合、消却は、保有者からパークレイズ・ピーエルシーへの自動的な法的移転によって行われます。この状況において、パークレイズ・バンク・ピーエルシーには、パークレイズ・ピーエルシーに対する債務が引き続き存在します。パークレイズ・バンク・ピーエルシーは、この消却の仕組みによって利益を得ることはありませんが、類似債券に対する市場金利を上回る金利を支払うため、認識されたこの債券の当初公正価値は額面を上回りました。公正価値と額面の差額は、徐々に損益計算書上で償却されます。
- 7.75%の CCN の発行の場合、消却はパークレイズ・バンク・ピーエルシーに直接影響を及ぼします。パークレイズ・バンク・ピーエルシーでは、消却の仕組みは、組込デリバティブとして、負債本体から分離して評価され、公正価値の変動は損益計算書に計上されます。負債本体の当初公正価値は、デリバティブの当初公正価値の金額分、額面を上回りましたが、差額は徐々に損益計算書上で償却されます。

取締役の責任に関する声明

取締役(以下に記載)は、英語原文 4 ページから 10 ページに掲載されている要約連結中間財務書類が欧州連合の採用した国際会計基準(IAS)第 34 号「中間財務報告」に準拠して作成されており、また、本書の経営陣の中間報告書には、「開示および透明性規則」4.2.7(改正)および 4.2.8(改正)に要求される以下の情報の適正なレビューが含まれていることを認めています。

- ・ 2015 年 6 月 30 日に終了した 6 ヶ月間において発生した重要な事象の兆候およびそれらが要約連結中間財務書類に及ぼす影響、ならびに当事業年度の残り 6 ヶ月間における主要なリスクおよび不確実性の記載。
- ・ 2015 年 6 月 30 日に終了した 6 ヶ月間における重要な関連当事者取引および直近の年次報告書に記載された関連当事者取引に関する重要な変更。

以下の者が取締役会を代表して署名を行いました。

ジョン・マクファーレン

業務執行会長

トウーシャー・モーザリア

グループ財務担当取締役

バークレイズ・バンク・ピーエルシー取締役会:

業務執行取締役

ジョン・マクファーレン

(業務執行会長)

トウーシャー・モーザリア

(グループ財務担当取締役)

業務執行権のない取締役

マイク・アシュレー

ティム・ブリードン

クロフォード・ギリース

ルーベン・ジェフリー

ウエンディ・ルーカス＝ブル

ダンビサ・モヨ

フリッツ・ヴァン・パーシャン

サー・マイケル・レイク

ダイアン・ド・サン・ビクトル

ダイアン・シュエネマン

スティーブ・ティーク

パークレイズ・バンク・ピーエルシーに対する独立監査人のレビュー報告書（訳文）

要約連結中間財務書類に係る報告

私どもの結論

私どもは、パークレイズ・バンク・ピーエルシーの 2015 年 6 月 30 日に終了した 6 ヶ月間の上半期決算報告書に掲載されている、下記に定義する要約連結中間財務書類のレビューを行いました。私どものレビューに基づき、要約連結中間財務書類は、欧州連合が採用した IAS 第 34 号および英国の金融行為監督機構の「開示および透明性規則」に準拠して作成されていないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められませんでした。

この結論は、この報告書の残りの部分において私どもが言及している事項と関連付けて読むべきです。

レビュー範囲

パークレイズ・バンク・ピーエルシーが作成した要約連結中間財務書類は、以下により構成されています。

- ・ 2015 年 6 月 30 日現在の要約連結貸借対照表
- ・ 2015 年 6 月 30 日に終了した 6 ヶ月間における要約連結損益計算書
- ・ 同日に終了した期間における要約連結包括利益計算書
- ・ 同日に終了した期間における要約連結キャッシュフロー計算書
- ・ 同日に終了した期間における要約連結株主資本変動表
- ・ 要約連結中間財務書類に対する注記

注記 1 に開示の通り、グループの年次財務書類全体の作成に適用された財務報告フレームワークは、適用される法律および欧州連合が採用した国際財務報告基準(IFRS)です。

本上半期決算報告書に含まれている要約連結中間財務書類は、欧州連合が採用した IAS 第 34 号「中間財務報告」および英国の金融行為監督機構の「開示および透明性規則」に準拠して作成されています。

要約連結財務書類のレビューに関する事項

私どもは、監査実務委員会が英国での使用のために公表した、国際レビュー業務基準(英国およびアイルランド)第 2410 号「事業体の独立監査人が実施する中間財務情報のレビュー」に準拠してレビューを実施しました。中間財務情報のレビューには、主として財務および会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析の手續およびその他のレビュー手續が適用されます。

レビューは国際監査基準(英国およびアイルランド)に準拠して実施される監査に比べて限定された手續であるため、私どもは、監査において識別されると考えられる重要な事項の全てを認識しているという保証を得ることができません。したがって、私どもは監査意見を表明いたしません。

私どもは、本上半期決算報告書に含まれるその他の情報を通読し、当該情報に明白な虚偽表示または要約連結中間財務書類中の情報との重要な不整合が含まれているかどうかを検討しました。

要約連結中間財務書類およびレビューに関する責任

私どもの責任および取締役の責任^{1,2}

要約連結中間財務書類を含む上半期決算報告書の作成責任は取締役にあります。また、取締役により承認されています。取締役は、英国の金融行為監督機構の「開示および透明性規則」に準拠して上半期決算報告書を作成する責任を有しています。

私どもの責任は、私どものレビューに基づき、本上半期決算報告書に含まれている要約連結中間財務書類に対する結論を会社に表明することです。結論を含む当報告書は、金融行為監督機構の「開示および透明性規則」への準拠を目的として会社のためにのみ作成されており、その他の目的はありません。この結論を表明するにあたり、私どもが事前に同意書で明確に同意している場合を除き、私どもは、その他の目的に対して責任を負わず、また、当報告書を読むその他の者または当報告書を入手する可能性のあるその他の者に対して責任を負うものではありません。

プライスウォーターハウスクーパース エルエルピー

勅許会計士

2015 年 7 月 28 日

ロンドン、英国

1 パークレイズのウェブサイトの管理および完全性は、取締役の責任です。監査人が行った作業には当件の考慮は含まれず、よって監査人は、財務書類が当初ウェブサイトで表示された後に生じた可能性のある変更について何ら責任を負いません。

2 財務書類の作成および提供を規定する英国における法律は、他国の管轄における法律と異なる可能性があります。

* 独立監査人のレビュー報告書の原文は英語で記載されております。日本語訳は、日本人読者の便宜上のものであり、訳文は原文(英語)の報告書に代わるものではありません。

要約連結財務書類

要約連結損益計算書(未監査)

継続事業		2015年6月30日 終了上半期 (百万ポンド)	2014年6月30日 終了上半期 (百万ポンド)
	注記 ¹		
利息収入純額		6,231	6,110
手数料収入純額		4,013	4,270
トレーディング収益純額		2,662	2,545
投資収益純額		923	356
保険契約に基づく保険料収入純額		351	336
その他の収益		(11)	13
収益合計		14,169	13,630
保険契約に基づく保険金および給付金純額		(248)	(240)
保険金控除後の収益合計		13,921	13,390
信用に関する減損費用およびその他の引当金繰入額		(973)	(1,086)
営業収益純額		12,948	12,304
人件費		(4,864)	(5,730)
インフラ費用		(1,590)	(1,568)
一般管理費		(3,211)	(2,482)
営業費用		(9,665)	(9,780)
事業売却損、ならびに関連会社およびジョイント・ベンチャーの損益に対する持分		(136)	(20)
税引前利益		3,147	2,504
税金		(1,010)	(906)
税引後利益		2,137	1,598
以下に帰属するもの:			
親会社の株主		1,972	1,446
非支配持分	2	165	152
税引後利益		2,137	1,598

¹ パークレイズ・バンク・ピーエルシーに固有の注記は英語原文 9 ページから 10 ページ、パークレイズ・ピーエルシーにも関連する注記はパークレイズ・ピーエルシー決算報告書の英語原文 56 ページから 90 ページをご参照ください。

要約連結財務書類

要約連結包括利益計算書(未監査)

継続事業	注記 ¹	2015年6月30日 終了上半期 (百万ポンド)	2014年6月30日 終了上半期 (百万ポンド)
税引後利益		2,137	1,598
損益に振替えられる可能性のあるその他の包括(損失)/利益:			
為替換算再評価差額		(590)	(1,056)
売却可能投資再評価差額		(278)	336
キャッシュフロー・ヘッジ再評価差額		(646)	254
その他		41	(18)
損益に振替えられる可能性のあるその他の包括(損失)/利益合計		(1,473)	(484)
損益に振替えられないその他の包括(損失)/利益:			
退職給付の再測定		(93)	236
当期その他の包括損失		(1,566)	(248)
当期包括利益合計		571	1,350
以下に帰属するもの:			
親会社の株主		543	1,324
非支配持分		28	26
当期包括利益合計		571	1,350

¹ バークレイズ・バンク・ピーエルシーに固有の注記は英語原文 9 ページから 10 ページ、バークレイズ・ピーエルシーにも関連する注記はバークレイズ・ピーエルシー決算報告書の英語原文 56 ページから 90 ページをご参照ください。

要約連結財務書類

要約連結貸借対照表(未監査)

		2015年 6月30日現在 (百万ポンド)	2014年 12月31日現在 (百万ポンド)
資産	注記 ¹		
現金および中央銀行預け金		33,341	39,695
他銀行から取立中の項目		1,227	1,210
トレーディング・ポートフォリオ資産		98,105	114,755
公正価値で測定すると指定された金融資産		33,335	38,300
デリバティブ		341,470	440,076
売却可能金融投資		96,255	86,105
銀行に対する貸付金		45,107	42,657
顧客に対する貸付金		430,719	427,767
リバース・レボ取引およびその他類似の担保付貸付		93,138	131,753
前払金、未収収益およびその他の資産		3,775	3,604
関連会社およびジョイント・ベンチャーに対する投資		577	711
有形固定資産		3,620	3,786
のれん		4,832	4,887
無形資産		3,357	3,293
未収還付税および繰延税金資産		4,510	4,464
退職給付資産		33	56
売却目的非流動資産		4,154	15,574
資産合計		1,197,555	1,358,693
負債			
銀行預り金		55,978	58,390
他銀行への未決済項目		1,539	1,177
顧客預り金		438,445	427,868
レボ取引およびその他類似の担保付借入		85,092	124,479
トレーディング・ポートフォリオ負債		41,818	45,124
公正価値で測定すると指定された金融負債		51,284	56,972
デリバティブ		342,964	439,320
発行債券		75,525	86,099
劣後負債		20,155	21,685
未払金、繰延収益およびその他の負債		11,854	11,432
引当金		3,287	4,135
未払税金および繰延税金負債		904	1,278
退職給付債務		1,091	1,574
売却目的処分グループに含まれる負債		1,909	13,115
負債合計		1,131,845	1,292,648
株主資本			
払込済株式資本および株式払込剰余金	4	14,472	14,472
その他の剰余金		948	2,322
利益剰余金		43,787	42,650
親会社の普通株主に帰属する株主持分		59,207	59,444
その他の持分商品		4,350	4,350
非支配持分を除く株主資本合計		63,557	63,794
非支配持分	2	2,153	2,251
株主資本合計		65,710	66,045
負債および株主資本合計		1,197,555	1,358,693

¹ バークレイズ・バンク・ピーエルシーに固有の注記は英語原文 9 ページから 10 ページ、バークレイズ・ピーエルシーにも関連する注記はバークレイズ・ピーエルシー決算報告書の英語原文 56 ページから 90 ページをご参照ください。

要約連結財務書類

要約連結株主資本変動表(未監査)

	払込済株式 資本および 株式払込剰 余金 ¹	その他の 持分商品	その他の 剰余金	利益剰余金	合計	非支配持分 ¹	株主資本 合計
2015年6月30日終了上半期	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)
2015年1月1日現在残高	14,472	4,350	2,322	42,650	63,794	2,251	66,045
税引後利益	-	159	-	1,813	1,972	165	2,137
為替換算の変動	-	-	(463)	-	(463)	(127)	(590)
売却可能投資	-	-	(279)	-	(279)	1	(278)
キャッシュフロー・ヘッジ	-	-	(634)	-	(634)	(12)	(646)
退職給付の再測定	-	-	-	(94)	(94)	1	(93)
その他	-	-	-	41	41	-	41
当期包括利益合計	-	159	(1,376)	1,760	543	28	571
その他の持分商品に係るク ーボン支払額	-	(159)	-	32	(127)	-	(127)
持分決済型株式制度	-	-	-	303	303	-	303
株式報酬制度に基づくバー ークレイズ・ピーエルシー株 式の権利確定	-	-	-	(706)	(706)	-	(706)
配当金支払額	-	-	-	(595)	(595)	(129)	(724)
優先株式およびその他の 株主資本に係る配当金	-	-	-	(171)	(171)	-	(171)
バーークレイズ・ピーエルシー からの資本拠出	-	-	-	560	560	-	560
その他の剰余金の変動	-	-	2	(46)	(44)	3	(41)
2015年6月30日現在残高	14,472	4,350	948	43,787	63,557	2,153	65,710

2014年12月31日終了下半 期

2014年7月1日現在残高	14,479	4,350	(558)	44,718	62,989	2,130	65,119
税引後利益	-	160	-	(1,078)	(918)	174	(744)
為替換算の変動	-	-	1,501	-	1,501	41	1,542
売却可能投資	-	-	87	-	87	3	90
キャッシュフロー・ヘッジ	-	-	1,284	-	1,284	2	1,286
退職給付の再測定	-	-	-	(32)	(32)	1	(31)
その他	-	-	-	(1)	(1)	-	(1)
当期包括利益合計	-	160	2,872	(1,111)	1,921	221	2,142
優先株式の償還	(7)	-	8	(792)	(791)	-	(791)
その他の持分商品に係るク ーボン支払額	-	(160)	-	35	(125)	-	(125)
持分決済型株式制度	-	-	-	314	314	-	314
株式報酬制度に基づくバー ークレイズ・ピーエルシー株 式の権利確定	-	-	-	(91)	(91)	-	(91)
配当金支払額	-	-	-	(185)	(185)	(93)	(278)
優先株式およびその他の 株主資本に係る配当金	-	-	-	(204)	(204)	-	(204)
バーークレイズ・ピーエルシー からの資本拠出	-	-	-	-	-	-	-
その他の剰余金の変動	-	-	-	(34)	(34)	(7)	(41)
2014年12月31日現在残高	14,472	4,350	2,322	42,650	63,794	2,251	66,045

¹ 株式資本および非支配持分の詳細は、英語原文 10 ページに記載されています。

要約連結財務書類

	払込済株式 資本および 株式払込剰 余金 ¹	その他の 持分商品	その他の 剰余金	利益剰余金	合計	非支配持分 ¹	株主資本 合計
2014年6月30日終了上半期	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)
2014年1月1日現在残高	14,494	2,078	(233)	44,670	61,009	2,211	63,220
税引後利益	-	90	-	1,356	1,446	152	1,598
為替換算の変動	-	-	(941)	-	(941)	(115)	(1,056)
売却可能投資	-	-	340	-	340	(4)	336
キャッシュフロー・ヘッジ	-	-	260	-	260	(6)	254
退職給付の再測定	-	-	-	237	237	(1)	236
その他	-	-	-	(18)	(18)	-	(18)
当期包括利益合計	-	90	(341)	1,575	1,324	26	1,350
持分商品の買戻しおよび発行	(15)	2,272	16	(1,683)	590	-	590
その他の持分商品に係るクー ーボン支払額	-	(90)	-	19	(71)	-	(71)
持分決済型株式制度	-	-	-	379	379	-	379
株式報酬制度に基づくパー ークレイズ・ピーエルシー株 式の権利確定	-	-	-	(775)	(775)	-	(775)
配当金支払額	-	-	-	(636)	(636)	(97)	(733)
優先株式およびその他の 株主資本に係る配当金	-	-	-	(237)	(237)	-	(237)
パーークレイズ・ピーエルシー からの資本拠出	-	-	-	1,412	1,412	-	1,412
その他の剰余金の変動	-	-	-	(6)	(6)	(10)	(16)
2014年6月30日現在残高	14,479	4,350	(558)	44,718	62,989	2,130	65,119

¹ 株式資本および非支配持分の詳細は、英語原文 10 ページに記載されています。

要約連結財務書類

要約連結キャッシュフロー計算書(未監査)

継続事業	2015年6月30日 終了上半期 (百万ポンド)	2014年6月30日 終了上半期 (百万ポンド)
税引前利益	3,147	2,504
非現金項目の調整	2,407	935
営業資産および負債の変動	6,971	(3,795)
法人税等支払額	(929)	(624)
営業活動からのキャッシュ純額	11,596	(980)
投資活動からのキャッシュ純額	(13,569)	7,463
財務活動からのキャッシュ純額	(1,019)	(629)
現金および現金同等物に係る為替レートの影響	(255)	(1,380)
現金および現金同等物の純増加/(減少)額	(3,247)	4,474
現金および現金同等物 期首現在	78,479	81,754
現金および現金同等物 期末現在	75,232	86,228

財務書類に対する注記

1 会計方針

2015 年 6 月 30 日に終了した 6 ヶ月間のこれらの要約連結中間財務書類は、金融行為監督機構の「開示および透明性規則」および欧州連合が採用した IAS 第 34 号「中間財務報告」に準拠して作成されています。要約連結中間財務書類は、欧州連合が採用した IFRS に準拠して作成された 2014 年 12 月 31 日終了事業年度の年次財務書類と合わせて読むべきです。

これらの要約連結中間財務書類で使用した会計方針および計算方法は、2014 年度の年次報告書で使用したものと同じです。

今後適用される会計基準

2015 年 7 月に、IASB は、IFRS 第 15 号「顧客との契約から生じる収益」の発効日を 1 年間延期して 2018 年 1 月 1 日にすることを発表しました。

今後の会計上の変更の詳細については、パークレイズ 2014 年度年次報告書をご参照ください。

継続企業の前提

取締役は、予見できる将来において、当グループが事業を継続するにあたり十分な資金源を有していることを確認しています。このため、財務書類の作成において継続企業の前提を引き続き適用しており、重大な不確実性は存在しておりません。

2 非支配持分

	非支配持分に帰属する利益		非支配持分に帰属する株主資本	
	2015年6月30日 終了上半期 (百万ポンド)	2014年6月30日 終了上半期 (百万ポンド)	2015年6月30日 現在 (百万ポンド)	2014年12月31日 現在 (百万ポンド)
パークレイズ・アフリカ・グループ・リミテッド	165	149	2,149	2,247
その他の非支配持分	-	3	4	4
合計	165	152	2,153	2,251

3 配当金

	2015年6月30日 終了上半期 (百万ポンド)	2014年6月30日 終了上半期 (百万ポンド)
期中に支払われた配当金		
普通株式	595	636
優先株式	171	237
合計	766	873

財務書類に対する注記

4 株主資本および剰余金

普通株式

2015 年 6 月 30 日現在、発行済普通株式資本は、1 株 1 ポンドの普通株式 23 億 4,200 万株(2014 年:23 億 4,200 万株)で構成されていました。

優先株式

2015 年 6 月 30 日現在、発行済優先株式資本は、1 株 1 ポンドのポンド建優先株式 1,000 株(2014 年:1,000 株)、1 株 100 ユーロのユーロ建優先株式 31,856 株(2014 年:31,856 株)、1 株 100 ポンドのポンド建優先株式 20,930 株(2014 年:20,930 株)、1 株 100 ミドルのミドル建優先株式 58,133 株(2014 年:58,133 株)、および 1 株 0.25 ミドルのミドル建優先株式 2 億 3,700 万株(2014 年:2 億 3,700 万株)で構成されていました。

その他の持分商品

その他の持分商品 43 億 5,000 万ポンド(2014 年度:43 億 5,000 万ポンド)には、バークレイズ・バンク・ピーエルシーが 2013 年度および 2014 年度に発行した追加的 Tier 1(AT 1)証券が含まれています。

AT 1 証券は、満期日が設定されていない永久債であり、CRD IV に基づく AT 1 商品として適格です。

【補足情報】

バークレイズ・ピーエルシー上半期決算報告書（2015 年 7 月 29 日発表）（抄訳）

注

本書中の「バークレイズ」、「グループ」は、バークレイズ・ピーエルシーおよびその子会社を表します。別途記載のない限り、損益計算書の分析では 2015 年 6 月 30 日に終了した 6 ヶ月間の数値と 2014 年 6 月 30 日に終了した 6 ヶ月間の比較数値を、貸借対照表の分析では 6 月 30 日現在の数値と 2014 年 12 月 31 日現在の比較数値を記載しています。英語原文の「£m」および「£bn」はそれぞれ百万ポンドおよび十億ポンド、英語原文の「\$m」および「\$bn」はそれぞれ百万米ドルおよび十億米ドル、英語原文の「€m」および「€bn」はそれぞれ百万ユーロおよび十億ユーロを表します。

2014 年度第 2 四半期より前の比較数値は、当グループの組織変更や、変更後の組織構造に基づく本社の業績の構成要素の再配分を反映して修正再表示されています。これらの修正再表示の詳細は 2014 年 7 月 10 日の英文プレスリリースに記載されており、<http://www.barclays.com/barclays-investor-relations/results-and-reports> からご確認いただけます。

本書中の「主に外国為替に関連する進行中の調査および訴訟に係る引当金」は、「主に外国為替に関連する、特定の当局が関与する進行中の調査および訴訟の一部に関して計上している引当金」を意味します。

調整後税引前利益、調整後株主帰属利益および調整後の業績指標は、各期間の業績比較のベースの整合性を高める目的で表示しています。重要性は高いが基礎となる業績を代表するものではないと考えられる項目が調整の対象となっています。調整後の指標から除外されている項目は、当グループ自身の信用度の影響、のれんの減損、英国顧客への補償に係る引当金、米国リーマン買収資産に係る利益、主に外国為替に関連する進行中の調査および訴訟に係る引当金、スペイン事業の売却に係る損失、教育・社会的住宅供給・地方自治体(ESHLA)の評価修正、ならびに確定退職給付負債の一部に係る評価益です。経営者はグループレベルで調整対象項目の見直しを実施し、事業部門別業績では、これらの項目を除外して表示しています。法定の業績に対する調整は、グループレベルでのみ行っています。

英文プレスリリースで使用している用語のうち、該当する規制当局の指針または国際財務報告基準(IFRS)で定義されていない用語は、英文プレスリリースの「Glossary」で説明しており、www.Barclays.com/results からご確認いただけます。

2015 年 7 月 28 日付で取締役会に承認された本書中の情報は、2006 年会社法第 434 条の意義の範囲内における法定財務書類を構成するものではありません。2014 年 12 月 31 日終了事業年度の法定財務書類は、米国証券取引所(SEC)に提出されたバークレイズ・ピーエルシーおよびバークレイズ・バンク・ピーエルシーの様式 20-F に係る合同年次報告書に関して要求される特定の情報ならびに 2006 年会社法第 495 条に基づく無限定適正意見の監査報告書を含んでいます(2006 年会社法第 498 条に基づく記載は含まれません)。当該財務書類は、2006 年会社法第 441 条に準拠して英国会社登記所に提出されています。

これらの業績は、公表後、実務上可能な限り速やかに SEC に様式 6-K として提出されます。SEC への提出後、様式 6-K のコピーはバークレイズの本国ウェブサイトの Investor Relations、www.barclays.com/investorrelations および SEC のウェブサイト <http://www.sec.gov> から入手可能となります。

バークレイズは債券発行市場において頻繁に債券を発行しており、正式な投資家向け説明会やその他の臨時会合を通じて定期的に投資家の皆様とお会いしています。これまでと同様に、バークレイズは、次の四半期においても全世界の投資家の皆様と当グループの業績やその他の問題について協議する機会を設ける所存です。

戦略の継続的な推進:

- グループの調整後税引前利益はコア部門の全事業の改善を反映し、11%増加し、37 億 2,900 万ポンドとなりました。グループの調整後平均株主資本利益率は 7.7%に上昇しました(2014 年度上半期:6.5%)。
- 各事業の平均株主資本利益率はいずれも堅調で、コア部門の平均株主資本利益率は 11.1%に上昇しました(2014 年度上半期:11.0%)。平均割当株主資本は 60 億ポンド増加し 470 億ポンドとなりましたが、これは収益がコスト以上に伸び、税引前利益が 10%増加し、42 億 4,100 万ポンドとなったためです。
- ノンコア部門の資産圧縮は一段と進展し、リスク調整後資産は 570 億ポンドに減少しました(2014 年 12 月:750 億ポンド)。ノンコア部門の平均割当株主資本は 40 億ポンド減少して 100 億ポンドとなり、ノンコア部門がグループの平均株主資本利益率に与えるマイナス影響は 3.4%となりました(2014 年度:4.5%)。
- 資本基盤およびレバレッジ面の取り組みが大きく進展し、CRD IV 完全施行ベースの普通株式 Tier1 (CET 1) 資本比率は 11.1%に上昇し(2014 年 12 月:10.3%)、レバレッジ比率も 4.1%に上昇し(2014 年 12 月:3.7%)、当グループの 2016 年目標を達成しました。
- 戦略的コスト・プログラムによる費用削減効果を受け、調整後営業費用合計は 7%減少し、82 億 6,200 万ポンドとなりました。目標達成費用を除く営業費用は 5%減少し、79 億 4,600 万ポンドとなりました。
- 業界全体を対象とする外国為替市場における特定のセールスおよびトレーディングの実態に関する調査ならびに業界全体を対象とする米ドルの ISDAFIX ベンチマーク設定に関する調査に関連し、2015 年度第 2 四半期に一部の当局と 16 億 800 万ポンドで和解に達したことで、訴訟および特定行為に係る旧来の懸案事項の処理に関する進展がありました。
- 1 株当たりの正味有形資産価額は 279 ペンスに減少しました(2014 年 12 月:285 ペンス)。配当支払いと主要フォワード金利および為替の変動が剰余金に与えた影響が当期の利益を上回ったためです。
- 法定税引前利益は、25%増加し、31 億 1,400 万ポンド(調整項目の 6 億 1,500 万ポンドの純損失(2014 年度上半期:8 億 4,800 万ポンドの純損失)を含む)となりました。

重要な調整項目:

- 主に外国為替に関連する進行中の調査および訴訟に係る引当金 8 億ポンドの追加繰入れを 2015 年度上半期に行いました(2014 年度上半期:ゼロポンド)。これにより引当金残高合計は 20 億 5,000 万ポンドとなりました。
- 将来の補償および関連費用に関する最新の見積もりに基づき、英国顧客への補償に係る引当金 10 億 3,200 万ポンドの追加繰入れを行いました(2014 年度上半期:9 億ポンド)。これは 2015 年度第 2 四半期の 8 億 5,000 万ポンドの追加繰入れを含みます。
- リーマン・ブラザーズ・インクの管財人と係争中だった訴訟が和解に達したことを受け、米国リーマン買収資産に係る利益 4 億 9,600 万ポンドを 2015 年度第 2 四半期に認識しました(2014 年度上半期:ゼロポンド)。
- 確定退職給付負債の一部の評価を法令の条項に合わせたことに伴い、4 億 2,900 万ポンドの利益を認識しました(2014 年度上半期:ゼロポンド)。
- スペイン事業の売却の完了に伴い、主に累積為替再評価換算差額として計上していた 1 億 1,800 万ポンドの損失を組替調整額として 2015 年度第 1 四半期の損益に計上しました(2014 年度上半期:ゼロポンド)。

業績ハイライト

当グループの業績(半期)

	調整後			法定		
	2015 年 6 月 30 日に 終了した半期 (百万ポンド)	2014 年 6 月 30 日に 終了した半期 (百万ポンド)	増減率 (%)	2015 年 6 月 30 日に 終了した半期 (百万ポンド)	2014 年 6 月 30 日に 終了した半期 (百万ポンド)	増減率 (%)
保険金控除後の収益合計	12,982	13,332	(3)	13,888	13,384	4
信用に関する減損費用およびその他の引当金繰入額	(973)	(1,086)	10	(973)	(1,086)	10
営業収益純額	12,009	12,246	(2)	12,915	12,298	5
営業費用	(7,812)	(8,172)	4	(7,383)	(8,172)	10
訴訟および特定行為	(134)	(211)	36	(1,966)	(1,111)	(77)
目標達成費用を除く営業費用	(7,946)	(8,383)	5	(9,349)	(9,283)	(1)
目標達成費用	(316)	(494)	36	(316)	(494)	36
営業費用合計	(8,262)	(8,877)	7	(9,665)	(9,777)	1
その他の費用純額	(18)	(20)	10	(136)	(20)	
税引前利益	3,729	3,349	11	3,114	2,501	25
税金 ¹	(1,077)	(1,109)	3	(1,006)	(895)	(12)
税引後利益	2,652	2,240	18	2,108	1,606	31
非支配持分	(338)	(390)	13	(338)	(390)	13
その他株主持分 ²	(159)	(90)	(77)	(159)	(90)	(77)
株主帰属利益	2,155	1,760	22	1,611	1,126	43
パフォーマンス指標						
平均有形株主資本利益率 ²	9.1%	7.5%		6.9%	4.9%	
平均有形株主資本	480 億ポンド	470 億ポンド		480 億ポンド	470 億ポンド	
平均株主資本利益率 ²	7.7%	6.5%		5.9%	4.2%	
平均株主資本	560 億ポンド	550 億ポンド		560 億ポンド	540 億ポンド	
収益に対する費用の比率	64%	67%		70%	73%	
貸倒率(ベース・ポイント)	40	45		40	45	
基本的 1 株当たり利益 ²	13.1 ペンス	10.9 ペンス		9.9 ペンス	7.0 ペンス	
1 株当たり配当金	2.0 ペンス	2.0 ペンス		2.0 ペンス	2.0 ペンス	

貸借対照表およびレバレッジ

	2015 年 6 月 30 日	2014 年 12 月 31 日
1 株当たりの正味有形資産価額	279 ペンス	285 ペンス
1 株当たりの純資産価額	328 ペンス	335 ペンス
レバレッジ・エクスポージャー	11,390 億ポンド	12,330 億ポンド

資本管理

CRD IV 完全施行ベース	2015 年 6 月 30 日	2014 年 12 月 31 日
普通株式 Tier 1 比率	11.1%	10.3%
普通株式 Tier 1 資本	420 億ポンド	415 億ポンド
Tier 1 資本	465 億ポンド	460 億ポンド
リスク調整後資産	3,770 億ポンド	4,020 億ポンド
レバレッジ比率	4.1%	3.7%

資金調達および流動性

	2015 年 6 月 30 日	2014 年 12 月 31 日
グループ余剰流動性	1,450 億ポンド	1,490 億ポンド
推計 CRD IV 流動性カバレッジ比率	121%	124%
預貸率 ³	88%	89%

調整後利益の分析(半期)

調整後税引前利益	2015 年 6 月 30 日に 終了した半期	2014 年 6 月 30 日に 終了した半期
当グループ自身の信用度に関連する利益	3,729	3,349
米国リーマン買収資産に係る利益	410	52
確定退職給付負債の一部に係る評価益	496	-
主に外国為替に関連する進行中の調査および訴訟に係る引当金	429	-
英国顧客への補償に係る引当金	(800)	-
スペイン事業の売却に係る損失	(1,032)	(900)
	(118)	-
法定税引前利益	3,114	2,501

- 2015 年度上半期の実効税率は、一過的な重要事項の影響を調整した通年の予想税率を適用しています。こうした重要事項にかかる税金の影響はそれらが発生した期間に認識されます。重要事項には調整項目や英国銀行税などが含まれます。
- その他の株主に帰属する税引後利益 1 億 5,900 万ポンド(2014 年度上半期:9,000 万ポンド)は剰余金に計上する税額控除 3,200 万ポンド(2014 年度上半期:1,900 万ポンド)によって相殺されます。相殺後残高である 1 億 2,700 万ポンド(2014 年度上半期:7,100 万ポンド)は、非支配持分(NCI)とともに、1 株当たり利益、平均有形株主資本利益率および平均株主資本利益率の計算に際して税引後利益から控除されています。
- 預貸率はパーソナル・アンド・コーポレート・バンキング、パークレイカード、アフリカ・バンキング、ノンコア・リテールに係るものです。

業績ハイライト

パークレイズ・コアおよびノンコア の業績(半期)	パークレイズ・コア			パークレイズ・ノンコア		
	2015 年 6 月 30 日に 終了した半期 (百万ポンド)	2014 年 6 月 30 日に 終了した半期 (百万ポンド)	増減率 (%)	2015 年 6 月 30 日に 終了した半期 (百万ポンド)	2014 年 6 月 30 日に 終了した半期 (百万ポンド)	増減率 (%)
保険金控除後の収益合計	12,940	12,674	2	42	658	(94)
信用に関する減損費用およびその他の引当金繰入額	(936)	(937)	-	(37)	(149)	75
営業収益純額	12,004	11,737	2	5	509	(99)
営業費用	(7,359)	(7,314)	(1)	(453)	(860)	47
訴訟および特定行為	(89)	(177)	50	(45)	(33)	(36)
目標達成費用	(293)	(453)	35	(23)	(41)	44
営業費用合計	(7,741)	(7,944)	3	(521)	(934)	44
その他の(費用)／収益純額	(22)	47		4	(66)	
税引前利益／(損失)	4,241	3,840	10	(512)	(491)	(4)
税金(費用)／還付	(1,250)	(1,233)	(1)	173	124	40
税引後利益／(損失)	2,991	2,607	15	(339)	(367)	8
非支配持分	(306)	(315)	3	(32)	(75)	57
その他株主持分	(128)	(68)	(88)	(31)	(22)	(41)
株主帰属利益／(損失)	2,557	2,224	15	(402)	(464)	13
パフォーマンス指標						
平均有形株主資本利益率 ¹	13.4%	13.5%		(4.3%)	(6.0%)	
平均割当有形株主資本	390 億ポンド	330 億ポンド		100 億ポンド	140 億ポンド	
平均株主資本利益率 ¹	11.1%	11.0%		(3.4%)	(4.5%)	
平均割当株主資本	470 億ポンド	410 億ポンド		100 億ポンド	140 億ポンド	
期末割当株主資本	470 億ポンド	420 億ポンド		80 億ポンド	130 億ポンド	
収益に対する費用の比率	60%	63%		n/m	n/m	
貸倒率(ベース・ポイント)	44	46		10	45	
基本的 1 株当たり利益への寄与	15.5 ペンス	13.8 ペンス		(2.4 ペンス)	(2.9 ペンス)	
資本管理						
	2015 年 6 月 30 日	2014 年 12 月 31 日		2015 年 6 月 30 日	2014 年 12 月 31 日	
リスク調整後資産	3,200 億ポンド	3,270 億ポンド		570 億ポンド	750 億ポンド	
レバレッジ・エクスポージャー	9,730 億ポンド	9,560 億ポンド		1,660 億ポンド	2,770 億ポンド	

	2015 年 6 月 30 日に 終了した半期 (百万ポンド)	2014 年 6 月 30 日に 終了した半期 (百万ポンド)	増減率 (%)
事業部門別収益			
パーソナル・アンド・コーポレート・バンキング	4,384	4,361	1
パークレイカード	2,357	2,124	11
アフリカ・バンキング	1,858	1,773	5
インベストメント・バンク	4,299	4,257	1
本社	42	159	(74)
パークレイズ・コア	12,940	12,674	2
パークレイズ・ノンコア	42	658	(94)
パークレイズ・グループ調整後収益合計	12,982	13,332	(3)

	2015 年 6 月 30 日に 終了した半期 (百万ポンド)	2014 年 6 月 30 日に 終了した半期 (百万ポンド)	増減率 (%)
事業部門別税引前利益／(損失)			
パーソナル・アンド・コーポレート・バンキング	1,528	1,468	4
パークレイカード	795	764	4
アフリカ・バンキング	540	484	12
インベストメント・バンク	1,440	1,058	36
本社	(62)	66	
パークレイズ・コア	4,241	3,840	10
パークレイズ・ノンコア	(512)	(491)	(4)
パークレイズ・グループ調整後税引前利益	3,729	3,349	11

¹ パークレイズ・ノンコアの平均株主資本利益率、平均有形株主資本利益率はパークレイズ・グループへの影響、すなわちパークレイズ・グループの利益率とパークレイズ・コアの利益率の差を示しています。これはノンコア部門の平均株主資本利益率、平均有形株主資本利益率を示すものではありません。

グループ執行役会長によるご挨拶

本日発表した 2015 年度上半期の業績は事業が順調に進展し続けていることを物語っています。

グループの利益は調整後ベース、法定ベースともに増加しました。コア部門のフランチャイズは好調な業績を上げることができました。ノンコア部門の資産圧縮は進展し、コストは引き続き削減されています。また、不適切な営業行為に係る問題の処理に引き続き取り組んでいます。全面的な解決には至っていませんが、当上半期に外国為替および ISDAFIX に関連する問題で一部の当局と和解に達したことを発表しました。普通株式 Tier1 (CET 1) 資本比率は 11%、レバレッジ比率は 4%をそれぞれ上回り、喜ばしく思っています。これらの実績は満足できるものと考えていますが、中期的には、成長に向けた資金調達と資本比率の向上という 2 つの課題のバランスを取りながら、引き続き資本増強に取り組んでいきます。

現在のバークレイズは数々の優れた事業を展開していますが、戦略の遂行を加速させる必要があります。株主リターンをより迅速に高めるために出来ることはまだあります。今月初めにグループ執行役会長に就任して以降、私はグループの 3 つの優先事項を定め、それらに着手し始めました。

第一の優先事項はコア・フランチャイズへの集中をさらに進め、当グループの戦略を遂行することです。当グループの強み、強みを持つ地域、経済的観点から魅力的なビジネスに注力します。

これは当グループの主力フランチャイズである英国リテールおよび商業銀行業務、欧州および米国における投資銀行業務、カード事業、アフリカ地域を中心に取り組みや投資を進めていくことを意味します。また、利益がほとんどない事業や株主資本利益率が必要値に届かない事業の縮小を迅速に進めます。

バークレイズ・ノンコアについては、適切な計画の下に資産の圧縮を加速することで、2017 年にノンコアのリスク調整後資産を約 200 億ポンドまで削減しコア部門への再統合を目指します。

私自身はインベストメント・バンクの最近の業績に満足しています。2015 年度上半期の利益率は 2 桁に達しました。インベストメント・バンクに与えられた課題は翌期以降、この成果を持続的な経済利益率へと変えていくことです。

当グループの第二の優先事項は株主価値の実現を加速させることです。

当上半期の業績でとりわけ喜ばしかったのは、利益が大幅に回復する一方で、コストは法定ベースで概ね横ばいにとどまったことにより、CET 1 比率を初めて 11%台に上昇し、レバレッジ比率も 4%を上回り、両比率とも当グループの 2016 年目標を達成したことです。

しかしながら、グループの法定株主資本利益率は 5.9%と株主資本コストを大幅に下回っています。また、収益に対する費用の比率は 70%と当グループの事業構成に照らすと高い水準にあります。

利益の拡大、株主資本利益率の向上、資本増加を加速させる必要があります。そのために、最低でも市場と同程度のペースで収益を伸ばし、グループの収益に対する費用の比率を 50%台半ばまで引き下げる一方で、資本の増大と投入を賢明に進めていく方針です。こうして株主資本コストを上回るグループ株主資本利益率の達成を目指します。

強固な資本基盤を維持しつつ、事業リターンの改善と戦略遂行の加速に注力する中、取締役会は 2015 年度の配当計画について、2014 年度と同じ 6.5 ペンスとするのが妥当であると判断しました。今後は、特定の配当性向レンジを目標とするよりも、株主リターンを実現していく上で配当利回りが持つ重要性を認識しながら、持続可能で漸進的な配当政策を維持することを目指してまいります。

私はグループの新たな目標を策定するのではなく、まだ達成していない目標を堅持することを明言します。CET 1 比率が 11%に達した現在、当グループが目指す最終的な状態に到達するように時間をかけて改善に取り組んでいく所存です。

第三の優先事項は価値観重視の文化の向上を支える高いパフォーマンス倫理とプロセスをグループに浸透させることです。お客様中心のアプローチの大幅な強化、無益で煩雑な官僚的な体制の合理化と排除、各事業活動における直接的な説明責任の確立に取り組む必要があります。重要なのは、厳格な管理の下、当グループの価値観と調和する方法でこれらを実行し、正しい方法で事業を拡大していくことです。

当グループの前進を加速するために出来る取り組みはたくさんあり、それは既に始まっています。

グループ執行役会長 ジョン・マクファーレン

損益計算書

グループの業績

- 調整後税引前利益はコア部門の全事業の改善を反映し、11%増加し、37億2,900万ポンドとなりました。
- 調整後収益は3%減少し、129億8,200万ポンドとなりました。コア部門収益が2%増加し、129億4,000万ポンドとなったことで一部相殺されたものの、ノンコア部門収益が6億1,600万ポンド減少し、4,200万ポンドとなったためです。
- 減損費用は10%減少し、9億7,300万ポンドとなり、グループの貸倒率は5ベース・ポイント改善し、40ベース・ポイントとなりました。
- 調整後営業費用合計は特にノンコア、インベストメント・バンク各部門における戦略的コスト・プログラムによる費用削減効果を受け、7%減少して、82億6,200万ポンドとなりました。目標達成費用は3億1,600万ポンド(2014年度上半期:4億9,400万ポンド)、訴訟および特定行為に係る費用は1億3,400万ポンドでした(2014年度上半期:2億1,100万ポンド)。
- 法定税引前利益は31億1,400万ポンドとなりました(2014年度上半期:25億100万ポンド)。これは、英国顧客への補償に係る引当金の追加繰入額10億3,200万ポンド(2014年度上半期:9億ポンド)、米国リーマン買収資産に係る利益4億9,600万ポンド(2014年度上半期:ゼロポンド)、主に外国為替に関連する進行中の調査および訴訟に係る追加引当金繰入額8億ポンド(2014年度上半期:ゼロポンド)、確定退職給付負債の一部に係る評価益4億2,900万ポンド(2014年度上半期:ゼロポンド)、スペイン事業の売却に係る損失1億1,800万ポンド(2014年度上半期:ゼロポンド)、当グループ自身の信用度に関連する利益4億1,000万ポンド(2014年度上半期:5,200万ポンド)を含みます。
- 調整後税引前利益の実効税率は28.9%に低下しました(2014年度上半期:33.1%)。法定税引前利益の実効税率は32.3%に低下しました(2014年度上半期:35.8%)。この低下は、調整項目や英国銀行税など、一過的な重要事項の影響を調整した通年の予想税率を適用していることを反映しています。これらの影響はそれぞれ発生した期間に認識されます。
- 調整後株主帰属利益は21億5,500万ポンドとなり(2014年度上半期:17億6,000ポンド)、その結果、調整後平均株主資本利益率は7.7%となりました(2014年度上半期:6.5%)。

コア部門の業績

- 税引前利益は10%増加し、42億4,100万ポンドとなりました。インベストメント・バンク部門は36%増の14億4,000万ポンド、アフリカ・バンキング部門は12%増の5億4,000万ポンド、パーソナル・アンド・コーポレート・バンキング(PCB)部門は4%増の15億2,800万ポンド、パークレイカード部門は4%増の7億9,500万ポンドでした。
- 収益は2%増加し、129億4,000万ポンドとなりました。
 - パークレイカード部門の収益は米国カード事業およびビジネス・ソリューションズの増収を反映し、11%増加し、23億5,700万ポンドとなりました。
 - アフリカ・バンキング部門の収益は5%増加し、18億5,800万ポンドとなりました。南アフリカのリテール・バンキング事業の立て直し引き続き進展したことを受け、リテール・アンド・ビジネス・バンキング(RBB)が大幅な増収となったことを反映しています。
 - PCB部門の収益は1%増加し、43億8,400万ポンドとなりました。モーゲージの利ざやに対する圧力を受けたパーソナル事業の減収により一部相殺されたものの、コーポレート事業が順調に伸びたためです。
 - PCB、パークレイカード、アフリカ・バンキング各部門の利息収入純額はPCBにおける貸付金および預金の大幅な増加ならびに利ざやの改善、パークレイカードおよびアフリカ・バンキングの取引量の伸びを反映し、7%増加し、59億7,500万ポンドとなりました。純利ざやは11ベース・ポイント上昇し、4.17%となりました。
 - インベストメント・バンク部門の収益は1%増加し、42億9,900万ポンドとなりました。バンキングおよびクレジットの減収により一部相殺されたものの、金利および為替商品の増収によるマクロの収益改善と株式の増収を反映しています。
- 信用に関する減損費用は9億3,600万ポンドと横ばいでした(2014年度上半期:9億3,700万ポンド)。これは、英国の経済環境の改善を背景に、債務不履行率が低下し、コーポレート関連の費用が減少したことによってPCB部門の減損費用が減少したものの、2014年6月から貸付金が11%増加したことに伴うパークレイカードにおける5%の増加により相殺されました。貸倒率は2ベース・ポイント低下し、44ベース・ポイントとなりました。
- 営業費用合計は3%減少し、77億4,100万ポンドとなりました。主にインベストメント・バンク部門における戦略的コスト・プログラムによる費用削減効果と目標達成費用の2億9,300万ポンドへの減少(2014年度:4億5,300万ポンド)を反映しています。パークレイカードの営業費用合計は19%増加し、10億1,700万ポンドとなりました。事業拡大に向けた持続的な投資、特定のマーケティング費用などの一過的な項目の影響、2014年度上半期に計上したVAT還付が当期はなかったことを主に反映しています。
- 株主帰属利益は15%増加し、25億5,700万ポンドとなり、一方、平均割当株主資本はノンコア部門の資本の再分配に伴い60億ポンド増加し、470億ポンドとなりました。その結果、コア部門の平均株主資本利益率は11.1%に上昇しました(2014年度上半期:11.0%)

ノンコア部門の業績

- 税引前損失は以下を反映し、5億1,200万ポンドに増加しました(2014年度上半期:4億9,100万ポンド)。
 - 資産および証券の圧縮、スペイン事業売却の影響を含む事業の売却、教育・社会的住宅供給・地方自治体(ESHLA)ポートフォリオに関連する公正価値損失1億7,500万ポンド(2014年度上半期:2,900万ポンド)を受け、収益は6億1,600万ポンド減少し、4,200万ポンドとなりました。
 - 減損費用は、主にスペイン事業の売却と欧州の債権回収の増加を反映し、3,700万ポンドに改善しました(2014年度上半期:1億4,900万ポンド)。
 - 営業費用合計は戦略的コスト・プログラムによる費用削減効果、スペイン事業の売却、目標達成費用の減少を受け、44%減少し、5億2,100万ポンドとなりました。
- 平均割当株主資本の100億ポンドへの減少(2014年度上半期:140億ポンド)を反映し、ノンコア部門の平均株主資本利益率に与えるマイナス影響は3.4%となりました(2014年度上半期:マイナス4.5%)。期末割当株主資本は80億ポンドに減少しました(2014年12月:110億ポンド)。

貸借対照表および資本

貸借対照表

- 資産合計はデリバティブおよびリバース・レポ取引の減少を主因に 2014 年 12 月 31 日と比べて 12%減少し、1 兆 1,970 億ポンドとなりました。
 - 貸付金合計は 50 億ポンド増加し、4,750 億ポンドとなりました。決済残高および現金担保残高が純額で 80 億ポンド増加しましたが、ノンコア部門で欧州リテール資産の圧縮を受けて 30 億ポンド減少したことにより一部相殺されました。
- 顧客預り金は 110 億ポンド増加し、4,380 億ポンドとなりました。事業圧縮の影響を受けたノンコア部門での 20 億ポンドの減少により一部相殺されたものの、決済残高の増加によりインベストメント・バンク部門で 120 億ポンド増加したことを主に受けています。
- 株主資本合計（非支配持分を含む）は 656 億ポンドとなりました（2014 年 12 月：660 億ポンド）。非支配持分を除いた株主資本は 593 億ポンドとなりました（2014 年 12 月：596 億ポンド）。これは、フォワード金利の変動の影響によるキャッシュフロー・ヘッジ再評価差額の 6 億ポンドの減少と南アフリカ・ランド、ユーロ、米ドルに対する英ポンドの上昇に伴う為替換算再評価差額の 5 億ポンドの減少を含む、その他の剰余金の 14 億ポンドの減少を反映していますが、従業員持株制度の下での株式発行と株式配当に伴う株式資本および株式剰余金の 7 億ポンドの増加、18 億ポンドの利益計上に伴う利益剰余金の 4 億ポンドの増加（7 億ポンドの配当支払いおよび従業員持株制度に関連する 7 億ポンドの株式権利確定による相殺後）により一部相殺されました。
- 1 株当たりの純資産価額は 328 ペンスに減少し（2014 年 12 月：335 ペンス）、1 株当たりの正味有形資産価額は 279 ペンスに減少しました（2014 年 12 月：285 ペンス）。これは、上述のとおり、株主資本の全体的な減少が当期の利益計上を上回ったためです。

レバレッジ・エクスポージャー

- レバレッジ・エクスポージャーは以下を受け、940 億ポンド減少し、1 兆 1,390 億ポンドとなりました。
 - 証券金融取引は IFRS リバース・レポ取引が 930 億ポンドと 390 億ポンド減少したことを主因に 400 億ポンド減少しました。これは、貸借対照表のレバレッジの削減によりマッチド・ブック取引が減少したためです。
 - デリバティブに係る潜在的将来エクスポージャー（PFE）は、旧来からの不良ポートフォリオの持続的な圧縮と取引の圧縮および解消を含む事業活動の最適化を進めたことを主に受け、190 億ポンド減少し、1,600 億ポンドとなりました。
 - PFE を除くデリバティブ・レバレッジ・エクスポージャーは、デリバティブ・ネットtingが 3,080 億ポンドと 870 億ポンド減少したことで一部相殺されたものの、IFRS 資産が 990 億ポンド減少し 3,410 億ポンドとなったことから、260 億ポンド減少しました。この減少は主に主要金利フォワード・カーブの上方シフトと旧来からの不良ポートフォリオの持続的な圧縮によるものです。

資本比率

- CRD IV 完全施行ベースの CET 1 資本比率は、リスク調整後資産が 250 億ポンド減少し 3,770 億ポンドになったことと、CRD IV 完全施行ベースの CET 1 資本が 5 億ポンド増加し 420 億ポンドになったことから 11.1%に上昇しました（2014 年 12 月：10.3%）。
 - CET 1 資本の増加は調整項目吸収後の利益 18 億ポンドによるものです。当グループ自身の信用度に関連する利益の影響と規制上の配当支払いおよび配当原資の吸収後の利益による資本創出を受け、CET 1 資本は 3 億ポンド増加しました。
 - リスク調整後資産の減少は、スペイン事業の売却、旧来からの仕組商品およびクレジット商品の圧縮を含め、ノンコア部門が 190 億ポンド減少し、570 億ポンドになったこと、ならびにトレーディング勘定のリスク資産圧縮によりインベストメント・バンク部門で 70 億ポンド減少したことが主因です。
- レバレッジ・エクスポージャーが 1 兆 1,390 億ポンドに減少したことを受け（2014 年 12 月：1 兆 2,330 億ポンド）、レバレッジ比率は 4.1%に上昇しました（2014 年 12 月：3.7%）。

資金調達および流動性

- 2015 年度上半期に、当グループは内部および規制上の要件を上回る余剰を維持しており、余剰流動性は 1,450 億ポンドでした(2014 年 12 月:1,490 億ポンド)。流動性カバレッジ比率(LCR)は 121%に低下しました(2014 年 12 月:124%)。これは 260 億ポンドの余剰に相当します(2014 年 12 月:300 億ポンド)。この余剰流動性は、信用格付機関によるソブリン・サポートの見直しに伴う信用格付けの変更に関連する資金流出に備えるために確保したものです。信用格付けの変更は 2015 年度第 2 四半期に実施されましたが、予想される資金調達への影響は 2015 年度上半期末時点でまだ完全には顕在化していません。
- ホールセールの資金調達残高合計(レポ取引を除く)は 1,570 億ポンドでした(2014 年 12 月:1,710 億ポンド)。当グループは 2015 年度上半期に期限前償還控除後の純額で 60 億ポンドのターム資金調達を実施しました。うち、30 億ポンドは持株会社であるパークレイズ・ピーエルシーが発行したシニア無担保債でした。これらの調達資金は事業会社であるパークレイズ・バンク・ピーエルシーにおけるシニア無担保債の引き受けに充当されました。これは持株会社に資本・資金調達を集約するモデルへの移行が一段と進展したことを示しています。

その他の事項

- 法律、競争および規制関連事項に係る引当金残高は 4 億 8,400 万ポンドです(2014 年 12 月:16 億 9,000 万ポンド)。
 - 主に外国為替に関連する進行中の調査および訴訟に係る引当金 8 億ポンドの追加繰入れを行いました(2014 年度上半期:ゼロポンド)。これにより引当金残高合計は 20 億 5,000 万ポンドとなりました。業界全体を対象とする外国為替市場における特定のセールスおよびトレーディングの実態に関する調査ならびに業界全体を対象とする米ドルの ISDAFIX ベンチマーク設定に関する調査に関連し、2015 年度第 2 四半期に一部の当局と 16 億 800 万ポンドで和解に至りました。
- 英国顧客への補償に係る引当金 10 億 3,200 万ポンド(2015 年度第 2 四半期の 8 億 5,000 万ポンドを含む)の追加繰入れを行いました(2014 年度上半期:9 億ポンド)。これは将来の補償費用に関する最新の見積もり 7 億 5,000 万ポンド(2014 年度上半期:9 億ポンド)に基づく支払保障保険(PPI)に係る補償引当金の追加繰入れを含みます。このうち、6 億ポンドを 2015 年度第 2 四半期に認識しました。2015 年 6 月現在、PPI に係る補償引当金残高は 12 億 6,800 万ポンドでした(2014 年 12 月:10 億 5,900 万ポンド)。
- 米国リーマン買収資産に係る利益 4 億 9,600 万ポンドを 2015 年度第 2 四半期に認識しました(2014 年度上半期:ゼロポンド)。パークレイズは 2008 年 9 月の大半のリーマン・ブラザーズ資産の取得に関連し、当事者間で係争中であった訴訟を解決するため、リーマン・ブラザーズ・インクの証券投資家保護法管財人と和解に達しました。
- 確定退職給付負債の一部の評価で使用していた小売価格指数を、法定基準に準じて長期消費者物価指数に変更したことに伴い、2015 年度第 1 四半期に 4 億 2,900 万ポンドの利益を認識しました(2014 年度上半期:ゼロポンド)。
- スペイン事業の売却の完了に伴い、主に累積為替再評価換算差額として計上していた 1 億 1,800 万ポンドの損失を 2015 年度第 1 四半期に組替調整額として損益に計上しました(2014 年度上半期:ゼロポンド)。

配当

- 取締役会は株主に配当金として収益を還元することの重要性を認識しておりますが、ある特定の配当性向の範囲を目標とするのではなく、長期的に持続可能かつ徐々に増配できるような方法で配当金を還元していきたいと考えています。
- 強固な資本基盤を維持しつつ、事業リターンの改善と戦略遂行の加速に注力することを勧告し、取締役会は 2015 年度の配当計画について、2014 年度と同じ 6.5 ペンスとするのが妥当であると判断しました。
- 第 2 中間期の配当金 1 ペンスは 2015 年 9 月 14 日に支払われる予定です。

パークレイズ・ノンコアに関する指針

- 2014 年に個別部門としてパークレイズ・ノンコア部門を設立して以来、同部門の縮小を促進してきました。ノンコア部門のリスク調整後資産は 2013 年 12 月の 1,100 億ポンドから 570 億ポンドに削減され、2015 年 6 月時点の割当株主資本は、2013 年 12 月末現在の 151 億ポンドから減少してグループ全体の資本の 15%にあたる 83 億ポンドになりました。
- 資本要件と営業損失の減少を通して、ノンコア部門がグループの財務に与える影響を低下させるために利用できる選択肢が見えてきました。これに従い、2017 年末までにノンコア部門のリスク調整後資産を 200 億ポンド程度までに削減する計画です。その時点でノンコア部門はコア部門と再統合され、引き続き縮小されます。この新たな指針は、2016 年末までにノンコア部門のリスク調整後資産を 450 億ポンドまで削減するという従来の指針に代わるものです。

グループ財務担当取締役、トウシャー・モーザリア

事業部門別業績

パーソナル・アンド・コーポレート・バンキング

損益計算書関連の情報

	2015 年 6 月 30 日 終了上半期 (百万ポンド)	2014 年 6 月 30 日 終了上半期 (百万ポンド)	増減率 (%)
利息収入純額	3,203	3,057	5
手数料収入純額およびその他の収益	1,181	1,304	(9)
収益合計	4,384	4,361	1
信用に関する減損費用およびその他の引当金繰入額	(178)	(230)	23
営業収益純額	4,206	4,131	2
営業費用	(2,466)	(2,525)	2
訴訟および特定行為	(25)	(29)	14
目標達成費用	(139)	(115)	(21)
営業費用合計	(2,630)	(2,669)	1
その他の(費用)／収益純額	(48)	6	
税引前利益	1,528	1,468	4
株主帰属利益	1,102	1,039	6

貸借対照表関連の情報

	2015 年 6 月 30 日現在 (億ポンド)	2014 年 12 月 31 日現在 (億ポンド)	2014 年 6 月 30 日現在 (億ポンド)
顧客に対する貸付金(償却原価ベース)	2,175	2,170	2,167
資産合計	2,899	2,850	2,681
顧客預り金	2,985	2,992	2,983
リスク調整後資産	1,206	1,202	1,179

重要な数値

	2015 年 6 月 30 日 終了上半期	2014 年 6 月 30 日 終了上半期
モーゲージ貸付の平均 LTV ¹	51%	55%
新規モーゲージ貸付の平均 LTV ¹	62%	64%
顧客資産 ²	1,426 億ポンド	1,513 億ポンド
支店数	1,448	1,546

パフォーマンス指標

平均有形株主資本利益率	16.4%	16.1%
平均割当有形株主資本	136 億ポンド	130 億ポンド
平均株主資本利益率	12.3%	12.1%
平均割当株主資本	181 億ポンド	173 億ポンド
収益に対する費用の比率	60%	61%
貸倒率(ペーシス・ポイント)	16	21

収益合計内訳

	(百万ポンド)	(百万ポンド)	増減率 (%)
パーソナル	2,014	2,053	(2)
コーポレート	1,877	1,768	6
ウェルス	493	540	(9)
収益合計	4,384	4,361	1

顧客に対する貸付金(償却原価ベース)内訳

	2015 年 6 月 30 日現在 (億ポンド)	2014 年 12 月 31 日現在 (億ポンド)	2014 年 6 月 30 日現在 (億ポンド)
パーソナル	1,378	1,368	1,359
コーポレート	660	651	648
ウェルス	137	151	160
顧客に対する貸付金(償却原価ベース)合計	2,175	2,170	2,167

顧客預り金内訳

パーソナル	1,463	1,458	1,416
コーポレート	1,203	1,222	1,237
ウェルス	319	312	330
顧客預り金合計	2,985	2,992	2,983

¹ モーゲージ貸付と新規モーゲージ貸付の平均 LTV は残高加重ベースで算出したものです。

² 運用資産、保管資産、管理資産を含む、パークレイズが顧客に代わり運用または管理している資産ならびにウェルスの顧客預り金および顧客貸付金を含みます。

パーソナル・アンド・コーポレート・バンキング

損益計算書 – 2015 年度上半期と 2014 年度上半期の比較

- 税引前利益は 15 億 2,800 万ポンドと 4%増加し、平均株主資本利益率は 12.3%となりました(2014 年度上半期:12.1%)。営業費用合計は自動化の進展と正味で 98 支店の閉鎖を受けて減少しました。また、デジタル化と各種販路で顧客満足度の向上に向けた投資を進めたことも営業費用の減少につながりました。減損費用は英国の経済環境の改善を受けて減少しました。
- ウェルスで米国の顧客への補償および先に発表した米国事業の売却に関連する費用 1 億 7,100 万ポンドを計上したことが PCB の業績に大きく影響しました。収益は 2,900 万ポンド、営業費用は目標達成費用 5,600 万ポンドを含めて 8,700 万ポンドの影響を受けました。また、その他の費用純額には売却損 5,500 万ポンドが含まれています。
- 収益合計は 1%増加し、43 億 8,400 万ポンドとなりました。
 - パーソナル・バンキングの収益は、残高の増加と預金利ざやの改善により一部相殺されたものの、既存顧客の金利変更によるモーゲージ利ざやへの圧力と手数料収入の減少を受けて 2%減少し、20 億 1,400 万ポンドとなりました。
 - コーポレートの収益は 6%増加し、18 億 7,700 万ポンドとなりました。平均貸付金残高および預金残高がともに増加し、貸付利ざやの縮小により一部相殺されたものの、預金利ざやが改善しました。
 - ウェルスの収益は米国の顧客への補償の影響を主因に 9%減少し、4 億 9,300 万ポンドとなりました。
 - 利息収入純額は利ざやの改善、貸付金および預金の増加、ならびに 2014 年度下半期に当座預金収入の大半を手数料収入ではなく利息収入純額として認識する処理方法に変更したことを受けて 5%増加し、32 億 300 万ポンドとなりました。
 - 純利ざやは 5 ベーシス・ポイント改善し、3.01%となりました。コーポレートおよびパーソナルの預金利ざやの上昇を受けたものですが、既存顧客の金利変更によるモーゲージ利ざやに対する圧力の影響により一部相殺されました。
 - 手数料収入純額およびその他の収益は 2014 年度下半期に実施した当座預金に関する処理方法の変更と米国の顧客への補償の影響により 9%減少し、11 億 8,100 万ポンドとなりました。
- 信用に関する減損費用は 23%改善し、1 億 7,800 万ポンドとなり、貸倒率は 5 ベーシス・ポイント低下し、16 ベーシス・ポイントとなりました。英国の経済環境の改善を背景に、特にコーポレートで英国の大企業顧客の債務不履行の減少によって改善がみられたことを反映しています。
- 営業費用合計は 1%減少し、26 億 3,000 万ポンドとなりました。これは、支店網の再編と自動化促進のための技術改善に関連する戦略的コスト・プログラムによるコスト削減効果を反映していますが、先に発表した米国ウェルス事業の売却に関連する 5,600 万ポンドの目標達成費用により一部相殺されました。
- 顧客資産は先に発表した米国ウェルス事業の売却と進行中である戦略的市場撤退を主因に 87 億ポンド減少し、1,426 億ポンドとなりました。

貸借対照表 – 2015 年 6 月 30 日と 2014 年 12 月 31 日の比較

- 顧客に対する貸付金はモーゲージおよびコーポレートの貸付の伸びを受けて 5 億ポンド増加し、2,175 億ポンドとなりました。
- 資産合計は、余剰流動性の配分および顧客に対する貸付金の伸びを受けて 49 億ポンド増加し、2,899 億ポンドとなりました。
- 顧客預り金は 7 億ポンド減少し、2,985 億ポンドとなりました。
- リスク調整後資産は主にモーゲージおよびコーポレートの貸付の伸びを受けて 4 億ポンド増加し、1,206 億ポンドとなりました。

事業部門別業績

パークレイカード

	2015 年 6 月 30 日 終了上半期 (百万ポンド)	2014 年 6 月 30 日 終了上半期 (百万ポンド)	増減率 (%)
損益計算書関連の情報			
利息収入純額	1,704	1,500	14
手数料収入純額およびその他の収益	653	624	5
収益合計	2,357	2,124	11
信用に関する減損およびその他の引当金	(563)	(537)	(5)
営業収益純額	1,794	1,587	13
営業費用	(961)	(822)	(17)
目標達成費用	(56)	(36)	(56)
営業費用合計	(1,017)	(858)	(19)
その他の収益純額	18	35	(49)
税引前利益	795	764	4
株主帰属利益	566	539	5

	2015 年 6 月 30 日現在 (億ポンド)	2014 年 12 月 31 日現在 (億ポンド)	2014 年 6 月 30 日現在 (億ポンド)
貸借対照表関連の情報			
顧客に対する貸付金(償却原価ベース)	369	366	332
資産合計	419	413	362
顧客預り金	77	73	59
リスク調整後資産	403	399	377

重要な数値

	2015 年 6 月 30 日 終了上半期	2014 年 6 月 30 日 終了上半期
30 日以上延滞率－英国カード	2.4%	2.4%
30 日以上延滞率－米国カード	1.9%	1.9%
パークレイカード個人顧客総数	2,990 万件	2,780 万件
パークレイカード法人顧客総数	343,000 件	352,000 件
決済処理金額	1,450 億ポンド	1,240 億ポンド

パフォーマンス指標

平均有形株主資本利益率	22.9%	23.6%
平均割当有形株主資本	50 億ポンド	46 億ポンド
平均株主資本利益率	18.2%	18.9%
平均割当株主資本	63 億ポンド	57 億ポンド
収益に対する費用の比率	43%	40%
貸倒率(ベース・ポイント)	293	311

パークレイカード

損益計算書 – 2015 年度上半期と 2014 年度上半期の比較

- 税引前利益は 4%増加し、7 億 9,500 万ポンドとなりました。個人および法人に関する多様なビジネスモデルに受け、収益は 11%増の 23 億 5,700 万ポンドとなり、米国カードは大きな事業成長を遂げました。リスク管理に引き続き注力したことにより、30 日以上延滞率は横ばい、貸倒率は低下しました。営業費用合計は増加しましたが、これは成長に向けた継続投資によるものであり、2014 年 6 月期との比較では、貸付金が 11%増加し、すべての地域で顧客数が増加しています。平均株主資本利益率は、18.2%と引き続き高い水準となりました(2014 年度上半期:18.9%)。
- 収益合計は、欧州発行者手数料規則(European Interchange Fee Regulation)による利率の上限設定の影響により一部相殺されたものの、米国カードにおける事業成長や、米ドルが英ポンドに対して平均して上昇したことを受け、11%増の 23 億 5,700 万ポンドとなりました。
- 利息収入純額は、事業の成長により 14%増加して 17 億 400 万ポンドとなりましたが、純利ざやは横ばいの 9.05%でした(2014 年度上半期:9.05%)。
- 手数料収入純額およびその他の収益は、欧州発行者手数料規則改正の影響により一部相殺されたものの、米国カードおよびビジネス・ソリューションズの成長を受けて 5%増の 6 億 5,300 万ポンドとなりました。
- 信用に関する減損費用は 5%増加して 5 億 6,300 万ポンドとなり、同期間における貸付金は 11%増の 369 億ポンドとなりました。延滞率は横ばい、貸倒率は 18 ベーシス・ポイント改善して 293 ベーシス・ポイントとなりました。
- 営業費用合計は 10 億 1,700 万ポンドと 19%増加しました。これは、事業成長に対する継続投資、目標達成費用の増加、米ドルが英ポンドに対して平均して上昇したこと、ならびに特定のマーケティング費用および 2014 年度上半期における一度限りの付加価値税還付を含む特別項目の影響に起因します。

貸借対照表 – 2015 年 6 月 30 日と 2014 年 12 月 31 日の比較

- 顧客に対する貸付金は、米国カードの残高増加を受けて 1%増の 369 億ポンドとなりました。
- 資産合計は、顧客に対する貸付金の増加を主因として 1%増加し、419 億ポンドとなりました。
- 顧客預り金は 5%増の 77 億ポンドになりました。これは米国における預金による資金調達戦略に起因します。
- リスク調整後資産は、顧客に対する貸付金の増加を主因として 4 億ポンド増加し、403 億ポンドとなりました。

事業部門別業績

アフリカ・バンキング

	2015 年 6 月 30 日 終了上半期 (百万ポンド)	2014 年 6 月 30 日 終了上半期 (百万ポンド)	増減率 (%)
損益計算書関連の情報			
利息収入純額	1,068	1,007	6
手数料収入純額およびその他の収益	871	850	2
収益合計	1,939	1,857	4
保険契約に基づく保険金および給付金純額	(81)	(84)	4
保険金控除後の収益合計	1,858	1,773	5
信用に関する減損およびその他の引当金	(193)	(196)	2
営業収益純額	1,665	1,577	6
営業費用	(1,116)	(1,082)	(3)
目標達成費用	(13)	(17)	24
営業費用合計	(1,129)	(1,099)	(3)
その他の収益純額	4	6	(33)
税引前利益	540	484	12
株主帰属利益	208	181	15

	2015 年 6 月 30 日現在 (億ポンド)	2014 年 12 月 31 日現在 (億ポンド)	2014 年 6 月 30 日現在 (億ポンド)
貸借対照表関連の情報			
顧客に対する貸付金(償却原価ベース)	338	352	338
資産合計	540	555	524
顧客預り金	344	350	332
リスク調整後資産	364	385	365

恒常通貨ベース¹

顧客に対する貸付金(償却原価ベース)	338	332	321
資産合計	540	522	499
顧客預り金	344	331	316
リスク調整後資産	364	363	347

重要な数値

	2015 年 6 月 30 日 終了上半期	2014 年 6 月 30 日 終了上半期
モーゲージ貸付の平均 LTV ²	59%	61%
新規モーゲージ貸付の平均 LTV ²	76%	75%

パフォーマンス指標

平均有形株主資本利益率	14.0%	13.3%
平均割当有形株主資本	30 億ポンド	27 億ポンド
平均株主資本利益率	10.3%	9.6%
平均割当株主資本	40 億ポンド	38 億ポンド
収益に対する費用の比率	61%	62%
貸倒率(ベース・ポイント)	105	110

¹ 恒常通貨ベースの業績は、報告期間による為替レートの変動の影響を排除するため、貸借対照表の南アフリカ・ランド建の業績を 2015 年 6 月 30 日現在の為替レートで英ポンドに換算しています。

² 残高加重ベースで算出したものです。

アフリカ・バンキング

損益計算書 – 2015 年度上半期と 2014 年度上半期の比較

- 平均為替レートベースで 2015 年度上半期を 2014 年度上半期と比較すると、南アフリカ・ランドは英ポンドに対して 2%下落しました。この下落は、アフリカ・バンキングの損益計算書の業績報告額の変動に大きな影響を及ぼすものではないため、下記の事業部門別業績の記載は、英ポンド建の業績報告額に基づいています。
- 税引前利益は、リテール・バンキングの南アフリカにおける立て直しが引き続き進展し、リテール・アンド・ビジネス・バンキング (RBB) が大幅な増収となったことを反映して 12%増の 5 億 4,000 万ポンドとなりました。南アフリカの業績は、トレーディングの業績の低下によって一部相殺されたものの、コーポレート・バンキングおよびウェルス・インベストメント・マネジメント・アンド・インシュアランス (WIMI) が大きく成長したことを示しています。南アフリカ以外の業績は、コーポレート・バンキングの成長がわずかに後退したことによって一部相殺されたものの、トレーディングの業績および WIMI の力強い伸びを示しています。
- 保険金控除後の収益合計は 5%増加し、18 億 5,800 万ポンドとなりました。
 - 利息収入純額は 6%増の 10 億 6,800 万ポンドとなりました。これは、コーポレート・アンド・インベストメント・バンキング (CIB) の顧客に対する貸付金の平均が増加したこと、南アフリカ RBB およびコーポレート事業の顧客預り金が増加したことにより、純利ざや、CIB がスワップをカレンシー・マッチ・ファンディングに置き換える戦略を引き続き進めたことにより、10 ベーシス・ポイント上昇して 5.97%となりました。これにより、利息収入純額が増加し、手数料収入純額およびその他の収益に認識されるヘッジ収入が減少しました。
 - 手数料収入純額およびその他の収益は、ヘッジ収入の減少によって一部相殺されたものの、南アフリカにおける取引収益の増加を主因として 2%増の 8 億 7,100 万ポンドとなりました。
- 信用に関する減損費用は概ね横ばいの 1 億 9,300 万ポンドでした (2014 年度上半期: 1 億 9,600 万ポンド) が、貸倒率は 105 ベーシス・ポイントと 5 ベーシス・ポイント改善しました。これは、CIB における減損の増加と引当対象の正常債権の範囲が拡大したことによって一部相殺されたものの、南アフリカのモーゲージ・ポートフォリオおよびビジネス・バンキングで減損が減少したことを反映しています。
- 営業費用合計は、主に不動産およびテクノロジーにおける戦略的コスト・プログラムによる費用削減効果によって一部相殺されたものの、人件費に対するインフレの影響および主な取り組みに対する投資支出の増加を反映し、3%増の 11 億 2,900 万ポンドとなりました。

貸借対照表 – 2015 年 6 月 30 日と 2014 年 12 月 31 日の比較

- 期末為替レートベースで 2015 年 6 月 30 日現在を 2014 年 12 月 31 日現在と比較すると、南アフリカ・ランドは英ポンドに対して 6%下落しました。この下落は、アフリカ・バンキングの貸借対照表の業績報告額の変動に重要な影響を及ぼすため、下記の事業部門別業績の記載は、恒常通貨ベースの業績に基づいています。
- 顧客に対する貸付金は、南アフリカのモーゲージ・ポートフォリオがわずかに減少したものの、南アフリカにおける CIB の力強い伸びと RBB の成長を受け、2%増の 338 億ポンドとなりました。
- 顧客および銀行に対する貸付金の増加を主因として、資産合計は 3%増加し、540 億ポンドとなりました。
- 顧客預り金は、RBB 南アフリカおよびコーポレート事業の好調な伸びを反映して、4%増の 344 億ポンドとなりました。
- リスク調整後資産は 1 億ポンド増加し、364 億ポンドとなりました。これは主に顧客に対する貸付金の増加によるものです。

事業部門別業績

インベストメント・バンク

損益計算書関連の情報

	2015 年 6 月 30 日 終了上半期 (百万ポンド)	2014 年 6 月 30 日 終了上半期 (百万ポンド)	増減率 (%)
利息収入純額	276	334	(17)
トレーディング収益純額	2,423	2,137	13
手数料収入純額およびその他の収益	1,600	1,786	(10)
収益合計	4,299	4,257	1
信用に関する減損およびその他の引当金(費用)／戻入	(1)	26	
営業収益純額	4,298	4,283	-
営業費用	(2,738)	(2,848)	4
訴訟および特定行為	(57)	(95)	40
目標達成費用	(63)	(282)	78
営業費用合計	(2,858)	(3,225)	11
税引前利益	1,440	1,058	36
株主帰属利益	761	435	75

貸借対照表関連の情報

	2015 年 6 月 30 日現在 (億ポンド)	2014 年 12 月 31 日現在 (億ポンド)	2014 年 6 月 30 日現在 (億ポンド)
銀行および顧客に対する貸付金(償却原価ベース) ¹	1,231	1,063	1,172
トレーディング・ポートフォリオ資産	818	948	1,012
デリバティブ資産	1,185	1,526	1,042
デリバティブ負債	1,277	1,606	1,095
リバース・レポ取引およびその他類似的担保付貸付	584	643	830
資産合計	4,201	4,557	4,462
リスク調整後資産	1,153	1,224	1,239

パフォーマンス指標

	2015 年 6 月 30 日 終了上半期	2014 年 6 月 30 日 終了上半期
平均有形株主資本利益率	10.9%	6.0%
平均割当有形株主資本	142 億ポンド	147 億ポンド
平均株主資本利益率	10.2%	5.7%
平均割当株主資本	151 億ポンド	154 億ポンド
収益に対する費用の比率	66%	76%

収益合計内訳

	(百万ポンド)	(百万ポンド)	増減率 (%)
インベストメント・バンキング手数料	1,135	1,174	(3)
貸付	205	169	21
バンキング	1,340	1,343	-
クレジット	546	616	(11)
株式	1,235	1,220	1
マクロ	1,178	1,056	12
市場	2,959	2,892	2
バンキングと市場	4,299	4,235	2
その他	-	22	
収益合計	4,299	4,257	1

¹ 2015 年 6 月 30 日現在の貸付金は、顧客に対する貸付金 991 億ポンド(2014 年 12 月:864 億ポンド)(決済残高 404 億ポンド(2014 年 12 月:258 億ポンド)および現金担保 286 億ポンド(2014 年 12 月:322 億ポンド)を含む)、銀行に対する貸付金 240 億ポンド(2014 年 12 月:199 億ポンド)(決済残高 59 億ポンド(2014 年 12 月:27 億ポンド)および現金担保 64 億ポンド(2014 年 12 月:69 億ポンド)を含む)を含みます。

インベストメント・バンク

損益計算書 – 2015 年度上半期と 2014 年度上半期の比較

- 税引前利益は 36%増加し、14 億 4,000 万ポンドとなりました。インベストメント・バンク部門はオリジネーションを牽引役とする戦略を引き続き進展させました。また、2015 年度上半期はギリシャとユーロ圏を巡る不透明感を背景に市場のボラティリティが高まったことが規模を見直したマクロ事業に追い風をもたらしました。収益の拡大に加え、コスト削減とリスク調整後資産の効率化に引き続き注力した結果、平均株主資本利益率は 10.2%となりました(2014 年度上半期:5.7%)。
- 収益合計は 1%増加し、42 億 9,900 万ポンドとなりました。
 - バンキング業務の収益は 13 億 4,000 万ポンドと横ばいでした(2014 年度上半期:13 億 4,300 万ポンド)。インベストメント・バンキング手数料収入は株式引受手数料および財務アドバイザリー手数料の減少を受けて 3%減少し、11 億 3,500 万ポンドとなりました。貸付収益はヘッジの公正価値損失の減少を受けて 21%増加し、2 億 500 万ポンドとなりました。
 - 市場業務の収益は 2%増加し、29 億 5,900 万ポンドとなりました。
 - 株式の収益は 1%増加し、12 億 3,500 万ポンドとなりました。株式デリバティブの減収によって一部相殺されたものの、株式資金調達および現物株による収益が増加したためです。
 - マクロの収益は市場のボラティリティ上昇を映し、金利および為替商品が増収となったことで、12%増加し、11 億 7,800 万ポンドとなりました。
 - クレジットの収益は、クレジット・フロー・トレーディングの増収により一部相殺されたものの、ディストレス・クレジットおよび証券化商品の減収により 11%減少し、5 億 4,600 万ポンドとなりました。
- 信用に関する減損費用は 100 万ポンドでした(2014 年度上半期:2,600 万ポンドの戻入れ)。
- 営業費用合計は 11%減少し、28 億 5,800 万ポンドとなりました。目標達成費用の減少、報酬費用の減少ならびに事業の再配置、システムの廃棄および不動産インフラの縮小を含む、戦略的コスト・プログラムによる費用削減効果を反映しています。

貸借対照表 – 2015 年 6 月 30 日と 2014 年 12 月 31 日の比較

- デリバティブ資産および負債は主要金利フォワード・カーブの上方シフトを受け、それぞれ 22%減の 1,185 億ポンド、20%減の 1,277 億ポンドとなりました。
- トレーディング・ポートフォリオ資産は持分証券の減少を受けて 14%減少し、818 億ポンドとなりました。
- 資産合計は、顧客および銀行に対する貸付金の決済残高の増加により一部相殺されたものの、デリバティブ資産、トレーディング・ポートフォリオ資産、リバース・レポ取引の減少を受けて 8%減少し、4,201 億ポンドとなりました。
- リスク調整後資産は、トレーディング勘定におけるリスクの減少を主に受けて 6%減少し、1,153 億ポンドとなりました。

事業部門別業績

本社

	2015 年 6 月 30 日 終了上半期 (百万ポンド)	2014 年 6 月 30 日 終了上半期 (百万ポンド)
損益計算書関連の情報		
総収益	42	159
信用に関する減損およびその他の引当金	(1)	-
営業収益純額	41	159
営業費用	(78)	(37)
訴訟および特定行為	(7)	(54)
目標達成費用	(22)	(2)
営業費用合計	(107)	(93)
その他の収益純額	4	-
税引前(損失)／利益	(62)	66
株主帰属(損失)／利益	(80)	30

	2015 年 6 月 30 日現在 (億ポンド)	2014 年 12 月 31 日現在 (億ポンド)	2014 年 6 月 30 日現在 (億ポンド)
貸借対照表関連の情報			
資産合計	526	491	433
リスク調整後資産	75	56	76

本社

損益計算書 – 2015 年度上半期と 2014 年度上半期の比較

- 2014 年度上半期の税引前利益 6,600 万ポンドから税引前損失 6,200 万ポンドに推移しました。
- 総収益は 1 億 1,700 万ポンド減少して 4,200 万ポンドとなりました。これは、2014 年度上半期におけるグループ子会社の事業再編による外国為替の組替調整による純利益と負債管理の実施による利益が今期は発生しなかったことが原因です。
- 営業費用合計は 1,400 万ポンド増加して 1 億 700 万ポンドとなりました。これは、2014 年度上半期における訴訟および特定行為に係る特別費用によって一部相殺されたものの、構造改革に関連する費用および目標達成費用の増加を反映しています。

貸借対照表 – 2015 年 6 月 30 日と 2014 年 12 月 31 日の比較

- 資産合計は、日々の財務決済用に保有する現金の追加を反映して 35 億ポンド増加し 526 億ポンドとなりました。
- リスク調整後資産は、グループ全体の市場リスクとオペレーショナル・リスクの再配分を主因として、19 億ポンド増加し 75 億ポンドとなりました。

事業部門別業績

パークレイズ・ノンコア

	2015 年 6 月 30 日 終了上半期 (百万ポンド)	2014 年 6 月 30 日 終了上半期 (百万ポンド)	増減率(%)
損益計算書関連の情報			
利息収入純額	128	183	(30)
トレーディング収益純額	(250)	116	
手数料収入純額およびその他の収益	331	514	(36)
収益合計	209	813	(74)
保険契約に基づく保険金および給付金純額	(167)	(155)	(8)
保険金控除後の収益合計	42	658	(94)
信用に関する減損費用およびその他の引当金繰入額	(37)	(149)	75
営業収益純額	5	509	(99)
営業費用	(453)	(860)	47
訴訟および特定行為	(45)	(33)	(36)
目標達成費用	(23)	(41)	44
営業費用合計	(521)	(934)	44
その他の収益／(費用)純額	4	(66)	
税引前損失	(512)	(491)	(4)
株主帰属損失	(402)	(464)	13

	2015 年 6 月 30 日現在 (億ポンド)	2014 年 12 月 31 日現在 (億ポンド)	2014 年 6 月 30 日現在 (億ポンド)
貸借対照表関連の情報			
銀行および顧客に対する貸付金(償却原価ベース) ¹	539	639	755
顧客に対する貸付金(公正価値ベース)	170	187	170
トレーディング・ポートフォリオ資産	116	159	229
デリバティブ資産	2,209	2,854	2,270
デリバティブ負債	2,136	2,771	2,150
リバース・レポ取引およびその他類似的担保付貸付	156	493	868
資産合計	3,382	4,715	4,686
顧客預り金	196	216	286
リスク調整後資産	566	753	875
レバレッジ・エクスポージャー	1,663	2,775	3,817

	2015 年 6 月 30 日 終了上半期	2014 年 6 月 30 日 終了上半期
パフォーマンス指標		
平均有形株主資本利益率 ²	(4.3%)	(6.0%)
平均割当有形株主資本	97 億ポンド	142 億ポンド
平均株主資本利益率 ²	(3.4%)	(4.5%)
平均割当株主資本	98 億ポンド	145 億ポンド
期末割当株主資本	83 億ポンド	127 億ポンド

	(百万ポンド)	(百万ポンド)	増減率(%)
保険金控除後の収益合計内訳			
事業部門	275	546	(50)
証券および貸付金	(115)	153	
デリバティブ	(118)	(41)	
保険金控除後の収益合計	42	658	(94)

¹ 2015 年 6 月 30 日現在の貸付金には、顧客に対する貸付金 427 億ポンド(2014 年 12 月:516 億ポンド)(決済残高 10 億ポンド(2014 年 12 月:16 億ポンド)と現金担保 180 億ポンド(2014 年 12 月:221 億ポンド)を含む)、および銀行に対する貸付金 112 億ポンド(2014 年 12 月:123 億ポンド(決済残高 2 億ポンド(2014 年 12 月:3 億ポンド)と現金担保 105 億ポンド(2014 年 12 月:113 億ポンド)を含む)が含まれています。

² パークレイズ・ノンコアの平均株主資本利益率、平均有形株主資本利益率はパークレイズ・グループへの影響、すなわちパークレイズ・グループの利益率とパークレイズ・コアの利益率の差を示しています。これはノンコア部門の平均株主資本利益率、平均有形株主資本利益率を示すものではありません。

パークレイズ・ノンコア

損益計算書 – 2015 年度上半期と 2014 年度上半期の比較

- 税引前損失は 4%増加し、5 億 1,200 万ポンドとなりました。パークレイズ・ノンコアでは 2015 年度上半期に事業、証券、デリバティブ資産の撤退と圧縮が順調に進捗しました。リスク調整後資産は 2014 年 12 月と比べてさらに 187 億ポンド減少し、566 億ポンドとなりました。
- 保険金控除後の収益合計は 94%減少し、4,200 万ポンドとなりました。
 - 事業収益はスペイン事業の売却と旧来からのポートフォリオ資産の売却および縮小の影響により、50%減少し、2 億 7,500 万ポンドとなりました。
 - 証券および貸付金の収益は 2 億 6,800 万ポンド減少し、1 億 1,500 万ポンドの損失となりました。訴訟関連引当金戻入れ 9,100 万ポンドにより一部相殺されたものの、ESHLA ポートフォリオの公正価値評価損 1 億 7,500 万ポンド(2014 年度上半期:2,900 万ポンド)と証券の積極的な圧縮が主因です。
 - デリバティブ収益は 7,700 万ポンド減少し、1 億 1,800 万ポンドの損失となりました。これはポートフォリオの積極的な圧縮と公正価値の変動を反映しています。
- 信用に関する減損費用はスペイン事業の売却と欧州の債権回収の増加を受けて 75%減少し、3,700 万ポンドとなりました。
- 営業費用合計はスペイン、アラブ首長国連邦、コモディティ、複数の自己勘定投資事業からの撤退に伴う費用削減効果を反映し、44%減少し、5 億 2,100 万ポンドとなりました。

貸借対照表 – 2015 年 6 月 30 日と 2014 年 12 月 31 日の比較

- 銀行および顧客に対する貸付金は 16%減少し、539 億ポンドとなりました。これは資産圧縮による欧州リテール貸付金の減少と現金担保残高の減少によるものです。
- トレーディング・ポートフォリオ資産は旧来からのポートフォリオ資産の売却、縮小によって 27%減少し、116 億ポンドとなりました。
- デリバティブ資産および負債は主要金利フォワード・カーブの上方シフトと取引持ち高の解消を受け、ともに 23%減少し、それぞれ 2,209 億ポンド、2,136 億ポンドとなりました。
- 資産合計は 28%減少し、3,382 億ポンドとなりました。デリバティブ資産、リバース・レポ取引およびその他類似の担保付貸付、銀行および顧客に対する貸付金、トレーディング・ポートフォリオ資産の減少を反映しています。
- レバレッジ・エクスポージャーはデリバティブおよびリバース・レポ取引の減少により 40%減少し、1,663 億ポンドとなりました。
- リスク調整後資産はスペイン事業の売却、旧来からの仕組商品およびクレジット商品の圧縮を含め、187 億ポンド減少し、566 億ポンドとなりました。期末割当株主資本は 27 億ポンド減少し、83 億ポンドとなりました。

四半期業績

	2015 年度 第 2 四半期 (百万ポンド)	2015 年度 第 1 四半期 ¹ (百万ポンド)	2014 年度 第 4 四半期 (百万ポンド)	2014 年度 第 3 四半期 (百万ポンド)	2014 年度 第 2 四半期 (百万ポンド)	2014 年度 第 1 四半期 (百万ポンド)	2013 年度 第 4 四半期 (百万ポンド)	2013 年度 第 3 四半期 ² (百万ポンド)
パークレイズ四半期業績								
調整後ベース								
保険金控除後の収益合計	6,552	6,430	6,018	6,378	6,682	6,650	6,639	6,445
信用に関する減損費用およびその他の 引当金繰入額	(496)	(477)	(573)	(509)	(538)	(548)	(718)	(722)
営業収益純額	6,056	5,953	5,445	5,869	6,144	6,102	5,921	5,723
営業費用	(3,897)	(3,915)	(3,942)	(3,879)	(4,042)	(4,130)	(4,500)	(4,223)
訴訟および特定行為	(77)	(57)	(140)	(98)	(146)	(65)	(277)	(39)
目標達成費用	(196)	(120)	(339)	(332)	(254)	(240)	(468)	(101)
英国銀行税	-	-	(462)	-	-	-	(504)	-
営業費用合計	(4,170)	(4,092)	(4,883)	(4,309)	(4,442)	(4,435)	(5,749)	(4,363)
その他の(費用)／収益純額	(37)	19	1	30	(46)	26	19	25
調整後税引前利益	1,849	1,880	563	1,590	1,656	1,693	191	1,385
調整項目								
当グループ自身の信用度に関連する利益	282	128	(62)	44	(67)	119	(95)	(211)
米国リーマン買収資産に係る利益	496	-	-	461	-	-	-	-
ESHLA ポートフォリオに係る評価の見直し	-	-	(935)	-	-	-	-	-
確定退職給付負債の一部に係る評価益	-	429	-	-	-	-	-	-
主に外国為替に関連する進行中の調査および 訴訟に係る引当金	-	(800)	(750)	(500)	-	-	-	-
英国顧客への補償に係る引当金	(850)	(182)	(200)	(10)	(900)	-	-	-
のれんの減損	-	-	-	-	-	-	(79)	-
スペイン事業の売却に係る損失	-	(118)	(82)	(364)	-	-	-	-
法定税引前利益／(損失)	1,777	1,337	(1,466)	1,221	689	1,812	17	1,174
税金(費用)／還付	(394)	(612)	85	(601)	(298)	(597)	(531)	(446)
法定税引後利益／(損失)	1,383	725	(1,381)	620	391	1,215	(514)	728
以下に帰属するもの:								
親会社の普通株主	1,146	465	(1,679)	379	161	965	(642)	511
その他の株主	79	80	80	80	41	49	-	-
非支配持分	158	180	218	161	189	201	128	217
貸借対照表関連の情報								
	(億ポンド)	(億ポンド)	(億ポンド)	(億ポンド)	(億ポンド)	(億ポンド)	(億ポンド)	(億ポンド)
資産合計	11,967	14,164	13,579	13,657	13,149	13,621	13,436	n/a
リスク調整後資産	3,767	3,959	4,019	4,129	4,111	4,363	4,425	n/a
調整後パフォーマンス指標								
平均有形株主資本利益率	9.1%	9.0%	1.7%	7.1%	7.5%	7.6%	(3.4%)	6.7%
平均有形株主資本	477 億ポンド	487 億ポンド	489 億ポンド	476 億ポンド	475 億ポンド	472 億ポンド	471 億ポンド	435 億ポンド
平均株主資本利益率	7.8%	7.7%	1.5%	6.1%	6.4%	6.5%	(2.9%)	5.7%
平均株主資本	560 億ポンド	570 億ポンド	571 億ポンド	556 億ポンド	553 億ポンド	548 億ポンド	549 億ポンド	513 億ポンド
収益に対する費用の比率	64%	64%	81%	68%	66%	67%	87%	68%
貸倒率(ペーシス・ポイント)	41	37	48	42	44	45	59	58
基本的 1 株当たり利益／(損失)	6.5 ペンス	6.6 ペンス	1.3 ペンス	5.2 ペンス	5.4 ペンス	5.5 ペンス	(2.8 ペンス)	5.4 ペンス
法定パフォーマンス指標								
平均有形株主資本利益率	9.8%	4.0%	(13.8%)	3.4%	1.4%	8.4%	(5.5%)	4.8%
平均有形株主資本	472 億ポンド	481 億ポンド	483 億ポンド	468 億ポンド	467 億ポンド	464 億ポンド	463 億ポンド	428 億ポンド
平均株主資本利益率	8.4%	3.4%	(11.8%)	2.9%	1.2%	7.2%	(4.7%)	4.0%
平均株主資本	555 億ポンド	563 億ポンド	564 億ポンド	548 億ポンド	545 億ポンド	540 億ポンド	541 億ポンド	506 億ポンド
収益に対する費用の比率	68%	71%	116%	70%	81%	66%	89%	70%
基本的 1 株当たり利益／(損失)	7.0 ペンス	2.9 ペンス	(10.2 ペンス)	2.4 ペンス	1.0 ペンス	6.0 ペンス	(4.5 ペンス)	3.8 ペンス

¹ 2015 年度第 1 四半期の調整後営業費用合計および税引前利益は、2015 年度第 2 四半期との比較可能性を高めるため、英国顧客への補償に係る費用 3,200 万ポンドの再分類を含めるよう修正されています。

² リスク調整後資産は CRD IV 完全施行ベースのものです。CRD IV は 2013 年度第 4 四半期から導入されたため、2013 年度第 3 四半期の比較数値はありません。表中の平均割当株主資本と平均割当有形株主資本は推計 CRD IV ベースで掲載しています。貸借対照表の比較数値も国際会計基準(IAS)第 32 号「金融商品:表示」の相殺に関する修正を採用した結果、2013 年度第 4 四半期から修正再表示されています。従って 2013 年度第 3 四半期の比較数値はありません。

四半期業績

パークレイズ・コア	2015 年度 第 2 四半期	2015 年度 第 1 四半期 ¹	2014 年度 第 4 四半期	2014 年度 第 3 四半期	2014 年度 第 2 四半期	2014 年度 第 1 四半期	2013 年度 第 4 四半期	2013 年度 第 3 四半期 ²
損益計算書関連の情報	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)
保険金控除後の収益合計	6,520	6,420	5,996	6,008	6,397	6,277	6,189	6,076
信用に関する減損費用およびその他の 引当金繰入額	(488)	(448)	(571)	(492)	(456)	(481)	(542)	(554)
営業収益純額	6,032	5,972	5,425	5,516	5,941	5,796	5,647	5,522
営業費用	(3,663)	(3,696)	(3,614)	(3,557)	(3,602)	(3,710)	(4,045)	(3,758)
訴訟および特定行為	(41)	(48)	(56)	(16)	(136)	(43)	(69)	(18)
目標達成費用	(184)	(109)	(298)	(202)	(237)	(216)	(365)	(84)
英国銀行税	-	-	(371)	-	-	-	(395)	-
営業費用合計	(3,888)	(3,853)	(4,339)	(3,775)	(3,975)	(3,969)	(4,874)	(3,860)
その他の(費用)／収益純額	(39)	17	9	6	27	20	15	15
税引前利益	2,105	2,136	1,095	1,747	1,993	1,847	788	1,677
株主帰属利益	1,273	1,284	638	1,002	1,171	1,053	601	1,009
貸借対照表関連の情報	(億ポンド)	(億ポンド)	(億ポンド)	(億ポンド)	(億ポンド)	(億ポンド)	(億ポンド)	(億ポンド)
資産合計	8,585	9,496	8,865	8,993	8,463	8,637	8,324	n/a
リスク調整後資産	3,201	3,311	3,266	3,319	3,236	3,303	3,326	n/a
パフォーマンス指標								
平均有形株主資本利益率	13.3%	13.5%	7.0%	11.5%	13.8%	13.2%	7.6%	15.1%
平均割当有形株主資本	386 億ポンド	385 億ポンド	370 億ポンド	352 億ポンド	340 億ポンド	322 億ポンド	314 億ポンド	267 億ポンド
平均株主資本利益率	11.0%	11.1%	5.8%	9.5%	11.3%	10.7%	6.2%	11.8%
平均割当株主資本	467 億ポンド	467 億ポンド	450 億ポンド	430 億ポンド	416 億ポンド	396 億ポンド	389 億ポンド	342 億ポンド
収益に対する費用の比率	60%	60%	72%	63%	62%	63%	79%	64%

¹ 2015 年度第 1 四半期の調整後営業費用合計および税引前利益は、2015 年度第 2 四半期との比較可能性を高めるため、英国顧客への補償に係る費用 3,200 万ポンドの再分類を含めるよう修正されています。

² リスク調整後資産は CRD IV 完全施行ベースのものです。CRD IV は 2013 年度第 4 四半期から導入されたため、2013 年度第 3 四半期の比較数値はありません。表中の平均割当株主資本と平均割当有形株主資本は推計 CRD IV ベースで掲載しています。貸借対照表の比較数値も IAS 第 32 号「金融商品・表示」の相殺に関する修正を採用した結果、2013 年度第 4 四半期から修正再表示されています。従って 2013 年度第 3 四半期の比較数値はありません。

四半期業績

パークレイズ・ノンコア 損益計算書関連の情報	2015 年度 第 2 四半期	2015 年度 第 1 四半期	2014 年度 第 4 四半期	2014 年度 第 3 四半期	2014 年度 第 2 四半期	2014 年度 第 1 四半期	2013 年度 第 4 四半期	2013 年度 第 3 四半期 ¹
	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)
事業部門	153	122	228	327	245	301	322	354
証券および貸付金	(42)	(73)	(142)	106	66	87	121	60
デリバティブ	(79)	(39)	(64)	(63)	(26)	(15)	7	(46)
保険金控除後の収益合計	32	10	22	370	285	373	450	368
信用に関する減損費用およびその他の 引当金繰入額	(8)	(29)	(2)	(17)	(82)	(67)	(176)	(168)
営業収益／(費用)純額	24	(19)	20	353	203	306	274	200
営業費用	(234)	(219)	(329)	(321)	(441)	(419)	(456)	(464)
訴訟および特定行為	(36)	(9)	(83)	(82)	(10)	(23)	(208)	(21)
目標達成費用	(12)	(11)	(41)	(130)	(17)	(24)	(103)	(17)
英国銀行税	-	-	(91)	-	-	-	(109)	-
営業費用合計	(282)	(239)	(544)	(533)	(468)	(466)	(876)	(502)
その他の収益／(費用)純額	2	2	(8)	23	(72)	6	4	10
税引前損失	(256)	(256)	(532)	(157)	(337)	(154)	(598)	(292)
株主帰属損失	(203)	(199)	(448)	(173)	(294)	(171)	(997)	(274)

貸借対照表関連の情報	(億ポンド)	(億ポンド)	(億ポンド)	(億ポンド)	(億ポンド)	(億ポンド)	(億ポンド)	(億ポンド)
	(億ポンド)	(億ポンド)	(億ポンド)	(億ポンド)	(億ポンド)	(億ポンド)	(億ポンド)	(億ポンド)
銀行および顧客に対する貸付金 (償却原価ベース)	539	656	639	645	755	834	819	n/a
顧客に対する貸付金(公正価値ベース)	170	185	187	181	170	175	176	n/a
トレーディング・ポートフォリオ資産	116	146	159	192	229	294	307	n/a
デリバティブ資産	2,209	3,019	2,854	2,496	2,270	2,315	2,393	n/a
デリバティブ負債	2,136	2,956	2,771	2,400	2,150	2,209	2,283	n/a
リバース・レボ取引およびその他類似の担保付 貸付	156	428	493	739	868	983	1,047	n/a
資産合計	3,382	4,668	4,715	4,665	4,686	4,984	5,112	n/a
顧客預り金	196	205	216	222	286	307	293	n/a
リスク調整後資産	566	648	753	810	875	1,060	1,099	n/a

パフォーマンス指標	(4.2%)	(4.5%)	(5.3%)	(4.4%)	(6.3%)	(5.6%)	(11.0%)	(8.4%)
	(4.2%)	(4.5%)	(5.3%)	(4.4%)	(6.3%)	(5.6%)	(11.0%)	(8.4%)
平均有形株主資本利益率 ²	(4.2%)	(4.5%)	(5.3%)	(4.4%)	(6.3%)	(5.6%)	(11.0%)	(8.4%)
平均割当有形株主資本	91 億ポンド	102 億ポンド	119 億ポンド	124 億ポンド	135 億ポンド	150 億ポンド	157 億ポンド	168 億ポンド
平均株主資本利益率 ²	(3.2%)	(3.4%)	(4.3%)	(3.4%)	(4.9%)	(4.2%)	(9.1%)	(6.1%)
平均割当株主資本	93 億ポンド	103 億ポンド	121 億ポンド	126 億ポンド	137 億ポンド	152 億ポンド	160 億ポンド	171 億ポンド
期末割当株主資本	83 億ポンド	97 億ポンド	110 億ポンド	121 億ポンド	127 億ポンド	149 億ポンド	151 億ポンド	163 億ポンド

¹ リスク調整後資産は CRD IV 完全施行ベースのものです。CRD IV は 2013 年度第 4 四半期から導入されたため、2013 年度第 3 四半期の比較数値はありません。平均割当株主資本と有形株主資本は推計 CRD IV ベースで掲載しています。貸借対照表の比較数値も IAS 第 32 号「金融商品：表示」の相殺に関する修正を採用した結果、2013 年度第 4 四半期から修正再表示されています。従って 2013 年度第 3 四半期の比較数値はありません。

² パークレイズ・ノンコアの平均株主資本利益率、平均有形株主資本利益率はパークレイズ・グループへの影響、すなわちパークレイズ・グループの利益率とパークレイズ・コアの利益率の差を示しています。これはノンコア部門の平均株主資本利益率、平均有形株主資本利益率を示すものではありません。

四半期コア事業部門別業績

パーソナル・アンド・コーポレート・ バンキング	2015 年度 第 2 四半期	2015 年度 第 1 四半期 ¹	2014 年度 第 4 四半期	2014 年度 第 3 四半期	2014 年度 第 2 四半期	2014 年度 第 1 四半期	2013 年度 第 4 四半期	2013 年度 第 3 四半期 ²
損益計算書関連の情報	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)
収益合計	2,210	2,174	2,231	2,236	2,188	2,173	2,166	2,252
信用に関する減損費用およびその他の 引当金繰入額	(99)	(79)	(123)	(129)	(95)	(135)	(169)	(153)
営業収益純額	2,111	2,095	2,108	2,107	2,093	2,038	1,997	2,099
営業費用	(1,232)	(1,234)	(1,204)	(1,222)	(1,247)	(1,278)	(1,371)	(1,313)
訴訟および特定行為	(23)	(2)	(15)	(10)	(9)	(20)	(17)	(5)
目標達成費用	(97)	(42)	(195)	(90)	(58)	(57)	(219)	(73)
英国銀行税	-	-	(70)	-	-	-	(66)	-
営業費用合計	(1,352)	(1,278)	(1,484)	(1,322)	(1,314)	(1,355)	(1,673)	(1,391)
その他の(費用)/収益純額	(50)	2	4	4	1	5	3	1
税引前利益	709	819	628	789	780	688	327	709
株主帰属利益	500	602	441	578	559	480	281	518
貸借対照表関連の情報	(億ポンド)	(億ポンド)	(億ポンド)	(億ポンド)	(億ポンド)	(億ポンド)	(億ポンド)	(億ポンド)
顧客に対する貸付金(償却原価ベース)	2,175	2,190	2,170	2,157	2,167	2,155	2,122	2,101
資産合計	2,899	2,941	2,850	2,757	2,681	2,715	2,785	2,783
顧客預り金	2,985	2,981	2,992	2,959	2,983	2,972	2,959	2,893
リスク調整後資産	1,206	1,225	1,202	1,200	1,179	1,161	1,183	n/a
パフォーマンス指標								
平均有形株主資本利益率	14.9%	17.8%	13.3%	17.8%	17.5%	14.7%	8.6%	15.4%
平均割当有形株主資本	136 億ポンド	136 億ポンド	134 億ポンド	131 億ポンド	129 億ポンド	131 億ポンド	131 億ポンド	135 億ポンド
平均株主資本利益率	11.2%	13.4%	10.0%	13.4%	13.1%	11.1%	6.5%	11.8%
平均割当株主資本	181 億ポンド	181 億ポンド	178 億ポンド	175 億ポンド	172 億ポンド	174 億ポンド	174 億ポンド	176 億ポンド
収益に対する費用の比率	61%	59%	67%	59%	60%	62%	77%	62%
貸倒率(ペーシス・ポイント)	18	14	22	23	17	25	31	28
収益合計内訳	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)
パーソナル	1,005	1,009	1,045	1,061	1,027	1,026	1,037	1,033
コーポレート	970	907	922	902	889	879	866	956
ウェルス	235	258	264	273	272	268	263	263
収益合計	2,210	2,174	2,231	2,236	2,188	2,173	2,166	2,252
顧客に対する貸付金(償却原価ベース)内訳	(億ポンド)	(億ポンド)	(億ポンド)	(億ポンド)	(億ポンド)	(億ポンド)	(億ポンド)	(億ポンド)
パーソナル	1,378	1,375	1,368	1,365	1,359	1,349	1,338	1,327
コーポレート	660	665	651	631	648	642	625	625
ウェルス	137	150	151	161	160	164	159	149
顧客に対する貸付金合計(償却原価ベース)	2,175	2,190	2,170	2,157	2,167	2,155	2,122	2,101
顧客預り金内訳								
パーソナル	1,463	1,453	1,458	1,430	1,416	1,413	1,405	1,392
コーポレート	1,203	1,209	1,222	1,207	1,237	1,209	1,185	1,145
ウェルス	319	319	312	322	330	350	369	356
顧客預り金合計	2,985	2,981	2,992	2,959	2,983	2,972	2,959	2,893

¹ 2015 年度第 1 四半期の調整後営業費用合計および税引前利益は、2015 年度第 2 四半期との比較可能性を高めるため、英国顧客への補償に係る費用 3,200 万ポンドの再分類を含めるよう修正されています。

² リスク調整後資産は CRD IV 完全施行ベースのものです。CRD IV は 2013 年度第 4 四半期から導入されたため、2013 年度第 3 四半期の比較数値はありません。平均割当株主資本と有形株主資本は推計 CRD IV ベースで掲載しています。

四半期コア事業部門別業績

パークレイカード	2015 年度 第 2 四半期	2015 年度 第 1 四半期	2014 年度 第 4 四半期	2014 年度 第 3 四半期	2014 年度 第 2 四半期	2014 年度 第 1 四半期	2013 年度 第 4 四半期	2013 年度 第 3 四半期 ¹
損益計算書関連の情報	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)
収益合計	1,222	1,135	1,109	1,123	1,082	1,042	1,034	1,050
信用に関する減損費用およびその他の 引当金繰入額	(273)	(290)	(362)	(284)	(268)	(269)	(266)	(290)
営業収益純額	949	845	747	839	814	773	768	760
営業費用	(496)	(465)	(456)	(449)	(420)	(402)	(446)	(442)
訴訟および特定行為	-	-	-	-	-	-	(11)	(13)
目標達成費用	(31)	(25)	(50)	(32)	(23)	(13)	(38)	(6)
英国銀行税	-	-	(29)	-	-	-	(22)	-
営業費用合計	(527)	(490)	(535)	(481)	(443)	(415)	(517)	(461)
その他の収益純額	7	11	1	4	25	10	5	12
税引前利益	429	366	213	362	396	368	256	311
株主帰属利益	307	259	137	262	285	254	169	214
貸借対照表関連の情報	(億ポンド)	(億ポンド)	(億ポンド)	(億ポンド)	(億ポンド)	(億ポンド)	(億ポンド)	(億ポンド)
顧客に対する貸付金(償却原価ベース)	369	368	366	348	332	319	315	304
資産合計	419	424	413	389	362	350	344	334
顧客預り金	77	80	73	65	59	58	51	47
リスク調整後資産	403	399	399	386	377	364	357	n/a
パフォーマンス指標								
平均有形株主資本利益率	24.9%	21.0%	11.2%	21.8%	24.7%	22.6%	16.1%	20.2%
平均割当有形株主資本	50 億ポンド	50 億ポンド	49 億ポンド	48 億ポンド	46 億ポンド	45 億ポンド	42 億ポンド	42 億ポンド
平均株主資本利益率	19.7%	16.6%	9.0%	17.5%	19.7%	18.2%	12.7%	15.9%
平均割当株主資本	63 億ポンド	63 億ポンド	62 億ポンド	60 億ポンド	58 億ポンド	56 億ポンド	53 億ポンド	54 億ポンド
収益に対する費用の比率	43%	43%	48%	43%	41%	40%	50%	44%
貸倒率(ベース・ポイント)	283	305	374	309	309	325	320	360

¹ リスク調整後資産は CRD IV 完全施行ベースのものです。CRD IV は 2013 年度第 4 四半期から導入されたため、2013 年度第 3 四半期の比較数値はありません。平均割当株主資本と有形株主資本は推計 CRD IV ベースで掲載しています。

四半期コア事業部門別業績

アフリカ・バンキング 損益計算書関連の情報	2015 年度 第 2 四半期	2015 年度 第 1 四半期	2014 年度 第 4 四半期	2014 年度 第 3 四半期	2014 年度 第 2 四半期	2014 年度 第 1 四半期	2013 年度 第 4 四半期	2013 年度 第 3 四半期 ¹
	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)
保険金控除後の収益合計	910	948	963	928	895	878	980	1,004
信用に関する減損費用およびその他の 引当金繰入額	(103)	(90)	(79)	(74)	(100)	(96)	(104)	(101)
営業収益純額	807	858	884	854	795	782	876	903
営業費用	(557)	(559)	(590)	(572)	(545)	(537)	(616)	(605)
訴訟および特定行為	-	-	(1)	(1)	-	-	-	-
目標達成費用	(7)	(6)	(23)	(11)	(8)	(9)	(15)	(2)
英国銀行税	-	-	(45)	-	-	-	(42)	-
営業費用合計	(564)	(565)	(659)	(584)	(553)	(546)	(673)	(607)
その他の収益純額	2	2	3	2	2	4	-	3
税引前利益	245	295	228	272	244	240	203	299
株主帰属利益	96	112	88	91	78	103	30	104
貸借対照表関連の情報	(億ポンド)	(億ポンド)	(億ポンド)	(億ポンド)	(億ポンド)	(億ポンド)	(億ポンド)	(億ポンド)
	(億ポンド)	(億ポンド)	(億ポンド)	(億ポンド)	(億ポンド)	(億ポンド)	(億ポンド)	(億ポンド)
顧客に対する貸付金(償却原価ベース)	338	357	352	345	338	350	349	365
資産合計	540	578	555	546	524	541	549	573
顧客預り金	344	350	350	334	332	340	346	354
リスク調整後資産	364	393	385	379	365	366	380	n/a
パフォーマンス指標								
平均有形株主資本利益率	13.2%	14.7%	11.9%	13.1%	11.3%	15.5%	4.2%	14.1%
平均割当有形株主資本	29 億ポンド	31 億ポンド	29 億ポンド	28 億ポンド	28 億ポンド	27 億ポンド	28 億ポンド	30 億ポンド
平均株主資本利益率	9.7%	10.8%	8.7%	9.5%	8.1%	11.1%	3.0%	10.0%
平均割当株主資本	39 億ポンド	41 億ポンド	40 億ポンド	38 億ポンド	38 億ポンド	37 億ポンド	40 億ポンド	41 億ポンド
収益に対する費用の比率	62%	60%	68%	63%	62%	62%	69%	60%
貸倒率(ベース・ポイント)	112	94	83	79	111	104	105	104
恒常通貨ベース ² 損益計算書関連の情報	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)
	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)
保険金控除後の収益合計	910	913	919	906	870	851		
信用に関する減損費用およびその他の 引当金繰入額	(103)	(87)	(75)	(71)	(97)	(93)		
営業収益純額	807	826	844	835	773	758		
営業費用	(557)	(539)	(564)	(559)	(530)	(521)		
訴訟および特定行為	-	-	(1)	(1)	-	-		
目標達成費用	(7)	(6)	(22)	(10)	(9)	(8)		
英国銀行税	-	-	(45)	-	-	-		
営業費用合計	(564)	(545)	(632)	(570)	(539)	(529)		
その他の収益純額	2	2	3	1	2	4		
税引前利益	245	283	215	266	236	233		
株主帰属利益	96	107	83	88	80	99		
貸借対照表関連の情報	(億ポンド)	(億ポンド)	(億ポンド)	(億ポンド)	(億ポンド)	(億ポンド)	(億ポンド)	(億ポンド)
	(億ポンド)	(億ポンド)	(億ポンド)	(億ポンド)	(億ポンド)	(億ポンド)	(億ポンド)	(億ポンド)
顧客に対する貸付金(償却原価ベース)	338	337	332	331	321	321		
資産合計	540	546	522	522	499	497		
顧客預り金	344	330	331	320	316	313		
リスク調整後資産	364	370	363	363	347	336		

¹ リスク調整後資産は CRD IV 完全施行ベースのものです。CRD IV は 2013 年度第 4 四半期から導入されたため、2013 年度第 3 四半期の比較数値はありません。

² 恒常通貨ベースの業績は、報告期間による為替レートの変動の影響を排除するため、南アフリカ・ランド建の業績を、損益計算書に関しては 2015 年 6 月 30 日に終了した 3 ヶ月間の平均為替レートで、貸借対照表については 2015 年 6 月 30 日現在の為替レート(終値)で英ポンドに換算しています。

四半期コア事業部門別業績

インベストメント・バンク	2015 年度 第 2 四半期	2015 年度 第 1 四半期	2014 年度 第 4 四半期	2014 年度 第 3 四半期	2014 年度 第 2 四半期	2014 年度 第 1 四半期	2013 年度 第 4 四半期	2013 年度 第 3 四半期 ¹
損益計算書関連の情報	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)
インベストメント・バンキング手数料	586	549	527	410	661	513	571	526
貸付	122	83	111	137	66	103	68	42
バンキング	708	632	638	547	727	616	639	568
クレジット	272	274	173	255	270	346	231	308
株式	616	619	431	395	629	591	421	524
マクロ	554	624	424	470	504	552	494	457
市場	1,442	1,517	1,028	1,120	1,403	1,489	1,146	1,289
バンキングと市場	2,150	2,149	1,666	1,667	2,130	2,105	1,785	1,857
その他	-	-	-	(2)	24	(2)	(3)	(6)
収益合計	2,150	2,149	1,666	1,665	2,154	2,103	1,782	1,851
信用に関する減損(費用)／戻入および その他の引当金繰入額	(12)	11	(7)	(5)	7	19	(6)	(10)
営業収益純額	2,138	2,160	1,659	1,660	2,161	2,122	1,776	1,841
営業費用	(1,328)	(1,410)	(1,351)	(1,305)	(1,357)	(1,491)	(1,575)	(1,373)
訴訟および特定行為	(13)	(44)	(33)	(1)	(85)	(10)	(31)	-
目標達成費用	(32)	(31)	(22)	(70)	(152)	(130)	(71)	(3)
英国銀行税	-	-	(218)	-	-	-	(236)	-
営業費用合計	(1,373)	(1,485)	(1,624)	(1,376)	(1,594)	(1,631)	(1,913)	(1,376)
税引前利益／(損失)	765	675	35	284	567	491	(137)	465
株主帰属利益／(損失)	417	344	(150)	112	204	231	(74)	283
貸借対照表関連の情報	(億ポンド)	(億ポンド)	(億ポンド)	(億ポンド)	(億ポンド)	(億ポンド)	(億ポンド)	(億ポンド)
銀行および顧客に対する貸付金(償却原価 ベース)	1,231	1,344	1,063	1,231	1,172	1,297	1,045	n/a
トレーディング・ポートフォリオ資産	818	991	948	988	1,012	1,012	966	n/a
デリバティブ資産	1,185	1,759	1,526	1,314	1,042	999	1,087	n/a
デリバティブ負債	1,277	1,860	1,606	1,376	1,095	1,067	1,166	n/a
リバース・レボ取引およびその他類似の 担保付貸付	584	580	643	828	830	866	782	n/a
資産合計	4,201	5,096	4,557	4,884	4,462	4,694	4,380	n/a
リスク調整後資産	1,153	1,230	1,224	1,279	1,239	1,252	1,244	n/a
パフォーマンス指標								
平均有形株主資本利益率	12.2%	9.7%	(3.9%)	3.3%	5.6%	6.4%	(2.1%)	7.5%
平均割当有形株主資本	139 億ポンド	145 億ポンド	147 億ポンド	142 億ポンド	148 億ポンド	147 億ポンド	144 億ポンド	151 億ポンド
平均株主資本利益率	11.5%	9.1%	(3.7%)	3.1%	5.3%	6.1%	(2.0%)	7.2%
平均割当株主資本	148 億ポンド	154 億ポンド	156 億ポンド	150 億ポンド	155 億ポンド	154 億ポンド	151 億ポンド	157 億ポンド
収益に対する費用の比率	64%	69%	97%	83%	74%	78%	107%	74%

¹ リスク調整後資産は CRD IV 完全施行ベースのものです。CRD IV は 2013 年度第 4 四半期から導入されたため、2013 年度第 3 四半期の比較数値はありません。
平均割当株主資本と有形株主資本は推計 CRD IV ベースで掲載しています。貸借対照表の比較数値も IAS 第 32 号「金融商品：表示」の相殺に関する修正を採用した結果、2013 年度第 4 四半期から修正再表示されています。従って 2013 年度第 3 四半期の比較数値はありません。

四半期コア事業部門別業績

本社	2015 年度 第 2 四半期	2015 年度 第 1 四半期	2014 年度 第 4 四半期	2014 年度 第 3 四半期	2014 年度 第 2 四半期	2014 年度 第 1 四半期	2013 年度 第 4 四半期	2013 年度 第 3 四半期 ¹
損益計算書関連の情報	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)
収益合計／(費用)	28	14	27	56	78	81	227	(81)
信用に関する減損(費用)／戻入および その他の引当金繰入額	(1)	-	-	-	-	-	3	-
営業収益／(費用)純額	27	14	27	56	78	81	230	(81)
営業費用	(50)	(28)	(11)	(9)	(34)	(3)	(37)	(25)
訴訟および特定行為	(5)	(2)	(8)	(4)	(42)	(12)	(10)	-
目標達成費用	(17)	(5)	(8)	-	5	(7)	(22)	-
英国銀行税	-	-	(9)	-	-	-	(29)	-
営業費用合計	(72)	(35)	(36)	(13)	(71)	(22)	(98)	(25)
その他の収益／(費用)純額	2	2	-	(3)	(1)	1	7	(1)
税引前(損失)／利益	(43)	(19)	(9)	40	6	60	139	(107)
株主帰属(損失)／利益	(47)	(33)	122	(41)	45	(15)	192	(110)
貸借対照表関連の情報	(億ポンド)	(億ポンド)	(億ポンド)	(億ポンド)	(億ポンド)	(億ポンド)	(億ポンド)	(億ポンド)
資産合計	526	457	491	415	433	337	266	n/a
リスク調整後資産	75	63	56	75	76	160	162	n/a
平均割当有形株主資本	32	23	11	3	(11)	(28)	(31)	(91)
平均割当株主資本	36	28	14	7	(7)	(25)	(29)	(86)

¹ リスク調整後資産は CRD IV 完全施行ベースのものです。CRD IV は 2013 年度第 4 四半期から導入されたため、2013 年度第 3 四半期の比較数値はありません。平均割当株主資本と有形株主資本は推計 CRD IV ベースで掲載しています。貸借対照表の比較数値も IAS 第 32 号「金融商品：表示」の相殺に関する修正を採用した結果、2013 年度第 4 四半期から修正再表示されています。従って 2013 年度第 3 四半期の比較数値はありません。

事業部門別のリターンおよび株主資本

平均株主資本利益率および平均有形株主資本利益率は、該当期間の親会社の普通株主に帰属する利益（その他の持分商品に係る利払いに関して剰余金として計上されている税額控除を調整後）を該当期間の平均割当株主資本または平均割当有形株主資本（下記アフリカ・バンキング以外の事業部門の非支配持分およびその他の株主持分を除く）で適宜除して算出されます。割当株主資本は、当グループが資本計画の目的で使用する仮定を反映し、のれんおよび無形資産を含む CRD IV 完全施行ベースでの資本控除を調整した後、各事業部門の CRD IV 完全施行ベースのリスク調整後資産の 10.5%として算出されます。本社の株主資本には CRD IV 完全施行ベースの CET 1 資本比率と 10.5%との差により生じる非割当の当グループの株主資本が含まれます。割当有形株主資本も同様の手法に基づいて算出されますが、のれんおよび無形資産は除外されます。

アフリカ・バンキングの平均株主資本利益率の計算で使用されている株主資本は、（依然としてパークレイズ・アフリカ・グループ・リミテッド（BAGL）に属していないパークレイズのエジプトおよびジンバブエ事業の持分と併せた）パークレイズの BAGL 法定持分およびこれらの事業の買収に伴うパークレイズののれんです。有形株主資本利益率の有形株主資本も同じベースで計算されていますが、買収に伴うパークレイズののれんと BAGL 法定資本に含まれるのれんおよび無形資産は除外されます。

	2015 年 6 月 30 日に 終了した半期	2014 年 6 月 30 日に 終了した半期
平均有形株主資本利益率	%	%
パーソナル・アンド・コーポレート・バンキング	16.4%	16.1%
パークレイカード	22.9%	23.6%
アフリカ・バンキング	14.0%	13.3%
インベストメント・バンク	10.9%	6.0%
パークレイズ・コア（本社を除く）	14.9%	12.6%
本社の影響 ¹	(1.5%)	0.9%
パークレイズ・コア	13.4%	13.5%
パークレイズ・ノンコアの影響 ¹	(4.3%)	(6.0%)
調整後パークレイズ・グループ合計	9.1%	7.5%

	2015 年 6 月 30 日に 終了した半期	2014 年 6 月 30 日に 終了した半期
平均株主資本利益率	%	%
パーソナル・アンド・コーポレート・バンキング	12.3%	12.1%
パークレイカード	18.2%	18.9%
アフリカ・バンキング	10.3%	9.6%
インベストメント・バンク	10.2%	5.7%
パークレイズ・コア（本社を除く）	12.3%	10.5%
本社の影響 ¹	(1.2%)	0.5%
パークレイズ・コア	11.1%	11.0%
パークレイズ・ノンコアの影響 ¹	(3.4%)	(4.5%)
調整後パークレイズ・グループ合計	7.7%	6.5%

	2015 年 6 月 30 日に 終了した半期 (百万ポンド)	2014 年 6 月 30 日に 終了した半期 (百万ポンド)
親会社の普通株主に帰属する利益／（損失）		
パーソナル・アンド・コーポレート・バンキング	1,114	1,044
パークレイカード	570	540
アフリカ・バンキング	208	181
インベストメント・バンク	774	441
本社	(83)	31
パークレイズ・コア	2,583	2,237
パークレイズ・ノンコア	(396)	(458)
調整後パークレイズ・グループ合計	2,187	1,779

¹ 本社およびパークレイズ・ノンコア部門の平均株主資本利益率と平均有形株主資本利益率は、それぞれパークレイズ・コア部門と当グループへの影響を示しています。本社またはノンコア部門の平均株主資本利益率と平均有形株主資本利益率を表すものではありません。

業績管理

	2015 年 6 月 30 日に 終了した半期 (億ポンド)	2014 年 6 月 30 日に 終了した半期 (億ポンド)
平均割当有形株主資本		
パーソナル・アンド・コーポレート・バンキング	136	130
パークレイカード	50	46
アフリカ・バンキング	30	27
インベストメント・バンク	142	147
本社 ¹	27	(19)
パークレイズ・コア	385	331
パークレイズ・ノンコア	97	142
調整後パークレイズ・グループ合計	482	473

	2015 年 6 月 30 日に 終了した半期 (億ポンド)	2014 年 6 月 30 日に 終了した半期 (億ポンド)
平均割当株主資本		
パーソナル・アンド・コーポレート・バンキング	181	173
パークレイカード	63	57
アフリカ・バンキング	40	38
インベストメント・バンク	151	154
本社 ¹	32	(16)
パークレイズ・コア	467	406
パークレイズ・ノンコア	98	145
調整後パークレイズ・グループ合計	565	551

	2015 年 6 月 30 日 (億ポンド)	2014 年 12 月 31 日 (億ポンド)
期末割当株主資本		
パーソナル・アンド・コーポレート・バンキング	179	179
パークレイカード	63	62
アフリカ・バンキング	39	40
インベストメント・バンク	137	147
本社 ¹	52	21
パークレイズ・コア	470	449
パークレイズ・ノンコア	83	110
調整後パークレイズ・グループ合計	553	559

¹ 本社とその他の事業のリスク調整後資産と資本控除ならびに平均普通株主資本と有形普通株主資本の残余残高に基づきます。

利ざやおよび残高

	2015 年 6 月 30 日終了上半期			2014 年 6 月 30 日終了上半期		
	利息収入純額 (百万ポンド)	平均顧客資産 (百万ポンド)	純利ざや %	利息収入純額 (百万ポンド)	平均顧客資産 (百万ポンド)	純利ざや %
パーソナル・アンド・コーポレート・ バンキング	3,203	214,906	3.01	3,057	208,160	2.96
パークレイカード	1,704	37,967	9.05	1,500	33,410	9.05
アフリカ・バンキング	1,068	36,096	5.97	1,007	34,574	5.87
パーソナル・アンド・コーポレート・バンキ ング、パークレイカードおよびアフリカ・バン キング合計	5,975	288,969	4.17	5,564	276,144	4.06
インベストメント・バンク	276			334		
本社	(178)			1		
コア	6,073			5,899		
パークレイズ・ノンコア	128			183		
利息収入純額合計	6,201			6,082		

- パーソナル・アンド・コーポレート・バンキング、パークレイカードおよびアフリカ・バンキングの利息収入純額合計は以下の要因を反映し、7%増加して 59 億 7,500 万ポンドとなりました。
 - パーソナル・アンド・コーポレート・バンキングのモーゲージ事業、パークレイカードおよびアフリカ・バンキングが伸びたことで平均顧客資産は 2,890 億ポンド(2014 年:2,761 億ポンド)に増加しました。
 - 純利ざやは 11 ベーシス・ポイント上昇して 4.17%となりました。既存顧客の金利変更とコーポレートの債務利ざやの低下を背景にモーゲージ利ざやが影響を受け一部相殺されたものの、パーソナル・アンド・コーポレート・バンキングの預金利ざやの上昇を主に反映しています。構造的ヘッジの正味寄与 7 億ポンド(2014 年:8 億ポンド)を含むグループの利息収入純額は 62 億ポンド(2014 年:61 億ポンド)に増加しました。
- 事業部門別の純利ざやは、当グループがホールセール市場から代替資金調達を行う際の費用をベースとしたグループ全体の内部調達レートの変動を反映しています。内部調達レートは純額ベースで余剰流動性を有している事業部門に適切にクレジットを与え、代替資金調達が必要な事業部門に実勢市場金利に期間プレミアムを含めたレートでチャージするため、グループ内の資金調達や流動性に価格を設定します。

PCB、パークレイカードおよびアフリカ・バンキングの四半期分析

	2015 年 6 月 30 日に終了した四半期		
	利息収入純額 (百万ポンド)	平均顧客資産 (百万ポンド)	純利ざや %
パーソナル・アンド・コーポレート・バンキング	1,602	215,069	2.99
パークレイカード	883	38,025	9.31
アフリカ・バンキング	521	35,610	5.87
パーソナル・アンド・コーポレート・バンキング、パークレイカードおよびアフリカ・ バンキングの合計	3,006	288,704	4.18
2015 年 3 月 31 日に終了した四半期			
パーソナル・アンド・コーポレート・バンキング	1,601	214,645	3.02
パークレイカード	821	37,909	8.78
アフリカ・バンキング ¹	547	36,603	6.06
パーソナル・アンド・コーポレート・バンキング、パークレイカードおよびアフリカ・ バンキングの合計	2,969	289,157	4.18
2014 年 12 月 31 日に終了した四半期			
パーソナル・アンド・コーポレート・バンキング	1,619	212,444	3.02
パークレイカード	757	36,932	8.13
アフリカ・バンキング	546	36,465	5.94
パーソナル・アンド・コーポレート・バンキング、パークレイカードおよびアフリカ・ バンキングの合計	2,922	285,841	4.06
2014 年 9 月 30 日に終了した四半期			
パーソナル・アンド・コーポレート・バンキング	1,622	210,859	3.05
パークレイカード	787	35,308	8.84
アフリカ・バンキング	540	35,026	6.12
パーソナル・アンド・コーポレート・バンキング、パークレイカードおよびアフリカ・ バンキングの合計	2,949	281,193	4.16

¹ 財務書類勘定科目の収益分類を正確に反映するため、2015 年度第 1 四半期の利息収入純額は 1,400 万ポンド修正されています。

リスク管理

リスク管理およびプリンシパル・リスク

バークレイズのリスク管理に対する責任はエンタープライズ・リスク・マネジメント・フレームワーク(ERMF)において説明されています。ERMF は当グループの最も重大なリスク・エクスポージャーが合意されたリスク選好度に従って理解・管理され、リスク・エクスポージャーと内部統制の運用状況の有効性の両方が定期的に報告されることを目的として責任の所在と説明責任を明確化しています。ERMF には銀行全体を対象とした明確な内部統制の枠組みの構築に十分に値する、バークレイズに発生する予測可能で継続的かつ重大なリスクが含まれています。これらは重要リスクと位置付けられ、信用リスク、市場リスク、資金調達リスク、オペレーショナル・リスク、コンダクト・リスクの 5 つのプリンシパル・リスクに分類されています。

これらのリスクの詳細ならびに管理手法については 2014 年度年次報告書、またはウェブサイト www.barclays.com/investorrelations をご覧ください。2015 年度について、レピュテーション・リスクはコンダクト・リスクの中の重要リスクと位置付けられています。これはレピュテーション・リスクがコンダクト・リスクと密接な関連性を持ち、別々のプリンシパル・リスクとして、共通のプリンシパル・リスク・オフィサーの下で管理されているためです。当期間において、重要リスク、リスク管理または主要な不確実性に関するその他の重大な変更はなく、2015 年度の残りの 6 ヶ月間においても同様と予想されています。

先頃のギリシャ救済の合意を受けてユーロ圏に対するリスクは若干後退しましたが、合意に問題が生じれば、ギリシャによるデフォルトやそれに続くユーロ圏離脱の可能性が再浮上し、資本市場や現地市場が混乱する結果、イタリアやポルトガルなど、比較的大規模な資産および資金調達ポジションを有する地域におけるバークレイズのパフォーマンスにマイナス影響が及ぶ可能性があります。

以下のセクションは、当期間における資金調達リスク・流動性、資金調達リスク・資本、信用リスクおよび市場リスクの動向の概要です。

資金調達および流動性

当グループは流動性リスクを管理するための包括的なフレームワークを備えていますが、バークレイズ・アフリカ・グループ・リミテッド(BAGL)の流動性リスクは、現地通貨および資金調達要件のために別個に管理されています。特段の記述がない限り、本セクションのすべての開示情報は BAGL を除外しており、BAGL については独立項目として報告がなされています。現地での要件に関する調整を行った上で、BAGL の流動性リスクはバークレイズ・グループと一貫したベースで管理されています。

流動性ストレス・テスト

内部基準および規制に則ったストレス・テストの遵守

	バークレイズの流動性リスク 選好度(LRA)(30 日間の バークレイズの固有シナリオ の必要額) ¹ (億ポンド)	CRDIV 基準の 流動性カバレッジ 比率(LCR)の見積もり (億ポンド)
	(億ポンド)	(億ポンド)
適格流動性バッファー	1,450	1,500
ストレス時の資金流出純額	1,220	1,240
余剰流動性	230	260
2015 年 6 月 30 日現在の想定される資金流出純額に対する余剰流動性比率	119%	121%
2014 年 12 月 31 日現在の想定される資金流出純額に対する余剰流動性比率	124%	124%

バークレイズは、内部で設定した流動性リスク選好度(LRA)、健全性規制機構(PRA)が提示した個別流動性ガイダンス(ILG)などの規制基準、および CRD IV の流動性カバレッジ比率(LCR)に対する当グループの流動性ポジションを管理しています。2015 年 6 月 30 日現在、当グループは 30 日間のバークレイズの固有シナリオの LRA と LCR の両方について、ストレス時の資金流出純額の 100%を大幅に上回る適格流動性資産を保有しています。この余剰流動性はソブリンによる裏付けの評価見直しを理由とした信用格付けの変更に伴う資金流出に対応するための当グループのポジション構築によるものです。2015 年度第 2 四半期に格付けが変更されましたが、予想されていた資金調達への影響は 2015 年上半年期末までに現実のものとなっていません。

バークレイズは 2014 年 10 月にバーゼル銀行監督委員会が公表した安定調達比率(NSFR)に関する最終的な指針に基づいて、NSFR を 106%(2014 年:102%)と推定しました。

¹ LRA の一環としてモニターされている 3 つのストレス・シナリオのうち、30 日間のバークレイズ固有シナリオの下での比率は最も低い 119%となります(2014 年:124%)。これに対し 90 日間の市場全体シナリオの下での比率は 149%(2014 年:135%)、30 日間の複合シナリオの下での比率は 121%(2014 年:127%)となります。

資金調達リスク－流動性

グループ余剰流動性の構成

	余剰流動性 2015 年 6 月 30 日現在	余剰流動性 のうち PRA 適格分 ¹	余剰流動性のうち CRDIV 基準の LCR 適格分 ²		余剰流動性 2014 年 12 月 31 日現在
	(億ポンド)	(億ポンド)	レベル 1 (億ポンド)	レベル 2A (億ポンド)	(億ポンド)
2015 年 6 月 30 日現在 現金および中央銀行預け金 ³	310	280	280	10	370
国債 ⁴					
格付 AAA	740	730	730	-	730
格付 AA+から AA-	90	80	90	-	120
その他の国債	30	20	-	20	-
国債合計	860	830	820	20	850
その他					
国際機関債および国際開発銀行	70	30	70	-	90
政府機関および政府機関モーゲージ・バック証券	150	-	90	60	110
カバード・ボンド(格付 AA-以上)	30	-	30	-	30
その他	30	-	-	-	40
その他合計	280	30	190	60	270
2015 年 6 月 30 日現在合計	1,450	1,140	1,290	90	
2014 年 12 月 31 日現在合計	1,490	1,220	1,360	70	

パークレイズは余剰流動性を一元的に管理しています。余剰流動性は担保権が設定されておらず、支払や決済の必要額に対する裏付けとして使用されるものではありません。2015 年 6 月 30 日現在、余剰流動性の 93%(2014 年:92%)はパークレイズ・バンク・ピーエルシーに所在し、パークレイズ・グループ全体の流動性ニーズを満たすために利用可能となっています。残余余剰流動性の大半はパークレイズ・キャピタル・インク(BCI)内部で保有されています。余剰流動性のうち、パークレイズ・バンク・ピーエルシーの外部に所在する部分は、主として各事業体固有のストレス時の資金流出および規制上の要件に対して保有されています。

預金による調達

	2015 年 6 月 30 日現在			2014 年 12 月 31 日現在
顧客向け貸付金の調達(BAGLを含む)	顧客向け貸付金 (億ポンド)	顧客預り金 (億ポンド)	預貸率 %	預貸率 %
パーソナル・アンド・コーポレート・バンキング	2,170	2,980		
パークレイカード	370	80		
アフリカ・バンキング	340	340		
ノン・コア(リテール)	180	70		
リテールの資金調達合計	3,060	3,470	88	89
インベストメント・バンク、ノン・コア(ホールセール)および 本社	370	140		
トレーディング決済残高および担保	880	770		
合計	4,310	4,380	98	100

PCB、パークレイカード、アフリカ・バンキング、ノンコア部門のリテール事業は概ね顧客預り金によって資金調達しています。これらの事業の預貸率は 88%(2014 年:89%)でした。貸付金を上回る顧客預り金は、主にこれらの事業の流動性バッファとして利用されています。インベストメント・バンク部門はホールセール負債から調達しており、これらの事業の顧客預り金からの調達に依存していません。グループ全体の預貸率は 98%(2014 年:100%)でした。

¹ 余剰流動性 1,140 億ポンド(2014 年:1,220 億ポンド)は、BIPRU(銀行、ビルディング・ソサエティ、投資会社のためのブルデンシャル・ハンドブック)12.7 項に規定されている PRA 要件を満たすものです。更に PRA の 2013 年 8 月の発表によれば、PRA がレベル 2 資産として特定した一部の資産は、経過措置として利用することができ、このようなレベル 2 資産を 120 億ポンド(2014 年:120 億ポンド)保有しています。

² 本表に表示されている流動性カバレッジ比率(LCR)適格資産は当グループの余剰流動性に適格な資産のみを示しており、CRD IV 委任法令に定義されるレベル 2B 資産は含まれていません。

³ 現金および中央銀行預け金のうち 95%超(2014 年:95%超)はイングランド銀行、米連邦準備制度理事会、欧州中央銀行、日本銀行、スイス国立銀行に預けられています。

⁴ 国債のうち 90%超(2014 年:95%超)は英国、米国、日本、フランス、ドイツ、デンマーク、スイスおよびオランダの債券です。

資金調達リスク－流動性

ホールセール調達

2015 年 6 月 30 日現在のその他資産の資金調達

資産	(億ポンド)	負債	(億ポンド)
トレーディング・ポートフォリオ資産	330	レポ取引	850
リバース・レポ取引	520		
リバース・レポ取引	410	トレーディング・ポートフォリオ負債	410
デリバティブ	3,400	デリバティブ	3,420
余剰流動性 ¹	1,050	1 年未満で満期が到来するホールセール負債	680
その他無担保資産 ²	1,150	1 年以上で満期が到来するホールセール負債および資本	1,500

- トレーディング・ポートフォリオ資産は大部分がレポ取引によって資金調達されており、57%(2014 年:54%)は非常に流動性の高い資産によって担保されています³。比較的流動性の低い資産によって担保されているレポ取引の加重平均満期は 77 日(2014 年:56 日)でした。
- リバース・レポ取引の大半はレポ取引と見合っています。2015 年 6 月 30 日現在、見合っている取引のうち 55%(2014 年:66%)が非常に流動性の高い資産によって担保されています³。残りのリバース・レポ取引はトレーディング・ポートフォリオ負債の決済のために利用されています。
- デリバティブ資産と負債はほぼ見合っています。貸借対照表上のデリバティブ・ポジションの大部分はカウンター・ネットティング要件を満たしており、残りのポジションは現金担保の受入と支払をネットティングされた後にほぼ相殺されます。
- 当グループの余剰流動性は主にホールセール負債によって資金調達されており、残りは顧客預り金によって調達されています。その他の資産は概ねターム・ホールセール負債およびと資本と見合っています。

¹ 余剰流動性のうち、ホールセール資金によって調達されていると見積もられている部分です。

² ほとんどが売却可能投資、トレーディング・ポートフォリオ資産、公正価値で測定する金融資産および金融機関向け貸付金です。

³ 流動性の高い資産は、国債、米国政府機関債、米国政府機関モーゲージ・バック証券に限定されています。

資金調達リスク－流動性

ホールセール調達の構成¹

シングル・ポイント・オブ・エントリー(SPE)破綻処理モデルに備えて、当グループは持株会社であるパークレイズ・ピーエルシーによる負債性資本の発行およびターム優先無担保資金調達を開始しました。当グループはパークレイズ・ピーエルシーによる大半の負債性資本およびターム優先無担保資金調度を徐々に借り換えていきます。

期間別ホールセール調達

	1ヶ月未満 (億ポンド)	1ヶ月以上 3ヶ月未満 (億ポンド)	3ヶ月以上 6ヶ月未満 (億ポンド)	6ヶ月以上 9ヶ月未満 (億ポンド)	9ヶ月以上 1年未満 (億ポンド)	1年未満 小計 (億ポンド)	1年以上2 年未満 (億ポンド)	2年以上5 年未満 (億ポンド)	5年以上 (億ポンド)	合計 (億ポンド)
パークレイズ・ピーエルシー										
無担保シニア債(公募)	-	-	-	-	-	-	-	25	20	45
劣後負債	-	-	-	-	-	-	-	8	-	8
パークレイズ・バンク・ピーエルシー										
銀行からの預り金	114	63	12	7	5	201	5	-	4	210
譲渡性預金証書およびコマーシャル・ペーパー	11	62	63	42	23	201	8	18	7	234
資産担保コマーシャル・ペーパー	32	19	6	-	-	57	-	-	-	57
優先無担保債(公募)	-	10	-	13	-	23	48	54	36	161
優先無担保債(私募) ²	18	17	20	21	27	103	69	114	105	391
転換社債／資産担保証券	-	11	2	9	11	33	41	62	40	176
劣後負債	-	-	-	-	-	-	-	30	153	183
その他 ³	29	9	11	10	2	61	17	11	16	105
2015年6月30日現在合計	204	191	114	102	68	679	188	322	381	1,570
担保付	47	38	15	14	13	127	44	63	41	275
無担保	157	153	99	88	55	552	144	259	340	1,295
2014年12月31日現在合計	168	232	144	135	75	754	140	366	454	1,714
担保付	53	78	17	19	3	170	27	76	60	333
無担保	115	154	127	116	72	584	113	290	394	1,381

ホールセールの資金調達残高には 390 億ポンド(2014 年:450 億ポンド)の私募優先無担保債が含まれています。これらの債券は仲介業者およびプライベート・バンクを含む各種販路を通じて発行されています。必要条件ではありませんが、余剰流動性は 1 年未満に満期を迎えるホールセール資金調度を 770 億ポンド(2014 年:740 億ポンド)上回りました。

余剰流動性を控除後のホールセールの資金調達純額の平均満期は少なくとも 120 ヶ月(2014 年:105 ヶ月)でした。

ターム資金調達

当グループは 2015 年度上半期の期限前償還を控除後の純額で 60 億ポンドのターム資金調達を実施しました。パークレイズでは 2015 年度の残りの期間に 90 億ポンド、2016 年度中に 130 億ポンドのターム資金調達が満期を迎えます⁴。

当グループは種類、通貨、販路の多様性を備えた安定した資金調達基盤を維持するため、2015 年度の残りの期間において公募ホールセール債券を更に発行する予定です。

¹ ホールセール資金調達の構成は銀行預り金、公正価値で測定された金融負債、発行債券および劣後負債(現金担保と決済残高を除く)で成っており、イングランド銀行の資金調達支援スキームへの参加を含む担保スワップは含まれていません。

² ストラクチャード・ノート 330 億ポンドを含み、うち 90 億ポンドは 1 年以内に満期を迎えます。

³ 主として公正価値で測定した預り金 50 億ポンドおよび現物金担保付資金調達 40 億ポンドから成っています。

⁴ 2015 年のバイラテラル担保付資金調達 10 億ポンド、2016 年の 10 億ポンドを含みます。

資金調達リスク－流動性

信用格付け

パークレイズ・バンク・ピーエルシー	スタンダード & プアーズ	ムーディーズ	フィッチ
長期(アウトルック)	A- (Stable)	A2 (Stable)	A (Stable)
短期	A-2	P-1	F1
スタンダードアローン格付け ¹	bbb+	baa2	a

パークレイズ・ピーエルシー	スタンダード & プアーズ	ムーディーズ	フィッチ
長期(アウトルック)	BBB (Stable)	Baa3 (Stable)	A (Stable)
短期	A-2	P-3	F1

2015 年度第 2 四半期に格付会社 3 社はいずれもソブリンによる裏付けの評価および／または手法のアップデートを理由に銀行業界全体の格付けに関して対応を行いました。S&P はパークレイズ・バンク・ピーエルシーの長期および短期シニア無担保格付けを A/A-1 から 1 段階引き下げて A-/A-2 としました。これは 2 段階のソブリンによる裏付けの撤廃が理由で、「追加的な損失吸収力」を反映した 1 段階の引き上げにより一部相殺されています。ムーディーズはパークレイズ・ピーエルシーの長期および短期シニア無担保格付けを A3/P-2 から Baa3/P-3 に引き下げました。これは 3 段階のソブリンによる裏付けの撤廃が理由で、手法の変更によるノッチの引き上げはありません。フィッチはパークレイズ・ピーエルシーならびにパークレイズ・バンク・ピーエルシーのシニア無担保格付けをともに A/F1 に据え置きました。パークレイズのスタンダードアローン信用格付けはこれらのアクションによる影響を受けていません。現在の信用格付け見通しはいずれも「安定的」です。

パークレイズ・アフリカ・グループ・リミテッド

- パークレイズ・アフリカ・グループ・リミテッド(BAGL)の流動性リスクは、現地通貨、資金調達および規制上の要件のために別個に管理されています。
- 当グループの余剰流動性に加え、BAGL は BAGL 固有のストレス時の想定資金流出額に対し 70 億ポンド(2014 年:70 億ポンド)の余剰流動性を有しています。余剰流動性は南アフリカ国債および短期国債で構成されています。
- BAGL の預貸率は 100%(2014 年:102%)でした。
- 2015 年 6 月 30 日現在の BAGL のホールセール資金調達残高は 100 億ポンド(2014 年:90 億ポンド)で、このうち 50 億ポンドが 1 年未満に満期を迎えます(2014 年:50 億ポンド)。

¹ スタンダード・アンド・プアーズのスタンダードアローン・クレジット・プロフィール(SACP)、ムーディーズのベースライン・クレジット・アセスメント(BCA)およびフィッチのヴァイアビリティ・レーティング(VR)をご参照ください。

資金調達リスク－資本

CRD IV 資本

欧州連合(EU)は 2014 年 1 月 1 日、自己資本規制および資本要件指令(CRD IV と総称されます)の下でバーゼル 3 の実施を開始しました。これらの規制は経過措置ルールの実施を含む、規制上の実務基準および PRA の規則集により補完されます。しかしながら、CRD IV の一部の要素は欧州銀行監督機構(EBA)が公表し、欧州委員会および PRA が採用する予定の最終的な実務上の基準と明確化によって左右されるため、ルールおよびガイダンスは依然変更される可能性があります。自己資本、リスク調整後資産およびレバレッジの算出はすべてパークレイズによる現行ルールの解釈を反映したものです。

資本比率	2015 年 6 月 30 日現在	2015 年 3 月 31 日現在	2014 年 12 月 31 日現在
CRD IV 完全施行ベースの普通株式 Tier 1 (CET 1)	11.1%	10.6%	10.3%
PRA 経過措置ルールに基づく普通株式 Tier 1 ^{1,2}	11.1%	10.6%	10.2%
PRA 経過措置ルールに基づく Tire 1 ^{3,4}	14.0%	13.3%	13.0%
PRA 経過措置ルールに基づく自己資本合計 ^{3,4}	17.4%	16.8%	16.5%

資本要素	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)
貸借対照表上の資本合計(非支配持分を除く)	59,281	60,693	59,567
(控除)その他の持分商品(AT 1 資本として認識)	(4,325)	(4,323)	(4,322)
将来の配当原資としての利益剰余金に対する調整	(731)	(981)	(615)
少数株主持分(連結 CET 1 として認められる金額)	1,200	1,249	1,227
その他規制上の調整および控除:			
追加的評価調整(PVA)	(1,506)	(1,984)	(2,199)
のれんおよび無形資産	(8,145)	(8,255)	(8,127)
一時的な差異を除く将来の収益力による繰延税金資産	(1,132)	(1,180)	(1,080)
キャッシュフロー・ヘッジ損益に係る公正価値再評価差額	(1,185)	(2,029)	(1,814)
減損を上回る予想損失額	(1,536)	(1,727)	(1,772)
当グループ自体の信用度に関連する公正価値で測定する負債に係る損益	127	497	658
当グループが発行した CET 1 金融商品の金融機関による直接的・間接的保有	(57)	(56)	(25)
その他規制上の調整	1	(72)	(45)
完全施行ベース CET 1 資本	41,992	41,833	41,453
未実現利益に係る規制上の調整 ¹	-	-	(583)
PRA 経過措置ルールに基づく CET 1 資本	41,992	41,833	40,870
追加的 Tier 1(AT 1) 資本			
資本準備商品および関連株式プレミアム	4,325	4,323	4,322
子会社が発行した AT 1 資本(少数株主持分を含む)	6,666	6,815	6,870
その他規制上の調整および控除	(130)	(130)	-
暫定追加的 Tier 1 資本	10,861	11,008	11,192
PRA 経過措置ルールに基づく Tier 1 資本	52,853	52,841	52,062
Tier 2(T2) 資本			
資本準備商品および関連株式プレミアム	792	840	800
子会社が発行した適格 T2 資本(少数株主持分を含む)	12,268	13,126	13,529
その他規制上の調整および控除	(254)	(254)	(48)
PRA 経過措置ルールに基づく規制上の自己資本合計	65,659	66,553	66,343
リスク調整後資産	376,683	395,899	401,900

- 2015 年 1 月 1 日以降は経過措置ルールに基づく未実現利益に係る規制上の調整が適用されないため、完全施行ベースの CET 1 資本は経過措置ルールに基づくものと同じです。
- 479 億ポンドの移行ベース CRD IV CET 1 資本と 3,767 億ポンドのリスク調整後資産に基づく、パークレイズの Tier 2 コンテンジエンス・キャピタル・ノートに適用される CRD IV の CET 1 比率(FSA による 2012 年 10 月の移行に関する発表文)は 12.7%でした。
- PRA 経過措置ルールに基づく自己資本は 2013 年 12 月に公表された自己資本規制強化に関する方針「PS7/13」に定められた指針に基づいています。
- 2015 年 6 月 30 日現在、パークレイズの完全施行ベースの Tier 1 自己資本は 464 億 6,800 万ポンド、完全施行ベースの Tier 1 自己資本比率は 12.3%でした。完全施行ベースの規制上の自己資本総額は 609 億 1,300 万ポンド、完全施行ベースの総自己資本比率は 16.2%でした。完全施行ベースの Tier 1 自己資本および自己資本総額の数値は、CRD IV が定めた経過規定を適用せず、また、CRD IV の関連基準に対する AT 1 および T 2 金融商品のコンプライアンスを評価せずに算出されています。

資金調達リスク－資本

普通株式 Tier 1 (CET 1) 資本の変動	2015 年 6 月 30 日に 終了した 3 ヶ月	2015 年 6 月 30 日に 終了した 6 ヶ月
	(百万ポンド)	(百万ポンド)
CET 1 資本の期首残高	41,833	41,453
当期純利益	1,225	1,770
当グループ自身の信用度に係る変動	(370)	(531)
配当金の変動	(559)	(989)
利益から生じた規制上の留保資本	296	250
剰余金の変動-株式制度の正味影響額	293	313
売却可能投資再評価差額の変動	(240)	(295)
為替換算再評価差額の変動	(1,276)	(463)
退職給付の再測定	220	(94)
その他の剰余金の変動	16	(18)
その他の適格剰余金の変動	(987)	(557)
少数株主持分	(49)	(27)
追加的評価調整 (PVA)	478	693
のれんおよび無形資産	110	(18)
一時的な差異を除く将来の収益力による繰延税金資産	48	(52)
予想損失の減損超過額	191	236
当グループが発行した CET 1 金融商品の金融機関による直接的・間接的保有	(1)	(32)
その他規制上の調整	73	46
規制上の調整およびその他控除項目の増減	850	846
CET 1 資本の期末残高	41,992	41,992

- 完全施行ベースの CRD IV の CET 1 比率は、CET 1 自己資本が 5 億ポンド増加して 420 億ポンドになったことと、リスク調整後資産が 252 億ポンド減少して 3,770 億ポンドになったことを反映して、2015 年度上半期に 11.1% (2014 年 12 月: 10.3%) に上昇しました。
- 調整項目、当グループ自身の信用度に関連する利益の変動、配当金支払額および予定配当金を吸収すると、利益から生じた自己資本によって、CET 1 自己資本は 3 億ポンド増加しました。CET 1 資本のその他の重要な変動は以下の通りです。
 - その他の適格剰余金は 6 億ポンド減少しました。これは英ポンドがユーロ、米ドル、南アフリカ・ランドに対して上昇したことに伴う為替換算再評価差額の 5 億ポンドの減少が主因です。
 - 規制上の調整および控除の減少により 8 億ポンド増加しました。追加的評価調整 (PVA) の控除が 7 億ポンド減少したことが主因であり、これには第 2 四半期に適用された 4 億ポンドの税額控除の減少とノンコア全体での 3 億ポンドの控除の減少が含まれています。
- 経過措置ルールに基づく自己資本総額は、7 億ポンド減少して 657 億ポンドとなりました。これは 2 億 2,500 万ドルの固定金利の劣後債および 2 億 6,500 万ポンドの固定金利の保証付永久劣後債 (T2 自己資本) の当期における資本償還が主因で、当グループ自身の債券および不適格少数株主持分の保有に係る資本控除の増加も一因でした。

資金調達リスク－資本

リスク別および事業部門別リスク調整後資産

	信用リスク		カウンターパーティー 信用リスク		市場リスク		オペレーショ ナル・リスク	リスク調整 後資産合計
	標準手法	内部格付手法	標準手法	内部格付手法	標準手法	内部モデル		
2015年6月30日現在	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)
パーソナル・アンド・コーポ レート・バンキング	31,687	71,481	268	859	108	-	16,176	120,579
バークレイカード	16,149	18,624	-	-	-	-	5,505	40,278
アフリカ・バンキング	8,003	20,749	18	416	306	1,266	5,604	36,362
インベストメント・バンク	4,501	36,117	15,263	11,412	12,656	15,718	19,621	115,288
本社	487	3,071	102	87	1	1,695	2,104	7,547
コア合計	60,827	150,042	15,651	12,774	13,071	18,679	49,010	320,054
バークレイズ・ノンコア	7,300	13,761	2,532	13,267	1,226	10,893	7,650	56,629
リスク調整後資産合計	68,127	163,803	18,183	26,041	14,297	29,572	56,660	376,683

2014年12月31日現在								
パーソナル・アンド・コーポ レート・バンキング	32,657	70,080	238	1,049	26	-	16,176	120,226
バークレイカード	15,910	18,492	-	-	-	-	5,505	39,907
アフリカ・バンキング	9,015	21,794	10	562	948	588	5,604	38,521
インベストメント・バンク	5,773	36,829	13,739	11,781	18,179	16,480	19,621	122,402
本社	506	2,912	234	62	7	521	1,326	5,568
コア合計	63,861	150,107	14,221	13,454	19,160	17,589	48,232	326,624
バークレイズ・ノンコア	10,679	19,416	3,023	18,406	2,236	13,088	8,428	75,276
リスク調整後資産合計	74,540	169,523	17,244	31,860	21,396	30,677	56,660	401,900

リスク調整後資産変動の内訳

	信用リスク (億ポンド)	カウンター パーティー 信用リスク ¹ (億ポンド)	市場リスク ² (億ポンド)	オペレーショナル ・リスク (億ポンド)	合計 (億ポンド)
リスク調整後資産					
2015年1月1日現在	2,440	491	521	567	4,019
簿価残高	30	(61)	(44)	-	(75)
取得および処分	(96)	-	(3)	-	(99)
簿価の質	(17)	(7)	7	-	(17)
モデルの更新	(17)	(13)	(23)	-	(53)
手法と方針の変更	19	32	(19)	-	32
外国為替 ³	(41)	-	-	-	(41)
その他	1	-	-	-	1
2015年6月30日現在	2,319	442	439	567	3,767

リスク調整後資産は252億ポンド減少して3,767億ポンドとなりました。主な要因は以下の通りです。

- 簿価残高の変動によりリスク調整後資産は 75 億ポンド減少。主因はインベストメント・バンクおよびノンコア部門内のトレーディング・ブックのリスク削減で、パーソナル・アンド・コーポレート・バンキング (PCB) 部門の顧客に対する貸付金の増加により部分的に相殺。
- 取得および処分によりリスク調整後資産は 99 億ポンド減少。主因はスペイン事業売却を含むノンコア部門の売却。
- 簿価の質の改善によりリスク調整後資産は 17 億ポンド減少。主因は PCB 部門およびノンコア部門内のリスク特性の変動。
- モデルの更新によりリスク調整後資産は 53 億ポンド減少。主因は先進的な一般および特定の市場リスクにわたる多様化によるメリットの実行およびインベストメント・バンクおよびノンコア部門内の信用リスク・モデルの再調整。
- 手法と方針の変更によりリスク調整後資産は 32 億ポンド増加。主因はインベストメント・バンク部門内の証券金融取引のリスクのマージン期間延長。
- 外国為替の変動によりリスク調整後資産は 41 億ポンド減少。主因は南アフリカ・ランド、米ドル、ユーロに対する英ポンドの上昇。

¹ デフォルト・フاند拠出金に係るリスク調整後資産はカウンターパーティー信用リスクに含まれています。

² CVA に係るリスク調整後資産 (133 億ポンド) は市場リスクに含まれています。

³ 外国為替の変動はカウンターパーティー信用リスクあるいは市場リスクの変動を含みません。

資金調達リスク－資本

レバレッジ比率要件

バーゼル委員会は 2014 年 1 月にバーゼル 3 レバレッジ比率算出の改訂基準(BCBS 270)を最終決定しました。欧州委員会は 2015 年 1 月に発効した委任法令によりこの改訂を自己資本規制(CRR)に取り入れ実施しています。以下のレバレッジ比率は、欧州連合の委任法令により採用された CRR の定義による期末 Tier 1 自己資本を分子に使用し、また CRR の定義によるレバレッジ・エクスポージャーを使用して算出されています。

パークレイズはこれまでに開示した BCBS 270 レバレッジ・エクスポージャーと委任法令に従って算出されるレバレッジ・エクスポージャーの間に重要な相違があるとは考えていません。

2015 年 6 月 30 日現在のパークレイズのレバレッジ比率は 4.1%でした。これは金融監督委員会(FPC)¹がその概略を示した完全施行ベースの予想最低要件 3.7%を上回る水準で、その内訳は最低要件 3%、およびグローバルにシステム上重要な金融機関(G-SII)に対する完全施行ベースの資本バッファです。

レバレッジ・エクスポージャーと比率

	2015 年 6 月 30 日現在 (億ポンド)	2015 年 3 月 31 日現在 (億ポンド)	2014 年 12 月 31 日現在 (億ポンド)
レバレッジ・エクスポージャー			
会計上の資産			
デリバティブ	3,410	4,800	4,400
現金担保	600	800	730
リバース・レポ取引	930	1,240	1,320
貸付金およびその他の資産	7,030	7,320	7,130
IFRS 資産合計	11,970	14,160	13,580
規制上の連結調整	(50)	(80)	(80)
デリバティブに係る調整			
デリバティブのネットティング	(3,080)	(4,360)	(3,950)
現金担保に係る調整	(470)	(630)	(530)
クレジット・プロテクション売却純額	200	250	270
デリバティブに係る潜在的将来エクスポージャー	1,600	1,760	1,790
デリバティブに係る調整合計	(1,750)	(2,980)	(2,420)
証券金融取引(SFT)に係る調整	240	460	250
規制に係る控除およびその他の調整	(140)	(150)	(150)
加重後オフ・バランスシート・コミットメントの額	1,120	1,140	1,150
完全施行ベースのレバレッジ・エクスポージャー合計	11,390	12,550	12,330
完全施行ベース CET 1 資本	420	418	415
完全施行ベース追加的 Tier 1(AT 1) 資本	45	45	46
完全施行ベース Tier 1 資本	465	463	460
完全施行ベースのレバレッジ比率	4.1%	3.7%	3.7%

レバレッジ・エクスポージャーは 2015 年度上半期中に 940 億ポンド減少して 1 兆 1,390 億ポンドとなりました。

- 証券金融取引(SFT)は 400 億ポンド減少しました。バランスシートのレバレッジの結果マッチド・ブック・トレーディングが減少し、IFRS リバース・レポ取引が 390 億ポンド減少して 930 億ポンドとなったことが主因です。
- デリバティブ・エクスポージャー合計²は 450 億ポンド減少しました。主因は潜在的将来エクスポージャー(PFE)の減少 190 億ポンドおよび IFRS デリバティブおよび現金担保の 190 億ポンド純減でした。
 - デリバティブの PFE は 190 億ポンド減少して 1,600 億ポンドとなりました。主因は取引の圧縮と解約を含む旧来のポートフォリオの継続的縮小および最適化です。
 - その他のデリバティブ・エクスポージャーは 190 億ポンド減少して 460 億ポンドとなりました。主要フォワード・レート・カーブの上方シフトと旧来のポートフォリオの継続的縮小を主因に、IFRS デリバティブが純減したためです。
 - クレジット・プロテクション売却純額が 70 億ポンド減少して 200 億ポンドとなりました。主因は事業活動の縮小およびポートフォリオ・ネットティングの改善です。
- 貸付金およびその他の資産は 100 億ポンド減少し 7,030 億ポンドとなりました。主因はトレーディング・ポートフォリオ資産の減少です。

¹ PRA は 2015 年 7 月、英国内における FPC 勧告の実施方法について協議を開始しました。PRA は 2015 年末までに政策声明、最終規則および監督声明を発表すると予想されています。

² デリバティブ・エクスポージャー合計には IFRS デリバティブ、現金担保およびデリバティブ調整合計が含まれます。

信用リスク

顧客および銀行に対する貸付金の分析

産業セクターおよび地域別貸付金(償却原価ベース、減損引当金控除後)

2015 年 6 月 30 日現在	英国 (百万ポンド)	欧州 (百万ポンド)	米州 (百万ポンド)	アフリカ および中東 (百万ポンド)	アジア (百万ポンド)	合計 (百万ポンド)
銀行	7,092	12,377	14,510	2,617	4,374	40,970
その他金融機関	24,091	20,546	52,379	2,873	5,910	105,799
住宅ローン	133,491	17,476	695	12,450	229	164,341
カード、無担保ローンおよびその他の個人向け貸付	27,863	4,691	15,628	8,561	1,413	58,156
建設および不動産	18,207	1,035	1,612	1,909	326	23,089
その他	41,403	13,266	11,228	12,052	4,963	82,912
顧客および銀行に対する貸付金純額	252,147	69,391	96,052	40,462	17,215	475,267
減損引当金	2,484	1,091	581	957	80	5,193
顧客および銀行に対する貸付金総額	254,631	70,482	96,633	41,419	17,295	480,460
貸付金(公正価値で測定)	16,472	405	666	1,002	1	18,546

2014 年 12 月 31 日現在	英国 (百万ポンド)	欧州 (百万ポンド)	米州 (百万ポンド)	アフリカ および中東 (百万ポンド)	アジア (百万ポンド)	合計 (百万ポンド)
銀行	6,900	12,611	12,917	2,499	5,338	40,265
その他金融機関	23,685	22,114	49,160	4,123	4,306	103,388
住宅ローン	132,775	19,713	769	13,356	361	166,974
カード、無担保ローンおよびその他の個人向け貸付	28,061	5,226	15,666	8,605	1,356	58,914
建設および不動産	17,837	1,175	1,655	1,888	287	22,842
その他	39,757	11,972	9,621	12,020	4,125	77,495
顧客および銀行に対する貸付金純額	249,015	72,811	89,788	42,491	15,773	469,878
減損引当金	2,653	1,219	499	1,001	83	5,455
顧客および銀行に対する貸付金総額	251,668	74,030	90,287	43,492	15,856	475,333
貸付金(公正価値で測定)	17,627	1,041	894	635	1	20,198

信用リスク

リテール、ホールセール貸付金および減損の分析

2015年6月30日現在	貸付金総額 (百万ポンド)	減損引当金 (百万ポンド)	貸付金 (減損を除く) (百万ポンド)	クレジット・ リスク・ローン (CRL) (百万ポンド)	貸付金総額 に占める CRLの比 率 %	貸付金に係る 減損費用 ¹ (百万ポンド)	貸倒率 ベース・ポイント
パーソナル・アンド・コーポレート・バンキング	137,311	730	136,581	1,486	1.1	125	18
アフリカ・バンキング	20,414	649	19,765	1,029	5.0	154	152
パークレイカード	38,689	1,759	36,930	1,735	4.5	563	293
パークレイズ・コア	196,414	3,138	193,276	4,250	2.2	842	86
パークレイズ・ノンコア	17,625	420	17,205	1,077	6.1	51	58
グループ・リテール合計	214,039	3,558	210,481	5,327	2.5	893	84
インベストメント・バンク	123,094	31	123,063	56	-	(6)	(1)
パーソナル・アンド・コーポレート・バンキング	86,395	835	85,560	1,846	2.1	54	13
アフリカ・バンキング	16,548	243	16,305	642	3.9	39	48
本社およびその他事業	3,169	-	3,169	4	0.1	1	6
パークレイズ・コア	229,206	1,109	228,097	2,548	1.1	88	8
パークレイズ・ノンコア	37,215	526	36,689	754	2.0	(24)	(13)
グループ・ホールセール合計	266,421	1,635	264,786	3,302	1.2	64	5
グループ合計	480,460	5,193	475,267	8,629	1.8	957	40
流動性のある貸付金	2,048	n/a	2,048				
公正価値で測定すると指定された貸付金	18,546	n/a	18,546				
貸付金(公正価値で保有)	20,594	n/a	20,594				
貸付金合計	501,054	5,193	495,861				
2014年12月31日現在							
パーソナル・アンド・コーポレート・バンキング ²	136,544	766	135,778	1,582	1.2	215	16
アフリカ・バンキング	21,334	681	20,653	1,093	5.1	295	138
パークレイカード	38,376	1,815	36,561	1,765	4.6	1,183	308
パークレイズ・コア	196,254	3,262	192,992	4,440	2.3	1,693	86
パークレイズ・ノンコア	20,259	428	19,831	1,209	6.0	151	75
グループ・リテール合計	216,513	3,690	212,823	5,649	2.6	1,844	85
インベストメント・バンク	106,377	44	106,333	71	0.1	(14)	(1)
パーソナル・アンド・コーポレート・バンキング ²	88,192	873	87,319	2,112	2.4	267	30
アフリカ・バンキング	16,312	246	16,066	665	4.1	54	33
本社およびその他事業	3,240	-	3,240	-	-	-	-
パークレイズ・コア	214,121	1,163	212,958	2,848	1.3	307	14
パークレイズ・ノンコア	44,699	602	44,097	841	1.9	53	12
グループ・ホールセール合計	258,820	1,765	257,055	3,689	1.4	360	14
グループ合計	475,333	5,455	469,878	9,338	2.0	2,204	46
流動性のある貸付金	2,693	n/a	2,693				
公正価値で測定すると指定された貸付金	20,198	n/a	20,198				
貸付金(公正価値で保有)	22,891	n/a	22,891				
貸付金合計	498,224	5,455	492,769				

- 銀行および顧客に対する貸付金(償却原価ベース、減損控除後)は、4,753 億ポンド(2014 年:4,699 億ポンド)に増加しました。
 - インベストメント・バンク部門の貸付金は、主として取引量の増加に伴う現金担保と決済残高の純増を反映し、167 億ポンド増加して 1,231 億ポンドとなりました。
 - ノンコア部門の貸付金は、現金担保と決済の純減および欧州の資産流出により、100 億ポンド減少して 539 億ポンドとなりました。

¹ 売却可能投資およびリバース・レポ取引に係る減損費用を除いています。2015 年度上半期の減損費用は6ヶ月分、2014 年12月度の減損費用は12ヶ月分を表しています。

² 英国ビジネス・バンキングは現在の事業管理方法に従ってリテールからホールセールに再分類されました。2014 年度の数値はこれを反映して修正再表示されており、貸付金純額84億ポンド、クレジット・リスク・ローン4億8,200 万ポンドおよび減損費用4,800 万ポンドがホールセールに再分類されています。

信用リスク

潜在的クレジット・リスク・ローン(CRL)およびカバレッジ比率の分析

	CRLs		潜在的問題貸金		潜在的 CRLs	
	2015 年 6 月 30 日 現在 (百万ポンド)	2014 年 12 月 31 日 現在 (百万ポンド)	2015 年 6 月 30 日 現在 (百万ポンド)	2014 年 12 月 31 日 現在 (百万ポンド)	2015 年 6 月 30 日 現在 (百万ポンド)	2014 年 12 月 31 日 現在 (百万ポンド)
パーソナル・アンド・コーポレート・バンキング ¹	1,486	1,582	151	143	1,637	1,725
アフリカ・バンキング	1,029	1,093	170	161	1,199	1,254
パークレイカード	1,735	1,765	217	227	1,952	1,992
パークレイズ・コア	4,250	4,440	538	531	4,788	4,971
パークレイズ・ノンコア	1,077	1,209	24	26	1,101	1,234
グループ・リテール合計	5,327	5,649	562	557	5,889	6,205
インベストメント・バンク	56	71	270	107	326	178
パーソナル・アンド・コーポレート・バンキング ¹	1,846	2,112	498	614	2,344	2,726
アフリカ・バンキング	642	665	66	94	708	759
本社およびその他事業	4	-	-	-	4	-
パークレイズ・コア	2,548	2,848	834	815	3,382	3,663
パークレイズ・ノンコア	754	841	29	119	783	960
グループ・ホールセール合計	3,302	3,689	863	934	4,165	4,623
グループ合計	8,629	9,338	1,425	1,491	10,054	10,828

	減損引当金		CRL カバレッジ比率		潜在的 CRL カバレッジ比率	
	2015 年 6 月 30 日 現在 (百万ポンド)	2014 年 12 月 31 日 現在 (百万ポンド)	2015 年 6 月 30 日 現在 (%)	2014 年 12 月 31 日 現在 (%)	2015 年 6 月 30 日 現在 (%)	2014 年 12 月 31 日 現在 (%)
パーソナル・アンド・コーポレート・バンキング ¹	730	766	49.1	48.4	44.6	44.4
アフリカ・バンキング	649	681	63.1	62.3	54.1	54.3
パークレイカード	1,759	1,815	101.4	102.8	90.1	91.1
パークレイズ・コア	3,138	3,262	73.8	73.5	65.5	65.6
パークレイズ・ノンコア	420	428	39.0	35.4	38.1	34.7
グループ・リテール合計	3,558	3,690	66.8	65.3	60.4	59.5
インベストメント・バンク	31	44	55.4	62.0	9.5	24.7
パーソナル・アンド・コーポレート・バンキング ¹	835	873	45.2	41.3	35.6	32.0
アフリカ・バンキング	243	246	37.9	37.0	34.3	32.4
本社およびその他事業	-	-	-	-	-	-
パークレイズ・コア	1,109	1,163	43.5	40.8	32.8	31.7
パークレイズ・ノンコア	526	602	69.8	71.6	67.2	62.7
グループ・ホールセール合計	1,635	1,765	49.5	47.8	39.3	38.2
グループ合計	5,193	5,455	60.2	58.4	51.7	50.4

- クレジット・リスク・ローン(CRL)は 8%減少して 86 億ポンドになりました。ホールセール・ポートフォリオが 10%減の 33 億ポンド、リテール・ポートフォリオが 6%減の 53 億ポンドでした。主因は経済状況の改善を反映した PCB 部門および欧州ノンコア部門における減少です。

¹ 英国ビジネス・バンキングは現在の事業管理方法に従ってリテールからホールセールに再分類されました。2014 年度の数値はこれを反映して修正再表示されており、クレジット・リスク・ローン 4 億 8,200 万ポンド、PPL3,200 万ポンドおよび潜在的 CRL5 億 1,400 万ポンドがホールセールに再分類されています。

信用リスク

条件緩和プログラムの分析

	残高		減損引当金		引当率	
	2015 年 6 月 30 日 現在 (百万ポンド)	2014 年 12 月 31 日 現在 (百万ポンド)	2015 年 6 月 30 日 現在 (百万ポンド)	2014 年 12 月 31 日 現在 (百万ポンド)	2015 年 6 月 30 日 現在 %	2014 年 12 月 31 日 現在 %
パーソナル・アンド・コーポレート・バンキング ¹	1,744	2,011	45	46	2.6	2.3
アフリカ・バンキング	268	299	36	45	13.4	15.1
パークレイカード	805	972	285	394	35.4	40.5
パークレイズ・コア	2,817	3,282	366	485	13.0	14.8
パークレイズ・ノンコア	365	419	40	49	11.0	11.7
リテール合計	3,182	3,701	406	534	12.8	14.4
インベストメント・バンク	174	106	13	10	7.5	9.4
パーソナル・アンド・コーポレート・バンキング ¹	1,841	1,830	291	255	15.8	13.9
アフリカ・バンキング	152	132	11	7	7.2	5.3
パークレイズ・コア	2,167	2,068	315	272	14.5	13.2
パークレイズ・ノンコア	265	651	104	271	39.2	41.6
ホールセール合計	2,432	2,719	419	543	17.2	20.0
グループ合計	5,614	6,420	825	1,077	14.7	16.8

- リテール部門の条件緩和残高は、PCB およびパークレイカードの減少を主因に、14%減の 32 億ポンドとなりました。
 - PCB: 英国住宅ローンが減少しました。主因は「モーゲージ当座勘定」リザーブのうち条件緩和基準を満たす勘定の比率が減少したことです。
 - パークレイカード: 減少の主因は、2015 年度第 1 四半期における資産売却、および英国カード・ポートフォリオへの資金流入の減少につながった条件緩和プログラムの対象基準の更新です。
- ホールセール部門の条件緩和残高は、ノンコア部門の減少を主因に、11%減の 24 億ポンドとなりました。コア部門の条件緩和残高は、全事業の小幅増加を反映して、5%増の 22 億ポンドとなりました。

特定のコア・ポートフォリオ／事業の分析

担保付住宅ローン

- 下記の住宅ローンの主要ポートフォリオは主に第一順位モーゲージからなり、当グループのリテール・コア・ポートフォリオにおける住宅ローン合計の 87%(2014 年:86%)を占めています。

住宅ローンの主要ポートフォリオ

	貸付金総額 (百万ポンド)	90 日以上 延滞率、 リカバリーブ ック債権を除く %	貸付残高にお ける不良債権 の割合 %	年率換算した 総貸倒償却率 %	貸付債権全体 に対するリカバ リーブック債権 の占める割合 %	リカバリーブ ック債権に対す る引当率 %
2015 年 6 月 30 日現在						
PCB – 英国	127,551	0.2	0.6	0.4	0.4	8.9
アフリカ – 南アフリカ	11,046	0.7	4.2	1.7	3.5	27.7
2014 年 12 月 31 日現在						
PCB – 英国	126,668	0.2	0.6	0.4	0.4	8.3
アフリカ – 南アフリカ	11,513	0.7	4.8	1.9	4.1	31.1

¹ 英国ビジネス・バンキングの条件緩和残高は、現在の事業管理方法に従ってリテールからホールセールに再分類されました。2014 年の残高 2 億 4,000 万ポンドおよび減損引当金 3,000 万ポンドはこれを反映して修正再表示されています。

信用リスク

住宅ローンの主要ポートフォリオ – LTV 別の残高分布¹

	PCB – 英国		アフリカ – 南アフリカ	
	2015 年 6 月 30 日 %	2014 年 12 月 31 日 %	2015 年 6 月 30 日 %	2014 年 12 月 31 日 %
75%以下	90.7	90.2	76.7	74.6
75%超 80%以下	4.0	4.2	7.2	7.7
80%超 85%以下	2.2	2.3	5.7	5.9
85%超 90%以下	1.5	1.4	3.8	4.3
90%超 95%以下	0.9	1.0	2.4	2.5
95%超 100%以下	0.3	0.4	1.5	1.5
100%超	0.4	0.5	2.7	3.5
ポートフォリオの時価評価 LTV:				
残高加重ベース(%)	51.0	51.6	58.5	59.9
評価加重ベース(%)	39.1	39.8	39.4	40.2
100%超の LTV に関するデータ:				
残高(百万ポンド)	528	641	294	390
時価評価担保(百万ポンド)	439	558	247	324
平均 LTV: 残高加重ベース(%)	126.2	120.9	122.5	124.2
平均 LTV: 評価加重ベース(%)	120.2	114.8	118.8	120.3
リカバリーブックにおける残高の割合(%)	5.0	4.4	34.8	37.1

- **PCB – 英国:** 延滞率および貸倒償却率は、引き続き低率であったベースレートと穏やかな経済状況を反映して横ばいとなりました。残高加重ベースの LTV は、平均住宅価格の上昇を受けて 51.0%に低下しました(2014 年:51.6%)。また、住宅価格の上昇によって LTV が 100%超の住宅ローンは 18%減少し、5 億 2,800 万ポンドとなりました。
- **アフリカ – 南アフリカ:** リカバリーブックにおける更なる減少と引き続き好調であった新規貸付の業績を反映して、不良債権残高は 4.2%に低下しました(2014 年:4.8%)。100%超 LTV の残高は、リカバリーブックの減少と平均住宅価格の上昇を受け、25%減少して 2 億 9,400 万ポンドとなりました。

住宅ローン主要ポートフォリオ – 新規貸付

	PCB – 英国		アフリカ – 南アフリカ	
	2015 年 6 月 30 日	2014 年 6 月 30 日	2015 年 6 月 30 日	2014 年 6 月 30 日
新規貸付(百万ポンド) ²	9,549	10,162	811	763
85%超 LTV における新規モーゲージ貸付の割合(%)	8.3	5.0	39.2	32.9
新規モーゲージ貸付の平均 LTV: 残高加重ベース(%)	62.3	64.4	75.1	75.0
新規モーゲージ貸付の平均 LTV: 評価加重ベース(%)	53.6	57.2	66.2	65.6

- **PCB – 英国:** 2015 年度上半期の新規貸付は、主要住宅セグメントにおける市場活動の低迷と足並みを揃える形で 6%減少しました。住宅市場に対する信頼が回復し、英国において高 LTV の貸付を好む傾向が高まったことを受け、85%超 LTV のモーゲージは 8.3%に増加しました(2014 年:5.0%)。
- **アフリカ – 南アフリカ:** 85%超 LTV の新規住宅ローンの割合は、戦略変更により低リスクの顧客により多くの高 LTV の貸付を提供できるようになったことから、39.2%に増加しました(2014 年:32.9%)。

インタレスト・オンリーの住宅ローンに対するエクスポージャー

- 当グループは主に英国の顧客に対し、インタレスト・オンリーのモーゲージ貸付を提供しています。インタレスト・オンリーのモーゲージ貸付は、英国の住宅ローンの残高合計 1,280 億ポンド(2014 年:1,270 億ポンド)のうち、510 億ポンド(2014 年:510 億ポンド)を占めています。このうち、410 億ポンド(2014 年:420 億ポンド)は持ち家顧客、100 億ポンド(2014 年:90 億ポンド)は投資用の顧客です。
- 持ち家顧客に対する 410 億ポンドのエクスポージャーのうち、350 億ポンド(2014 年:350 億ポンド)はインタレスト・オンリーであり、残りの 60 億ポンド(2014 年:70 億ポンド)は、Part and Part モーゲージ貸付³の金利部分を示しています。

インタレスト・オンリーの持ち家住宅ローンに対するエクスポージャー	2015 年 6 月 30 日現在	2014 年 12 月 31 日現在
インタレスト・オンリー残高(百万ポンド)	34,855	35,328
減損引当金の割合合計(ベース・ポイント)	10	8
時価評価 LTV: 残高加重ベース(%)	47.5	48.7
時価評価 LTV: 評価加重ベース(%)	36.8	37.6

¹ ポートフォリオは、リカバリーブック債権残高を含む最新の評価に基づいて時価評価されています。最新の評価には、2015 年 6 月 30 日現在で国内において入手可能な最新の住宅価格インデックスを採用し、反映しています。

² 南アフリカの 2014 年の住宅ローン新規貸付は、既存の顧客に対する新規貸付を含めるよう修正されています。

³ Part and Part 住宅ローンは、ローンの一部がインタレスト・オンリーで、一部は分割返済する商品です。この分析では、Part and Part ローンの一部のインタレスト・オンリー部分を除外していますが、この 64 億ポンド(2014 年:66 億ポンド)の金利部分を加算したインタレスト・オンリーの残高合計は 411 億ポンド(2014 年:419 億ポンド)となります。Part and Part ローンのエクスポージャー合計は 91 億ポンド(2014 年:98 億ポンド)であり、英国住宅ローン・ポートフォリオ合計の 7%を占めています。

信用リスク

クレジットカード、当座貸越および無担保ローン

- 下記の主要ポートフォリオは、当グループのクレジットカード、当座貸越および無担保ローン合計の 94% (2014 年: 94%) を占めています。

主要ポートフォリオ	貸付金総額 (百万ポンド)	30 日以上 延滞率、 リカバリーブッ ク債権を除く %	90 日以上 延滞率、 リカバリーブッ ク債権を除く %	年率換算した 総貸倒償却率 %	貸付債権全体 に対する リカバリーブッ ク債権の 占める割合 %	リカバリーブッ ク債権に 対する引当率 %
2015 年 6 月 30 日現在						
パークレイカード						
英国カード ¹	17,378	2.4	1.2	5.6	5.3	85.4
米国カード ¹	14,299	1.9	0.9	3.9	2.1	88.2
パークレイズ・パートナー・ファイナンス	3,734	1.4	0.6	2.3	2.5	80.6
ドイツ・カード	1,300	2.6	1.0	3.8	3.0	81.9
イベリア・カード	901	6.0	2.6	8.0	6.2	84.2
パーソナル・アンド・コーポレート・バンキング						
英国個人向け貸付	5,232	1.8	0.7	3.0	7.9	75.1
英国当座貸越	839	5.0	3.7	8.0	11.4	87.4
アフリカ・バンキング						
南アフリカ・カード	2,278	9.4	5.2	5.4	6.6	74.8
南アフリカ個人向け貸付	972	5.9	3.0	7.8	8.0	72.5

2014 年 12 月 31 日現在

パークレイカード						
英国カード ¹	17,447	2.5	1.2	4.3	4.9	87.6
米国カード ¹	14,005	2.1	1.0	3.7	1.8	87.1
パークレイズ・パートナー・ファイナンス	3,399	1.5	0.7	2.4	2.7	76.8
ドイツ・カード	1,355	2.5	1.1	3.8	3.4	82.8
イベリア・カード	968	6.0	2.5	8.2	6.3	84.9
パーソナル・アンド・コーポレート・バンキング						
英国個人向け貸付	4,953	2.0	0.9	3.4	10.0	76.3
英国当座貸越	902	5.8	4.0	7.1	11.0	89.9
アフリカ・バンキング						
南アフリカ・カード	2,364	8.1	4.6	7.6	5.9	75.7
南アフリカ個人向け貸付	993	5.4	2.6	8.1	7.8	70.8

- 英国カード:** 貸倒償却率が 5.6% に上昇した (2014 年: 4.3%) のは、売却前の加速償却を求めていた旧来の条件緩和計画に係る債務の売却を主因としています。リカバリーブック債権に対する引当率が低下したのは、最近の現金回収額の増加ならびにモデル化された減損処理方法の改善 (勘定区分の細分化など) によるものです。
- 米国カード:** 信用度の高い顧客や低リスクのパートナーシップに的を絞った戦略が功を奏し、延滞率は横ばいとなりました。
- 英国個人向け貸付:** 貸付金総額が 5% 増加しているにも関わらず、穏やかな経済状況を背景に延滞率および貸倒償却率が低下しました。
- パークレイズ・パートナー・ファイナンス:** リカバリーブック債権に対する引当率が上昇したのは、経営上の調整として、過年度にポートフォリオ・レベルで計上していた減損引当金をリカバリーブック・セグメントに再分類したためです。全体的な割合に変動はありません。
- 南アフリカ・カード:** 延滞率の上昇は、一部に、2014 年度における事業戦略に沿った貸付増加の他、季節的傾向を反映しています。延滞率の水準は、2014 年の同期間と同様でした。

¹ 英国カードおよび米国カードでは、公正価値で認識する取得ポートフォリオに関するリカバリーブック債権残高 (関連する引当金がないもの) が、リカバリーブック債権に対する引当率から除外されています。取得後の期間に獲得した口座からの追加支出に関連する場合は、損失を認識しています。

信用リスク

ユーロ圏諸国に対する当グループのエクスポージャー

- 当グループは、ユーロ圏の継続的なボラティリティに起因する信用リスクおよび市場リスクを認識しており、厳しい経済情勢に伴うリスクを軽減するための組織的な措置を講じるとともに、引き続き注意深く状況をモニタリングしています。
- 2015 年度上半期にスペイン、イタリア、ポルトガル、アイルランド、キプロスおよびギリシャに対する当グループの貸借対照表上の正味エクスポージャーは 177 億ポンド減少して 256 億ポンドとなりました。これはスペイン事業売却に伴いエクスポージャーが 132 億ポンド減少したことが主因です。
- 2015 年 6 月 30 日現在、イタリアにおける現地の資金調達の純額ベースでの不足額は 48 億ユーロ(2014 年度:99 億ユーロ)、ポルトガルにおける同不足額は 17 億ユーロ(2014 年度:19 億ユーロ)でした。スペインにおける資金調達の純額ベースの余剰額は 33 億ユーロ(2014 年度:43 億ユーロ)でした。
- 下表は、リスクが高いために経営的視点から特に重点的に管理する対象として社内でモニターしているユーロ圏諸国に対するバークレイズのエクスポージャーを示しています。作成基準は 2014 年度の年次報告書で説明した基準に基づいています。
- 正味エクスポージャーは当グループがさらされている信用リスクの最も適切な測定基準です。総エクスポージャーもオフ・バランスシートの偶発債務および契約債務とともに下表に示しています。

2015 年 6 月 30 日現在	ソブリン (百万ポンド)	金融機関 (百万ポンド)	法人 (百万ポンド)	住宅 モーゲージ (百万ポンド)	その他 リテール貸付 (百万ポンド)	貸借対照表上 の正味エク スポージャー (百万ポンド)	貸借対照表上の 総エク スポージャー (百万ポンド)	偶発債務 および 契約債務 (百万ポンド)
スペイン	173	697	1,099	15	311	2,295	9,285	1,865
イタリア	1,333	426	972	11,895	832	15,458	21,899	2,468
ポルトガル	36	28	350	2,641	1,105	4,160	4,420	1,365
アイルランド	38	2,101	1,247	61	51	3,498	7,077	2,208
キプロス	26	7	44	17	31	125	379	22
ギリシャ	6	5	15	6	3	35	972	-
合計	1,612	3,264	3,727	14,635	2,333	25,571	44,032	7,928

2014 年 12 月 31 日現在	ソブリン (百万ポンド)	金融機関 (百万ポンド)	法人 (百万ポンド)	住宅 モーゲージ (百万ポンド)	その他 リテール貸付 (百万ポンド)	貸借対照表上 の正味エク スポージャー (百万ポンド)	貸借対照表上の 総エク スポージャー (百万ポンド)	偶発債務 および 契約債務 (百万ポンド)
スペイン	108	14,043	1,149	12	248	15,560	24,873	2,863
イタリア	1,716	485	1,128	13,530	1,114	17,973	25,967	3,033
ポルトガル	105	7	531	2,995	1,207	4,845	5,050	1,631
アイルランド	37	3,175	1,453	43	50	4,758	9,445	2,070
キプロス	28	12	61	6	16	123	707	26
ギリシャ	1	11	15	-	-	27	1,279	-
合計	1,995	17,733	4,337	16,586	2,635	43,286	67,321	9,623

市場リスク

管理 VaR の分析

- 下表は、リスク要因別の分散ベースの管理 VaR 合計を示しています。管理 VaR 合計にはインベストメント・バンク、ノンコア、アフリカ・バンキングおよび本社の全トレーディング・ポジションが含まれています。
- 各リスク要因 VaR および管理 VaR 合計には上限が適用され、この上限はリスク管理者によりさらに各事業部門に割り振られます。

資産種別管理 VaR(95%)

	2015 年 6 月 30 日に終了した 6 ヶ月			2014 年 12 月 31 日に終了した 6 ヶ月			2014 年 6 月 30 日に終了した 6 ヶ月		
	日次平均 (百万ポンド)	最大 ¹ (百万ポンド)	最小 ¹ (百万ポンド)	日次平均 (百万ポンド)	最大 ¹ (百万ポンド)	最小 ¹ (百万ポンド)	日次平均 (百万ポンド)	最大 ¹ (百万ポンド)	最小 ¹ (百万ポンド)
クレジット・リスク	10	13	8	10	13	9	12	15	9
金利リスク	7	12	4	12	17	7	10	14	6
スプレッド・リスク	3	6	2	4	5	3	5	8	3
ベースス・リスク	3	4	3	3	5	2	6	8	4
株式リスク	9	17	5	10	15	6	12	23	8
コモディティ・リスク	2	2	1	2	3	1	3	8	2
為替リスク	3	5	1	4	23	1	4	6	2
インフレ・リスク	3	5	2	2	3	2	3	4	2
分散効果	(22)	-	-	(26)	-	-	(32)	-	-
管理 VaR 合計	18	25	13	21	36	17	23	31	18

- 金利リスクを除き、2015 年度上半期には全資産クラスの VaR が安定的に推移しました。
- 余剰流動性に含まれていた一部ポジションが本社財務バンキング・ブックに移管されたことから、金利リスク平均管理 VaR は 42%減の 700 万ポンドとなりました。これらの質が高く、流動性が高いバンキング・ブック資産は現在、余剰流動性の整合性を持った管理のために、ノントレーディッド市場リスク・エクスポージャーとして計上されています。
- 上記減少とノンコア部門のエクスポージャーの減少が相まって、管理 VaR 合計は 14%減の 1,800 万ポンドとなりました。

利息収入純額の感応度分析

下表は、2015 年 5 月 31 日現在および 2014 年 12 月 31 日現在で保有されていた非トレーディング金融資産および金融負債の税引前利息収入純額の感応度分析を示しています。

事業部門別利息収入純額の感応度(AEaR)

2015 年 5 月 31 日に終了した期間 ^{2,3}	パーソナル・ アンド・コーポレー ト・バンキング (百万ポンド)	パークレイカード (百万ポンド)	アフリカ (百万ポンド)	ノン・コア (百万ポンド)	その他 (百万ポンド) ⁴	合計 (百万ポンド)
+200 ベーシス・ポイント	302	(28)	20	19	(87)	226
+100 ベーシス・ポイント	150	(15)	10	10	(62)	93
-100 ベーシス・ポイント	(392)	16	(4)	-	63	(317)
-200 ベーシス・ポイント	(442)	19	(4)	(1)	64	(364)

2014 年 12 月 31 日に終了した期間 ³						
+200 ベーシス・ポイント	464	(59)	26	6	(97)	340
+100 ベーシス・ポイント	239	(27)	13	3	(58)	170
-100 ベーシス・ポイント	(426)	26	(9)	(1)	26	(384)
-200 ベーシス・ポイント	(430)	29	(17)	(1)	39	(380)

- PCB 部門では、金利変動に対する一部預金商品エクスポージャーのヘッジ増加により、利息収入純額の感応度が低下しました。

¹ 各カテゴリーで報告された最大 DVaR と最小 DVaR の数値は、必ずしも全体として報告された最大 DVaR、最小 DVaR と同一の日に生じたわけではありません。したがって、最大 DVaR と最小 DVaR に対する分散効果は重要でないと考えられ、上表から省略されています。

² 入手可能な最新データである 2015 年 5 月のデータに基づいています。

³ インベストメント・バンキング事業を除いています。

⁴ 本社保有の余剰流動性のバンキング・ブック資産を除いています。

取締役の責任に関する声明

取締役(以下に記載)は、英語原文 51 ページから 89 ページに掲載されている要約連結中間財務書類が欧州連合の採用した IAS 第 34 号「中間財務報告」に準拠して作成されており、また、本書の経営陣の中間報告書には、「開示および透明性規則」4.2.7(改正)および 4.2.8(改正)に要求される以下の情報の適正なレビューが含まれていることを認めています。

- ・ 2015 年 6 月 30 日に終了した 6 ヶ月間において発生した重要な事象の兆候およびそれらが要約連結中間財務書類に及ぼす影響、ならびに当事業年度の残り 6 ヶ月間における主要なリスクおよび不確実性の記載。
- ・ 2015 年 6 月 30 日に終了した 6 ヶ月間における重要な関連当事者取引および直近の年次報告書に記載された関連当事者取引に関する重要な変更。

以下の者が取締役会を代表して署名を行いました。

ジョン・マクファーレン

業務執行会長

トウーシャー・モーザリア

グループ財務担当取締役

バークレイズ・ピーエルシー取締役会:

業務執行取締役

ジョン・マクファーレン

(業務執行会長)

トウーシャー・モーザリア

(グループ財務担当取締役)

業務執行権のない取締役

マイク・アシュレー

ティム・ブリードン

クロフォード・ギリース

ルーベン・ジェフリー

ウエンディ・ルーカス＝ブル

ダンビサ・モヨ

フリッツ・ヴァン・パーシャン

サー・マイケル・レイク

ダイアン・ド・サン・ビクトル

ダイアン・シュエネマン

スティーブ・ティーク

パークレイズ・ピーエルシーに対する独立監査人のレビュー報告書（訳文）

要約連結中間財務書類に係る報告

私どもの結論

私どもは、パークレイズ・ピーエルシーの 2015 年 6 月 30 日に終了した 6 ヶ月間の上半期決算報告書に掲載されている、下記に定義する要約連結中間財務書類のレビューを行いました。私どものレビューに基づき、要約連結中間財務書類は、欧州連合が採用した IAS 第 34 号および英国の金融行為監督機構の「開示および透明性規則」に準拠して作成されていないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められませんでした。

この結論は、この報告書の残りの部分において私どもが言及している事項と関連付けて読むべきです。

レビュー範囲

パークレイズ・ピーエルシーが作成した要約連結中間財務書類は、以下により構成されています。

- ・ 2015 年 6 月 30 日現在の要約連結貸借対照表
- ・ 2015 年 6 月 30 日に終了した 6 ヶ月間における要約連結損益計算書
- ・ 同日に終了した期間における要約連結包括利益計算書
- ・ 同日に終了した期間における要約連結キャッシュフロー計算書
- ・ 同日に終了した期間における要約連結株主資本変動表
- ・ 要約連結中間財務書類に対する注記

注記 1 に開示の通り、グループの年次財務書類全体の作成に適用された財務報告フレームワークは、適用される法律および欧州連合が採用した国際財務報告基準(IFRS)です。

本上半期決算報告書に含まれている要約連結中間財務書類は、欧州連合が採用した IAS 第 34 号「中間財務報告」および英国の金融行為監督機構の「開示および透明性規則」に準拠して作成されています。

要約連結財務書類のレビューに関する事項

私どもは、監査実務委員会が英国での使用のために公表した、国際レビュー業務基準(英国およびアイルランド)第 2410 号「事業体の独立監査人が実施する中間財務情報のレビュー」に準拠してレビューを実施しました。中間財務情報のレビューには、主として財務および会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続およびその他のレビュー手続が適用されます。

レビューは国際監査基準(英国およびアイルランド)に準拠して実施される監査に比べて限定された手続であるため、私どもは、監査において識別されると考えられる重要な事項のすべてを認識しているという保証を得ることができません。したがって、私どもは監査意見を表明いたしません。

私どもは、本上半期決算報告書に含まれるその他の情報を通読し、当該情報に明白な虚偽表示または要約連結中間財務書類中の情報との重要な不整合が含まれているかどうかを検討しました。

要約連結中間財務書類およびレビューに関する責任

私どもの責任および取締役の責任^{1,2}

要約連結中間財務書類を含む上半期決算報告書の作成責任は取締役にあります。また、取締役により承認されています。取締役は、英国の金融行為監督機構の「開示および透明性規則」に準拠して上半期決算報告書を作成する責任を有しています。

私どもの責任は、私どものレビューに基づき、本上半期決算報告書に含まれている要約連結中間財務書類に対する結論を会社に表明することです。結論を含む当報告書は、金融行為監督機構の「開示および透明性規則」への準拠を目的として会社のためにのみ作成されており、その他の目的はありません。この結論を表明するにあたり、私どもが事前に同意書で明確に同意している場合を除き、私どもは、その他の目的に対して責任を負わず、また、当報告書を読むその他の者または当報告書を入手する可能性のあるその他の者に対して責任を負うものではありません。

プライスウォーターハウスクーパース エルエルピー

勅許会計士

2015 年 7 月 28 日

ロンドン、英国

1 パークレイズのウェブサイトの管理および完全性は、取締役の責任です。監査人が行った作業には当件の考慮は含まれず、よって監査人は、財務書類が当初ウェブサイトで表示された後に生じた可能性のある変更について何ら責任を負いません。

2 財務書類の作成および提供を規定する英国における法律は、他国の管轄における法律と異なる可能性があります。

* 独立監査人のレビュー報告書の原文は英語で記載されております。日本語訳は、日本人読者の便宜上のものであり、訳文は原文(英語)の報告書に代わるものではありません。

要約連結財務書類

要約連結損益計算書(未監査)

継続事業	注記 ¹	2015年6月30日 終了上半期 (百万ポンド)	2014年6月30日 終了上半期 (百万ポンド)
利息収入純額		6,201	6,082
手数料収入純額		4,004	4,256
トレーディング収益純額		2,660	2,575
投資収益純額		923	356
保険契約に基づく保険料収入純額		351	336
その他の収益		(3)	19
収益合計		14,136	13,624
保険契約に基づく保険金および給付金純額		(248)	(240)
保険金控除後の収益合計		13,888	13,384
信用に関する減損費用およびその他の引当金繰入額		(973)	(1,086)
営業収益純額		12,915	12,298
人件費	2	(4,864)	(5,730)
インフラ費用	3	(1,590)	(1,568)
一般管理費	3	(3,211)	(2,479)
営業費用		(9,665)	(9,777)
事業売却損ならびに関連会社およびジョイント・ベンチャーの損益に対する持分		(136)	(20)
税引前利益		3,114	2,501
税金	4	(1,006)	(895)
税引後利益		2,108	1,606
以下に帰属するもの:			
親会社の普通株主:		1,611	1,126
その他の株主 ²		159	90
親会社の普通株主合計²		1,770	1,216
非支配持分	5	338	390
税引後利益		2,108	1,606
継続事業からの1株当たり利益			
基本的普通株式1株当たり利益 ²	6	9.9 ペンス	7.0 ペンス
希薄化後普通株式1株当たり利益 ²	6	9.7 ペンス	7.0 ペンス

¹ 財務書類に対する注記は英文原本の56ページから89ページをご参照ください。

² その他の株主に帰属する税引後利益1億5,900万ポンド(2014年上半期:9,000万ポンド)は剰余金に計上される税額控除3,200万ポンド(2014年上半期:1,900万ポンド)によって相殺されています。1株当たり利益の計算に当たり、この残りの1億2,700万ポンド(2014年上半期:7,100万ポンド)と非支配持分が税引後利益から控除されています。

要約連結財務書類

要約連結包括利益計算書(未監査)

継続事業		2015 年 6 月 30 日 終了上半期 (百万ポンド)	2014 年 6 月 30 日 終了上半期 (百万ポンド)
	注記 ¹		
税引後利益		2,108	1,606
損益に振替えられる可能性のあるその他の包括(損失)/利益:			
為替換算再評価差額	15	(590)	(1,056)
売却可能投資再評価差額	15	(294)	341
キャッシュフロー・ヘッジ再評価差額	15	(646)	254
その他		41	(53)
損益に振替えられる可能性のある包括損失		(1,489)	(514)
損益に振替えられないその他の包括(損失)/利益:			
退職給付の再測定	12	(93)	236
当期その他の包括損失		(1,582)	(278)
当期包括利益		526	1,328
以下に帰属するもの:			
親会社の株主		325	1,064
非支配持分		201	264
当期包括利益合計		526	1,328

¹ 財務書類に対する注記は英文原本の 56 ページから 89 ページをご参照ください。

要約連結財務書類

要約連結貸借対照表(未監査)

資産	注記 ¹	2015年6月30日	2014年12月31日
		現在 (百万ポンド)	現在 (百万ポンド)
現金および中央銀行預け金		33,341	39,695
他銀行からの取立中の項目		1,227	1,210
トレーディング・ポートフォリオ資産		98,048	114,717
公正価値で測定すると指定された金融資産		33,335	38,300
デリバティブ	8	341,312	439,909
売却可能投資		96,210	86,066
銀行に対する貸付金		44,548	42,111
顧客に対する貸付金		430,719	427,767
リバース・レボ取引およびその他類似の担保付貸付		93,138	131,753
前払金、未収収益およびその他の資産		3,778	3,607
関連会社およびジョイント・ベンチャーに対する投資		577	711
有形固定資産		3,620	3,786
のれん		4,832	4,887
無形資産		3,357	3,293
未収還付税および繰延税金資産	4	4,490	4,464
退職給付資産	12	33	56
売却目的非流動資産		4,154	15,574
資産合計		1,196,719	1,357,906
負債			
銀行預り金		55,978	58,390
他銀行への未決済項目		1,539	1,177
顧客預り金		438,270	427,704
レボ取引およびその他類似の担保付借入		85,092	124,479
トレーディング・ポートフォリオ負債		41,818	45,124
公正価値で測定すると指定された金融負債		51,284	56,972
デリバティブ	8	342,964	439,320
発行債券		75,525	86,099
劣後負債	10	19,664	21,153
未払金、繰延収益およびその他の負債		11,838	11,423
引当金	11	3,287	4,135
未払税金および繰延税金負債	4	885	1,283
退職給付債務	12	1,091	1,574
売却目的非流動負債		1,909	13,115
負債合計		1,131,144	1,291,948
株主資本			
払込済株式資本および株式払込剰余金	13	21,523	20,809
その他の剰余金	15	1,334	2,724
利益剰余金		32,099	31,712
親会社の普通株主に帰属する株主資本		54,956	55,245
その他の持分商品	14	4,325	4,322
非支配持分を除く株主資本合計		59,281	59,567
非支配持分	5	6,294	6,391
株主資本合計		65,575	65,958
株主資本および負債合計		1,196,719	1,357,906

¹ 財務書類に対する注記は英文原本の56ページから89ページをご参照ください。

要約連結財務書類

要約連結株主資本変動表(未監査)

	払込済株式資本 および 株式払込剰余金 ¹ (百万ポンド)	その他の 資本性 金融商品 ¹ (百万ポンド)	その他の 剰余金 ¹ (百万ポンド)	利益剰余金 (百万ポンド)	合計 (百万ポンド)	非支配持分 ² (百万ポンド)	株主資本 合計 (百万ポンド)
2015年6月30日終了上半期							
2015年1月1日現在残高	20,809	4,322	2,724	31,712	59,567	6,391	65,958
税引後利益	-	159	-	1,611	1,770	338	2,108
為替換算の変動	-	-	(463)	-	(463)	(127)	(590)
売却可能投資	-	-	(295)	-	(295)	1	(294)
キャッシュフロー・ヘッジ	-	-	(634)	-	(634)	(12)	(646)
退職給付の再測定	-	-	-	(94)	(94)	1	(93)
その他	-	-	-	41	41	-	41
当期包括利益合計	-	159	(1,392)	1,558	325	201	526
普通株式の新規発行	118	-	-	-	118	-	118
従業員株式制度に基づく株式発行	596	-	-	303	899	-	899
その他の持分商品に係る支払クーポン	-	(159)	-	32	(127)	-	(127)
自己株式	-	-	2	(706)	(704)	-	(704)
配当金支払額	-	-	-	(746)	(746)	(301)	(1,047)
その他の剰余金の変動	-	3	-	(54)	(51)	3	(48)
2015年6月30日現在残高	21,523	4,325	1,334	32,099	59,281	6,294	65,575
2014年12月31日終了下半期							
2014年7月1日現在残高	20,655	4,326	(154)	33,241	58,068	6,957	65,025
税引後利益／(損失)	-	160	-	(1,300)	(1,140)	379	(761)
為替換算の変動	-	-	1,501	-	1,501	41	1,542
売却可能投資	-	-	69	-	69	3	72
キャッシュフロー・ヘッジ	-	-	1,284	-	1,284	2	1,286
退職給付の再測定	-	-	-	(32)	(32)	1	(31)
その他	-	-	-	10	10	1	11
当期包括利益合計	-	160	2,854	(1,322)	1,692	427	2,119
普通株式の新規発行	86	-	-	-	86	-	86
従業員株式制度に基づく株式発行	68	-	-	314	382	-	382
その他の持分商品に係る支払クーポン	-	(160)	-	35	(125)	-	(125)
優先株式の償還	-	-	-	(104)	(104)	(687)	(791)
自己株式	-	-	24	(91)	(67)	-	(67)
配当金支払額	-	-	-	(329)	(329)	(297)	(626)
その他の剰余金の変動	-	(4)	-	(32)	(36)	(9)	(45)
2014年12月31日現在残高	20,809	4,322	2,724	31,712	59,567	6,391	65,958
2014年6月30日終了上半期							
2014年1月1日現在残高	19,887	2,063	249	33,186	55,385	8,564	63,949
税引後利益	-	90	-	1,126	1,216	390	1,606
為替換算の変動	-	-	(941)	-	(941)	(115)	(1,056)
売却可能投資	-	-	345	-	345	(4)	341
キャッシュフロー・ヘッジ	-	-	260	-	260	(6)	254
退職給付の再測定	-	-	-	237	237	(1)	236
その他	-	-	-	(53)	(53)	-	(53)
当期包括利益合計	-	90	(336)	1,310	1,064	264	1,328
普通株式の新規発行	64	-	-	-	64	-	64
従業員株式制度に基づく株式発行	704	-	-	379	1,083	-	1,083
持分商品の発行および交換	-	2,263	-	(155)	2,108	(1,527)	581
その他の持分商品に係る支払クーポン	-	(90)	-	19	(71)	-	(71)
自己株式	-	-	(67)	(775)	(842)	-	(842)
配当金支払額	-	-	-	(728)	(728)	(334)	(1,062)
その他の剰余金の変動	-	-	-	5	5	(10)	(5)
2014年6月30日現在残高	20,655	4,326	(154)	33,241	58,068	6,957	65,025

¹ 株主資本、その他の持分商品およびその他の剰余金の詳細については英語原本 71 ページをご参照ください。

² 非支配持分の詳細については英語原本 59 ページをご参照ください。

要約連結財務書類

要約連結キャッシュフロー計算書(未監査)

継続事業	2015年6月30日 終了上半期 (百万ポンド)	2014年6月30日 終了上半期 (百万ポンド)
税引前利益	3,114	2,501
非現金項目の調整	2,998	1,760
営業資産および負債の変動	6,976	(3,082)
法人税等支払額	(929)	(586)
営業活動からのキャッシュ純額	12,159	593
投資活動からのキャッシュ純額	(13,569)	7,463
財務活動からのキャッシュ純額	(1,582)	(2,202)
現金および現金同等物に係る為替レートの影響	(255)	(1,380)
現金および現金同等物の純(減少)／増加	(3,247)	4,474
現金および現金同等物 期首現在	78,479	81,754
現金および現金同等物 期末現在	75,232	86,228

財務書類に対する注記

1. 作成の基礎

2015年6月30日に終了した6ヶ月間のこれらの要約連結中間財務書類は、金融行為監督機構の「開示および透明性規則」および欧州連合が採用したIAS第34号「中間財務報告」に準拠して作成されています。要約連結中間財務書類は、欧州連合が採用したIFRSに準拠して作成された2014年12月31日終了事業年度の年次財務書類と合わせて読むべきです。

これらの要約連結中間財務書類で使用した会計方針および計算方法は、2014年度年次報告書で使用したものと同じです。

今後適用される会計基準

2015年7月に、IASBは、IFRS第15号「顧客との契約から生じる収益」の発効日を1年間延期して2018年1月1日にすることを発表しました。

今後の会計上の変更の詳細については、パークレイズ2014年度年次報告書をご参照ください。

継続企業の前提

取締役は、予見できる将来において、当グループが事業を継続するにあたり十分な資金源を有していることを確認しています。このため、財務書類の作成において継続企業の前提を引き続き適用しており、重大な不確実性は存在しておりません。

財務書類に対する注記

2. 人件費

	2015年6月30日 終了上半期 (百万ポンド)	2014年6月30日 終了上半期 (百万ポンド)
報酬費用		
繰延賞与費用	472	573
当年度賞与費用	456	430
販売手数料、コミットメントおよびその他のインセンティブ	66	111
パフォーマンス・コスト	994	1,114
給与	2,503	2,510
社会保険料	307	363
退職後給付	(163)	327
その他の報酬費用	217	296
報酬費用合計	3,858	4,610
その他の人材調達費用		
アウトソーシング	543	532
余剰人員削減および事業再編費用	71	253
臨時従業員費用	316	263
その他	76	72
その他の人材調達費用合計	1,006	1,120
人件費合計	4,864	5,730

人件費合計は 15%減の 48 億 6,400 万ポンドとなりました。

- 当グループのパフォーマンス・コストは、繰延賞与費用の減少を主因に、11%減の 9 億 9,400 万ポンドとなりました。
- 確定退職給付負債の一部の評価額が法定引当金に合わせて調整されたため、2015 年度第 1 四半期において、4 億 2,900 万ポンド(2014 年度上半期:ゼロポンド)の減額に伴い、退職後給付に係る 1 億 6,300 万ポンドの利益(2014 年度上半期:3 億 2,700 万ポンドの費用)が認識されました。
- その他の人材調達費用は 10%減の 10 億 600 万ポンドとなりました。この主因は、2014 年度上半期における 1 回限りの事業再編に伴い、余剰人員削減および事業再編費用が 72%減の 7,100 万ポンドとなったことです。

この結果、当グループの調整後営業収益純額に対する報酬の比率は 32%(2014 年度:38%)に低下しました。

通年の業績評価が可能になるまで報酬委員会はインセンティブ報奨に関する決定を行わないため、2015 年度の賞与プールに関してまだ報奨の付与は行なわれていません。上半期の当年度賞与費用は会計上の要件に従って見積もられた費用に対する引当金を示しています。

財務書類に対する注記

3. 一般管理費

	2015 年 6 月 30 日 終了上半期 (百万ポンド)	2014 年 6 月 30 日 終了上半期 (百万ポンド)
インフラ費用		
不動産および設備	714	727
有形固定資産減価償却費	279	292
オペレーティング・リース料	228	288
無形資産償却費	315	251
有形固定資産および無形資産の減損	54	10
インフラ費用合計	1,590	1,568
その他の費用		
コンサルタント料、弁護士費用およびその他の専門家報酬	493	729
定期刊行物、出版物、事務用品および通信費	409	378
マーケティング、広告およびスポンサー料	267	260
旅費および宿泊費	113	97
主に為替に関連する進行中の調査および訴訟に係る引当金	800	-
英国の顧客に関する補償に対する引当金	1,032	900
その他の一般管理費	97	115
その他の費用合計	3,211	2,479
一般管理費合計	4,801	4,047

一般管理費は 19%増加して 48 億 100 万ポンドになりました。これは主に、インフラ費用全体にわたる戦略的コスト・プログラムによる費用削減効果によって一部相殺されたものの、主に外国為替に関連する進行中の調査および訴訟に係る引当金の増加によるものです。

4. 税金

	資産		負債	
	2015 年 6 月 30 日 現在 (百万ポンド)	2014 年 12 月 31 日 現在 (百万ポンド)	2015 年 6 月 30 日 現在 (百万ポンド)	2014 年 12 月 31 日 現在 (百万ポンド)
当期および繰延税金資産および負債				
当期税金	459	334	(689)	(1,021)
繰延税金	4,031	4,130	(196)	(262)
合計	4,490	4,464	(885)	(1,283)

繰延税金資産 40 億 3,100 万ポンド(2014 年:41 億 3,000 万ポンド)は主に米国および英国で計上された金額に関連しています。

2015 年度上半期の税額は 10 億 600 万ポンド(2014 年:8 億 9,500 万ポンド)であり、これは 32.3%(2014 年:35.8%)の実効税率に相当します。実効税率が英国法定税率の 20.25%(2014 年:21.5%)を上回った理由としては、主に英国外の利益が英国を上回る現地の法定税率で課税されたこと、控除対象外の税金、損金不算入の費用および英国以外の税率の変更が挙げられ、非課税所得、繰延税金資産の測定の変更およびその他の項目の影響によって一部相殺されました。

英国の予算案は、銀行に影響を与える様々な変更を導入しました。これらの変更は実質的にまだ成立しておらず、したがって 2015 年度上半期の業績には反映されていません。

財務書類に対する注記

5. 非支配持分

	非支配持分に帰属する利益		非支配持分に帰属する株主資本	
	2015 年 6 月 30 日 終了上半期 (百万ポンド)	2014 年 6 月 30 日 終了上半期 (百万ポンド)	2015 年 6 月 30 日 現在 (百万ポンド)	2014 年 12 月 31 日 現在 (百万ポンド)
パークレイズ・バンク・ピーエルシー発行:				
ー優先株式	172	237	3,654	3,654
ー上位 Tier 2 商品	1	1	487	486
パークレイズ・アフリカ・グループ・リミテッド	165	149	2,149	2,247
その他の非支配持分	-	3	4	4
合計	338	390	6,294	6,391

非支配持分に帰属する株主資本は 2%減少して 62 億 9,400 万ポンドになりました。これは、主に南アフリカ・ランドが英ポンドに対して下落したことに起因しています。

6. 1 株当たり利益

	2015 年 6 月 30 日 終了上半期 (百万ポンド)	2014 年 6 月 30 日 終了上半期 (百万ポンド)
親会社の普通株主に帰属する継続事業からの利益	1,611	1,126
その他の株主に帰属する税引後利益に係る税額控除	32	19
親会社の株主に帰属する継続事業からの利益(転換可能オプションの希薄化効果考慮後)	1,643	1,145
基本的加重平均発行株式数	16,678	16,296
潜在的普通株式数	345	127
希薄化後加重平均株式数	17,023	16,423
基本的 1 株当たり利益 ¹	9.9 ペンス	7.0 ペンス
希薄化後 1 株当たり利益 ¹	9.7 ペンス	7.0 ペンス

7. 普通株式配当金

パークレイズの方針は、四半期毎に配当金の宣言および支払を実施することです。1 株当たり 1 ペンスの 2015 年度第 1 回期中配当金は、2015 年 6 月 15 日に支払われました。取締役会は、普通株式 1 株当たり 1 ペンスの 2015 年度第 2 回期中配当金を、2015 年 8 月 7 日現在の当社の株主名簿に登録された株主に対して、2015 年 9 月 14 日に支払うことを決定しています。これにより、2015 年度上半期では合計 2 ペンス(2014 年度上半期:2 ペンス)となります。

期中の配当金支払額	2015 年 6 月 30 日 終了上半期		2014 年 6 月 30 日 終了上半期	
	1 株当たり (ペンス)	合計 (百万ポンド)	1 株当たり (ペンス)	合計 (百万ポンド)
最終配当金	3.5	578	3.5	564
期中配当金	1.0	168	1.0	164

米国およびカナダの適格居住者である米国預託証書(以下「ADR」という。)保有者については、普通株式 1 株当たり 1 ペンスの第 2 回期中配当金が、米国預託株式(以下「ADS」という。)1 株(普通株式 4 株に相当)当たり 4 ペンス相当となります。ADR 預託機関は、2015 年 8 月 7 日の営業終了時点で登録されている ADR 保有者に対して、2015 年 9 月 14 日に第 2 回期中配当金を支払う予定です。

¹ その他の株主に帰属する税引後利益 1 億 5,900 万ポンド(2014 年度上半期:9,000 万ポンド)には、剰余金に計上される税額控除 3,200 万ポンド(2014 年度上半期:1,900 万ポンド)が加算されています。1 株当たり利益の計算にあたり、非支配持分帰属分とこの純額 1 億 2,700 万ポンド(2014 年度上半期:7,100 万ポンド)が税引後利益から控除されています。

財務書類に対する注記

8. デリバティブ

2015 年 6 月 30 日現在	想定元本 (百万ポンド)	公正価値	
		資産 (百万ポンド)	負債 (百万ポンド)
為替デリバティブ	3,613,760	56,725	(61,705)
金利デリバティブ	23,653,217	241,937	(234,009)
クレジット・デリバティブ	1,076,180	18,343	(16,677)
エクイティ・デリバティブおよびコモディティ・デリバティブ	933,049	23,316	(30,006)
トレーディング目的で保有するデリバティブ資産/(負債)	29,276,206	340,321	(342,397)
ヘッジ会計の要件を満たす関係にあるデリバティブ			
キャッシュフロー・ヘッジとして指定されているデリバティブ	135,758	180	(69)
公正価値ヘッジとして指定されているデリバティブ	154,444	747	(484)
純投資ヘッジとして指定されているデリバティブ	4,033	64	(14)
ヘッジ関係の指定を受けているデリバティブ資産/(負債)	294,235	991	(567)
認識されたデリバティブ資産/(負債)合計	29,570,441	341,312	(342,964)
2014 年 12 月 31 日現在			
為替デリバティブ	3,758,858	74,433	(79,281)
金利デリバティブ	26,570,719	308,343	(299,881)
クレジット・デリバティブ	1,183,963	23,507	(22,367)
エクイティ・デリバティブおよびコモディティ・デリバティブ	1,110,802	31,987	(37,094)
トレーディング目的で保有するデリバティブ資産/(負債)	32,624,342	438,270	(438,623)
ヘッジ会計の要件を満たす関係にあるデリバティブ			
キャッシュフロー・ヘッジとして指定されているデリバティブ	102,698	240	(60)
公正価値ヘッジとして指定されているデリバティブ	162,898	1,379	(590)
純投資ヘッジとして指定されているデリバティブ	2,852	20	(47)
ヘッジ関係の指定を受けているデリバティブ資産/(負債)	268,448	1,639	(697)
認識されたデリバティブ資産/(負債)合計	32,892,790	439,909	(439,320)

デリバティブ資産は 990 億ポンド減少して 3,410 億ポンドになりました。この増加は主に、主要金利先渡カーブの上方シフトおよび旧来のポートフォリオの継続的縮小を反映しています。

より厳格な IAS 第 32 号の要件を満たしていたかどうかにかかわらず、強制可能なネットティング契約の対象であるすべての金額について金融商品と金融担保の純額決済が認められたとした場合、デリバティブ資産のエクスポージャーは、IFRS に基づく報告額より 3,080 億ポンド(2014 年:3,980 億ポンド)低かったと考えられます。同様に、デリバティブ負債は 3,100 億ポンド(2014 年:3,970 億ポンド)低かったと考えられます。IFRS に基づき貸借対照表に計上されたデリバティブ資産および負債に関する相殺額は、それぞれ 980 億ポンド(2014 年:1,820 億ポンド)および 1,010 億ポンド(2014 年:1,840 億ポンド)でした。

財務書類に対する注記

9. 金融商品の公正価値

このセクションは、適用された会計方針、公正価値ヒエラルキーの 3 つのレベルの定義、公正価値の算定に用いられた評価方法、評価の監視を管理する評価統制の枠組みに関する詳細が記載されている、2014 年度年次報告書の注記 18「金融商品の公正価値」とあわせて読むべきです。適用された会計方針または用いられた評価方法に変更はありませんでした。

評価

以下の表は、当グループの公正価値で保有する資産および負債を評価技法（公正価値ヒエラルキー）および貸借対照表上の分類別に表示したものです。

	評価技法に使用			合計 (百万ポンド)
	取引相場価格 (レベル 1) (百万ポンド)	観察可能 インプット (レベル 2) (百万ポンド)	重要な 観察不能 インプット (レベル 3) (百万ポンド)	
2015 年 6 月 30 日現在				
トレーディング・ポートフォリオ資産	39,784	52,580	5,684	98,048
公正価値で測定すると指定された金融資産	7,101	8,226	18,008	33,335
デリバティブ金融資産	7,162	330,543	3,607	341,312
売却可能資産	46,821	47,585	1,804	96,210
その他 ¹	-	-	4,310	4,310
資産合計	100,868	438,934	33,413	573,215
トレーディング・ポートフォリオ負債	(24,306)	(17,497)	(15)	(41,818)
公正価値で測定すると指定された金融負債	(9)	(49,329)	(1,946)	(51,284)
デリバティブ金融負債	(7,205)	(332,479)	(3,280)	(342,964)
その他 ¹	-	-	(1,909)	(1,909)
負債合計	(31,520)	(399,305)	(7,150)	(437,975)
2014 年 12 月 31 日現在	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)
トレーディング・ポートフォリオ資産	48,962	59,428	6,327	114,717
公正価値で測定すると指定された金融資産	9,934	8,461	19,905	38,300
デリバティブ金融資産	9,863	425,301	4,745	439,909
売却可能資産	44,234	40,519	1,313	86,066
その他 ¹	33	198	15,550	15,781
資産合計	113,026	533,907	47,840	694,773
トレーディング・ポートフォリオ負債	(26,840)	(17,935)	(349)	(45,124)
公正価値で測定すると指定された金融負債	(15)	(55,141)	(1,816)	(56,972)
デリバティブ金融負債	(10,313)	(424,687)	(4,320)	(439,320)
その他 ¹	-	-	(13,115)	(13,115)
負債合計	(37,168)	(497,763)	(19,600)	(554,531)

¹ その他には、売却目的で保有する資産および負債 41 億 5,400 万ポンド(2014 年:155 億 7,400 万ポンド)および 19 億 900 万ポンド(2014 年:131 億 1,500 万ポンド)がそれぞれ含まれており、非経常的に公正価値で測定されています。これは、2015 年度上半期のスペイン事業の売却によって減少しました。また投資不動産 1 億 5,600 万ポンド(2014 年:2 億 700 万ポンド)もこれに含まれています。

財務書類に対する注記

以下の表は、当グループの公正価値で保有する資産および負債を評価技法（公正価値ヒエラルキー）および商品タイプ別に表示したものです。

	資産 評価技法に使用			負債 評価技法に使用		
	取引相場価格 (レベル 1) (百万ポンド)	観察可能 インプット (レベル 2) (百万ポンド)	重要な 観察不能 インプット (レベル 3) (百万ポンド)	取引相場価格 (レベル 1) (百万ポンド)	観察可能 インプット (レベル 2) (百万ポンド)	重要な 観察不能 インプット (レベル 3) (百万ポンド)
2015 年 6 月 30 日現在						
金利デリバティブ	-	241,954	901	-	(233,622)	(938)
為替デリバティブ	52	56,635	110	(45)	(61,570)	(106)
クレジット・デリバティブ ¹	-	16,600	1,743	-	(16,416)	(260)
エクイティ・デリバティブ	4,855	7,931	794	(4,851)	(13,054)	(1,670)
コモディティ・デリバティブ	2,255	7,422	59	(2,309)	(7,816)	(306)
政府および政府保証債	61,373	60,197	867	(9,957)	(13,361)	(12)
社債	215	12,689	3,071	(22)	(3,189)	(29)
譲渡性預金証書、コマーシャル・ペーパー およびその他の短期金融商品	88	1,101	-	(5)	(5,182)	(857)
リバース・レポ取引およびレポ取引	-	4,571	-	-	(4,785)	-
非アセット・バック・ローン	-	1,964	16,396	-	-	-
アセット・バック証券	-	16,246	1,202	-	(354)	-
商業不動産ローン	-	-	613	-	-	-
発行債券	-	-	-	-	(36,715)	(726)
エクイティ現物商品	32,025	8,044	207	(14,326)	(1,277)	-
ファンドおよびファンドリック型商品	-	1,752	562	-	(1,904)	(161)
コモディティ現物	-	861	-	-	(28)	-
その他 ²	5	967	6,888	(5)	(32)	(2,085)
合計	100,868	438,934	33,413	(31,520)	(399,305)	(7,150)
2014 年 12 月 31 日現在						
金利デリバティブ	-	308,706	1,239	(5)	(299,181)	(1,344)
為替デリバティブ	4	74,358	108	(3)	(79,188)	(138)
クレジット・デリバティブ ¹	-	21,541	1,966	-	(21,958)	(409)
エクイティ・デリバティブ	3,847	9,750	1,247	(3,719)	(13,780)	(2,092)
コモディティ・デリバティブ	6,012	10,946	185	(6,586)	(10,580)	(337)
政府および政府保証債	62,577	48,296	1,014	(11,563)	(14,002)	(346)
社債	151	22,036	3,061	-	(3,572)	(13)
譲渡性預金証書、コマーシャル・ペーパー およびその他の短期金融商品	78	921	-	(4)	(6,276)	(665)
リバース・レポ取引およびレポ取引	-	5,236	-	-	(5,423)	-
非アセット・バック・ローン	1	2,462	17,744	-	-	-
アセット・バック証券	30	16,211	1,631	-	(67)	-
商業不動産ローン	-	-	1,180	-	-	-
発行債券	-	-	-	(10)	(40,592)	(749)
エクイティ現物商品	40,252	7,823	171	(15,276)	(699)	-
ファンドおよびファンドリック型商品	-	2,644	631	-	(2,060)	(210)
コモディティ現物	4	1,447	-	-	(363)	-
その他 ²	70	1,530	17,663	(2)	(22)	(13,297)
合計	113,026	533,907	47,840	(37,168)	(497,763)	(19,600)

レベル 1 とレベル 2 の間での資産および負債の組替え

当期において、レベル 1 と 2 の間の振替はありませんでした（2014 年：なし）。

¹ クレジット・デリバティブには、モノライン保険会社に対するデリバティブ・エクスポートージャーも含まれています。

² その他には、売却目的非流動資産および負債、プライベート・エクイティ投資、アセット・バック・ローン、米リーマンの買収による資産および投資不動産が含まれています。

財務書類に対する注記

レベル 3 の変動分析

以下の表は、当年度におけるレベル 3 の残高の変動を要約したものです。この表は利益および損失を示しており、当年度においてレベル 3 へ、またレベル 3 から振替られたすべての資産および負債の金額を含んでいます。振替は当年度期首に実施したものととして反映しています。

	2015 年 1 月 1 日 現在 (百万 ポンド)	購入 (百万 ポンド)	売却 (百万 ポンド)	発行 (百万 ポンド)	決済 (百万 ポンド)	損益計算書に 認識された当期 利益および損失合計 トレー ディング 収益 (百万 ポンド)	その他の 収益 (百万 ポンド)	その他の 包括利益 に認識され た利益また は損失合計 (百万 ポンド)	振替 レベル 3 へ (百万 ポンド)	レベル 3 から (百万 ポンド)	2015 年 6 月 30 日 現在 (百万 ポンド)
政府および政府保証債	685	27	(28)	-	(2)	(12)	-	-	15	(142)	543
社債	3,026	112	(66)	-	-	53	-	-	2	(91)	3,036
アセット・バック証券	1,610	1,305	(1,274)	-	(549)	60	-	-	56	(24)	1,184
非アセット・バック・ ローン	273	171	(217)	-	(3)	(12)	-	-	-	-	212
ファンドおよびファンドリン ク型商品	589	-	(7)	-	(32)	(50)	-	-	20	-	520
その他	144	71	(15)	-	(9)	(2)	-	-	-	-	189
トレーディング・ポートフォ リオ資産	6,327	1,686	(1,607)	-	(595)	37	-	-	93	(257)	5,684
商業不動産ローン	1,179	1,538	(1,916)	-	(185)	(6)	-	-	-	-	610
非アセット・バック・ ローン	17,471	-	-	-	(364)	(925)	-	-	-	-	16,182
アセット・バック・ ローン	393	470	(444)	-	-	6	-	-	-	(1)	424
プライベート・ エクイティ投資	701	72	(110)	-	(2)	2	(22)	-	-	-	641
その他	161	2	(4)	-	-	(10)	2	-	-	-	151
公正価値で測定すると 指定された金融資産	19,905	2,082	(2,474)	-	(551)	(933)	(20)	-	-	(1)	18,008
アセット・バック証券	1	-	-	-	-	-	-	-	-	(1)	-
政府および政府保証債	327	195	(203)	-	-	-	-	3	-	-	322
その他	985	11	(32)	-	-	-	499	17	19	(17)	1,482
売却可能投資	1,313	206	(235)	-	-	-	499	20	19	(18)	1,804
その他¹	207	-	(65)	-	-	-	14	-	-	-	156
トレーディング・ポートフォ リオ負債	(349)	-	-	-	-	-	-	-	(14)	348	(15)
譲渡性預金証書、 コマーシャル・ ペーパーおよびその他の 短期金融商品	(666)	-	-	(35)	-	-	(9)	-	(397)	249	(858)
発行債券	(748)	-	-	(1)	130	22	-	-	(163)	15	(745)
その他	(402)	-	-	-	-	(7)	56	-	-	10	(343)
公正価値で測定すると 指定された金融負債	(1,816)	-	-	(36)	130	15	47	-	(560)	274	(1,946)
金利デリバティブ クレジット・	(105)	-	(4)	-	(46)	18	-	-	(40)	138	(39)
デリバティブ エクイティ・	1,557	276	(12)	-	(6)	(321)	-	-	(11)	-	1,483
デリバティブ コモディティ・	(845)	138	-	(352)	96	101	-	-	(30)	18	(874)
デリバティブ 為替デリバティブ	(152)	-	-	-	8	16	-	-	(241)	123	(246)
為替デリバティブ	(30)	-	(1)	(3)	25	9	-	-	(21)	24	3
デリバティブ純額²	425	414	(17)	(355)	77	(177)	-	-	(343)	303	327
合計	26,012	4,388	(4,398)	(391)	(939)	(1,058)	540	20	(805)	649	24,018

¹ その他は投資不動産で構成されています。売却目的非流動資産 41 億 5,400 万ポンド(2014 年:155 億 7,400 万ポンド)および売却目的処分グループに含まれる負債 19 億 900 万ポンド(2014 年:131 億 1,500 万ポンド)は、非経常的に公正価値で測定されるため含まれていません。

² デリバティブは純額ベースで表示されています。2015 年 6 月 30 日現在の総額ベースのデリバティブ資産は合計 36 億 700 万ポンド(2014 年:47 億 4,500 万ポンド)であり、同デリバティブ負債は合計 32 億 8,000 万ポンド(2014 年:43 億 2,000 万ポンド)でした。

財務書類に対する注記

	2014 年 1 月 1 日 現在 (百万 ポンド)	購入 (百万 ポンド)	売却 (百万 ポンド)	発行 (百万 ポンド)	決済 (百万 ポンド)	損益計算書に 認識された当期 利益および損失合計		その他の包 括利益に認 識された利 益または 損失合計 (百万 ポンド)	振替		2014 年 12 月 31 日 現在 (百万 ポンド)
						トレー ディング 収益 (百万 ポンド)	その他の 収益 (百万 ポンド)		レベル 3 へ (百万 ポンド)	レベル 3 から (百万 ポンド)	
政府および政府保証債	161	96	(198)	-	(46)	5	-	-	676	(9)	685
社債	3,039	177	(332)	-	(370)	484	-	-	39	(11)	3,026
アセット・バック証券	2,111	1,037	(1,552)	-	(141)	178	-	-	8	(31)	1,610
非アセット・バック・ ローン	176	250	(30)	-	(49)	2	-	-	13	(89)	273
ファンドおよびファンド リンク型商品	494	-	(92)	-	-	(17)	-	-	204	-	589
その他	440	8	(369)	-	54	22	-	-	-	(11)	144
トレーディング・ポートフォリ オ資産	6,421	1,568	(2,573)	-	(552)	674	-	-	940	(151)	6,327
商業不動産ローン	1,198	2,919	(2,678)	-	(334)	76	(2)	-	-	-	1,179
非アセット・バック・ ローン	15,956	2	(177)	-	(81)	1,830	9	-	-	(68)	17,471
アセット・バック・ ローン	375	855	(777)	-	(4)	19	-	-	1	(76)	393
プライベート・ エクイティ投資	1,168	173	(500)	-	(11)	4	82	-	-	(215)	701
その他	73	75	(1)	-	(35)	9	32	-	2	6	161
公正価値で測定すると 指定された金融資産	18,770	4,024	(4,133)	-	(465)	1,938	121	-	3	(353)	19,905
アセット・バック証券	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1
政府および政府保証債	59	281	(12)	-	(1)	-	-	-	-	-	327
その他	2,085	37	(78)	-	(1,694)	1	586	74	4	(30)	985
売却可能投資	2,145	318	(90)	-	(1,695)	1	586	74	4	(30)	1,313
その他¹	451	47	(238)	-	-	-	5	-	-	(58)	207
トレーディング・ポートフォリ オ負債	-	-	-	-	-	(3)	-	-	(346)	-	(349)
譲渡性預金証書、 コマーシャル・ ペーパーおよびその他の											
短期金融商品	(409)	-	-	(254)	12	2	88	-	(108)	3	(666)
発行債券	(1,164)	-	-	(16)	293	88	-	-	(48)	99	(748)
その他	(67)	-	-	(341)	10	6	30	-	(40)	-	(402)
公正価値で測定すると 指定された金融負債	(1,640)	-	-	(611)	315	96	118	-	(196)	102	(1,816)
金利デリバティブ クレジット・ デリバティブ	(15)	5	45	(5)	7	(358)	-	-	103	113	(105)
デリバティブ エクイティ・ デリバティブ	1,420	11	-	-	42	121	-	-	(81)	44	1,557
デリバティブ コモディティ・ デリバティブ	(601)	86	(12)	(305)	113	(278)	-	-	(14)	166	(845)
デリバティブ 為替デリバティブ	(141)	-	-	(3)	(10)	4	-	-	(11)	9	(152)
為替デリバティブ	31	-	(12)	(4)	(71)	(6)	-	-	29	3	(30)
デリバティブ純額²	694	102	21	(317)	81	(517)	-	-	26	335	425
合計	26,841	6,059	(7,013)	(928)	(2,316)	2,189	830	74	431	(155)	26,012

レベル 2 とレベル 3 の間の資産および負債の移動は、主に i) インプットに関連する観察可能な市場取引の増加または減少、あるいは ii) 観察不能なインプットの重要性の変化に起因しており、観察不能なインプットが重要とみなされる場合、当該資産および負債はレベル 3 に分類されます。

レベル 3 への振替純額は合計マイナス 8 億 500 万ポンド(2014 年: プラス 4 億 3,100 万ポンド)でした。これは主に、譲渡性預金証書、コマーシャル・ペーパーおよびその他の短期金融商品(3 億 9,700 万)ポンド、ならびに満期まで 5 年超の有価証券に関するインプットの観察可能性が低下したことに伴う公正価値で測定すると指定された発行債券(1 億 6,300 万)ポンドに起因していました。さらに、原油価格の観察可能性の低下により、コモディティ・デリバティブ(2 億 4,100 万)ポンドがレベル 3 に振替えられました。レベル 3 からの振替純額は合計プラス 6 億 4,900 万ポンド(2014 年: マイナス 1 億 5,500 万ポンド)でした。これは主に、トレーディング・ポートフォリオ負債として保有する政府および政府保証債 3 億 4,800 万ポンド、ならびに評価インプットの観察可能性が高まったことに伴う、公正価値で測定するものと指定された譲渡性預金証書、コマーシャル・ペーパーおよびその他の短期金融商品 2 億 4,900 万ポンドに起因していました。

¹ その他は投資不動産で構成されています。売却目的非流動資産 41 億 5,400 万ポンド(2014 年: 155 億 7,400 万ポンド)および売却目的処分グループに含まれる負債 19 億 900 万ポンド(2014 年: 131 億 1,500 万ポンド)は、非経常的に公正価値で測定されるため含まれていません。

財務書類に対する注記

2 デリバティブは純額ベースで表示されています。2015 年 6 月 30 日現在の総額ベースのデリバティブ資産は合計 36 億 700 万ポンド(2014 年:47 億 4,500 万ポンド)であり、同デリバティブ負債は合計 32 億 8,000 万ポンド(2014 年:43 億 2,000 万ポンド)でした。

レベル 3 の金融資産および金融負債に係る未実現利益および損失

以下の表は、期末現在で保有されるレベル 3 の金融資産および負債から生じ、当年度において認識された未実現利益および損失を開示しています。

期末現在保有されるレベル 3 の資産および負債について当期において認識された未実現利益および損失¹

	2015 年 6 月 30 日現在				2014 年 12 月 31 日現在			
	損益計算書 トレーディング グ収益 (百万 ポンド)	その他の 収益 (百万 ポンド)	その他の 包括利 益 (百万 ポンド)	合計 (百万 ポンド)	損益計算書 トレーディング グ収益 (百万 ポンド)	その他の 収益 (百万 ポンド)	その他の 包括利 益 (百万 ポンド)	合計 (百万 ポンド)
トレーディング・ポートフォリオ資産	(55)	-	-	(55)	466	-	-	466
公正価値で測定すると指定された金融資産	(763)	(70)	-	(833)	1,849	(9)	-	1,840
売却可能資産	-	470	42	512	-	572	80	652
トレーディング・ポートフォリオ負債	-	-	-	-	(3)	-	-	(3)
公正価値で測定すると指定された金融負債	16	50	-	66	98	118	-	216
デリバティブ純額	(267)	-	-	(267)	(238)	-	-	(238)
その他	-	(8)	-	(8)	-	5	-	5
合計	(1,069)	442	42	(585)	2,172	686	80	2,938

評価技法および感応度分析

感応度分析は、合理的に可能な様々な代替評価を行うために、重要な観察不能インプットを有する(レベル 3)商品に対して実施されます。適用される感応度分析の手法では、使用した評価技法の性質、また、観察可能な比較対象および過去のデータの入手可能性および信頼性ならびに代替モデルの使用による影響を考慮しています。

当年度の評価および感応度の手法は、2014 年度年次報告書の注記 18「金融商品の公正価値」に記載の手法と一致しています。

¹ 2015 年 6 月 30 日現在の金額は、6 ヶ月間の未実現損益を表していますが、2014 年 12 月 31 日現在の金額は 12 ヶ月間を表しています。

財務書類に対する注記

観察不能インプットを用いた評価の感応度分析

商品の種類	公正価値		有利な変動		不利な変動	
	資産合計 (百万ポンド)	負債合計 (百万ポンド)	損益計算書 (百万ポンド)	株主資本 (百万ポンド)	損益計算書 (百万ポンド)	株主資本 (百万ポンド)
2015 年 6 月 30 日現在						
金利デリバティブ	901	(938)	91	-	(101)	-
為替デリバティブ	110	(106)	18	-	(18)	-
クレジット・デリバティブ ¹	1,743	(260)	32	-	(76)	-
エクイティ・デリバティブ	794	(1,670)	151	1	(151)	(1)
コモディティ・デリバティブ	59	(306)	24	-	(24)	-
政府および政府保証債	867	(12)	-	1	(7)	-
社債	3,071	(29)	12	-	(10)	-
譲渡性預金証書、コマーシャル・ペーパーおよびその他の短期金融商品	-	(857)	3	-	3	-
非アセット・バック・ローン	16,396	-	1,124	-	(748)	-
アセット・バック証券	1,202	-	24	-	(16)	-
商業不動産ローン	613	-	15	-	(9)	-
発行債券	-	(726)	-	-	-	-
エクイティ現物商品	207	-	-	9	-	(9)
ファンドおよびファンドリンク型商品	562	(161)	2	-	(2)	-
コモディティ現物	-	-	-	-	-	-
その他 ²	6,888	(2,085)	151	68	(165)	(57)
合計	33,413	(7,150)	1,647	79	(1,324)	(67)
2014 年 12 月 31 日現在						
金利デリバティブ	1,239	(1,344)	70	-	(71)	-
為替デリバティブ	108	(138)	36	-	(36)	-
クレジット・デリバティブ ¹	1,966	(409)	81	-	(229)	-
エクイティ・デリバティブ	1,247	(2,092)	220	-	(220)	-
コモディティ・デリバティブ	185	(337)	46	-	(46)	-
政府および政府保証債	1,014	(346)	-	-	(2)	-
社債	3,061	(13)	26	(1)	(9)	(4)
譲渡性預金証書、コマーシャル・ペーパーおよびその他の短期金融商品	-	(665)	3	-	3	-
非アセット・バック・ローン	17,744	-	1,164	-	(820)	-
アセット・バック証券	1,631	-	46	1	(72)	(1)
商業不動産ローン	1,180	-	20	-	(19)	-
発行債券	-	(749)	-	-	-	-
エクイティ現物商品	171	-	-	11	-	(11)
ファンドおよびファンドリンク型商品	631	(210)	14	-	(14)	-
その他 ²	17,663	(13,297)	180	82	(156)	(55)
合計	47,840	(19,600)	1,906	93	(1,691)	(71)

代替モデルを用いる影響を考慮して、合理的に可能な様々な代替方法について観察不能インプットにストレスを負荷した影響は、最大 16 億 4,700 万ポンド(2014 年:19 億 600 万ポンド)の公正価値の増加、または最大 13 億 2,400 万ポンド(2014 年:16 億 9,100 万ポンド)の公正価値の減少をもたらすことになります。その潜在的な影響のほぼすべては株主資本に対してではなく、損益計算書に対する影響です。

¹ クレジット・デリバティブには、モノライン保険会社に対するデリバティブ・エクスポージャーが含まれています。

² その他には、非経常的に公正価値で測定される売却目的非流動資産および負債、プライベート・エクイティ投資、アセット・バック・ローン、米リーマンの買収による資産ならびに投資不動産が含まれています。

財務書類に対する注記

重要な観察不能インプット

公正価値で認識され、レベル 3 に分類される資産および負債についての評価技法および重要な観察不能インプットは、2014 年度年次報告書の注記 18「金融商品の公正価値」と一致しています。2014 年度年次報告書の注記 18「金融商品の公正価値」には、重要な観察不能インプット、ならびに重要な観察不能インプットの増加に対する、レベル 3 の資産または負債に分類される金融商品の公正価値測定の感応度についても記載されています。売却目的非流動資産 41 億 5,400 万ポンド(2014 年:155 億 7,400 万ポンド)および売却目的処分グループに含まれる負債 19 億 900 万ポンド(2014 年:131 億 1,500 万ポンド)は、非経常的に公正価値で測定されるため含まれていません。

公正価値調整

財務書類の利用者の観点から関心があると考えられる主要な貸借対照表上の評価調整は以下の通りです。

	2015 年 6 月 30 日 現在 (百万ポンド)	2014 年 12 月 31 日 現在 (百万ポンド)
ビッド・オファーによる評価調整	(389)	(396)
その他の出口調整	(148)	(169)
資金調達による公正価値調整 (FFVA)	(80)	(100)
デリバティブ信用評価調整 (CVA):		
ーモノライン保険会社	(9)	(24)
ーその他のデリバティブ CVA	(343)	(394)
デリバティブの信用評価調整(マイナス) (DVA)	239	177

- FFVA は、金利の急落の結果、2,000 万ポンド減少して 8,000 万ポンドになりました。
- CVA は、モノライン保険会社とその他のデリバティブの取引相手の両方の金利変動に伴いエクスポージャーが減少した結果、6,600 万ポンド減少して 3 億 5,200 万ポンドになりました。
- DVA は、バークレイズの信用スプレッドが拡大した結果、6,200 万ポンド増加して、2 億 3,900 万ポンドになりました。

ポートフォリオの適用除外

当グループは、特定の金融資産および金融負債グループの公正価値の測定に、IFRS 第 13 号「公正価値測定」のポートフォリオの適用除外を利用しています。資産および負債は、現在の市況において、貸借対照表日現在の市場参加者間の秩序ある取引において、特定のリスク・エクスポージャーについての正味ロング・ポジション(すなわち資産)の売却、または特定のリスク・エクスポージャーについての正味ショート・ポジション(すなわち負債)の移転に対して受取ると考えられる価格を用いて測定されます。

観察不能インプットを用いた評価モデルの使用の結果生じる未認識利益

取引価格(当初認識時の公正価値)と、当初認識時に観察不能なインプットを用いる評価モデルが使用された場合に発生していたと考えられる金額との差額に関して収益にまだ認識されていない金額から、その後認識された金額を控除した額は、1 億 500 万ポンド(2014 年:9,600 万ポンド)でした。追加額は 2,100 万ポンド(2014 年:なし)、償却および戻入額は 1,200 万ポンド(2014 年:4,100 万ポンド)でした。

未認識利益について保有されている剰余金は、主にデリバティブに関連しています。

第三者による信用補完

バークレイズ・グループが発行したストラクチャードおよびブローカード譲渡性預金証書は、預金者 1 人当たり 250,000 米ドルを上限に、米国の連邦預金保険公社(以下「FDIC」という。)による保険が掛けられています。FDIC はバークレイズおよびその他の銀行が支払う預金保険の保険料から資金を得ています。IAS 第 39 号に基づき公正価値で測定すると指定されたこれらの発行済譲渡性預金の帳簿価額には、この第三者による信用補完が含まれています。2015 年 6 月 30 日現在、これらのブローカード譲渡性預金証書の貸借対照表上の価額は、34 億 2,800 万ポンド(2014 年:36 億 5,000 万ポンド)でした。

財務書類に対する注記

公正価値で保有されない資産および負債の帳簿価額と公正価値の比較

償却原価で測定される金融資産および負債の公正価値の計算に用いた評価技法は、2014 年度年次報告書の開示と一致しています。

以下の表は、帳簿価額が公正価値の合理的近似値ではない場合に、当グループの貸借対照表において償却原価で測定される金融資産および金融負債の公正価値をまとめたものです。

	2015 年 6 月 30 日現在		2014 年 12 月 31 日現在	
	帳簿価額 (百万ポンド)	公正価値 (百万ポンド)	帳簿価額 (百万ポンド)	公正価値 (百万ポンド)
金融資産				
銀行に対する貸付金	44,548	44,111	42,111	42,088
顧客に対する貸付金:				
ー住宅ローン	164,341	158,023	166,974	159,602
ークレジットカード債権、無担保貸付およびその他のリテール貸付	59,480	59,315	63,583	63,759
ーファイナンス・リース債権	5,118	5,020	5,439	5,340
ーコーポレート・ローン	201,780	200,552	191,771	188,805
リバース・レボ取引およびその他類似の担保付貸付	93,138	93,138	131,753	131,753
金融負債				
銀行預り金	(55,978)	(55,974)	(58,390)	(58,388)
顧客預り金:				
ー当座預金および要求払預金	(134,345)	(134,325)	(143,057)	(143,085)
ー貯蓄預金	(133,294)	(133,340)	(131,163)	(131,287)
ーその他の定期預金	(170,632)	(170,701)	(153,484)	(153,591)
発行債券	(75,525)	(76,609)	(86,099)	(87,522)
レボ取引およびその他類似の担保付借入	(85,092)	(85,092)	(124,479)	(124,479)
劣後負債	(19,664)	(20,944)	(21,153)	(22,718)

10. 劣後負債

	2015 年 6 月 30 日 現在 (百万ポンド)	2014 年 12 月 31 日 現在 (百万ポンド)
1 月 1 日現在残高	21,153	21,695
発行	144	826
償還	(534)	(1,695)
その他	(1,099)	327
期末現在の期限付および無期限劣後負債合計	19,664	21,153

劣後負債は 7%減少して 196 億 6,400 万ポンドになりました。

- 変動利付劣後債 9,700 万ポンド(16 億 9,300 万南アフリカ・ランド)および 10.05%固定利付劣後債 4,700 万ポンド(8 億 700 万南アフリカ・ランド)が新規発行されました。
- 償還には、6.140%固定利付保証付永久劣後債 2 億 6,500 万ドル、8.1%コーラブル劣後債 1 億 1,600 万ポンド(20 億南アフリカ・ランド)および 2015 年満期 4.75%固定利付劣後債 9,700 万ポンド(1 億 5,000 万米ドル)が含まれています。
- その他の増減 11 億ポンドには、英ポンドの価値が米ドル、ユーロおよび南アフリカ・ランドに対して上昇したことに伴う 4 億 4,300 万ポンドの減少、ならびに未払利息の減少 4 億 200 万ポンドが含まれています。

11. 引当金

	2015 年 6 月 30 日現在 (百万ポンド)	2014 年 12 月 31 日現在 (百万ポンド)
英国顧客への補償		
- 支払保証保険(PPI)に係る補償	1,268	1,059
- 金利ヘッジ商品に係る補償	108	211
- パッケージ銀行口座	250	—
その他顧客に対する補償	398	375
法律、競争および当局関連	484	1,690
余剰人員削減および事業再編	261	291
未実行の契約上のコミテッド・ファシリティおよび保証	79	94
不利な契約	164	205
その他引当金	275	210
合計	3,287	4,135

支払保障保険(PPI)に係る補償

2015 年 6 月 30 日現在で、パークレイズは支払保障保険(PPI)に係る補償費用および請求処理費用に対して累計総額 60 億ポンドを引当金として認識していました。このうち 47 億ポンドが取り崩され、引当金の残高は 13 億ポンドとなっています。

2015 年 6 月 30 日までに、顧客が開始した 140 万件(2014 年 12 月 31 日現在:130 万件)の請求¹が受理され、処理されています。2015 年度上半期に受理された請求件数は 2014 年度下半期対比で 14%減少しました。しかしながら、請求管理会社(CMC)からの請求件数が一定の水準を保っているため、減少率は従来の予想を下回っています。

請求件数が予想ほど低下しなかった結果、2015 年度上半期には 7 億 5,000 万ポンドの追加引当金が認識されました。

引当金は、経営者の重大な判断が継続的に伴う多くの重要な仮定とモデリングを用いて算出されています。

- 顧客が開始した請求件数 – 受理されたものの未処理の請求および今後顧客が開始する請求の見積もりで、後者は時間の経過とともに件数が減少すると予想されています。
- 積極的の回答率 – 積極的な通知郵送の結果発生した請求件数。
- 承認率 – 審査の結果、有効であるとして承認された請求の比率。
- 平均補償額 – 承認された請求に関して顧客に支払われる保険契約のタイプおよび年限に基づく予想平均支払額。

これらの仮定は、特に CMC の活動から生じる苦情を含む将来の請求水準に係る不確実性のため、引き続き主観的なものです。

現在の引当金は PPI に係る補償のあらゆる将来的な予想費用に関するパークレイズの最良の見積もりを表しています。しかしながら、最終的な結果が現在の見積もりと異なる可能性があります。その差異が重要な場合には引当金が増額または減額されることになります。引当金に含まれている費用の大部分は 2015 年度および 2016 年度に発生するであろうと現時点では予測しています。

下表は、重要な仮定別に 2015 年 6 月 30 日までの実績データ、引当金算出に使用した予測の仮定および感応度分析を詳述し、将来の予想についての仮定が高すぎるまたは低すぎると判明した場合の引当金への影響を説明しています。

仮定	2015 年 6 月 30 日までの		感応度分析 引当金の増加/減少
	累計実績	将来の予想	
顧客が開始した請求の受理および処理件数 ¹	142 万件	27 万件	5 万件 = 9,100 万ポンド
積極的な通知郵送	68 万件	13 万 3,000 件	5 万件 = 1,500 万ポンド
積極的な通知郵送に対する回答率	25%	23%	1% = 400 万ポンド
請求 1 件当たりの平均承認率 ²	84%	87%	1% = 600 万ポンド
有効請求 1 件当たりの平均補償額 ³	1,794 ポンド	1,781 ポンド	100 ポンド = 3,000 万ポンド

¹ これまでに受理した請求件数の合計は CMC 経由で受理したものを含んでいますが、PPI 保険証書が存在しない場合と積極的な通知郵送への回答を含めていません。この感応度は FOS の委託に関連する費用と事務費用を含んでいます。

² 請求 1 件当たりの平均承認率は PPI 保険証書が存在しない場合を除いています。

³ 平均補償額は保険契約 1 件当たりベースで表示されています。

英国最高裁判所の 2014 年の判決(Plevin 判例)は、固有の事実に基づき、顧客に対する一時払い保険料の PPI 販売に関連して支払われる手数料額を開示しないことは、英国消費者信用法の規定に基づく不公正な関係の構築となりうるとしています。パークレイズは、過去の PPI 販売にこの判決が及ぼしうるより広範な影響を判断するために金融行為監督機構(FCA)および金融オンプスマン・サービス(FOS)と積極的に協議しております。この不確実性のため、現時点では Plevin 判例が及ぼしうる財務上の影響の見積もりを示すことは実務的ではなく、本事案の結果が重大なものとならないという保証はありません。

パッケージ銀行口座(PBA)に係る補償

2015 年 6 月 30 日現在、パークレイズはパッケージ銀行口座(PBA)に関して受理した苦情に対して発生する顧客補償および関連事務費用について 2 億 5,000 万ポンドの引当金を積み立てています。

引当金は、経営者の重大な判断が伴う多くの仮定を用いて算出されています。このうち、最も重要な仮定は今後の苦情件数、平均苦情承認率および苦情 1 件当たりの平均補償額です。

12. 退職給付

2015 年 6 月 30 日現在、当グループの IAS 第 19 号に基づく全制度にわたる退職給付積立不足額は 11 億ポンドとなりました(2014 年:15 億ポンド)。当グループの主要な制度である英国退職基金(UKRF)の積立不足額は、7 億ポンドとなりました(2014 年:11 億ポンド)。

UKRF の変動は、資産価値の上昇、当行が 2015 年度において 1 億 5,000 万ポンドの不足額を拠出したこと、および負債の減少によるものでした。負債の減少は、長期の予想インフレ率が 3.25%に上昇した(2014 年:3.05%)ことによって一部相殺されたものの、割引率が 3.79%に上昇した(2014 年:3.67%)ことに関連しています。加えて、数理計算上の仮定が、現在の市場の状況に合わせて見直され、2015 年第 1 四半期には、確定退職給付負債の一部の評価で使用していた小売価格指数を、法定基準に準じて長期消費者物価指数に変更したことにより、4 億 2,900 万ポンドの利益が生じました(2014 年度第 1 四半期:ゼロポンド)。

2015 年 6 月 30 日現在の UKRF の割引率の仮定は、タワーズワトソンの RATE:リンク・モデルの変数を使用して設定されています。当該モデルでは、AA 格のスポット・イールドが 30 年目より後は横ばいと仮定し、社債の母集団に、大手格付け会社 4 社の 1 社以上が AA と格付した社債を含みます。これは、過年度に使用していた RATE:リンク・モデルが、30 年目より後の社債のスポット・イールドを推定する際に国債のイールド・カーブのスロープを利用していた点、および大手格付け会社 2 社のうちどちらか 1 社が AA と格付した社債のみが含まれていた点において異なっています。2015 年 6 月 30 日現在、この変更が UKRF 確定給付債務に及ぼした影響は、4 億ポンドの減少であり、当期の利益への影響はありませんでした。2015 年度より後の利益への影響は見積ることはできません。

UKRF の 3 年毎の数理評価が、直近では 2013 年 9 月 30 日付で実施されました。これは、2014 年度に完了し、36 億ポンドの積立不足が判明し、積立レベルは 87.4%でした。銀行と受託会社は、制度別の積立目標、積立方針の記述書、拠出予定および UKRF の積立不足を解消するための回収計画について合意しました。積立状況と IAS 第 19 号による仮定の主な相違は、積立ではより慎重な長寿の仮定を使用している点と割引率の設定に対するアプローチが異なる点です。

積立不足を解消するための回収計画の結果、当行は、2021 年度まで拠出金の不足額を基金に支払うこととなります。拠出金の不足額 3 億ポンドが 2015 年度と 2016 年度にも支払われます。その後 2017 年度から 2021 年度までに年間 7 億 4,000 万ポンドの拠出金の不足額が追加で支払われます。2017 年度には、2021 年度の拠出金の不足額のうち最大 5 億ポンドが、その時点の不足レベルに応じて支払われます。これらの拠出金の不足額は、毎年発生する給付費用の当グループ負担分に対応するための通常の拠出金の他に支払われます。

評価が行われない年度については、制度の保険数理人が数理計算の年次報告を作成しています。直近の年次報告は 2014 年 9 月 30 日現在で実施され、46 億ポンドの積立不足が判明し、積立レベルは 85.4%でありました。2014 年 9 月 30 日までの 1 年間における積立不足の増加は主に、この 1 年間における英国債の実勢利回りの低下によるものです。

13. 払込済株式資本

払込済株式資本は 1 株当たり 25 ペンスの普通株式 167 億 7,300 万株(2014 年: 164 億 9,800 万株)で構成されています。払込済株主資本の増加は、主に、従業員株式制度およびパークレイズ・ピーエルシー株式配当プログラムに基づく株式発行によるものでありました。

14. その他の株式商品

その他の株式商品 43 億 2,500 万ポンド(2014 年:43 億 2,200 万ポンド)には、パークレイズ・ピーエルシーが 2013 年度および 2014 年度に発行した追加的 Tier 1(AT 1)証券が含まれています。

AT 1 証券は、満期日または償還日が設定されていない永久債であり、CRD IV に基づく AT 1 証券として適格となるように構成されています。

15. その他の剰余金

	2015 年 6 月 30 日現在 (百万ポンド)	2014 年 12 月 31 日現在 (百万ポンド)
為替換算再評価差額	(1,045)	(582)
売却可能投資再評価差額	267	562
キャッシュフロー・ヘッジ再評価差額	1,183	1,817
その他	929	927
合計	1,334	2,724

為替換算再評価差額

2015 年 6 月 30 日現在、為替換算再評価差額の借方に 10 億 4,500 万ポンド(2014 年:借方に 5 億 8,200 万ポンド)が計上されていました。この借方の 4 億 6,300 万ポンドの増加(2014 年:貸方に 5 億 6,000 万ポンド)は主に、南アフリカ・ランド、ユーロおよび米ドルが英ポンドに対して下落したことを反映しています。非支配持分に関連する為替換算再評価差額は、南アフリカ・ランドが英ポンドに対して下落したことにより、借方に 1 億 2,700 万ポンド(2014 年:借方に 7,400 万ポンド)増加しました。

当期において、為替換算再評価差額の振替えによる 8,700 万ポンドの純損失(2014 年:純利益 9,100 万ポンド)が、損益計算書に認識されました。これは主に、スペイン事業の売却に関連するものでした。

売却可能投資再評価差額

2015 年 6 月 30 日現在、売却可能投資再評価差額に 2 億 6,700 万ポンド(2014 年:5 億 6,200 万ポンド)が計上されていました。2 億 9,500 万ポンドの減少(2014 年:4 億 1,400 万ポンドの増加)は主に、国債の公正価値の変動から生じた損失 10 億 1,400 万ポンド(これは、公正価値ヘッジによる 8 億 5,300 万ポンド、純利益に振替えられた正味利得 3 億 1,200 万ポンドおよび税額控除 9,600 万ポンドによって相殺されています)により生じました。

キャッシュフロー・ヘッジ再評価差額

キャッシュフロー・ヘッジ再評価差額は、有効なキャッシュフロー・ヘッジ商品に係る累積損益を表し、ヘッジ対象取引が損益に影響を及ぼす時点で損益計算書に振替えられます。

2015 年 6 月 30 日現在、キャッシュフロー・ヘッジ再評価差額に 11 億 8,300 万ポンド(2014 年:18 億 1,700 万ポンド)が計上されていました。この 6 億 3,400 万ポンドの減少(2014 年:15 億 4,400 万ポンドの増加)は主に、金利フォワード・カーブの上方シフトによってヘッジ目的で保有する金利スワップの公正価値が 6 億 9,700 万ポンド減少したことおよび純利益に振替えられた利得 9,800 万ポンド(この一部は、税額控除 1 億 5,900 万ポンドによって相殺されています)を反映したものです。

自己株式

当期において、5 億 6,800 万ポンド(2014 年:9 億 900 万ポンド)の自己株式の正味購入額が計上され、これは主に、従業員株式制度のために保有する株式の増加を反映し、5 億 7,000 万ポンド(2014 年:8 億 6,600 万ポンド)が繰延株式報酬の権利確定を反映して利益剰余金に振替えられました。

16. 偶発債務および契約債務

	2015 年 6 月 30 日現在 (百万ポンド)	2014 年 12 月 31 日現在 (百万ポンド)
担保証券として差入れられた保証および信用状	15,131	14,547
契約履行保証、銀行引受手形および裏書手形	5,215	6,777
偶発債務	20,346	21,324
荷為替信用状およびその他の短期貿易関連取引	1,163	1,091
フォワード・スタート・リバース・レポ取引	15,459	13,856
スタンドバイ・ファシリティ、クレジットラインおよびその他の契約債務	269,404	276,315

法律、競争および規制事項に関する偶発債務の詳細については、注記 17 に記載されています。

17. 法律、競争および規制関連事項

パークレイズ・ピーエルシー (BPLC)、パークレイズ・バンク・ピーエルシー (BBPLC) および当グループが直面している法律上、競争上および規制上の課題の多くは、パークレイズの統制が及ばないものです。これらの事項が、BPLC、BBPLC および当グループに与える影響の程度は必ずしも予測可能ではなく、当グループの事業、経営成績、財政状態ならびに財務予測に重要な影響を及ぼす可能性があります。一連の類似の状況から生じる事項により、関連する事実および状況によっては偶発債務または引当金のいずれか、あるいはこの両方が生じる場合があります。当グループは、偶発債務によって当グループが受ける可能性のある財務上の影響額の見積りを、現時点でこれを見積もることができない場合には開示していません。

特定の契約に対する調査

金融行為監督機構 (FCA) は、BPLC および BBPLC が、BBPLC が締結した 2 件のアドバイザリー・サービス契約に関連する開示義務に違反したと主張しています。FCA は 5,000 万ポンドの罰金を科しました。BPLC および BBPLC はこの認定に異議を唱えています。英国重大不正捜査局 (SFO) もこれらの契約の調査を進めています。また、米国司法省 (DOJ) および米国証券取引委員会 (SEC) が、事業の獲得または維持を支援する第三者と当グループの関係が米国海外腐敗行為防止法に準拠しているかどうかの調査を実施中です。

背景情報

FCA は、BBPLC とカタール・ホールディング・エルエルシー (カタール・ホールディング) との間で 2008 年 6 月と 10 月にそれぞれ締結された 2 件のアドバイザリー・サービス契約を含む特定の契約について、2008 年 6 月および 11 月の BPLC の資本調達に関連していた可能性があるかどうかを調査しています。

FCA は、2013 年 9 月に、BPLC および BBPLC に対して警告通知書を発行しました。

2008 年 6 月に締結されたアドバイザリー・サービス契約の存在は開示されていたが、2008 年 10 月におけるアドバイザリー・サービス契約の締結ならびに両契約に基づき 5 年間にわたって支払われる総額 3 億 2,200 万ポンドの報酬については、2008 年 6 月および 11 月の資本調達に関するアナウンスメントまたは公表書類において開示されていませんでした。警告通知書は、BPLC および BBPLC が当時、当該契約によって少なくとも一部の不確定かつ未決定の金額が生じるであろうと考えていたことを認める一方で、当該契約の主たる目的は、アドバイザリー・サービスを得ることではなく、資本調達におけるカタールの参加に関して開示されない追加的な支払いを行うことであったと述べています。

警告通知書は、BPLC および BBPLC が開示に関連する特定の上場規則に違反し、さらに BPLC が上場原則 3 (企業の株式の保有者および潜在的保有者に対して誠実性をもって行動する要求事項) に違反したと結論付けています。この件について、FCA は、BPLC および BBPLC が軽率な行動をとったとみなしています。警告通知書における当グループに対する罰金は 5,000 万ポンドです。BPLC および BBPLC は引き続きこの認定に異議を唱えています。

その他の調査および訴訟

FCA は、当該アドバイザリー・サービス契約を含む上述の契約に対する SFO の調査の進展を待って FCA の強制手続を一時的に停止することに同意しており、これに関して当グループは更なる情報提供の請求を受け、引き続きこれに対応しています。DOJ および SEC は、これらと同じ契約の調査を進める一方で、BPLC の事業の獲得または維持を支援する第三者と当グループの関係が、米国海外腐敗行為防止法に準拠しているかどうかの調査も実施中です。他の管轄区域における一部の規制当局も、当グループと第三者の関係に対する調査の状況報告を受けています。今後、本件の一部に関連する民事訴訟が BPLC および／またはその関連会社に対して提起される可能性があります。

請求金額／財務上の影響

現時点では、当該訴訟によって当グループが受ける財務上の影響またはこれらが当グループの特定期間における経営成績、キャッシュフローまたは財政状態に及ぼしうる影響の見積りを提示することは実務的ではありません。

代替取引システムおよび高頻度取引

SEC、ニューヨーク州検事総長(NYAG)、FCA およびその他特定の管轄区域における規制当局は、ダークプールを含む代替取引システム(ATS)および高頻度取引トレーダーの取引に関連する一連の問題について調査を実施しています。パークレイズ・キャピタル・インク(BCI)は関連する規制当局の問い合わせに応じて情報提供を行っています。ATS に関する取引に関連して、NYAGを含む様々な当事者が、BPLC および BCI ならびに当グループの現在または元の役員の一部に対する訴状を提出しています。BPLC および BCI は引き続きこれらの訴訟に対する抗弁を行っています。

背景情報

BPLC および BCI ならびにその他に対し、原告の集団を代表する民事訴訟がニューヨーク連邦裁判所に提起されています。これらの訴訟は概して、被告が連邦証券法を違反し、高頻度取引を行う企業が情報やその他の便宜を受けて米国証券市場を操作し得たスキームに参加したことで原告が不利益を被ったと主張するものです。これらの訴訟は併合され、BPLC は当該訴訟の却下を求める申立てを行いました。

2014 年 6 月に、NYAG は BPLC および BCI を相手取り、特に、当グループの SEC 登録 ATS である LX リクイディティ・クロスに関連して BPLC および BCI が詐欺および欺瞞的行為に従事したと主張する訴状(NYAG 訴状)をニューヨーク州地方裁判所に提出しました。BPLC および BCI は、2014 年 7 月に当該訴状の却下を求める申立てを行いました。

BPLC および BCI は、カリフォルニア州法に基づき、当訴状の主張と類似の主張を根拠とする、機関投資家顧客による集団訴訟の被告にも指名されています。このカリフォルニアの集団訴訟は、上述のニューヨーク連邦裁判所に提起された集団訴訟に併合されました。

また、NYAG 訴状の提出後に、NYAG 訴状の主張によって、パークレイズの米国預託証券の価値が下落した際にこれに投資した投資家が損害を被ったとする株主証券集団訴訟において、BPLC および BCI は、現在および一部の元の CEO および CFO ならびにエクイティーズ・エレクトロニック・トレーディングの従業員とともに被告に指名されました。BPLC および BCI は、当該訴状の却下を求める申立てを行い、裁判所はその一部を認め、一部を棄却しました。

将来、これらの事項または類似の事項に関連して BPLC および／またはその関連会社に対する追加的な訴状が提出される可能性があります。

最近の動向

2015 年 2 月、NYAG は修正訴状を提出し、ニューヨーク州地方裁判所は、その後、BPLC および BCI による NYAG 訴状の却下の申立ての一部を認め、一部を棄却しました。この案件の手続は係属中です。

請求金額／財務上の影響

訴状では、金額を特定しない損害賠償および差し止めによる救済を求めています。現時点では、当該事項による財務上の影響またはこれらの事項が特定期間における経営成績、キャッシュフローまたは当グループの財政状態に及ぼしうる影響の見積りを提示することは実務的ではありません。

FERC

米国連邦エネルギー規制委員会(FERC)は、BBPLC およびその元トレーダーの一部を相手取り、BBPLC がカリフォルニア州およびその周辺の電力市場を操作したとする主張に関連して 4 億 3,500 万米ドルの民事制裁金および利益に金利を加算した 3,490 万米ドルの返還を決定した命令書に基づく回収を求める民事訴訟をカリフォルニア州連邦地方裁判所に提起しました。SDNY の連邦検事局は、同検事局が FERC と係争中のものと同じの行為について調査中であることを BBPLC に通知し、BBPLC を相手取った 1 件の集団民事訴訟が SDNY 連邦地方裁判所に提起されました。当該訴訟は、FERC が提起した民事訴訟と酷似する反トラスト法違反を主張するものです。

2012 年 10 月に、FERC は BBPLC およびその元トレーダーのうちの 4 名が行った米国西部における電力取引に関して、彼らに対して理由開示命令書および罰金案通知書（当該命令書および通知書）を発行しました。当該命令書および通知書において、FERC は、BBPLC およびその元トレーダーが 2006 年 11 月から 2008 年 12 月までカリフォルニア州およびその周辺の電力市場を操作し、FERC の反不正操作規則に違反したとして、BBPLC による民事制裁金および不正利益返還を主張しました。

2013 年 7 月に、FERC は BBPLC に対して 4 億 3,500 万米ドルの民事制裁金の支払いに加え、利益に金利を加算した 3,490 万米ドルの追加返還を求める民事制裁金命令を発しました（ともに当該命令書および通知書で提案されていた金額と同一です）。

2013 年 10 月に、FERC は、BBPLC およびその元トレーダーを相手取り、民事制裁金および不正利益返還額の回収を求める民事訴訟をカリフォルニア州連邦地方裁判所に提起しました。この民事訴訟における FERC の主張は、2012 年 10 月の当該命令書および通知書ならびに 2013 年 7 月の民事制裁金命令で FERC が行った主張と同一です。

2013 年 9 月に、BBPLC は SDNY の連邦検事局の刑事課から、同検事局が FERC と係争中のものと同じの行為について調査しているとの通知を受けました。

2013 年 12 月に、BBPLC およびその元トレーダーは、裁判管轄が不適切であるとして訴訟却下あるいは当該訴訟を SDNY に移管することを求める申立てを行うとともに、請求権を明らかにしていない訴訟の却下を求める申立てを行いました。却下申立ての手続が進行中です。

最近の動向

2015 年 5 月に、カリフォルニア州連邦地方裁判所は、裁判管轄が不適切であるとして訴訟却下あるいは当該訴訟を SDNY に移管することを求めるとともに、請求権を明らかにしていない訴訟の却下を求める BBPLC および元トレーダーの申立てを棄却しました。

2015 年 6 月に、カリフォルニア州の公益事業会社であるマーセド・イリゲーション・ディストリクトは、BBPLC を相手取り、SDNY 連邦地方裁判所に集団民事訴訟を提起しました。当該訴訟は、BBPLC のカリフォルニア州およびその周辺の電力市場操作に関連する反トラスト法違反を主張するものです。これらの主張は、カリフォルニア州連邦地方裁判所で現在係属中である BBPLC に対して FERC が提起した民事訴訟における主張と酷似しています。

請求金額／財務上の影響

FERC は BBPLC および元トレーダーの一部に対し、民事制裁金および利益返還に関して金利を加算した合計 4 億 6,990 万米ドルを請求しています。この金額は、BBPLC に不利となるように裁定が下された場合の BBPLC の潜在的な財務エクスポージャーを必ずしも反映したものではありません。当該集団民事訴訟の訴状は、損害賠償金額を 1 億 3,930 万米ドルとしています。

LIBOR、他のベンチマーク、ISDAFIX レート、外国為替相場および貴金属に関する調査

複数政府の規制当局および法執行機関が、外国為替相場および金融ベンチマークの操作における BBPLC の関与に関連する調査を実施しています。BBPLC、BPLC および BCI は、一部の調査について関連する法執行機関または規制当局と和解に達しているものの、以下に詳述するものを含むその他の調査は引き続き進行中です。

背景情報

FCA、米国商品先物取引委員会（CFTC）、SEC、DOJ の詐欺対策課（DOJ-FS）および反トラスト局（DOJ-AD）、欧州委員会、SFO、シンガポール金融管理局、日本金融庁、ブラジル経済防衛行政評議会、南アフリカ競争委員会、イタリア・トラニ検察庁ならびに米国の様々な州検事局などの様々な当局が、外国為替相場を操作する行為に関連する調査および LIBOR および EURIBOR などの各種金融ベンチマークを設定または編集している機関に対して BBPLC や他の金融機関が行った申告に関する調査を開始しました。

2012 年 6 月に、BBPLC は、特定ベンチマーク金利の申告に関する調査に関して金融サービス機構(FSA) (FCA の前身)、CFTC および DOJ-FS と和解に達し、BBPLC が合計 2 億 9,000 万ポンドの課徴金を支払うことに同意したことを発表しました。この金額は、2012 年度の営業費用に反映されています。この和解に伴い、FSA との和解協定、CFTC との和解命令協定(CFTC LIBOR 命令書)、DOJ-FS との非訴追協定(NPA)が締結されました。また、BBPLC は、EURIBOR を参照する金融商品について、米国反トラスト法違反の可能性に関連して DOJ-AD から条件付きで制裁措置の減免を認められています。NPA と CFTC LIBOR 命令書の要旨は以下の通りです。CFTC LIBOR 命令書および NPA の全文は、それぞれ CFTC および DOJ のウェブサイトで閲覧できます。FSA との和解協定の条件は関係者外秘であるが、LIBOR に関連する FSA の最後通達は FCA のウェブサイトで閲覧できます。

CFTC LIBOR 命令書

CFTC LIBOR 命令書は、2 億米ドルの民事制裁金の支払いに加え、米国商品取引法(CEA 法)の特定の条項に対する違反の再発防止、LIBOR および EURIBOR を含めたベンチマーク金利の申告の一貫性と信頼性を確保するための具体的な措置の実施および関連する内部統制の改善を BBPLC に求めています。

米国州検事総長による調査

2012 年 6 月に発表された和解合意を受け、米国の 31 の州検事局が LIBOR、EURIBOR および東京銀行間取引金利に関する独自調査を開始しました。NYAG は各州検事局を代表して、2012 年 7 月に BBPLC に対して広範な情報の提出命令(他の複数の銀行にも同様の提出命令)を発し、それ以降、BBPLC に対して文書および取引データの追加情報要請を行っています。かかる情報要請に対して、BBPLC は逐次対応しています。

SFO による調査

また、2012 年 6 月に発表された和解合意を受けて、SFO は、2012 年 7 月に LIBOR について調査することを決定した旨発表しました。これに関して、BBPLC は情報要請を受け、引き続き対応しています。

欧州委員会による調査

欧州委員会も特に EURIBOR の操作に関する調査を行っています。欧州委員会は 2013 年 12 月 4 日、EURIBOR に関する反競争的行為に関して当グループおよび他の複数の銀行と和解に達したと発表しました。当グループは、EURIBOR に係る行為について自発的に欧州委員会に報告し、欧州委員会の調査に全面的に協力しました。この協力が認められ、当グループは協力がなければ対象となっていた可能性のある課徴金の支払いを全面的に免除されました。

DOJ との非訴追協定

NPA の一環として、BBPLC は 1 億 6,000 万米ドルの課徴金を支払うことに同意しました。さらに、DOJ は(DOJ に合意を交わす権限がなく、DOJ が合意を交わさなかった税犯罪を除き)BBPLC が NPA に明記された義務を履行することを条件に、LIBOR および EURIBOR を含むベンチマーク金利の BBPLC の申告に関連する犯罪に関して BBPLC を訴追しないことに合意しました。

2014 年 6 月に、BBPLC と DOJ-FS は、2012 年 6 月 26 日以後の 2 年間に於いて外国為替市場における BBPLC のすべての取引活動が「米国における犯罪行為」にあたるものでないかどうか限定し、DOJ-FS が NPA に基づく判断を下すまでの期限を 2015 年 6 月 27 日とすることを定めた書面による同意書を締結しました。

最近の動向

下の「外国為替取引に関する調査」に明記される外国為替に関する和解には、NPA の締結後も続いた一部の実務の結果として DOJ により科された 6,000 万米ドルの課徴金が含まれます。しかし、DOJ は、NPA の違反であると判断しない裁量権を行使しました。

外国為替取引に関する調査

FCA、欧州委員会、CFTC、DOJ-FS、DOJ-AD、SEC およびニューヨーク州金融サービス局(NYDFS)を含む様々な規制・施行当局は、電子取引を含む外国為替の売却および取引に関連する一連の問題について調査を実施しています。当該調査の一部は、各国の複数の市場参加者に関わるものです。

最近の動向

2015 年 5 月 20 日に、当グループは、外国為替市場における一部の売却および取引の慣行に対する調査に関連して、CFTC、NYDFS、DOJ、連邦準備制度理事会（連邦準備制度）および FCA（総称して、和解当局）と和解し、NPA の締結後にも続いた一部の慣行の結果として DOJ により科された 6,000 万米ドルの課徴金を含む、合計で約 23 億 8,000 万米ドルの課徴金を支払うことに合意したこと、および BPLC が連邦反トラスト法違反を認めることに合意したことを発表しました。

DOJ との司法取引に従い、BPLC は (i) 6 億 5,000 万米ドルの罰金を支払うこと、および (ii) 執行猶予期間を司法取引に関する最終的な判決日から 3 年間とすることに合意しました。執行猶予期間中は、BPLC はとりわけ、以下を実施する必要があります。

- 米国連邦法に違反するいかなる犯罪行為も行わないこと。
- 当グループを対象とする連邦犯罪捜査または刑事訴追の開始を知った時点で、裁判所が任命した保護観察官に通知すること。
- 司法取引を生じさせた行為を防止および検出できるよう策定されたコンプライアンス・プログラムを実行し、これを継続すること。
- CFTC、FCA ならびにその他の規制当局または法執行機関が要求する、司法取引において明記された行為に対応したコンプライアンスおよび内部統制を強化すること。
- (i) BPLC の取締役会、経営陣または法務およびコンプライアンスに係る職員が認識した、連邦反トラスト法または、証券もしくは商品市場に係る法律を含む不正行為に係る法律に関連する BPLC またはその従業員による犯罪行為に関する信頼性の高いすべての情報、ならびに (ii) BPLC またはその従業員に対する、連邦反トラスト法または、証券もしくは商品市場に係る法律を含む不正行為に係る法律違反を主張する、米国政府当局によるすべての犯罪もしくは規制に係る調査、行政手続または民事訴訟を DOJ に報告すること。

CFTC との和解に従って、BBPLC は以下について要求する命令書の登録に同意しました。(i) 米国商品取引法の条項に対する違反を停止すること、(ii) 4 億米ドルの民事制裁金を支払うこと、および (iii) 以下を含む未実行の改善の取り組み。

- 内部または外部の利益相反を識別し、これに対処するための措置を含む、すべての外国為替ベンチマーク金利の調整への関与に係る誠実性を確保するために合理的に策定された方法で、内部統制および手続を実行し、改善すること。
- 特に、以下に関する内部統制および手続を含む、追加的な是正措置の改善を実施すること。(i) 外国為替ベンチマーク金利、ならびに外国為替ベンチマーク金利を意図的に操作する可能性のある取引またはその他の行為に関する不適切なコミュニケーションの検出および抑止、(ii) すべてのトレーダー、監督者および外国為替ベンチマーク金利の調整に関与するその他の職員に対する定期的かつ継続的なトレーニング、ならびに (iii) 外国為替ベンチマーク金利の調整に関連するすべての疑わしい違法行為または問題のある、異常なもしくは不法な行為を報告、対処および調査する体制。

連邦準備制度との和解に従い、BBPLC および BBPLC ニューヨーク支店は、3 億 4200 万米ドルの民事制裁金と、BBPLC および BBPLC ニューヨーク支店がニューヨークの連邦準備銀行に対して以下の承認を求める書面の提出を指図する命令書に同意しました。(i) 一部の外国為替取引ならびに商品および金利商品に係るその他の一部のホールセール市場における特定の活動に適用される米国の法令準拠を目的として強化した内部統制およびコンプライアンス・プログラム、(ii) BBPLC および BBPLC ニューヨーク支店による、一部の外国為替取引ならびに商品および金利商品に係るその他の一部のホールセール市場における特定の活動に適用される米国の法令準拠を目的としたコンプライアンスリスク管理プログラムの改善計画、ならびに (iii) BBPLC および BBPLC ニューヨーク支店による、一部の外国為替取引ならびに商品および金利商品に係るその他の一部のホールセール市場における特定の活動に適用される米国の法令準拠を目的として強化した内部監査プログラム。連邦準備制度の命令書に従い、BBPLC およびその機関関係者は将来、米国当局がまとめた調査記録に基づき、以下のすべてにあてはまる人物を、BBPLC または BBPLC の子会社の役員、従業員、代理人、コンサルタントまたは請負業者として直接的または間接的に雇用することはできません。(i) 当該命令書の基礎となる不正行為に関与した人物、(ii) 当該命令書に明記された行為に関連する BBPLC および BBPLC ニューヨーク支店の内部懲戒レビューまたはパフォーマンス・レビューの結果、正式に懲戒処分の対象となった人物、かつ、(iii) 当該命令書に明記された行為に関連して BBPLC またはその子会社を離職または解雇された人物。

NYDFS との和解に従い、BBPLC および BBPLC ニューヨーク支店は 4 億 8,500 万米ドルの民事制裁金と、BBPLC および BBPLC ニューヨーク支店に特定された 4 名の従業員を解雇するために必要なすべての措置を講じることを求める命令書に同意しました。また、BBPLC および BBPLC ニューヨーク支店は、適用法に従い、当該命令書に記載されている、BBPLC ニューヨーク支店を通じてまたは BBPLC ニューヨーク支店により行われた活動に関連するまたはこれに影響を及ぼす、BBPLC で実施される事業活動のコンプライアンス・プログラム、方針および手続の包括的レビューを実施するために、NYDFS が過去に選任した独立の監視人を引き続き従事させなければなりません。監視人は、NYDFS および BBPLC の取締役会に、修正措置の提案を含む検出事項の予備的報告を書面にて提出します。その後、BBPLC および BBPLC ニューヨーク支店は、NYDFS に対し、以下のものを提出しなければなりません。(i) 監視人の報告において識別された関連する是正措置を取り込んだ、BBPLC ニューヨーク支店を通じてまたは BBPLC ニューヨーク支店により行われた活動に関連するまたはこれに影響を及ぼす、BBPLC の現在のコンプライアンス・プログラムを改善および強化するために策定した書面による計画、ならびに (ii) BBPLC ニューヨーク支店を通じてまたは BBPLC ニューヨーク支店により行われた活動に関連するまたはこれに影響を及ぼす、BBPLC が現在実施しているコンプライアンス・プログラム、方針および手続に対する経営陣の監視を改善し強化するための書面による計画。

FCA は、最後通達を発し、ロンドンでの外国為替事業(G10 および新興市場スポット外国為替取引、外国為替オプションならびに外国為替売却を含みます)における取引慣行の管理を怠ったとして、BBPLC に対し 2 億 8,400 万ポンドの罰金を科しました。2014 年 11 月に公表されたとおり、FCA は業界全体における改善プログラムを要求し、パークレイズは引き続きその遂行に取り組んでいます。

前述の DOJ の司法取引、CFTC、NYDFS および連邦準備制度の命令書、ならびに FCA の最後通達の全文は、各和解当局のウェブサイトで公表されています。

2015 年 5 月 20 日に達した和解には、外国為替市場の電子取引に関する進行中の調査は含まれませんでした。さらに、一部の当局は、様々な国の、BBPLC を含む複数の市場参加者について、外国為替担当職員を含む、各売却および取引の職員による売却および取引の慣行の調査を続けています。当グループは、外国為替に関連するこれらの慣行および他の慣行についてレビューを継続し、関連当局に引き続き協力しています。

ISDAFIX レートに関する調査

CFTC を含む規制当局および法執行機関は、他のベンチマークの中でも ISDAFIX に関する過去の慣行の調査を別途実施しています。

2015 年 5 月 20 日に、CFTC は BPLC、BBPLC および BCI と和解命令協定を締結し、BPLC、BBPLC および BCI は、これに従って業界全体に対する米ドル建 ISDAFIX ベンチマークの設定に対する CFTC の調査に関連する 1 億 1,500 万米ドルの民事制裁金を支払うことに合意しました。さらに、CFTC の命令書は、BPLC、BBPLC および BCI に対して、米国商品取引法の条項に対する違反を停止すること、関連する調査および訴訟において全面的に CFTC に協力すること、ならびに、特に、以下を含む未実行の改善の取り組みを実行することを要求しています。

- すべての金利スワップベンチマークの調整への関与に係る誠実性を確保するために合理的に策定された方法で、引き続き内部統制および手続を実行し、改善すること。
- 特に、以下に関する合理的な内部統制および手続を含む、追加的な是正措置の改善を実施すること。(i) 金利スワップに基づくベンチマークを含む、直接的または間接的にスワップ金利を意図的に操作する可能性がある取引またはその他の行為の発見および抑止、(ii) 金利スワップに基づくベンチマークを参照する商品の取引に関連するすべてのスワップおよびオプションデスクの職員に対する定期的かつ継続的なトレーニング、ならびに(iii) 金利スワップに基づくベンチマークの調整に関連するすべての疑わしい違法行為または問題のある、異常なもしくは不法な行為を報告、対処および調査する体制。

ISDAFIX に関連する CFTC の命令書の全文は CFTC のウェブサイトにおいて公開されています。

一部のその他の規制当局および法執行当局は、米ドル建 ISDAFIX ベンチマークの設定および当該ベンチマークに影響を及ぼすことを目的とした取引に関する情報を要求しています。

貴金属に関する調査

BBPLC は、貴金属および貴金属に基づく金融商品に対する調査に関連して DOJ およびその他当局への情報提供を行っています。

これらの調査に関連して発生する訴訟の説明については、下記の「LIBOR およびその他のベンチマークに関する民事訴訟」、「ISDAFIX レート操作に関する民事訴訟」、「外国為替取引に関する民事訴訟」ならびに「金価格操作に関する民事訴訟」をご参照ください。

請求金額／財務上の影響

和解当局との 2015 年 5 月の和解に関連する罰金は、当グループの 20 億 5,000 万ポンドの既存の引当金より充当されます。現時点では、本項におけるその他特定の事項によって当グループが受ける財務上の影響またはこれらの事項が当グループの特定期間における経営成績、キャッシュフローまたは財政状態に及ぼしうる影響の見積りを提示することは実務的ではありません。

LIBOR およびその他のベンチマークに関する民事訴訟

上記の「LIBOR、他のベンチマーク、ISDAFIX レート、外国為替相場および貴金属に関する調査」において言及している調査の解決を受け、様々な管轄区域における複数の個人および法人が、当グループに対して LIBOR および／またはその他のベンチマークに関する民事訴訟を提起する兆候がある、あるいは提起しています。

背景情報

様々な管轄区域における複数の個人および法人が、当グループまたはその他の銀行に対して LIBOR および／またはその他のベンチマーク金利に関する民事訴訟を提起する兆候がある、あるいは提起しています。こうした訴訟のいくつかは棄却され、1件は裁判所の最終承認を前提として和解済であるが、その他は係争中であり最終的な影響は不明です。

MDL 裁判所における米ドル建 LIBOR 訴訟

米国内の様々な管轄区域で提起されている米ドル建 LIBOR に係る訴訟の大半は、SDNY (MDL 裁判所)における単独裁判官による公判前手続の目的上、併合されています。

訴状はほぼ同様で、特に米ドル建 LIBOR の金利の操作を行うことにより、BBPLC および他の銀行は個別に、また共同で、米国シャーマン反トラスト法、CEA 法、威力脅迫および腐敗組織に関する連邦法 (RICO 法)ならびに様々な州法の規定に違反したと主張しています。

当該訴訟では、金額を特定しない損害賠償を求めています。5 件の訴訟では、原告らが、BBPLC を含む全被告に対する実際の損害賠償および懲罰的損害賠償として総額 12 億 5,000 万米ドルを超える金額を求めています。これらの一部の訴訟では、米国シャーマン反トラスト法および RICO 法に基づき 3 倍の損害賠償も求めています。

当該集団訴訟では、(i) 米ドル建 LIBOR に連動した店頭取引を行った (OTC 集団訴訟)、(ii) 米ドル建 LIBOR に連動した金融商品を取引所で購入した (取引所集団訴訟)、(iii) 米ドル建 LIBOR に連動した債券を購入した (債券集団訴訟)、(iv) 米ドル建 LIBOR に連動した変動金利モーゲージを購入した (住宅保有者集団訴訟)、または (v) 米ドル建 LIBOR に連動したローンを発行した (貸手集団訴訟) 原告らを特に代表して提起したと主張しています。

2012 年 8 月に、MDL 裁判所は、MDL 裁判所が主要 3 件の集団訴訟 (主要集団訴訟) および主要 3 件の個別訴訟 (主要個別訴訟) における係属中の申立てに対応できるよう、新たに提起されたすべての集団訴訟を停止しました (停止訴訟)。

2013 年 3 月に、MDL 裁判所は、BBPLC およびその他の被告であるパネル銀行を相手取った主要集団訴訟および主要個別訴訟における大半の請求を棄却する判決を下しました。

この判決を受け、主要集団訴訟の原告らは、修正訴状の提出または 2013 年 3 月の判決の一部に対する控訴の承認を求めました。2013 年 8 月および 2014 年 6 月に、MDL 裁判所は主要集団訴訟で提起された申立ての大半を棄却しました。その結果、以下が生じました。

- 債券集団訴訟は全面的に棄却されました。
- 取引所集団訴訟の請求は CEA 法に基づく請求に限定されました。
- OTC 集団訴訟の請求は不当利得および善意かつ公正に取引を行うという黙示の了解の違反に関する請求に限定されました。

MDL 裁判所の 2013 年 3 月の判決の後、主要個別訴訟の原告らは、上記の集団訴訟における当初の主張と同じ主張に基づく新たな訴訟をカリフォルニア州裁判所 (その後、MDL 裁判所に移送された) に提起しました。債券集団訴訟は、訴訟の棄却について第 2 巡回区連邦控訴裁判所 (第 2 巡回区) に控訴を試みましたが、第 2 巡回区は、MDL 裁判所が併合訴訟におけるすべての請求を解決する判決に至っていないことを理由に控訴を全面的に却下しました。2015 年 1 月に、連邦最高裁判所は第 2 巡回区の判決を覆し、第 2 巡回区は債券集団訴訟の控訴を審理すべきであると裁定しました。OTC 集団訴訟および取引所集団訴訟は、この控訴に参加する許可を得ました。以前、MDL 裁判所によって停止されていたその他特定の提起された集団訴訟も、反トラスト法に係る請求の却下に関して、当該控訴に参加する許可を得ました。

2014 年 12 月に、MDL 裁判所は、残りの取引所集団訴訟の 1,998 万米ドルでの和解について予備承認を与え、原告に和解金の分配計画を提示するよう要請しました。2015 年 1 月に、原告は、提案した分配手順および和解に関する集団通告を認める命令を求める申立てを提出し、MDL 裁判所に係属中です。

さらに、MDL 裁判所は停止訴訟の請求について対応を開始しました。州法に係る不正行為および不法な妨害に関する請求を含むこれらの請求の多くは、主要集団訴訟では主張されていませんでした。そのため、2014 年 10 月に、直接訴訟の原告(集団訴訟から脱退した原告)は修正訴状を提出し、2014 年 11 月に、被告は却下を求める申立てを行いました。2014 年 11 月に、貸手集団訴訟および住宅保有者集団訴訟の原告が修正訴状を提出しました。2015 年 1 月に、被告は却下を求める申立てを行いました。

更なる判決が下るまで MDL 裁判所の判決による最終的な影響は不明ですが、各裁判所がこうした判決を、下記の訴訟(一部の訴訟は、別のベンチマーク金利に関するものです。)を含む他の訴訟に影響するものと解釈する可能性があります。

SDNY における追加的な米ドル建 LIBOR 訴訟

2013 年 2 月に、BBPLC およびその他の被告であるパネル銀行を相手取った追加的な個別訴訟が SDNY において開始されました。原告は、被告であるパネル銀行が共謀して米ドル建 LIBOR を引き上げたことによって貸付金の担保として差し入れた債券の価値が下落し、最終的には市場が最悪の状態にある時点で当該債券の売却が生じたと主張しています。この訴訟は MDL 裁判所に割り当てられておらず、SDNY の別の裁判官による異なる日程で進行しています。被告であるパネル銀行は当該訴訟の却下を求め、2015 年 4 月に申立てが認められました。2015 年 6 月に、原告は修正訴状の提出を認めるよう求めており、申立ては係属中です。

SDNY におけるポンド建 LIBOR 訴訟

2015 年 5 月に、ポンド建 LIBOR に関連した取引所で取引される店頭取引デリバティブに関与した原告により、BBPLC およびその他のポンド建 LIBOR のパネル銀行を相手取った追加的な訴訟が SDNY において開始されました。訴状では特に、BBPLC およびその他のパネル銀行が 2005 年から 2010 年の間のポンド建 LIBOR の金利を操作し、その際、CEA 法、反トラスト法および RICO 法を違反したと主張しています。

SDNY における有価証券詐欺訴訟

BPLC、BBPLC および BCI はまた、LIBOR への金利情報提供を行うパネル銀行としての BBPLC の役割に関連して SDNY で係争中の有価証券集団訴訟において、BBPLC の元の役員および取締役 4 名と共に被告とされています。訴状は、米国 1934 年証券取引所法に基づく請求を主張し、BBPLC の 2006 年度から 2011 年度の年次報告書に、特に BBPLC のオペレーショナル・リスク管理プロセスおよび特定の法規制の準拠に関して虚偽表示が含まれており、また、記載の省略が行われていたと主に主張しています。訴状はまた、BBPLC の日次米ドル建 LIBOR の申告が米国証券法に違反して、虚偽の記載を構成していると主張しています。訴状は、2007 年 7 月 10 日から 2012 年 6 月 27 日の間に米国の証券取引所で BPLC がスポンサーであった米国預託証書を購入したすべての個人または事業体で形成される集団を代表して提出されました。2013 年 5 月に、地方裁判所は、訴状全体の棄却を求めた BBPLC の申立てを認めました。原告らは控訴し、2014 年 4 月に、第 2 巡回区は、原告の一部の請求の棄却を支持するものの、BBPLC の日次米ドル建 LIBOR の申告が米国証券法に違反して虚偽の記載を構成しているとする原告の請求の棄却を覆す命令を下しました。当該訴訟は以後の手續に関して地方裁判所に差し戻されており、2015 年度末までに証拠開示手續がほぼ完了する見込みです。2015 年 4 月に、原告は集団の認定を求める申立てを提出し、当該申立ては係属中です。

カリフォルニア州中央地区連邦地方裁判所における訴状

2012 年 7 月に、カリフォルニア州中央地区連邦地方裁判所における集団訴訟の訴状が、米ドル建 LIBOR に関連する主張を含め、かつ BBPLC を被告として指名するよう修正されました。修正訴状は、米ドル建 LIBOR に連動する変動利付モーゲージの所有者を含む集団を代表して提出されたものです。2015 年 1 月に、裁判所は BBPLC の略式判決を求める申立てを認め、BBPLC に対する残りすべての請求を却下しました。原告は裁判所の判決について第 9 巡回区連邦控訴裁判所に控訴しました。

SDNY における円建 LIBOR 訴訟

2012 年 4 月に、取引所で取引されるデリバティブに関与した原告により、BBPLC およびその他の円建 LIBOR のパネル銀行を相手取った追加的な訴訟が SDNY において開始されました。訴状では、日本銀行協会のユーロ円東京銀行間取引金利(ユーロ円 TIBOR)パネルのメンバーも指名されています(BBPLC はこのメンバーではありません)。訴状では特に、2006 年から 2010 年の間のユーロ円 TIBOR および円 LIBOR の金利操作ならびに CEA 法および米国シャーマン反トラスト法の違反を主張しています。被告は棄却の申立てを行い、2014 年 3 月に、裁判所は申立ての一部を認め、一部を棄却する判決を下しました。具体的には、裁判所は反トラスト法に係る原告の請求全体を棄却し、CEA 法に係る原告の請求を維持しました。CEA 法に係る請求に関する判決の再考を求める被告の申立ては、2014 年 10 月に裁判所によって棄却されました。原告は、RICO 法に係る請求を含む追加請求を加えた第 3 修正訴状の提出を認めるよう求めましたが、2015 年 3 月に棄却されました。原告は当該判決について直ちに控訴を求め、この請求は係属中です。証拠開示手續は 2015 年 5 月に開始しました。

EURIBOR 訴訟

2013 年 2 月に、BPLC、BBPLC、BCI およびその他の EURIBOR パネル銀行を相手取り、EURIBOR 関連の集団訴訟が提起されました。原告は、反トラスト法、CEA 法、RICO 法および不当利得に係る請求を主張しています。特に、BBPLC が他の EURIBOR パネル銀行と共謀して EURIBOR を操作したと主張しました。訴訟は、2005 年 6 月 1 日から 2011 年 3 月 31 日までの期間における NYSE LIFFE の EURIBOR 先物契約を購入および販売した者、ユーロ関連の先物契約を購入した者、ならびにその他のデリバティブ契約(EURIBOR に連動する金利スワップおよび金利先渡契約など)を購入した者を代表して提起されたものです。すべての手続は、裁判所が停止を変更し書面の証拠開示手続の開始を許可した 2015 年 5 月まで停止されました。

さらに、BBPLC は、EURIBOR を参照する金融商品に関する潜在的な米国反トラスト法違反に関連して、DOJ-AD から条件付で制裁措置の減免を認められています。条件付の減免措置が認められた結果、BBPLC は、(i) 条件付制裁措置の減免の対象となる行動に基づき、米国反トラスト法に基づく反トラスト民事訴訟において損害賠償が認められた場合、その責任を 3 倍損害賠償ではなく実際の責任に限定すること、(ii) BBPLC が DOJ-AD および協力義務を履行した民事訴訟を統括する裁判所を納得させることを条件として、かかる反トラスト民事訴訟に関連した潜在的な連帯責任から救済されることが認められています。

米国外のベンチマーク訴訟

米国の訴訟の他に、複数の管轄区域において、LIBOR および EURIBOR を操作したという主張に関連する訴訟が当グループに対して提起されている、あるいは提起される兆候があります。米国外の管轄区域におけるこのような訴訟の件数、かかる訴訟が関連するベンチマークの数、ならびにかかる訴訟が提起される管轄区域の数は時間の経過とともに増加しています。

請求金額／財務上の影響

現時点では、当該訴訟によって当グループが受ける財務上の影響またはこれらが当グループの特定期間における経営成績、キャッシュフローまたは財政状態に及ぼしうろ影響の見積りを提示することは実務的ではありません。

ISDAFIX レート操作に関する民事訴訟

2014 年 9 月以降、原告の集団を代表して、BBPLC、他の複数の銀行およびブローカー 1 社が米国シャーマン反トラスト法および複数の州法に違反し、共謀して米ドル建 ISDAFIX レートを操作したと主張する ISDAFIX レート関連の複数の民事訴訟が SDNY に提起されています。2015 年 2 月に併合修正訴状が提出されました。

請求金額／財務上の影響

現時点では、当該訴訟によって当グループが受ける財務上の影響またはこれらが当グループの特定期間における経営成績、キャッシュフローまたは財政状態に及ぼしうろ影響の見積りを提示することは実務的ではありません。

外国為替取引に関する民事訴訟

2013 年 11 月以降、原告の集団を代表して複数の民事訴訟が SDNY に提起されています。米国シャーマン反トラスト法およびニューヨーク州法に違反して外国為替市場を操作したと訴えているもので、BBPLC を含む数社の国際銀行が被告とされています。2014 年 2 月に、SDNY はその時点で係争中であった、米国人集団を主張するすべての訴訟を併合しました。

最近の動向

2015 年 1 月に、SDNY は当該併合訴訟の棄却を求める申立てを却下しましたが、非米国人集団を主張する 2 件の訴訟については棄却しました。

2015 年 2 月以降、この他に、パークレイズによる外国為替相場の操作に関連して被害を受けたと主張する原告集団を代表して、いくつかの民事訴訟が SDNY に、1 件の民事訴訟がカリフォルニア州北部地区に提起されており、BPLC、BBPLC および BCI を含む数社の国際銀行が被告として指名されています。新たに提起された訴訟のうちの 1 件は、米国従業員退職所得保障法(ERISA)法に基づく請求を主張するものであり、これには別の訴訟と重複する主張ならびに外国為替の売却の慣行に関する追加的な申立てが含まれています。この他の新たに提起された訴訟はすべて、米国シャーマン反トラスト法および／または米国商品取引法に基づく請求を主張しています。

請求金額／財務上の影響

現時点では、当該訴訟によって当グループが受ける財務上の影響またはこれらが当グループの特定期間における経営成績、キャッシュフローまたは財政状態に及ぼしうる影響は不確定です。

金価格操作に関する民事訴訟

2014年3月以降、BBPLCおよびその他のロンドン・ゴールド・マーケット・フィクシング・リミテッドのメンバーが、CEA法、米国シャーマン反トラスト法、ならびに州の反トラスト法および消費者保護法に違反して金および金デリバティブ契約の価格を操作したと主張する原告の集団をそれぞれ代表する、複数の民事訴訟が連邦裁判所に提起されています。これらの訴訟はすべて SDNY に移送され、公判前手続の目的上、併合されています。

請求金額／財務上の影響

現時点では、当該訴訟の潜在的エクスポージャーによる財務上の影響またはこれらが特定期間における経営成績、キャッシュフローまたは当グループの財政状態に及ぼしうる影響の見積りを提示することは実務的ではありません。

米国の住宅および商業モーゲージ関連業務および訴訟

2005年から2008年にかけての米国住宅モーゲージ市場における当グループの業務には以下が含まれていました。

- 約390億米ドルのプライベート・レーベルの証券化のスポンサリングおよび引受
- 約340億米ドルのその他のプライベート・レーベルの証券化の引受に係る経済的エクスポージャー
- 約2億米ドルの貸付金の政府系機関(GSE)への売却
- 約30億米ドルの貸付金のその他の者への売却
- 当グループが2007年に取得した企業(取得子会社)の関係会社であるモーゲージ・オリジネーターによってオリジネートされ第三者に売却された、約194億米ドルの貸付金(当該期間中に売却し、その後買い戻した約5億米ドルの貸付金控除後)の売却

この期間を通じて、当グループの関係会社は米国の住宅モーゲージ・バック証券(RMBS)および米国の商業モーゲージ・バック証券(CMBS)の流通市場取引に従事しており、かかる取引活動は現在も続いています。

当グループの貸付金の売却および特定のプライベート・レーベルの証券化に関連して、2015年6月30日に、当グループは、売却時点の元本残高が約26億米ドルの貸付金に関連する未解決の買戻請求を受け、当グループがかかると見込まれる貸付金の相当数を買戻すべきだと主張する様々な当事者による民事訴訟が開始されました。

また、当グループは、制定法および／またはコモンローに基づく請求を主張するRMBSの購入者によって提起された複数の訴訟の当事者となっています。2015年6月30日現在、当グループに対するこれらの未解決の請求に関連するRMBSの現在の未払額面価額は約8億米ドルでした。

特にDOJ、SEC、米国不良資産救済プログラム特別監察局、コネチカット地区連邦検事局およびニューヨーク州東部地区連邦検事局といった規制および政府当局は、モーゲージ・バック証券に関する市場慣行について広範な調査を開始しており、当グループはこれらの調査のいくつかに協力しています。

RMBSの買戻請求

背景

以下については、当グループが単独で様々なローン・レベルに対し表明および保証(R&W)を付しています。

- 当グループがスポンサーとなった証券化のうち約50億米ドル
- GSEに売却した貸付金のうち約2億米ドル
- その他の者に売却した貸付金約30億米ドル

また、取得子会社が第三者に売却した貸付金194億米ドルについてはすべて、取得子会社がR&Wを付しています。

当グループがスポンサーとなった証券化の残りに関する R&W は、主に第三者のオリジネーターが証券化信託に対して直接行い、証券化の預金者などの当グループの子会社が、より限定的な R&W を付しています。当グループ、取得子会社またはこれらの第三者が実施する大半の R&W に適用可能な、文書化された期限の規定はありません。

一定の状況では、R&W の違反があった場合に、当グループおよび／または取得子会社は関連する貸付金の買戻しまたはかかる貸付金に関連するその他の支払を要求されることがあります。

GSE およびその他の者に売却した貸付金およびプライベート・レーベル取引について当グループまたは取得子会社が行ったすべての R&W に関連する、2015 年 6 月 30 日までに受けた未解決の買戻請求の売却時点の当初の未払元本残高は約 26 億米ドルでした。

上記の未解決の買戻請求のうちの相当数(約 22 億米ドル)は、特定の RMBS の証券化に関して受託者が提起した民事訴訟に関連しています。当該訴訟において、受託者は、当グループおよび／または取得子会社は有効な R&W に違反した貸付金を買戻すべきであると主張しています。また、買戻請求を行っているこうした受託者およびその他の当事者は、かかる受託者が過去に行った特定の買戻請求で示した貸付金の金額を上回る(が、未確定の)金額の貸付金が、有効な R&W に違反していた可能性があると主張しています。買戻請求を伴うすべての訴訟は、未だ初期段階にあります。

また、取得子会社は 1 件の民事訴訟の対象となっており、当該訴訟では特に、1997 年から 2007 年の間に購入者に売却した貸付金に関連して取得子会社が付した R&W に違反があったために貸付金の購入者が被ったとする損害に対する補償を求めています。この訴訟は初期段階にあります。

請求金額／財務上の影響

現時点では、当該訴訟によって当グループが受ける財務上の影響またはこれらが当グループの特定期間における経営成績、キャッシュフローまたは財政状態に及ぼしう影響の見積りを提示することは実務的ではありません。

RMBS 証券訴訟

背景

上述の一部の RMBS 取引の結果、当グループは、2005 年から 2008 年の間に当グループがスポンサーとなった、および／または引き受けた RMBS の購入者が提起した複数の訴訟の当事者となっています。一般事項として、当該訴訟では特に、購入者が参考にしていたとされる RMBS の募集資料に重要な虚偽および誤解を生じさせる記載が含まれており、かつ／または記載の省略が行われていたと主張しており、概して、RMBS に関して支払った対価の回収と購入者の所有によって生じた金銭的損失の回収を要求しています。

当グループに対する係争中の民事訴訟に関連する RMBS の当初の額面価額は合計約 23 億米ドルであり、そのうち約 8 億米ドルが 2015 年 6 月 30 日現在の残高でした。

2015 年 6 月 30 日現在、これらの RMBS について計上された累積実現損失は約 2 億米ドルです。

請求金額／財務上の影響

当グループが係争中の訴訟で敗れた場合、(2015 年 6 月 30 日より後の元本の追加支払を考慮した)判決時点における RMBS の残高に、その時点での RMBS の累積損失ならびに利息、手数料および費用を加算し、その時点での RMBS の市場価額を控除し、その時点までに取り崩した剰余金を控除した金額を上限とする損失が発生する可能性がある当グループは考えています。

大抵の場合、これらの証券訴訟における購入者が損害賠償の具体的な金額を特定することはありませんが、当グループは、2015 年 6 月 30 日現在のこれらの RMBS の市場価額合計を約 4 億米ドルと見積っています。当グループは、かかる損失の一部について補償を受ける権利を有している可能性があります。

モーゲージに関連するその他の調査

RMBS の買戻請求および RMBS 証券訴訟に加えて、特に DOJ、SEC、米国不良資産救済プログラム特別監察局、コネチカット地区連邦検事局およびニューヨーク州東部地区連邦検事局といった数多くの規制および政府当局が、RMBS の募集における発行および引受の慣行ならびに RMBS と CMBS 両方の流通市場における取引慣行を含め、モーゲージ関連事業の様々な側面の調査を行っています。当グループは、金融危機以前のモーゲージ関連の不正行為の調査のために組織された金融詐欺対策タスクフォースの RMBS 作業部会(RMBS 作業部会)に関連する要請に引き続き対応しています。RMBS 作業部会メンバーによるいくつかの調査に関連して、複数の金融機関が、多額の金銭的支払を伴う和解を締結しています。

請求金額／財務上の影響

現時点では、当該訴訟によって当グループが受ける財務上の影響またはこれらが当グループの特定期間における経営成績、キャッシュフローまたは財政状態に及ぼしうる影響の見積りを提示することは実務的ではありません。

リーマン・ブラザーズ

2009年9月以降、BCIおよびBBPLCは、2008年9月にBCI、BBPLCおよび当グループの他の会社がリーマン・ブラザーズ・インク(LBI)の資産の大部分を取得した取引の特定の部分ならびにかかる売却(当該売却)を承認する裁判所命令(当該命令)に異議を唱える様々な企業との訴訟に関与しています。2015年5月に、BCIおよびBBPLCはリーマン・ブラザーズ・インクのSIPA管財人(管財人)と、当事者間で未解決となっていた当該売却に関連する訴訟を解決するため、和解に至りました。当該和解は2015年6月29日にSDNY連邦破産裁判所(破産裁判所)による承認を受け、当該売却に異議を申し立てる訴訟は決着しました。

背景情報

2009年9月に、リーマン・ブラザーズ・ホールディングス・インク(LBHI)、管財人およびリーマン・ブラザーズ・ホールディングス・インクの無担保債権者の公式委員会(委員会)は、当該売却の特定の部分および当該命令に異議を唱える申立てを破産裁判所に提起しました。原告らは、BCIへの一部の資産の譲渡を無効にすること、対価を超過してBCIが受取ったとされる分をすべてLBIの財産として返還するようにBCIに要求すること、BCIが売却書類および当該命令に従って主張している一部の資産に対する権利を有していないと宣言することについて、命令を求めました(ルール60による請求)。

2010年1月に、BCIは申立てに対する答弁書を提出し、また、LBHIおよびLBIが売却書類および当該命令で求められている受け渡しを行っていない一部の資産の受け渡しを求める申立てを行いました(これらの資産に対する管財人の競合する請求とあわせ、契約による請求)。

2011年に、破産裁判所はルール60による請求を却下し、契約による請求のうち、一部については管財人を支持し、一部についてはBCIを支持する判決を下しました。BCIと管財人はそれぞれ、契約による請求に関する破産裁判所の不利な判決に対して、SDNYに上訴を申立てました。LBHIおよび委員会は、ルール60による請求に関する破産裁判所の判決に対して上訴を行いました。

2012年7月に、SDNYは契約による請求について、BCIおよびBBPLCが以下を受け取る権利があるとする意見を公表しました。

- ・「清算勘定」資産(清算勘定資産)に関して管財人から11億米ドル(7億ポンド)。
- ・当該売却においてBCIに譲渡された上場デリバティブ勘定に関連して様々な金融機関で保有されている資産(ETD マージン)。

管財人は、第2巡回区に控訴しました。2014年8月に、第2巡回区は、清算勘定資産およびETD マージンに関するSDNYの決定を支持しました。

2014年10月に、管財人は、BCIおよびBBPLCが受領する権利を有するETD マージンに関してSDNYの判決の範囲の確認を求める申立てをSDNYに提起しました。この申立てにより、管財人は、管財人がETD マージンの構成要素ではないと主張する資産約11億米ドルに対するBCIおよびBBPLCの権利について異議を申し立てました。2015年4月に、SDNYはBCIおよびBBPLCに有利な判決を下し、BCIおよびBBPLCがすべてのETD マージンを受け取る権利があると確認しました。

2014年10月に、管財人はBBPLCに対して11億米ドル(7億ポンド)を支払い、清算勘定資産に関する管財人の責務はすべて遂行されたこととなります。

最近の動向

2014年12月に、管財人は連邦最高裁判所に対し、ETD マージンに関するSDNYおよび第2巡回区の判決の見直しを請求しました。2015年5月に、連邦最高裁判所は管財人の請求を却下しました。

2015年5月に、各当事者は、当事者間で未解決となっていた当該売却に関連する訴訟を解決するため、和解に至りました(当和解)。当和解は、2015年6月29日に破産裁判所により承認されました。当和解に従い、BBPLCは、管財人がETD マージンの構成要素ではないと主張していたすべての資産を受け取りました。ただし、管財人が留保する権利を有する8,000万米ドル(5,100万ポンド)の資産および引き続きBBPLCが受領する権利を有しており第三者から受領予定である約3億米ドルのETD マージンは除きます。

財務上の影響

2015 年 6 月 30 日現在、BBPLC は、BBPLC が当該売却および当和解の一部として権利を有するものの同日時点で未受領である資産について、約 16 億米ドル(10 億ポンド)を金融資産として貸借対照表に認識しています。当該金融資産には、当和解によって増加した 2015 年 6 月 30 日に終了した 6 ヶ月間の損益約 8 億米ドル(5 億ポンド)が反映されています。当和解に従い、管財人は 2015 年 7 月 2 日に約 13 億米ドル(9 億ポンド)を BBPLC に支払いました。これは、管財人が保有する ETD マージンから管財人が当和解の条件に基づいて留保する権利を有する 8,000 万米ドルの ETD マージンを差し引いた金額を表します。これにより、ETD マージンまたは当該売却に関する管財人の支払いは完了しました。管財人からこの支払いを受けたことにより、BBPLC では、引き続き BBPLC が受領する権利を有しており第三者から受領予定である ETD マージンに関する約 3 億米ドルの金融資産を貸借対照表に計上しています。

米国預託株式

BPLC、BBPLC、ならびに BPLC 取締役会の様々な元メンバーが、SDNY において併合された有価証券集団訴訟の被告とされています。当該訴訟は、BBPLC が 2008 年 4 月に当初の額面約 25 億米ドルで発行した特定の米国預託株式(2008 年 4 月の募集)の募集文書における虚偽表示および記載の省略を主張するものです。

背景情報

原告は、2008 年 4 月の募集に関する募集文書に、特に BBPLC のモーゲージ関連証券(米国のサブプライム関連を含む)のポートフォリオ、モーゲージおよび信用市場リスクに対する BBPLC のエクスポージャーならびに BBPLC の財政状態に関する虚偽表示が含まれており、また、記載の省略が行われていたと主張し、1933 年証券法に基づく請求を主張しています。原告は損害賠償の具体的な金額を特定していません。

2014 年 6 月に、SDNY は、被告による当該請求の棄却の申立てを退けました。当該訴訟では現在、証拠開示が行われています。

請求金額／財務上の影響

現時点では、当該訴訟によって当グループが受ける財務上の影響またはこれらが当グループの特定期間における経営成績、キャッシュフローまたは財政状態に及ぼす影響の見積りを提示することは実務的ではありません。

BDC ファイナンス・エルエルシー

BDC ファイナンス・エルエルシー(BDC)は BBPLC を相手取り、ISDA マスター契約(本契約)によって規定されるトータル・リターン・スワップのポートフォリオに関連する契約違反を主張する訴状をニューヨーク州地方裁判所に提出しました。BBPLC に不利な判定が下されましたが、ニューヨーク州控訴裁判所はこの判決を事実上覆しました。BDC に関連する当事者も、本契約に係る BBPLC の行為に関連し、コネチカット州裁判所において BBPLC および BCI を提訴しています。

背景情報

2008 年 10 月に、BDC は、BBPLC が BDC による 2008 年 10 月の要求(要求)に応じて超過担保とされる約 4,000 万米ドルの譲渡を履行しなかった際に本契約を違反したと主張する訴状をニューヨーク州地方裁判所に提出しました。

BDC は、本契約に基づき、かかる超過担保の譲渡の前に BBPLC には要求に異議を唱える権利はなく、仮に本契約によって当該譲渡を行う前に要求に異議を唱える権利が BBPLC にあったとした場合でも、BBPLC は要求に異議を唱えなかったと主張しています。

BDC は合計 2 億 9,800 万米ドルの損害賠償に弁護士報酬、諸経費および判決前の利息を求めています。

2012 年 8 月に、ニューヨーク州地方裁判所は BBPLC に部分的略式判決を認め、かかる超過担保の譲渡の前に BBPLC は要求に異議を唱える権利を有していたと裁定したものの、BBPLC が実際にこれを行ったかどうかを判定するための審理が必要であるとしました。両当事者は、ニューヨーク州地方裁判所の上訴部(ニューヨーク上訴部)に交差上訴を行いました。

2011 年 9 月に、BDC の投資顧問会社である BDCM ファンド・アドバイザー・エルエルシーおよびその親会社であるブラック・ダイヤモンド・キャピタル・ホールディングス・エルエルシーも、BBPLC と BCI に対して、本契約に関連する BBPLC の行為によって被ったとされる金額未確定の損害賠償を求める訴えをコネチカット州裁判所に起こしました。当該訴訟では、コネチカット州不正取引慣行法の違反ならびにビジネスおよび将来的なビジネス関係の不法な妨害に関する請求を主張しています。両当事者は、当該訴訟の延期に合意しています。

2013 年 10 月に、ニューヨーク上訴部は、BBPLC に有利となるようニューヨーク州地方裁判所が認めた部分的略式判決を無効とし、代わりに BDC の部分的略式判決の申立てを認め、BBPLC は本契約に違反したという判決を下しました。ニューヨーク上訴部は、BDC の損害賠償の金額については規定しておらず、この金額はニューヨーク州地方裁判所による決定もなされていません。

最近の動向

2015 年 2 月に、2013 年 10 月の判決に対する BBPLC の控訴に関連して、ニューヨーク州控訴裁判所は、BBPLC が本契約に違反したかどうかという事実の重要な争点が未解決であるため、いずれかの当事者に有利となる略式判決は認められないとして、ニューヨーク上訴部が BDC に対して認めた部分的略式判決を修正しました。ニューヨーク州控訴裁判所は、更なる手続を進めるようニューヨーク州地方裁判所にこの争点を差し戻しました。

請求金額／財務上の影響

BDC は、当グループに対し、合計 2 億 9,800 米ドルに弁護士報酬、諸経費および判決前の利息を請求しています。この金額は、当グループに不利となるように裁定が下された場合の当グループの潜在的な財務エクスポージャーを必ずしも反映したものではありません。

米国反テロリズム法に関する民事訴訟

2015 年 4 月に、約 250 名の原告グループがニューヨーク州東部地区連邦地方裁判所に修正民事訴訟を提起しました。当該民事訴訟は、当グループおよび複数の他の銀行が、共謀して米国反テロリズム法(ATA)に違反し、イラン政府およびイランの様々な銀行のために米ドル建の取引の促進を図ったために、これによって資金を得たヒズボラによる攻撃で原告の家族が負傷したと主張するものです。原告は、ATA の規定に基づく苦痛、身体的苦痛および精神的苦痛に関する回収を求めており、ATA では認定された損害の 3 倍の賠償を認めています。

請求金額／財務上の影響

現時点では、当該事項による財務上の影響またはこれらの事項が特定期間における経営成績、キャッシュフローまたは当グループの財政状態に及ぼしう影響の見積りを提示することは実務的ではありません。

クレジット・デフォルト・スワップ(CDS)に関する反トラスト法の調査および民事訴訟

欧州委員会および DOJ-AD は、CDS 市場に関する調査をそれぞれ 2011 年および 2009 年に開始しました。2013 年 7 月に、欧州委員会は、BBPLC、他の 12 の銀行、マークイット・リミテッドならびに ISDA に異議告知書を送付しました。この案件は、一部の銀行が集団行動を取って、上場信用デリバティブ商品の参入を遅らせ、または妨げたという懸念に関連しています。

欧州委員会がこの案件について結論に至った場合、制裁を科す予定であることを示しています。欧州委員会の制裁には罰金が含まれる可能性があります。DOJ-AD の調査は民事調査であり、類似案件に関連しています。BPLC は、米国で提起された、類似案件を主張する併合集団訴訟についても異議を唱えています。この案件における開示手続は進行中です。

請求金額／財務上の影響

現時点では、当該訴訟によって当グループが受ける財務上の影響またはこれらが当グループの特定期間における経営成績、キャッシュフローまたは財政状態に及ぼしう影響の見積りを提示することは実務的ではありません。

ポルトガル競争庁(Portuguese Competition Authority)による調査

ポルトガル競争庁は、当グループを含むポルトガルの 15 の銀行間での 11 年にわたるリテール・クレジット商品、特に、モーゲージ、消費者貸付ならびに中小企業への貸付に関する情報交換が競争法の侵害にあたるかどうかについて、調査を実施しています。当グループは当該調査に協力しています。

請求金額／財務上の影響

現時点では、これらの事項による財務上の影響またはこれらの事項が特定期間における経営成績、キャッシュフローまたは当グループの財政状態に及ぼしう影響の見積りを提示することは実務的ではありません。

一般事項

当グループは、英国と、海外の複数の管轄区域の両方において、その他の様々な法律、競争および規制関連事項に関わっています。当グループは、通常の営業活動の一環として随時生じる、契約、有価証券、債権回収、消費者信用、不正行為、信託、顧客資産、競争、データ保護、マネー・ロンダリング、雇用、環境ならびにその他の制定法およびコモンロー上の問題を含む(が、これらに限定されない)当グループによる、または当グループに対する訴訟の対象となっています。

また、当グループは、当グループが現在、または以前から関わっている消費者保護対策、法規制遵守、ホールセール取引活動ならびに銀行業務および事業活動のその他の分野(これらに限定はされない)に関連する、規制当局、政府機関またはその他の公共機関による聴取および検査、情報請求、監査、調査および訴訟ならびにその他の手続の対象となっています。

現時点において、当グループは、これらその他の案件の最終的な解決が当グループの財政状態に重大かつ不利な影響を与えるとは予想していません。しかしながら、こうした案件および本注記において具体的に記載されている案件に伴う不確実性の観点から、特定の 1 案件または複数の案件の結果が、特定の期間における当グループの経営成績またはキャッシュフローにとって重要でないという保証はありません。これは、特に、かかる案件によって生じる損失の金額若しくは当該報告期間に計上される収益の金額に依拠します。

18. 関連当事者取引

2015 年 6 月 30 日に終了した期間の関連当事者取引は、当グループの 2014 年度年次報告書に開示されている関連当事者取引と同様の性質ものです。2015 年に生じた関連当事者取引のうち、当グループの当期の財政状態または業績に重要な影響を及ぼすものではなく、また、2014 年度年次報告書に記載の関連当事者取引のうち、当グループの当期の財政状態または業績に重要な影響を及ぼしうる変更はありませんでした。

19. セグメント別開示

事業部門別業績の内訳	パーソナル・アンド・ コーポレート・バンキング (百万ポンド)	パークレイカード (百万ポンド)	アフリカ・ バンキング (百万ポンド)	インベストメント・ バンク (百万ポンド)
2015年6月30日終了上半期				
保険金控除後の収益合計	4,384	2,357	1,858	4,299
信用に関する減損費用およびその他の引当金繰入額	(178)	(563)	(193)	(1)
営業収益純額	4,206	1,794	1,665	4,298
営業費用	(2,491)	(961)	(1,116)	(2,795)
目標達成費用	(139)	(56)	(13)	(63)
その他の(費用)/収益純額 ¹	(48)	18	4	-
税引前利益	1,528	795	540	1,440
	(億ポンド)	(億ポンド)	(億ポンド)	(億ポンド)
資産合計	2,899	419	540	4,201

事業部門別業績の内訳	調整後 パークレイズ・ グループ (百万ポンド)	パークレイズ・ コア (百万ポンド)	パークレイズ・ ノンコア (百万ポンド)	調整後 パークレイズ・ グループ (百万ポンド)
2015年6月30日終了上半期				
保険金控除後の収益合計	42	12,940	42	12,982
信用に関する減損費用およびその他の引当金繰入額	(1)	(936)	(37)	(973)
営業収益純額	41	12,004	5	12,009
営業費用	(85)	(7,448)	(498)	(7,946)
目標達成費用	(22)	(293)	(23)	(316)
その他の収益/(費用)純額 ¹	4	(22)	4	(18)
税引前(損失)/利益	(62)	4,241	(512)	3,729
	(億ポンド)	(億ポンド)	(億ポンド)	(億ポンド)
資産合計	526	8,585	3,382	11,967

事業部門別業績の内訳	パーソナル・アンド・ コーポレート・バンキング (百万ポンド)	パークレイカード (百万ポンド)	アフリカ・ バンキング (百万ポンド)	インベストメント・ バンク (百万ポンド)
2014年6月30日終了上半期				
保険金控除後の収益合計	4,361	2,124	1,773	4,257
信用に関する減損費用およびその他の引当金繰入額	(230)	(537)	(196)	26
営業収益純額	4,131	1,587	1,577	4,283
営業費用	(2,554)	(822)	(1,082)	(2,943)
目標達成費用	(115)	(36)	(17)	(282)
その他の収益純額 ¹	6	35	6	-
税引前利益	1,468	764	484	1,058
	(億ポンド)	(億ポンド)	(億ポンド)	(億ポンド)
資産合計	2,681	362	524	4,462

事業部門別業績の内訳	調整後 パークレイズ・ グループ (百万ポンド)	パークレイズ・ ノンコア (百万ポンド)	パークレイズ・ コア (百万ポンド)	調整後 パークレイズ・ グループ (百万ポンド)
2014年6月30日終了上半期				
保険金控除後の収益合計	159	12,674	658	13,332
信用に関する減損費用およびその他の引当金繰入額	-	(937)	(149)	(1,086)
営業収益純額	159	11,737	509	12,246
営業費用	(91)	(7,491)	(893)	(8,383)
目標達成費用	(2)	(453)	(41)	(494)
その他の収益/(費用)純額 ¹	-	47	(66)	(20)
税引前利益/(損失)	66	3,840	(491)	3,349
	(億ポンド)	(億ポンド)	(億ポンド)	(億ポンド)
資産合計	433	8,462	4,686	13,149

¹ その他の収益/(費用)の内容は、関連会社およびジョイント・ベンチャーの税引後損益に対する持分、子会社、関連会社およびジョイント・ベンチャーの売却益(損)ならびに合併に係る利益です。

調整後ベースから法定ベースへの調整	パークレイズ・グループ調整後 (百万ポンド)	当グループ自身の信用度 (百万ポンド)	英国顧客への補償に係る引当金 (百万ポンド)	米国リーマン買収資産に係る利益 (百万ポンド)	主に外国為替に関する継続的調査および訴訟に係る引当金 (百万ポンド)	スペイン事業の売却損 (百万ポンド)	確定退職給付負債の一部に係る評価益 (百万ポンド)	パークレイズ・グループ法定 (百万ポンド)
2015年6月30日終了上半期								
保険金控除後の収益合計	12,982	410	-	496	-	-	-	13,888
信用に関する減損費用およびその他の引当金繰入額	(973)	-	-	-	-	-	-	(973)
営業収益純額	12,009	410	-	496	-	-	-	12,915
営業費用	(7,946)	-	(1,032)	-	(800)	-	429	(9,349)
目標達成費用	(316)	-	-	-	-	-	-	(316)
その他の(費用)/収益純額	(18)	-	-	-	-	(118)	-	(136)
利益/(損失)	3,729	410	(1,032)	496	(800)	(118)	429	3,114
2014年6月30日終了上半期	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)
保険金控除後の収益合計	13,332	52	-	-	-	-	-	13,384
信用に関する減損費用およびその他の引当金繰入額	(1,086)	-	-	-	-	-	-	(1,086)
営業収益純額	12,246	52	-	-	-	-	-	12,298
営業費用	(8,383)	-	(900)	-	-	-	-	(9,283)
目標達成費用	(494)	-	-	-	-	-	-	(494)
その他の(費用)/収益純額	(20)	-	-	-	-	-	-	(20)
利益/(損失)	3,349	52	(900)	-	-	-	-	2,501

20. バークレイズ・ピーエルシー親会社貸借対照表

	2015 年 6 月 30 日現在 (百万ポンド)	2014 年 12 月 31 日現在 (百万ポンド)
資産		
子会社に対する投資	34,303	33,743
子会社に対する貸付金	5,318	2,866
デリバティブ	194	313
その他の資産	184	174
資産合計	39,999	37,096
負債		
銀行預り金	519	528
劣後負債	800	810
発行債券	4,518	2,056
その他の負債	-	10
負債合計	5,837	3,404
株主資本		
払込済株式資本	4,193	4,125
株式払込剰余金	17,330	16,684
その他の持分商品	4,326	4,326
株式償還準備金	394	394
利益剰余金	7,919	8,163
株主資本合計	34,162	33,692
負債および株主資本合計	39,999	37,096

子会社に対する投資

子会社に対する投資 343 億 300 万ポンド(2014 年度:337 億 4,300 万ポンド)はバークレイズ・バンク・ピーエルシーに対する投資であり、追加的 Tier 1(AT 1)証券 43 億 2,600 万ポンド(2014 年度:43 億 2,600 万ポンド)を含んでいます。当期中の 5 億 6,000 万ポンドの増加はバークレイズ・バンク・ピーエルシーに対して行なった現金拠出によるものです。

子会社に対する貸付金および発行債券

2015 年度上半期にバークレイズ・ピーエルシーは固定金利優先債券 40 億ポンドを発行し、発行債券として会計処理しました。この取引により調達した資金はバークレイズ・バンク・ピーエルシーに対する固定金利優先貸付金 40 億ポンドを実行するために用いられました。この貸付金には、バークレイズ・ピーエルシーが発行した債券に対応する格付けが付されています。

株主情報

財務関連の日程¹

	日付
配当権利落ち日	2015年8月6日
配当基準日	2015年8月7日
株式配当価額の決定および株主への公表	2015年8月13日
申請書または取消申請書(該当がある場合)の受領締切(ロンドン時間の午後4時30分)	2015年8月21日
配当支払日/新株の取引開始日	2015年9月14日
2015年度第3四半期決算報告書	2015年10月29日

米国およびカナダの居住者である米国預託証券(ADR)の適格保有者の場合、普通株式1株当たり1ペンスの第2中間配当はADS1株当たり4ペンスとなります(ADS1株は4株です)。ADR預託機関は、2015年8月7日金曜日の営業終了時点で登録しているADR保有者に対し、2015年9月14日月曜日に第2中間配当を宣言します。配当権利落ち日は2015年8月5日水曜日です。

換算レート ²	増減率 ³ (%)				
	2015年 6月30日	2014年 12月31日	2014年 6月30日	2014年 12月31日	2014年 6月30日
期末—米ドル／英ポンド	1.57	1.56	1.71	1%	(8%)
6ヶ月平均—米ドル／英ポンド	1.52	1.63	1.67	(7%)	(9%)
3ヶ月平均—米ドル／英ポンド	1.53	1.58	1.68	(3%)	(9%)
期末—ユーロ／英ポンド	1.41	1.28	1.25	10%	13%
6ヶ月平均—ユーロ／英ポンド	1.37	1.26	1.22	9%	12%
3ヶ月平均—ユーロ／英ポンド	1.38	1.27	1.23	9%	12%
期末—南アフリカ・ランド／英ポンド	19.12	18.03	18.17	6%	5%
6ヶ月平均—南アフリカ・ランド／英ポンド	18.16	17.85	17.82	2%	2%
3ヶ月平均—南アフリカ・ランド／英ポンド	18.49	17.75	17.76	4%	4%

株価データ	2015年 6月30日	2014年 12月31日	2014年 6月30日
	6月30日	12月31日	6月30日
パークレイズ・ピーエルシー	260.50 ペンス	243.50 ペンス	212.80 ペンス
パークレイズ・ピーエルシー株式数	167億 7,300 万株	164億 9,800 万株	164億 1,700 万株
パークレイズ・アフリカ・グループ・リミテッド(旧アブサ・グループ・リミテッド)	182.98 南アフリカ ・ランド	182.00 南アフリカ ・ランド	161.50 南アフリカ ・ランド
パークレイズ・アフリカ・グループ・リミテッド(旧アブサ・グループ・リミテッド)株式数	8億 4,800 万株	8億 4,800 万株	8億 4,700 万株

他の情報に関するお問い合わせ先

インベスター・リレーションズ

キャサリン・マクレランド⁺ +44 (0) 20 7116 4943

メディア・リレーションズ

ウィル・ボウエン +44 (0) 20 3134 7744

パークレイズに関する他の情報は私どものウェブサイトからご確認ください: Barclays.com

登録事務所

英国 E14 5HP ロンドン チャーチル・プレイス 1 電話番号: +44 (0) 20 7116 1000 会社番号: 48839

登録機関

パークレイズの登録機関 英国 BN99 6DA ウェスト・サセックス ランシング スペンサー・ロード アスペクト・ハウス エクイニティ
電話番号: (英国内から) 0871 384 2055⁴ (英国外から) +44 121 415 7004

- これらの発表日は暫定的なものであり、変更される可能性があります。株式配当プログラムの日程に変更があった場合、Barclays.com/dividends に掲載されます。
- 上記の平均レートは、当年度の日次直物相場から算出したものです。
- この増減率は、英ポンドで報告された情報が受ける影響です。
- 通話には、1分当たり8ペンスとネットワーク使用料がかかります。営業時間は、英国の祝日を除く月曜日から金曜日の午前8時30分から午後5時30分(英国時間)です。

株主情報

上場

パークレイズ・ピーエルシー普通株式の主たる取引市場は、ロンドン証券取引所です。ニューヨーク証券取引所では、ティッカー・シンボル「BCS」
として ADS 形式で取引されています。各 ADS は、額面 25 ペンスの普通株式 4 株を表し、ADR 1 株によって表章されます。ADR 預託機関は、JP
モルガン・チェース・バンクです。同社の電話番号は、(英国外から)+1-651-453-2128、(英国内から)1-800-990-1135、住所は、アメリカ合衆国
MN 55164-0504 セント・ポール 私書箱 64504 JP モルガン・チェース・バンクです。

パークレイズ・ピーエルシー株式配当プログラム

株主の皆様におかれましては、パークレイズ・ピーエルシー株式配当プログラム(当プログラム)にご加入いただくと、ご自身の配当金をパークレ
イズ株式に再投資することが可能となります。当プログラムでは、株主の皆様のご希望に応じて、現金配当の代わりに取引費用や印紙税なしで
パークレイズ・ピーエルシーの新規全額払込済普通株式をご提供いたします。

当プログラムへの新規加入または退会に関する条件や情報等の詳細については、Barclays.com/dividends をご覧いただくか、当社の登録機関で
あるエクイニティにお問い合わせください。お電話の場合は、(英国内から)0871 384 2055¹、(英国外から)+44 121 415 7004 まで、郵送の場合は、
英国 BN99 6DA ウェスト・サセックス ランシング スペンサー・ロード アспект・ハウス エクイニティまでご連絡ください。

¹ 通話には、1 分当たり 8 ペンスとネットワーク使用料がかかります。営業時間は、英国の祝日を除く月曜日から金曜日の午前 8 時 30 分から午後 5 時 30 分(英国
時間)です。

事業内容の概要及び主要な経営指標等の推移

以下は、パークレイズ・バンク・ピーエルシーの事業内容の概要及び主要な経営指標等の推移である。
なお、以下の情報は、2015年3月3日に公表されたパークレイズ・バンク・ピーエルシーの2014年度年次報告書（アニュアル・レポート）からの抜粋である。

1. 事業内容の概要

パークレイズ・コア

2014年5月に発表されたグループ・ストラテジー・アップデートの一環として、当グループの活動はコア及びノンコアの各事業部門に再編されている。コア事業はパークレイズの未来を創るものであり、以下の5つの事業分野から成る。

- ・ **パーソナル・アンド・コーポレート・バンキング（PCB）** は、パーソナル・バンキング、モーゲージ、ウェルス・アンド・インベストメント・マネジメント及びコーポレート・バンキングで構成される部門である。これらの業務を通して、英国及び一部の海外市場で顧客のニーズに添えている。これらの業務を一体運営することによって、特にデジタル・チャンネル内でのプラットフォームの統合及び専門知識の活用を通じて、商品及び顧客セグメント能力、並びにコスト削減のシナジーを高めることができる。
- ・ **パークレイカード**は、消費者及び法人顧客に対し、クレジットカード及び消費者向け貸付を含む国際的な決済サービスを提供している。
- ・ **アフリカ・バンキング事業**は、リテール・アンド・ビジネス・バンキング（RBB）、ウェルス・インベストメント・マネジメント・アンド・インシュアランス（WIMI）、コーポレート・アンド・インベストメント・バンキング（CIB）という3つの主要事業、及びアフリカの本社機能で運営されている。
- ・ **インベストメント・バンク**は現在、オリジネーションを主としリターンに的を絞った市場業務及びバンキング業務で構成されている。
- ・ **本社**は、本社機能及び本部サポート機能、移行事業及び連結調整から構成されている。

パークレイズ・ノンコア

パークレイズ・ノンコア（BNC）は、パークレイズにとって戦略的に魅力がなくなった事業及び資産を集めた部門であり、これらは大きく3つの範疇に分けて管理されている。

- ・ ヨーロッパ・リテールのすべてを含む、ビジネス。
- ・ インベストメント・バンクのポートフォリオ資産及び英国コーポレートの長期固定金利ローンのポートフォリオを含めた、証券及びローン。
- ・ 取引されたレガシー・デリバティブ・ポートフォリオを含む、デリバティブ。

2. 主要な経営指標等の推移

過去5年間の主要な経営指標

【主要な経営指標等の推移】

2010年度、2011年度、2012年度、2013年度及び2014年度の主要な経営指標（IFRSに基づく）
パークレイズ・バンク・ピーエルシー

	当グループ				
	2014年 (百万ポンド)	2013年 (百万ポンド)	2012年 (百万ポンド)	2011年 (百万ポンド)	2010年 (百万ポンド)
損益計算書からの抜粋データ（注1）					
保険金控除後の収益合計	25,335	27,954	24,857	32,382	31,450
税引前利益	2,309	2,885	650	5,974	6,079
税引後利益	854	1,308	33	4,046	4,563
貸借対照表からの抜粋データ					
非支配持分を除く株主資本合計	63,794	61,009	57,067	62,078	59,174
資産合計（注2）	1,358,693	1,344,201	1,512,777	1,588,555	1,523,736
キャッシュフロー計算書からの抜粋データ（注3）					
営業活動からのキャッシュ純額	(12,091)	(25,282)	(15,121)	28,868	17,722
投資活動からのキャッシュ純額	10,661	(22,655)	(6,718)	(1,912)	(5,627)
財務活動からのキャッシュ純額	(1,414)	6,260	(1,923)	(5,750)	1,123
現金及び現金同等物一期末現在	78,479	81,754	121,896	149,673	131,400
その他					
当期包括利益／（損失）合計	3,492	(3,279)	(1,292)	4,840	4,500
平均従業員数（注4）	135,300	140,300	143,700	149,700	151,300

(続き)

	当行				
	2014年	2013年	2012年	2011年	2010年
	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)
損益計算書からの抜粋データ（注１）					
保険金控除後の収益合計					
税引前利益					
税引後利益					
貸借対照表からの抜粋データ					
非支配持分を除く株主資本合計	56,712	52,978	45,300	50,759	50,045
資産合計（注２）	1,265,756	1,315,189	1,490,702	1,602,603	1,536,290
キャッシュフロー計算書からの抜粋データ（注３）					
営業活動からのキャッシュ純額	(7,862)	(26,356)	(4,256)	26,250	13,075
投資活動からのキャッシュ純額	4,066	(24,424)	(9,286)	(475)	(5,422)
財務活動からのキャッシュ純額	(1,012)	6,650	(4,264)	(4,215)	1,942
現金及び現金同等物一期末現在	60,728	66,355	107,664	128,572	109,009
その他					
当期包括利益／（損失）合計					
平均従業員数（注４）					

(注1) 2006年会社法第408条(3)に基づき、2010年度、2011年度、2012年度、2013年度及び2014年度について親会社の損益計算書は表示されていない。

(注2) 2013年度及び2012年度の当グループ及び当行の比較数値は、IAS第32号(改訂)の適用を反映するために修正再表示されている。2011年度及び2010年度の当グループの比較数値は、IAS第32号(改訂)及びIAS第19号「従業員給付」(2011年改訂)の適用を反映するために修正再表示されている。2011年度及び2010年度の当行の比較数値は、2014年5月30日に関東財務局長に提出したパークレイズ・バンク・ピーエルシーの有価証券報告書において開示されたものであり、修正再表示されていない。

(注3) 2013年度の比較数値は、IAS第32号(改訂)の適用を反映するために修正再表示されている。2012年度、2011年度及び2010年度の比較数値については、修正再表示した数値がパークレイズ・バンク・ピーエルシーの2014年度年次報告書において開示されていない。上表に掲載されている2012年度、2011年度及び2010年度の比較数値は、2014年5月30日に関東財務局長に提出したパークレイズ・バンク・ピーエルシーの有価証券報告書において開示されたものであり、修正再表示されていない。

(注4) 当行の従業員数は不明である。従業員数については、当グループの従業員数を参照のこと。

無登録格付に関する説明書 (スタンダード&プアーズ・レーティングズ・サービスズ)

格付会社に対しては、市場の公正性・透明性の確保の観点から、金融商品取引法に基づく信用格付業者の登録制が導入されております。

これに伴い、金融商品取引業者等は、無登録格付業者が付与した格付を利用して勧誘を行う場合には、金融商品取引法により、無登録格付である旨及び登録の意義等を顧客に告げなければならないこととされております。

○登録の意義について

登録を受けた信用格付業者は、①誠実義務、②利益相反防止・格付プロセスの公正性確保等の業務管理体制の整備義務、③格付対象の証券を保有している場合の格付付与の禁止、④格付方針等の作成及び公表・説明書類の公衆縦覧等の情報開示義務等の規制を受けるとともに、報告徴求・立入検査、業務改善命令等の金融庁の監督を受けることとなりますが、無登録格付業者は、これらの規制・監督を受けておりません。

○格付会社グループの呼称等について

格付会社グループの呼称：スタンダード&プアーズ・レーティングズ・サービスズ

グループ内の信用格付業者の名称及び登録番号：スタンダード&プアーズ・レーティング・ジャパン株式会社（金融庁長官（格付）第5号）

○信用格付を付与するために用いる方針及び方法の概要に関する情報の入手方法について

スタンダード&プアーズ・レーティング・ジャパン株式会社のホームページ（<http://www.standardandpoors.co.jp>）の「ライブラリ・規制関連」の「無登録格付け情報」（<http://www.standardandpoors.co.jp/unregistered>）に掲載されております。

○信用格付の前提、意義及び限界について

スタンダード&プアーズ・レーティングズ・サービスズ（以下「レーティングズ・サービスズ」）の信用格付は、発行体または特定の債務の将来の信用力に関する現時点における意見であり、発行体または特定の債務が債務不履行に陥る確率を示した指標ではなく、信用力を保証するものでもありません。また、信用格付は、証券の購入、売却または保有を推奨するものでなく、債務の市場流動性や流通市場での価格を示すものでもありません。

信用格付は、業績や外部環境の変化、裏付け資産のパフォーマンスやカウンターパーティの信用力変化など、さまざまな要因により変動する可能性があります。

レーティングズ・サービスズは、信頼しうると判断した情報源から提供された情報を利用して格付分析を行っており、格付意見に達することができるだけの十分な品質および量の情報が備わっていると考えられる場合にのみ信用格付を付与します。しかしながら、レーティングズ・サービスズは、発行体やその他の第三者から提供された情報について、監査・デューデリジェンスまたは独自の検証を行っておらず、また、格付付与に利用した情報や、かかる情報の利用により得られた結果の正確性、完全性、適時性を保証するものではありません。さらに、信用格付によっては、利用可能なヒストリカルデータが限定的であることに起因する潜在的なリスクが存在する場合もあることに留意する必要があります。

この情報は、平成27年7月1日に信頼できると考えられる情報源から作成しておりますが、その正確性・完全性を当社が保証するものではありません。詳しくは上記スタンダード&プアーズ・レーティング・ジャパン株式会社のホームページをご覧ください。

以 上

無登録格付に関する説明書

(ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク)

格付会社に対しては、市場の公正性・透明性の確保の観点から、金融商品取引法に基づく信用格付業者の登録制が導入されております。

これに伴い、金融商品取引業者等は、無登録格付業者が付与した格付を利用して勧誘を行う場合には、金融商品取引法により、無登録格付である旨及び登録の意義等を顧客に告げなければならないこととされております。

○登録の意義について

登録を受けた信用格付業者は、①誠実義務、②利益相反防止・格付プロセスの公正性確保等の業務管理体制の整備義務、③格付対象の証券を保有している場合の格付付与の禁止、④格付方針等の作成及び公表・説明書類の公衆縦覧等の情報開示義務等の規制を受けるとともに、報告徴求・立入検査、業務改善命令等の金融庁の監督を受けることとなりますが、無登録格付業者は、これらの規制・監督を受けておりません。

○格付会社グループの呼称等について

格付会社グループの呼称：ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク

グループ内の信用格付業者の名称及び登録番号：ムーディーズ・ジャパン株式会社（金融庁長官（格付）第2号）

○信用格付を付与するために用いる方針及び方法の概要に関する情報の入手方法について

ムーディーズ・ジャパン株式会社のホームページ（ムーディーズ日本語ホームページ（<http://www.moodys.co.jp>）の「信用格付事業」をクリックした後に表示されるページ）にある「無登録業者の格付の利用」欄の「無登録格付説明関連」に掲載されております。

○信用格付の前提、意義及び限界について

ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク（以下、「ムーディーズ」という。）の信用格付は、事業体、与信契約、債務又は債務類似証券の将来の相対的信用リスクについての、現時点の意見です。ムーディーズは、信用リスクを、事業体が契約上・財務上の義務を期日に履行できないリスク及びデフォルト事由が発生した場合に見込まれるあらゆる種類の財産的損失と定義しています。信用格付は、流動性リスク、市場リスク、価格変動性及びその他のリスクについて言及するものではありません。また、信用格付は、投資又は財務に関する助言を構成するものではなく、特定の証券の購入、売却、又は保有を推奨するものではありません。ムーディーズは、いかなる形式又は方法によっても、これらの格付若しくはその他の意見又は情報の正確性、適時性、完全性、商品性及び特定の目的への適合性について、明示的、黙示的を問わず、いかなる保証も行っておりません。

ムーディーズは、信用格付に関する信用評価を、発行体から取得した情報、公表情報を基礎として行っております。ムーディーズは、これらの情報が十分な品質を有し、またその情報源がムーディーズにとって信頼できると考えられるものであることを確保するため、全ての必要な措置を講じています。しかし、ムーディーズは監査を行う者ではなく、格付の過程で受領した情報の正確性及び有効性について常に独自の検証を行うことはできません。

この情報は、平成27年7月1日に信頼できると考えられる情報源から作成しておりますが、その正確性・完全性を当社が保証するものではありません。詳しくは上記ムーディーズ・ジャパン株式会社のホームページをご覧ください。

以 上

無登録格付に関する説明書

(フィッチ・レーティングス)

格付会社に対しては、市場の公正性・透明性の確保の観点から、金融商品取引法に基づく信用格付業者の登録制が導入されております。

これに伴い、金融商品取引業者等は、無登録格付業者が付与した格付を利用して勧誘を行う場合には、金融商品取引法により、無登録格付である旨及び登録の意義等を顧客に告げなければならないこととされております。

○登録の意義について

登録を受けた信用格付業者は、①誠実義務、②利益相反防止・格付プロセスの公正性確保等の業務管理体制の整備義務、③格付対象の証券を保有している場合の格付付与の禁止、④格付方針等の作成及び公表・説明書類の公衆縦覧等の情報開示義務等の規制を受けるとともに、報告徴求・立入検査、業務改善命令等の金融庁の監督を受けることとなりますが、無登録格付業者は、これらの規制・監督を受けておりません。

○格付会社グループの呼称等について

格付会社グループの呼称：フィッチ・レーティングス（以下「フィッチ」と称します。）

グループ内の信用格付業者の名称及び登録番号：フィッチ・レーティングス・ジャパン株式会社（金融庁長官（格付）第7号）

○信用格付を付与するために用いる方針及び方法の概要に関する情報の入手方法について

フィッチ・レーティングス・ジャパン株式会社のホームページ（<http://www.fitchratings.co.jp>）の「規制関連」セクションにある「格付方針等の概要」に掲載されております。

○信用格付の前提、意義及び限界について

フィッチの格付は、所定の格付基準・手法に基づく意見です。格付はそれ自体が事実を表すものではなく、正確又は不正確であると表現し得ません。信用格付は、信用リスク以外のリスクを直接の対象とはせず、格付対象証券の市場価格の妥当性又は市場流動性について意見を述べるものではありません。格付はリスクの相対的評価であるため、同一カテゴリーの格付が付与されたとしても、リスクの微妙な差異は必ずしも十分に反映されない場合もあります。信用格付はデフォルトする蓋然性の相対的序列に関する意見であり、特定のデフォルト確率を予測する指標ではありません。

フィッチは、格付の付与・維持において、発行体等信頼に足ると判断する情報源から入手する事実情報に依拠しており、所定の格付方法に則り、かかる情報に関する調査及び当該証券について又は当該法域において利用できる場合は独立した情報源による検証を、合理的な範囲で行いますが、格付に関して依拠する全情報又はその使用結果に対する正確性、完全性、適時性が保証されるものではありません。ある情報が虚偽又は不当表示を含むことが判明した場合、当該情報に関連した格付は適切でない場合があります。また、格付は、現時点の事実の検証にもかかわらず、格付付与又は据置時に予想されない将来の事象や状況に影響されることがあります。

信用格付の前提、意義及び限界の詳細にわたる説明については、フィッチの日本語ウェブサイト上の「格付及びその他の形態の意見に関する定義」をご参照ください。

この情報は、平成27年7月1日に信頼できると考えられる情報源から作成しておりますが、その正確性・完全性を当社が保証するものではありません。詳しくは上記フィッチのホームページをご覧ください。

以 上

早期償還条項付 他社株転換条項付 デジタルクーポン円建債券

商品内容確認書

特殊なリスクを内包する債券のご提供にあたり、ご確認いただくリスクおよびご留意事項について、正しくご理解いただいていることを確認させていただく書面です。

本取引の内容等を十分ご理解の上、お取引いただきますようお願いいたします。

■ 投資経験について

本債券は、通常の債券に比べ複雑な商品性を有しております。本債券の商品性を理解する投資経験をお持ちであること。

■ リスクについて

信用リスク

本債券の発行者や、本債券の元利金の支払いを保証している者の信用状況の悪化等により、元本や利子の支払いの停滞若しくは支払不能の発生または特約による元本の削減等がなされるリスクがあること。

なお、金融機関が発行する債券は、信用状況が悪化して破綻のおそれがある場合などには、発行者の本拠所在地国の破綻処理制度が適用され、所管の監督官庁の権限で、債権順位に従って元本や利子の削減や株式への転換等が行われる可能性があること。ただし、適用される制度は発行者の本拠所在地国により異なり、また今後変更される可能性があること。

価格変動リスク

償還前の本債券の価格は、金利および対象銘柄の株価水準の変動等の影響を受けるため、償還前に売却する場合には投資元本を割り込み、損失が生じるおそれがあること。また、市場環境の変化により流動性（換金性）が著しく低くなった場合、売却することができない可能性があること。

早期償還リスク

本債券は、一定の条件が満たされた場合、いずれかの早期償還日に本債券の額面でそのすべてについて償還され、当該償還の日から後のかかる満期償還日前の償還がなされなければ受領するはずであった利息を受領することができなくなる場合があること。さらに、かかる満期償還日前の償還の時点での一般実勢レートで再投資した場合に、かかる満期償還日前の償還がなされない場合に得られる本債券の利息と同等の利回りを得られない可能性があること。

中途売却リスク

本債券は金融商品取引所その他の日本国内外の取引所に上場されておらず、また満期償還金額及び売却金額は償還対象株式の市場価格に連動すること等から、流動性（換金性）が

低く、本債券の買手を見つけることが困難であるため、当社は原則として本債券の償還期日前の途中売却を受け付けていないこと。

元本リスク

本債券は、期中に早期償還の適用を受けず、かつ観察期間中の対象銘柄の株価が一度でもロックイン判定水準以下になり、最終償還判定日における対象銘柄の後場終値が当初価格未満であった場合、満期償還時に現金でなく対象銘柄を受け取ることとなるため、満期償還額は当初投資された額面金額を下回る（最小でゼロとなる）可能性があること。

利率変動リスク

本債券の利率は、初回利払日に支払われる利息については固定利率が適用されるが、次回利払日以降に支払われる利息については、対象銘柄の株価の水準により適用される利率が変動すること。

想定損失について

本債券は、対象銘柄の株価の変動に連動して利金および償還金のお受取金額が変動する仕組みを組み入れております。「満期償還時の想定損失額」および「中途売却時の想定損失額」について確認・理解し、特に以下に掲げる事項について、十分に理解したこと。

- ① 本商品に影響を与える主要な金融指標等の水準の推移等から想定される損失額
- ② 想定した前提と異なる状況になった場合、更に損失が拡大する可能性があること
- ③ 本商品を中途売却する場合の売却額（中途売却価格）の内容
- ④ 実際に本商品を中途売却する場合には、試算した売却額より下回る可能性があること

■ 商品内容のご理解について

本取引に関し、対象となる金融指標等を含む基本的な仕組みやリスクについて、十分に理解したこと。

■ 資産運用に対する考え方について

本取引により想定される損失額（中途売却した場合の中途売却価格を含む。）を踏まえ、許容できる損失額及び資産の状況への影響に照らして、取引できる契約内容であること。

■ お客様の投資目的・意向との適合性について

本債券は、上記の通り元本リスクのある商品であり、元本の安全性を重視するお客様については本債券は必ずしも適合するものではありません。本取引に関しては、お客様の投資目的・意向をお客様自らにおいて確認し、本債券の商品内容及びリスクを勘案のうえ、自らの投資目的・意向に適合するか否かについて十分検討したうえで、本債券の購入判断をしていること。

以上